

# 習志野市教育委員会第3回定例会

日時:令和4年3月30日(水)13時30分

場所:市庁舎5階委員会室

日 程	審議順
1 会議録の承認	(予定)
2 報告事項	
(1) 習志野市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令の制定について	(教育総務課) 1
(2) (仮称)藤崎こども園整備基本計画について	(教育総務課) 2
(3) 令和4年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について	(学校教育課) 3
(4) 大久保東幼稚園の今後のあり方について	(学校教育課) 4
(5) 令和3年度3学期いじめアンケート集計結果と考察について	(指導課) 5
(6) 令和3年度新体カテストの結果について	(指導課) 6
(7) 職員の「タブレットについてのアンケート」の結果報告について	(総合教育センター) 7
(8) 児童生徒、保護者の「タブレットについてのアンケート」の結果報告について	(総合教育センター) 8
※(9) 臨時代理の報告について (習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等(幼稚園に係る者を除く)の任免について)	(教育総務課) 19
※(10) 臨時代理の報告について (習志野市立小学校、中学校の校長及び教頭の人事異動に係る内申について)	(学校教育課) 20
※(11) 臨時代理の報告について (習志野市立幼稚園の園長及び教頭並びに習志野市教育委員会5級の指導主事(幼稚園に係る者)の任免について)	(学校教育課) 21
3 議決事項	
議案第4号 習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について	(教育総務課) 9
議案第5号 習志野市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について	(教育総務課) 10
議案第6号 習志野市教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則の制定について	(教育総務課) 11
議案第7号 習志野市立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について	(学校教育課) 12
議案第8号 習志野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について	(指導課) 13
議案第9号 習志野市入学資金の給付に関する規則の制定について	(学校教育課) 14
議案第10号 習志野市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱の一部を改正する告示の制定について	(学校教育課) 15
議案第11号 生涯学習施設改修整備計画【令和3(2021)年度改訂】の策定について	(社会教育課) 16

議案第12号 秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針の  
策定について (生涯スポーツ課) 17

4 協議事項

協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について 18  
令和4年4月27日(水)午後1時30分

5 その他

※は非公開の見込み

令和4年習志野市教育委員会第3回定例会 議案概要

【報告事項(9)ないし(11)については非公開の見込み】

報告事項(1)

習志野市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

・習志野市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令の制定について、報告するものです。

報告事項(2)

(仮称)藤崎こども園整備基本計画について

・(仮称)藤崎こども園整備基本計画について、報告するものです。

報告事項(3)

令和4年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について

・令和4年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について、報告するものです。

報告事項(4)

大久保東幼稚園の今後のあり方について

・大久保東幼稚園の今後のあり方について、報告するものです。

報告事項(5)

令和3年度3学期いじめアンケート集計結果と考察について

・令和3年度3学期いじめアンケート集計結果と考察について、報告するものです。

報告事項(6)

令和3年度新体力テストの結果について

・令和3年度新体力テストの結果について、報告するものです。

報告事項(7)

職員の「タブレットについてのアンケート」の結果報告について

・職員の「タブレットについてのアンケート」の結果について、報告するものです。

報告事項(8)

児童生徒、保護者の「タブレットについてのアンケート」の結果報告について

・児童生徒、保護者の「タブレットについてのアンケート」の結果について、報告するものです。

報告事項(9)【非公開予定】

臨時代理の報告について

(習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等(幼稚園に係る者を除く)の任免について)

・習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等(幼稚園に係る者を除く)の令和4年3月31日付け及び令和4年4月1日付けの任免について臨時代理したので、報告するものです。

報告事項(10)【非公開予定】

臨時代理の報告について

(習志野市立小学校、中学校の校長及び教頭の人事異動に係る内申について)

・習志野市立小学校、中学校の校長及び教頭の令和4年4月1日付け人事異動に係る内申について臨時代理したので、報告するものです。

報告事項(11)【非公開予定】

臨時代理の報告について

(習志野市立幼稚園の園長及び教頭並びに習志野市教育委員会5級の指導主事(幼稚園に係る者)の任免について)

・習志野市立幼稚園の園長及び教頭並びに習志野市教育委員会5級の指導主事(幼稚園に係る者)の令和4年3月31日付け及び令和4年4月1日付けの任免について臨時代理したので、報告するものです。

#### 議案第4号

##### 習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

・令和4年4月1日より、入学資金の給付制度が開始されることから、学校教育課の事務分掌を改正し、また、指導課及び社会教育課の事務分掌について、実務に合わせて明確にするため、記載内容について併せて改正するものです。

#### 議案第5号

##### 習志野市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について

・国(総務省)において、行政手続きにおける押印の見直しを要請されたことに伴い、改正し、また、傍聴する際の注意事項等を明確にするため、併せて改正するものです。

#### 議案第6号

##### 習志野市教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

・国(総務省)において、行政手続きにおける押印の見直しを要請されたことに伴い、改正するものです。

#### 議案第7号

##### 習志野市立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

・民法が改正され、成年年齢が引き下げられることに伴い、改正するものです。

#### 議案第8号

##### 習志野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

・民法が改正され、成年年齢が引き下げられることに伴い、改正するものです。

#### 議案第9号

##### 習志野市入学資金の給付に関する規則の制定について

・現行の習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給に関する規則を廃止し、新たに高等学校等入学に係る費用の一部を給付し、支援を行うことで、教育の機会均等を図ることを目的とした習志野市入学資金の給付に関する規則を制定するものです。

#### 議案第10号

##### 習志野市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱の一部を改正する規則の制定について

・オンライン学習通信費の給付開始に伴い、習志野市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱の一部を改正するものです。

#### 議案第11号

##### 生涯学習施設改修整備計画【令和3(2021)年度改訂】の策定について

・生涯学習施設改修整備計画を別記のとおり改正するものです。

#### 議案第12号

##### 秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針の策定について

・秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針を策定するものです。

令和4年3月30日(水)  
習志野市教育委員会第3回定例会 追加議案

日 程	審議順 (予定)
1 報告事項	
※(12) 臨時代理の報告について (習志野市立習志野高等学校の校長の任免について)	(学校教育課) 22
2 議決事項	
議案第13号 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する 規則の制定について	(教育総務課) 18

※は非公開の見込み

令和4年習志野市教育委員会第3回定例会 追加議案概要

【報告事項(12)については非公開の見込み】

報告事項(12)【非公開予定】

臨時代理の報告について

(習志野市立習志野高等学校の校長の任免について)

・習志野市立習志野高等学校の校長の令和4年3月31日付け及び令和4年4月1日付けの任免について臨時代理したので、報告するものです。

議案第13号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について

・療養休暇を取得し、又は休職していた職員が職場復帰する際の支援のため医師の診断により短時間勤務が必要とされた場合において、職務専念義務を免除するため、改正するものです。

報告事項(1)

習志野市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

習志野市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令を、別紙のとおり定めたので報告する。

令和4年3月30日報告

習志野市教育委員会  
教育長 小 熊 隆

習志野市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月18日

習志野市教育委員会

教育長 小 熊



習志野市教育委員会教育長訓令甲第1号

教育委員会事務局  
教育機関等  
公立学校

習志野市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令

習志野市教育委員会決裁規程(平成10年教育長訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第7条中「係長」の次に「(課長が特に認めるときは、係長以外の者)」を加える。

第8条中「指名する係長」の次に「又は当該教育機関等の長が指名する職員」を加え、同条ただし書を削る。

別表学校教育課の項部長専決事項の欄に次の1号を加える。

3 特別支援教育に係る就学奨励費の支弁区分の決定に関する事。

別表学校教育課の項課長専決事項の欄に次の3号を加える。

8 要保護及び準要保護児童生徒援助費の給付に関する事。

9 特別支援教育に係る就学奨励費の給付に関する事。(部長専決事項に係るものを除く。)

10 入学資金給付事業に関する事。

別表指導課の項課長専決事項の欄に次の1号を加える。

13 学校運営協議会の運営に関する事。

別表社会教育課の項課長専決事項の欄中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

10 放課後子供教室の運営に関する事。

11 地域学校協働本部の運営に関する事。

別表図書館の項部長専決事項の欄に次の1号を加える。

1 蔵書点検に伴う臨時休館に関する事。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。



習志野市教育委員会決裁規程（平成10年教育長訓令第2号）新旧対照表

現行		改正後（案）		
<p>(課長代決者)</p> <p>第7条 課長の決裁を受けるべき事務について課長が不在のときは、課長の指名する係長が、当該課長のあらかじめ指定する事務について代決する。</p> <p>(教育機関等の長の代決者)</p> <p>第8条 教育機関等の長の決裁を受けるべき事務について教育機関等の長が不在のときは、当該教育機関等の長があらかじめ指定する事務について代決する。ただし、係長が置かれていない教育機関等にあつては、<u>教育機関等の長が指名する者が代決することができる。</u></p>		<p>(課長代決者)</p> <p>第7条 課長の決裁を受けるべき事務について課長が不在のときは、課長の指名する係長（<u>課長が特に認めるときは、係長以外の者</u>）が、当該課長のあらかじめ指定する事務について代決する。</p> <p>(教育機関等の長の代決者)</p> <p>第8条 教育機関等の長の決裁を受けるべき事務について教育機関等の長が不在のときは、<u>当該教育機関等の長が指名する係長又は当該教育機関等の長が指名する職員が、当該教育機関等の長があらかじめ指定する事務について代決する。</u></p>		
別表（第11条）		別表（第11条）		
区分	副教育長専決事項	部長専決事項	次長専決事項	課長専決事項
学校 教育 課	1 略	1～2 略 3 特別支援教育に係る就学奨励費の支弁区分の決定に関すること。	1～2 略 3 特別支援教育に係る就学奨励費の支弁区分の決定に関すること。	1～7 略 8 要保護及び 準要保護児童 生徒奨励費の 給付に関する こと。 9 特別支援教 育に係る就学 奨励費の給付 に関すること (部長専決事



図書館	追加	1 略	図書館	1 蔵書点検に伴う臨時休館に関すること。	1 略	営に関すること。
-----	----	-----	-----	----------------------	-----	----------

報告事項(2)

(仮称)藤崎こども園整備基本計画について

(仮称)藤崎こども園整備基本計画について、別紙のとおり報告する。

令和4年3月30日報告

習志野市教育委員会  
教育長 小 熊 隆

## (仮称)藤崎こども園整備基本計画について

「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」において、第五中学校区に整備するこども園については、藤崎幼稚園に保育機能を加え、(仮称)藤崎こども園を整備する計画となっており、令和3年度より設計業務に取り組んでおります。

こども園の整備位置については、藤崎小学校の学級数の推計や通学・通園時の安全面などを考慮し、現在の小学校のプール敷地に新たなこども園の園舎・園庭を整備し、児童送迎用の駐車場については旧藤崎児童会の敷地に整備する方針で、別添資料のとおり基本計画を取りまとめました。

今後、本基本計画を基に小学校・幼稚園の保護者や地域の皆様に向けた説明会を実施して意見を伺い、基本設計・実施設計の策定に取り組んでまいります。

### 1. 基本計画における(仮称)藤崎こども園の概要

○敷地面積:2,290㎡(現在の小学校プール用地、送迎用駐車場面積は含めず)

○延べ面積:2,099㎡(3階建て・耐火建築物)

○配置図および平面図:別添「(仮称)藤崎こども園整備基本計画(概要版)」を参照

○(仮称)藤崎こども園の年齢別定員(予定) (単位:人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
短時間児				30	30	30	90
長時間児	8	20	24	30	30	30	142
計	8	20	24	60	60	60	232

### 2. こども園整備における今後のスケジュール(予定)

令和4年度	基本設計・実施設計策定
令和5年度	プール解体工事・こども園舎新築工事
令和6年度	こども園舎 新築工事 (令和5年度より継続)
令和7年度	こども園 開園

# (仮称)藤崎こども園 整備基本計画(概要版) 園舎・園庭配置プラン

## 敷地概要

住居表示 : 習志野市藤崎四丁目20番以下未定 (現藤崎小学校プール敷地) 道路斜線 : 勾配1.25 (北側斜線 5m+勾配1.25)

都市計画区域 : 都市計画区域 隣地斜線 : 指定なし

区域区分 : 第一種低層住居専用地域 日影規制 : 1.5m 4時間-2.5時間

敷地面積 : 約2,396㎡  
 ・現小学校プール用地のみの面積  
 ・境界未確定の為、暫定の面積  
 ・開発行為に伴う道路幅員予定部の面積含む  
 ・駐車場予定地は、約321㎡

許容建蔽率 : 60% (50% + 角地緩和10%) 防火地域 : 防火指定なし

許容容積率 : 100% その他 :  
 ・絶対高さ 10m  
 ・22条指定区域 (5.46m)  
 ・接道 北西側道路 (5.46m)  
 北東側道路 (5.46m)  
 南西側道路 (6.00m)

## 建物概要

主要用途 : 児童福祉施設等  
 幼保連携型認定こども園+こどもセンター

構造・規模 : 未定 (RC造・地上3階建て想定)

建築面積 : 1099.48 ㎡

延床面積 : 2099.45 ㎡

施設内容  
 ・幼保連携型認定こども園 : 定員232人

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
長時間児	8人	20人	24人	30人	30人	30人	142人
短時間児	—	—	—	30人	30人	30人	90人
計	8人	20人	24人	60人	60人	60人	232人

## 各階面積表・階構成

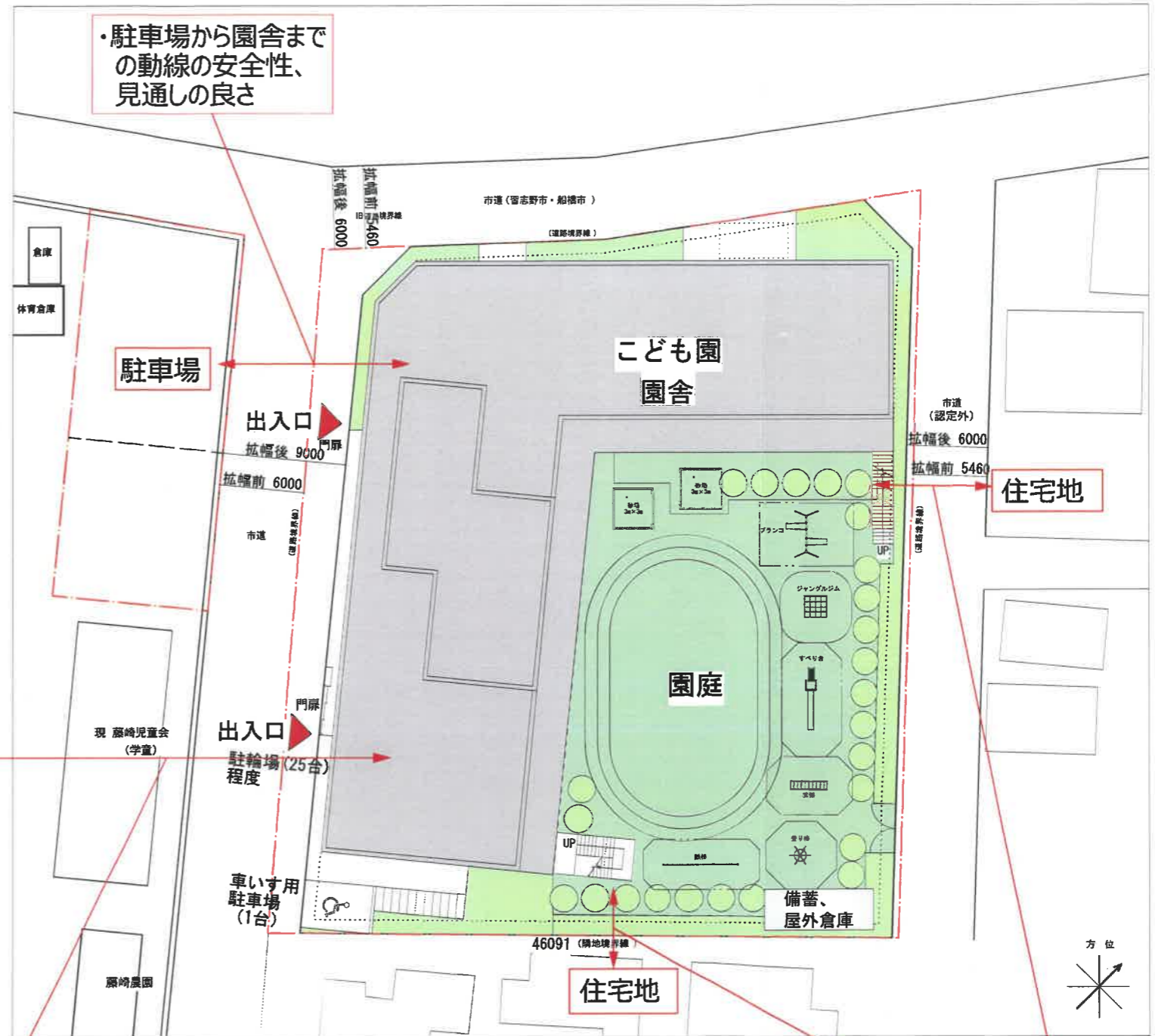
階	管理室	遊戯室	保育室	こどもセンター	管理室	保育室	計	法定延面積
3階	管理室						3階	183.23 ㎡
2階		遊戯室	保育室				2階	1009.83 ㎡
1階				こどもセンター	管理室	保育室	1階	906.39 ㎡
							計	2099.45 ㎡

— 特記事項 —  
 ・所管行政及び消防などの協議・指導により計画内容が変更となる場合があります。

## 周辺案内図



※ 建物形状は、令和4年1月時点のものになります。  
 今後建物形状については変更になる場合があります。



・駐車場から園舎までの動線の安全性、見通しの良さ

藤崎小学校

・小学校の校庭との視覚的、動線的繋がり (運動会、災害時の避難など)

・騒音対策  
 ・視線対策  
 ・臭気対策  
 ・建物の圧迫観  
 ・日影の影響

(仮称)藤崎こども園 整備基本計画(概要版) ゾーニング・単線プラン

1. 計画概要

項目	基準値	現状プラン
敷地面積		2396㎡
道路セットバック後敷地面積		2290㎡
建築面積	1374㎡	1099㎡
延べ面積	2290㎡	2099㎡
園庭面積	719㎡	883㎡(乳児庭含)
緑化面積	281㎡	237㎡
建蔽率	(角地緩和含む) 60%	47.99%
容積率	100%	91.66%
緑化率	20%	16.82%

①採光条件について

園庭が東側にあり、午前中は採光条件が良い。

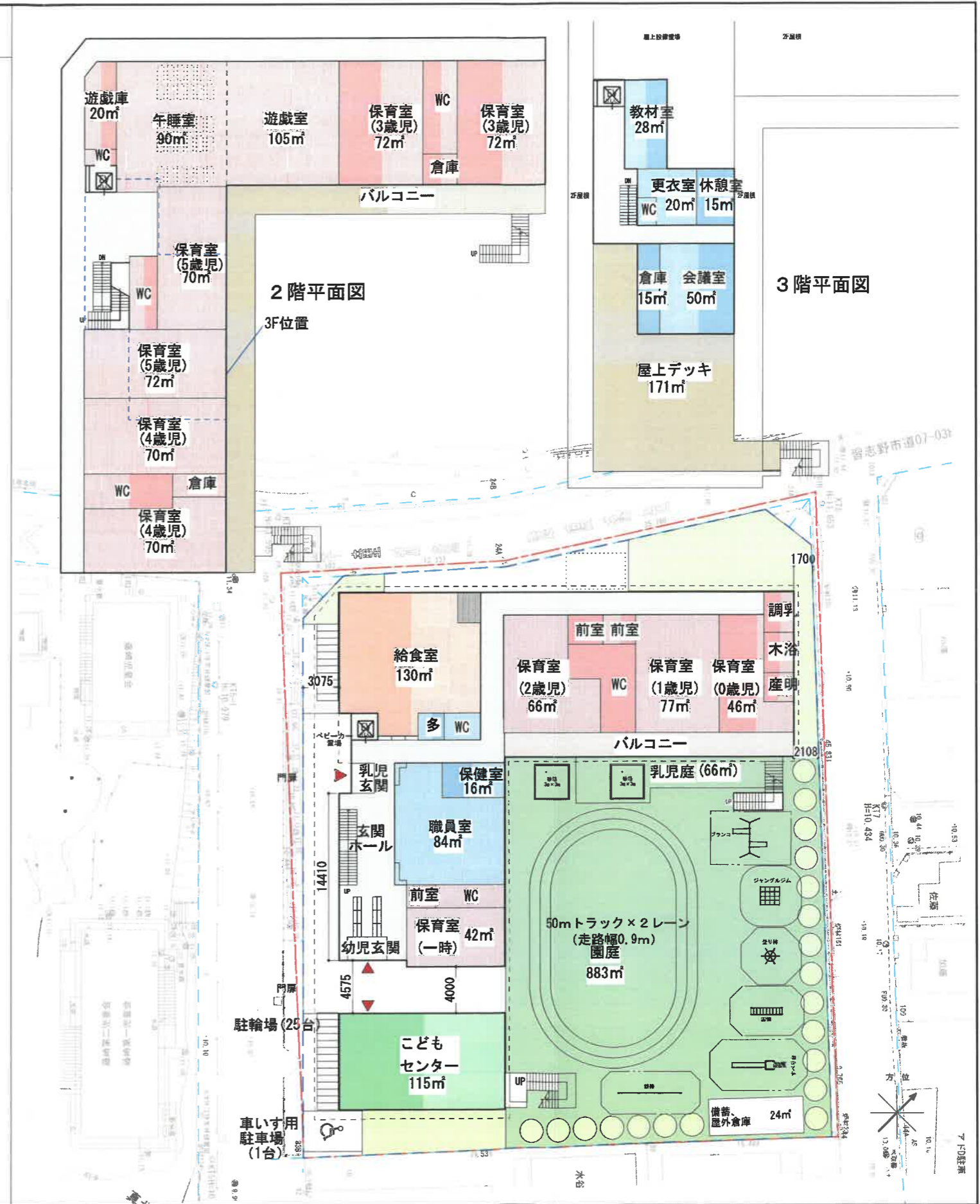
②施工上

南東に搬出入のためのスペースを開けることが可能。

③周辺環境への影響

比較的、住宅地への日影の影響は小さい。

東側道路に面してエントランスが有るため、夜間の明るさ確保や防犯性に有利。



報告事項(3)

令和4年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について

令和4年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について、別紙のとおり報告する。

令和4年3月30日報告

習志野市教育委員会  
教育長 小 熊 隆



# 令和4年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について

## 1 一般入学者選抜

志願倍率（2月10日） （単位：人）

	定員	志願者	市内生	市内生割合 （%）	倍率 （倍）
普通科	240	308	65	21.1	1.28
商業科	80	110	11	10.0	1.38

志願確定倍率（2月18日） （単位：人）

	定員	志願者	市内生	市内生割合 （%）	倍率 （倍）	合格者	市内生	市内生割合 （%）
普通科	240	304	64	21.1	1.27	240	53	22.1
商業科	80	110	11	10.0	1.38	80	9	11.3

※公立全日制の課程の志願確定倍率：1.11倍（令和3年度選抜：1.08倍）

※追検査（3月3日）受検者1人

## 2 志願倍率（平成30年度～令和4年度） （単位：倍）

	前期		後期	
	普通科	商業科	普通科	商業科
平成30年度	1.69	1.80	1.24	2.38
平成31年度	1.83	1.77	1.21	1.63
令和2年度	1.70	1.77	1.14	2.00
令和3年度	1.11	1.33	/	/
令和4年度	1.27	1.38	/	/

## 3 市内生の状況（平成30年度～令和4年度） （単位：人）

	普通科			商業科		
	受検者数	合格者数	市内生割合 （%）	受検者数	合格者数	市内生割合 （%）
平成30年度	54	54	22.5	12	6	7.3
平成31年度	81	60	25.0	4	4	5.0
令和2年度	74	62	25.8	14	8	10.0
令和3年度	59	57	23.8	6	5	6.3
令和4年度	64	53	22.1	11	9	11.3

※%は小数第2位を四捨五入

報告事項(4)

大久保東幼稚園の今後のあり方について

大久保東幼稚園の今後のあり方について、別紙のとおり報告する。

令和4年3月30日報告

習志野市教育委員会  
教育長 小 熊 隆

## 大久保東幼稚園の今後のあり方について

### 1. これまでの経過

「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」では、「集団教育の観点から、将来的に4歳児、5歳児ともに児童数が10人以下となることが見込まれた場合、同一中学校区のこども園との統合を検討する。」としております。

令和3年度の児童数が4歳児、5歳児ともに10人以下となったことから、庁内での検討を開始し、令和3年4月から大久保東幼稚園の保護者との意見交換を実施し、今後のスケジュールや、統合先である大久保こども園の受入状況など、様々な課題について検討を進めました。

また、令和4年度の児童数についても、4歳児、5歳児ともに10人以下となる見込みとなり、令和5年度以降の推計においても、大幅な増加が見込まれないことから、保護者との協議が整った再編計画案について、令和3年教育委員会第12回定例会において協議を行いました。

その後、庁議における庁内での承認等の事務手続きを経て、再編計画を決定し、市議会議員に対する重要事項説明を行いました。

令和3年4月28日(水)	大久保東幼稚園保護者への説明会
令和3年6月～11月	大久保東幼稚園PTA役員との意見交換会(4回)
令和3年11月10日(水)	大久保東幼稚園保護者への説明会
令和3年12月5日(日)	大久保・泉・本大久保・新栄地区まちづくり会議
令和3年12月20日(月)	令和3年教育委員会第12回定例会(協議)
令和4年1月24日(月)	庁議
令和4年2月9日(水)	市議会重要事項説明

### 2. 今後のスケジュール

今後、児童数の大幅な増加など、現状と大きな状況の変化が生じた場合には、計画を見直す場合もありますが、今後入園を検討する保護者が戸惑うことがないように、早期に周知を図ります。

具体的には、令和6年度まで園児募集を継続し、令和7年度以降の園児募集はしないこと、令和6年度に入園した4歳児については、令和7年度に大久保こども園に転園することについて、広報、ホームページ等で周知を図ります。

令和4年4月1日(金)	広報、ホームページで周知(今後の募集予定)
令和4年8月	教育委員会定例会(議案:令和5年度園児募集要項)
令和4年10月	令和5年度園児募集
令和5年8月	教育委員会定例会(議案:令和6年度園児募集要項)
令和5年10月	令和6年度園児募集
令和6年10月	教育委員会定例会(議案:幼稚園設置管理条例改正)
令和6年12月	市議会(議案:幼稚園設置管理条例改正)
令和7年2月	教育委員会定例会(議案:幼稚園管理規則改正)
令和7年3月	大久保東幼稚園閉園

報告事項(5)

令和3年度3学期いじめアンケート集計結果と考察について

令和3年度3学期いじめアンケート集計結果と考察について、別紙のとおり報告する。

令和4年3月30日報告

習志野市教育委員会  
教育長 小 熊 隆

# 令和3年度 3学期いじめアンケート集計結果と考察【概要版】

(調査期間:令和4年1月末~2月初旬)

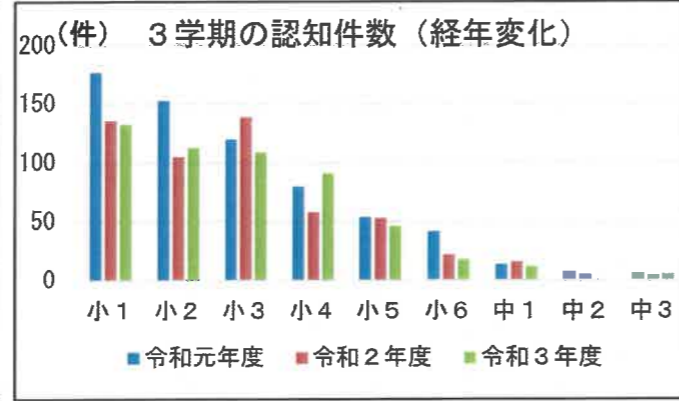
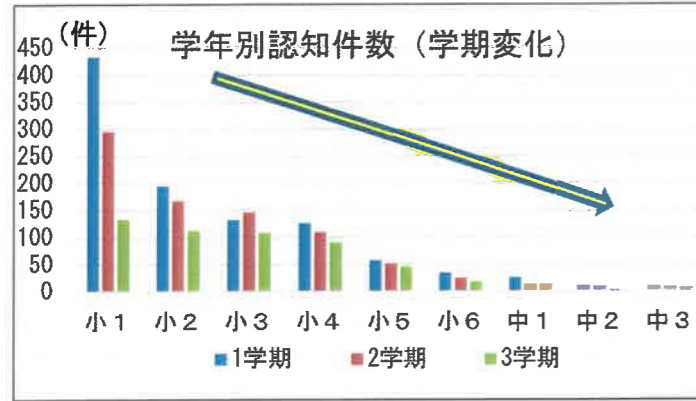
## 1. 本市のいじめの状況と分析等

### (1) 3学期いじめ認知件数(資料1)

①2学期と比べ減少

〈理由〉学級等における相互理解が進んだと考えられる

②学年が上がるにつれて減少

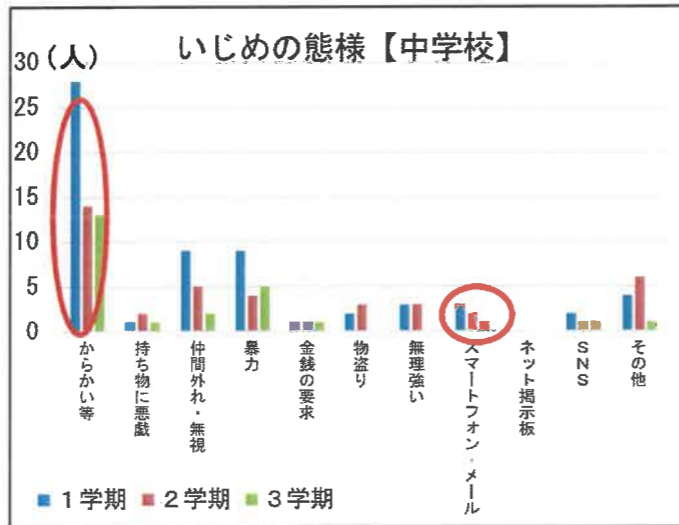
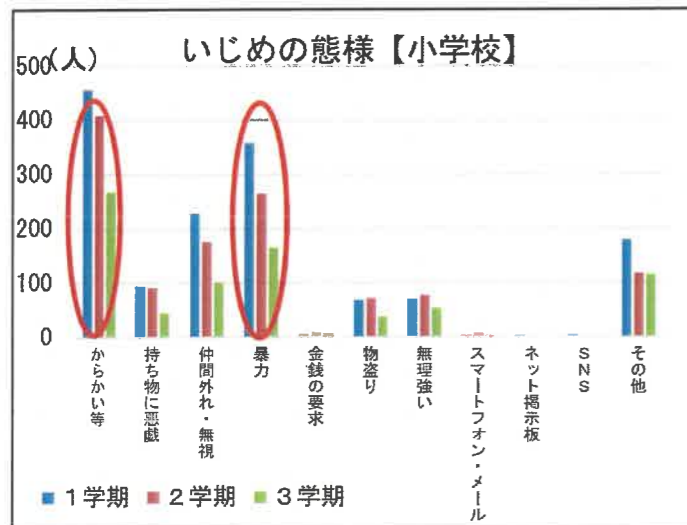


### (2) いじめの内容(資料2・3)

①「からかいや悪口等」:1番多い

②「暴力」:2番目に多い態様

③「スマートフォンやインターネットを介した SNS 等」:件数は比較的少ないが注視が必要



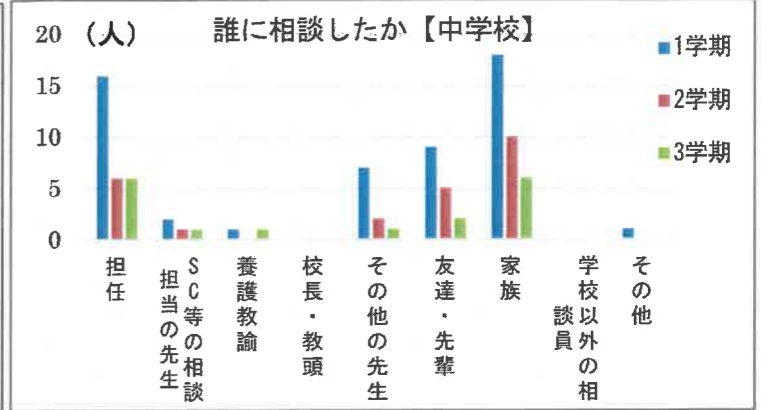
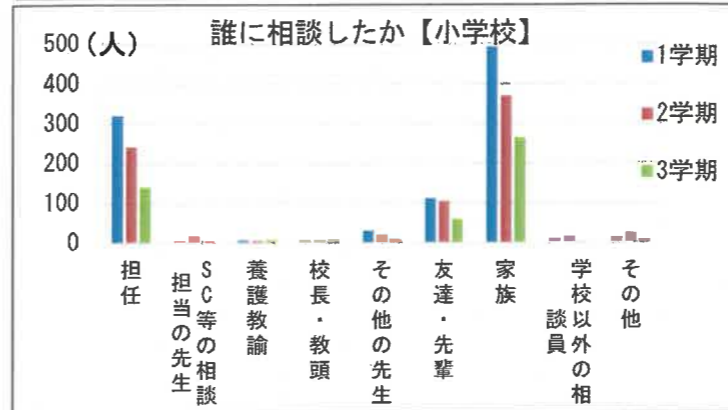
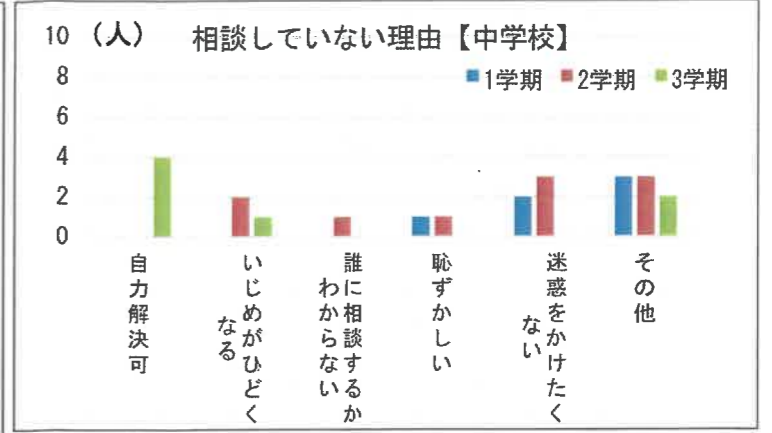
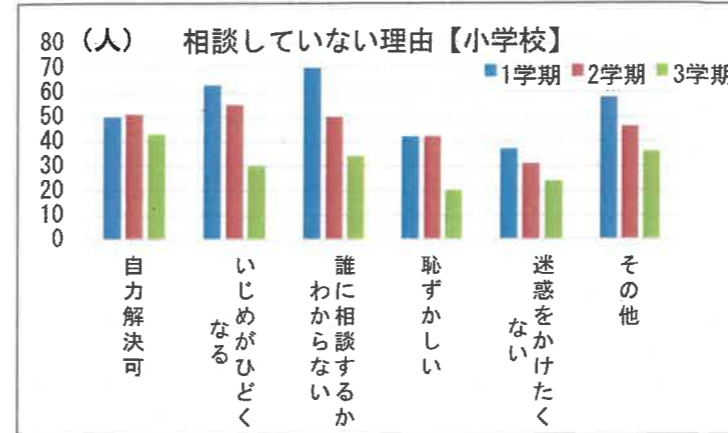
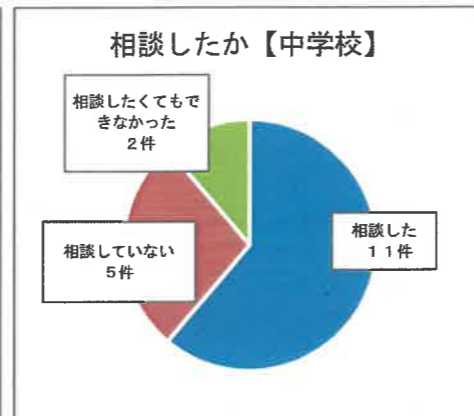
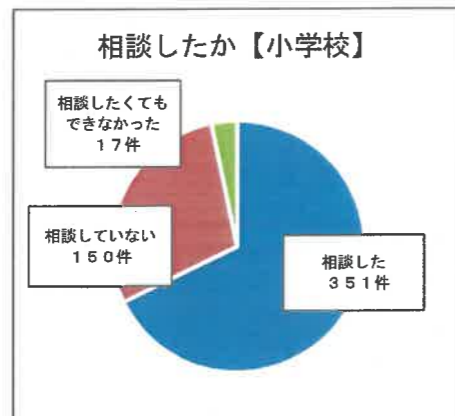
### (3) 相談について(資料4・5・6)

①小学生で32%(167件)、中学生で39%(7件)「相談していない」「相談したくてもできなかった」と回答。→変わらず一定数いる

②「誰に相談してよいかわからない」割合:割合変化なし

③「自力解決可」「ひどくなる」←いじめは複数職員で対応する姿勢を示す必要がある。

④SCや養護教諭と触れ合う時間を設定し、担任以外の相談相手を身近に感じさせる必要がある。

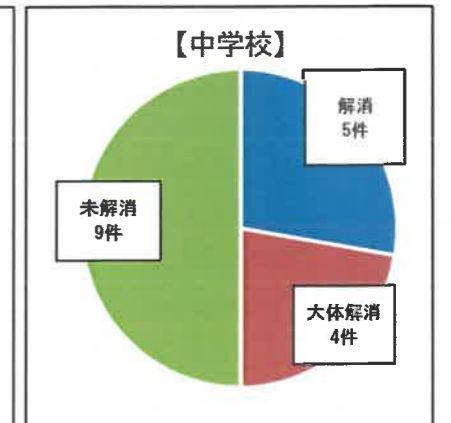
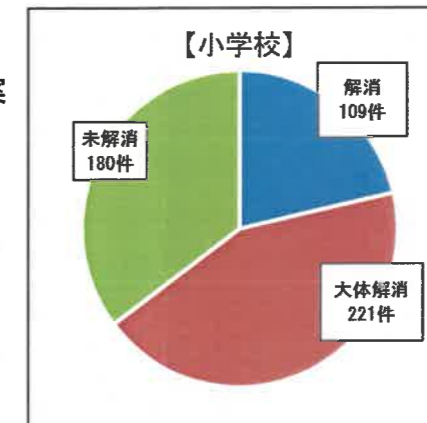


### (4) いじめの解消状況(資料7)

①アンケート回答時点で解消していない事案は小学校35%、中学校50%ある。→迅速な対応と丁寧な初期対応が必須。

②前学期の事案は継続指導により小学校で6%、中学校で18%まで減少。

→確実な解消までの継続指導と新年度への引継ぎ・環境整備の徹底



## 2. 本市の課題

- ①「相談していない」「相談する相手がわからない」児童生徒が、依然として一定数存在する。
- ②いじめの態様として「からかいや悪口」がどの学年でも多く、低年齢での「暴力」が多い。
- ③継続事案(未解消)が少なからずある。

## 3. 今後の取組

### 【教育委員会の取組】

- ①各種相談窓口の活用に伴う、関係機関との連携促進。
- ②個別の教育相談・SOS出し方教育・SCの活用法について年度当初の実施を推進。
- ③各校の「いじめ防止基本方針」の見直しと改善案の提示。

### 【学校の取組】

- ①教育相談の教育課程への位置づけ。SCや養護教諭との接点を持つ活動の実践。
- ②迅速で丁寧な初期対応(保護者と情報共有)。管理職による校内組織立ち上げの判断。
- ③児童生徒が主体の啓発活動の実施と傍観者にならない環境づくり。

# 令和3年度 3学期いじめアンケート

## 集計結果と考察

### 1 「習志野市いじめアンケート」の概要

#### (1) 目的

- ①市内の全ての市立小・中学校に通う児童生徒に、確実にいじめアンケートを実施することにより、各学校が定期的に自校のいじめの実態把握をして、いじめの早期発見、問題への迅速な対応、さらには未然防止に生かす。
- ②教育委員会が、いじめアンケートの集計結果より、市内の小・中学校のいじめの実態を把握し、対応及びいじめ問題対策委員会等、関係機関との連携に生かす。

#### (2) 本アンケートの生かし方

- ①各学校は、アンケートで認知したいじめについて、事実確認、いじめられた児童生徒への支援、いじめた児童生徒への指導、該当児童生徒の保護者への連絡等を行い、いじめ問題の解決を図る。
- ②教育委員会は、集計結果について市内の市立小・中学校のいじめの問題の傾向を分析、考察し、今後の指導事項、配慮事項をまとめて、各学校へ伝達するとともに各関係機関へ情報提供を行い連携等に生かす。

#### (3) アンケート実施上の配慮事項

- ①記名式アンケート実施にあたっては、小・中学生ともに家庭に持ち帰って実施する。小学生においては、学校で記入後自宅に持ち帰る等、児童や学校の実態に合わせて実施する。児童生徒が他者の目を気にせずに記入できるようにするとともに、保護者がアンケートの内容を確認できるように実施する。
- ②「いじめられた」と回答した児童生徒には、担任がアンケート実施後に、丁寧に個別の聴き取り調査を行い、児童生徒が精神的な苦痛を感じているものは、全ていじめと認知し、管理職に報告する。
- ③無記名式アンケートについては、記名式アンケート実施後、ある程度の日数をおいて、学校で実施をする。このことにより、いじめの解消を確認するとともに、記名式に書けなかった内容を把握する。
- ④アンケートの実施は年3回、教育委員会への報告期限を6月末、11月末、2月末とする。
- ⑤各学校において、アンケート用紙及び付属の資料等を含め、全てを5年間保管する。

#### (4) 令和3年度実施にかかる改善点

- ①低学年は何がいじめかわからない実態があるので、質問事項をより具体的なものにした。

### 2 アンケート集計結果と考察について

令和3年度3学期いじめアンケート実施状況 対象:小学校9,066人・中学校4,069人

項目 校種	記名式アンケート		無記名式アンケート	
	回収数	回収率	回収数	回収率
小学校	8,966	98.9%	8,706	96.0%
中学校	4,025	98.9%	3,564	87.6%

実施期間:令和4年1月末～2月初め

いじめアンケートが未実施である児童生徒の主な理由

- ・感染症予防のため出校停止
- ・一時帰国
- ・不登校、長欠
- ・入院
- ・家庭の事情
- ・病気療養中
- ・一時保護

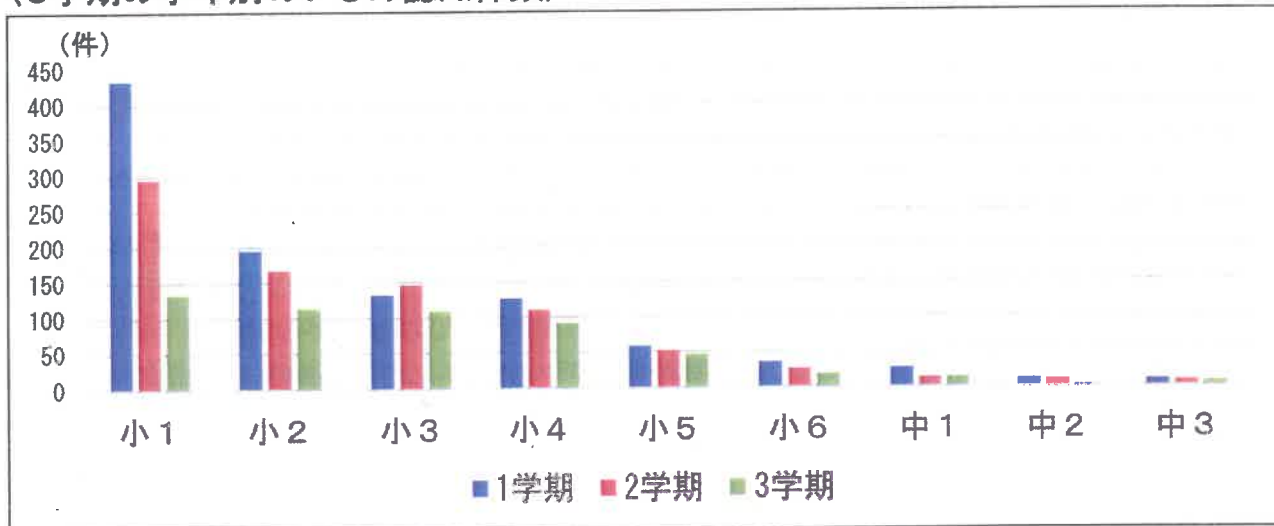
【資料1】

学年別のいじめ認知件数(記名式アンケートより)

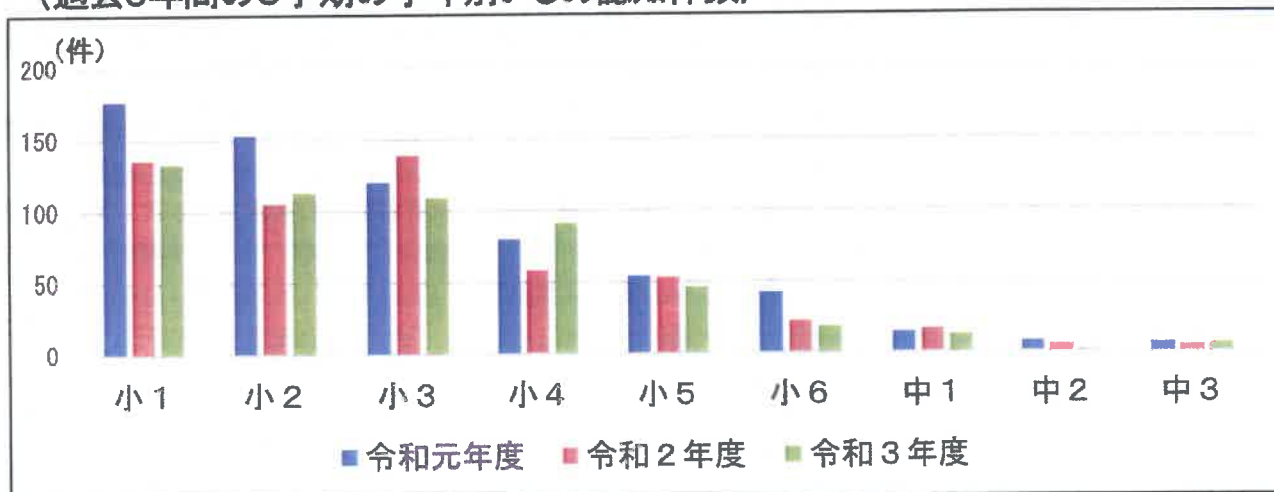
(件)

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小学計	中1	中2	中3	中学計
在籍数	1,511	1,502	1,515	1,569	1,453	1,516	9,066	1,365	1,356	1,348	4,069
男子件数	73	63	67	58	27	14	302	7	0	4	11
女子件数	60	50	42	33	19	4	208	5	1	1	7
合計件数	133	113	109	91	46	18	510	12	1	5	18

〈3学期の学年別のいじめ認知件数〉



〈過去3年間の3学期の学年別いじめ認知件数〉



【結果】

- ①いじめの認知件数は小学1年生が最も多く、学年が上がるにつれて減少する傾向がある。
- ②2学期と比べるとどの学年でも減少し、特に小学1年生で大きく減少している。
- ③過去3年間の3学期の学年別認知件数については、令和元年度よりは、全体的には減少しているものの、令和2年度に比べて増加した学年もある。

【考察】

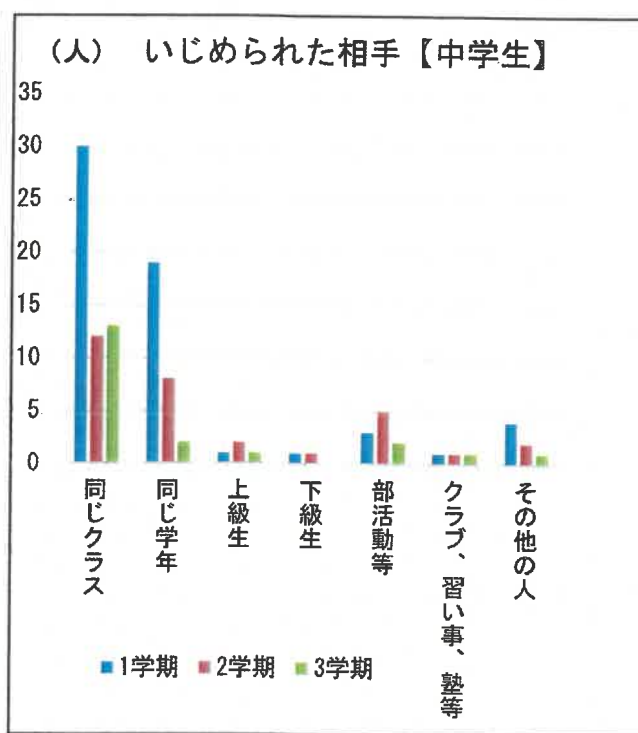
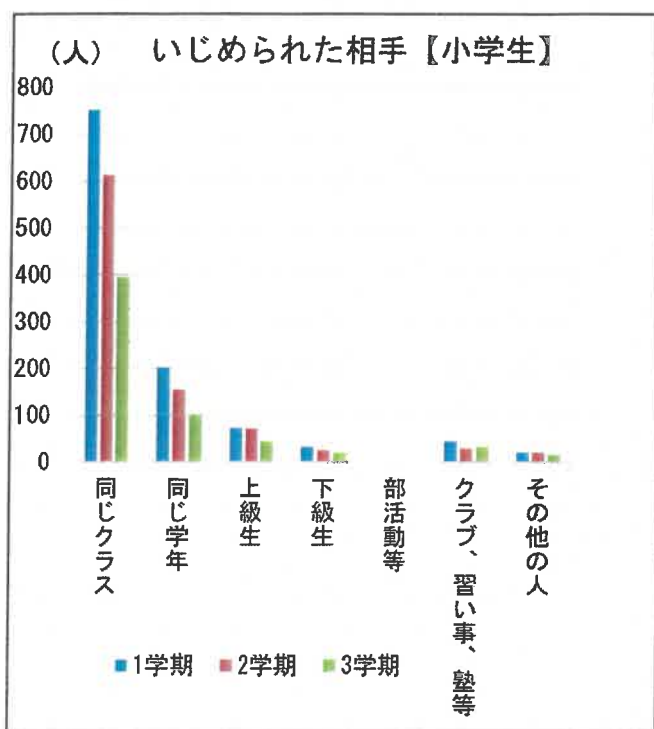
- ①月日を追うごとに児童生徒同士の関係構築が図られてきていることが伺える。
- ②2学期と同様に経年変化としては、3学期も減少傾向にあるが、些細な変化を見逃さないようにしたい。

## 【資料2】

### いじめられた相手

(人、複数回答可)

内容	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計	中1	中2	中3	計
同じクラス	106	80	81	78	34	16	395	8	1	4	13
同じ学年	26	27	18	11	15	4	101	2	0	0	2
上級生	15	11	9	6	3	0	44	1	0	0	1
下級生	4	6	4	3	2	0	19	0	0	0	0
部活動等								2	0	0	2
クラブ、習い事、塾等	5	8	10	6	2	1	32	1	0	0	1
その他の人	3	4	4	3	1	0	15	0	0	1	1



## 【結果】

- ①いじめられた相手は、同じクラスが最も多く、続いて同じ学年となっているのは1・2学期と変わらない。学期が進むにつれて件数は減少している。
- ②「その他」の内容は、小学生では「不明」「知らない大人」「兄弟姉妹」、中学生では「インターネット上の相手」という回答があった。

## 【考察】

- ①身近にいる人から被害を受けるケースが多いことは変わらない。特別活動や道德等を通じて人の関わり方を学ばせていくことを継続する。
- ②児童生徒が学級担任だけでなく、身近な学年職員等とも相談しやすくするために、日ごろから複数の職員と関われる校内体制を持つ必要がある。

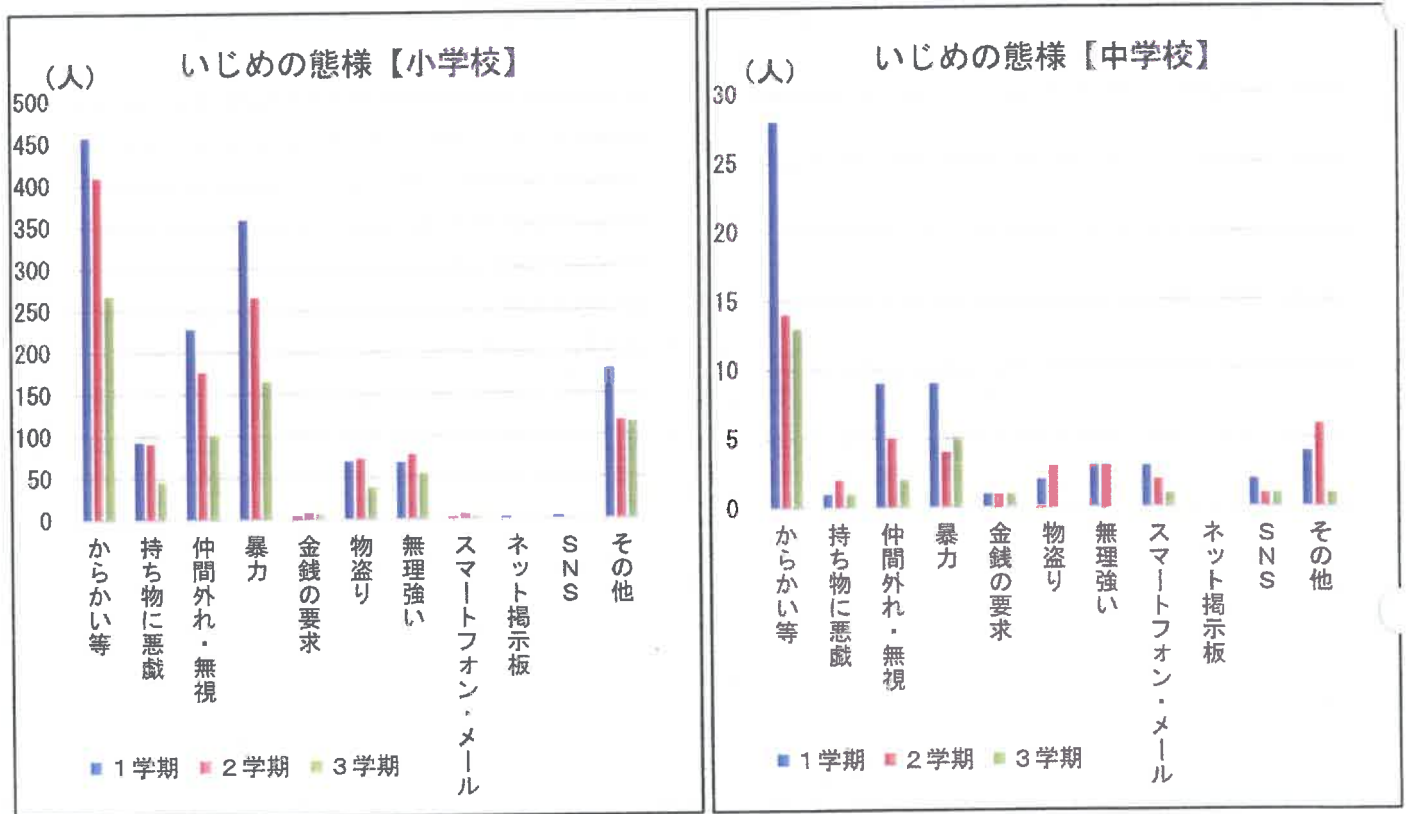


### 【資料3】

#### いじめの態様

(人、複数回答可)

態様	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計	中1	中2	中3	計
からかい等	52	58	55	52	35	16	268	8	1	4	13
持ち物に悪戯	12	9	12	8	4	0	45	1	0	0	1
仲間外れ・無視	26	16	19	20	15	5	101	2	0	0	2
暴力	33	28	41	40	18	5	165	5	0	0	5
金銭の要求	2	1	0	3	0	0	6	1	0	0	1
物盗り	12	7	8	6	4	1	38	0	0	0	0
無理強い	10	8	18	14	4	0	54	0	0	0	0
スマートフォン・メール	0	0	0	0	2	1	3	0	0	1	1
ネット掲示板	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
SNS	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
その他	40	27	23	16	7	2	115	1	0	0	1



#### 【結果】

- いじめの態様については、小・中学校ともに、「からかい等」の次に「暴力」が多い。「SNS」や「スマートフォン・メール」については、件数は少ないが増加が予想される。
- 「その他」の中に、「名前を馬鹿にされた」「同じサイト仲間からの暴言」「デマを流される」などといった内容があった。

#### 【考察】

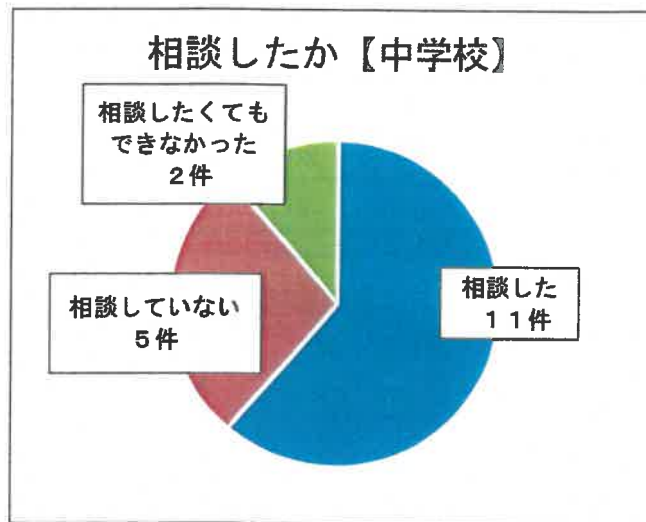
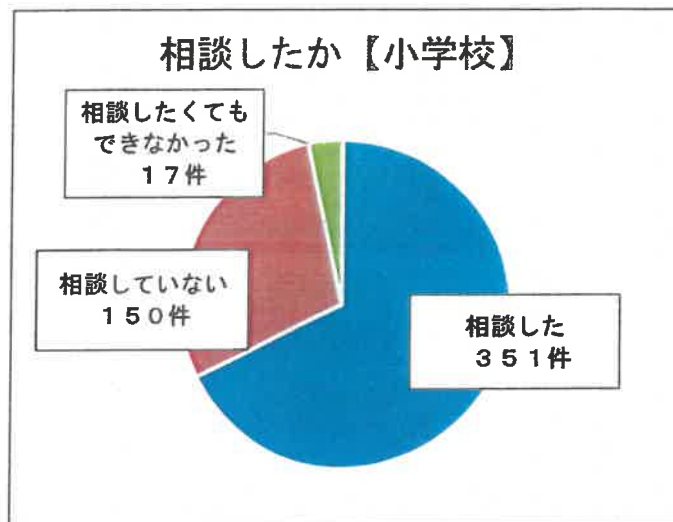
- 月日を経て人間関係が構築されても、「暴力」の件数が高い。プロレスごっこ等は指導すべきことだが、じゃれ合いと言われる日常の関わりの中で、「気持ちを伝える力」が育っていないことがうかがえる。どの発達段階にも、相手の気持ちを押し量る力を指導する必要がある。
- スマートフォンやSNSを介したいじめは、実態が掴みにくい傾向がある。情報提供があった場合には、保護者と連携して即時に事実確認をする必要がある。

**【資料4】**

**いじめられたとき誰かに相談したか**

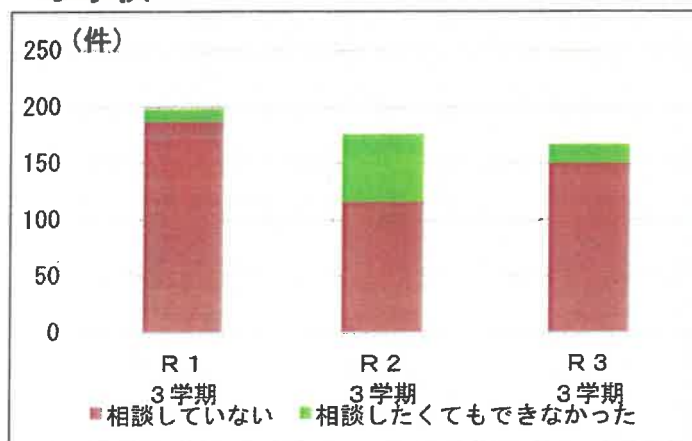
(件)

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計	中1	中2	中3	計
相談した	99	84	69	56	31	12	351	6	1	4	11
相談していない	36	28	44	27	13	2	150	5	0	0	5
相談したくてもできなかった				10	3	4	17	1	0	1	2

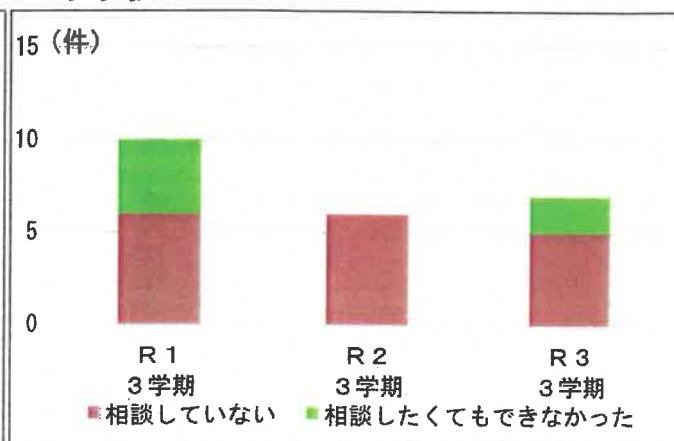


<相談していない児童生徒の過去2年との比較>

**小学校**



**中学校**



**【結果】**

- ①児童生徒が相談をしていない状況については、小学生は約32%(167件)と2学期よりやや減少した。中学生は約39%(7件)で、2学期からほぼ横ばいである。
- ②一定数の「相談していない(できなかった)」児童生徒がいる。

**【考察】**

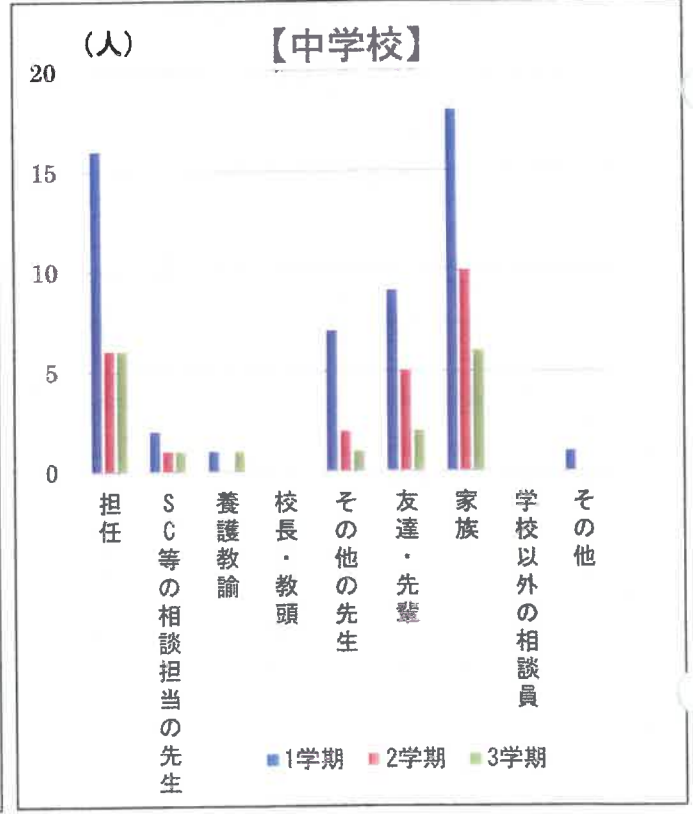
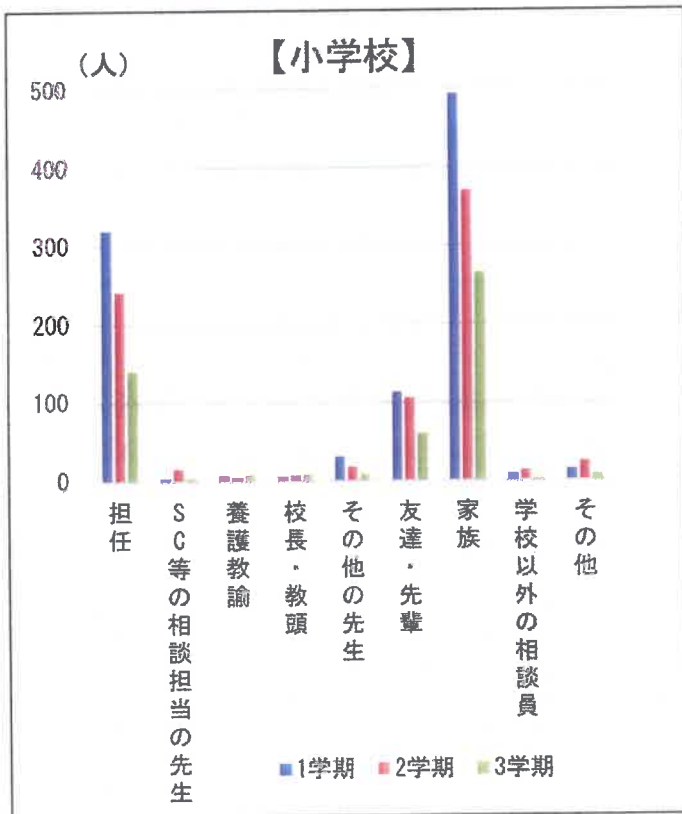
- ①関係機関への相談もあった。いじめを受けている児童生徒個々のおかれた状態で、各種相談窓口が選択できるように、多様な相談窓口の活用方法についてさらに広めていく。
- ②相談しにくいことが予想される中で、児童生徒から相談があった場合の初動について、決して遅れることがないように校内で共通理解をする必要がある。
- ③全児童生徒と個別に教育相談を行う時間を学期に1回は必ず確保し、相談できていない児童生徒への対応を図ることが必須である。

【資料5】

いじめられたとき、誰に相談をしたか

(人、複数回答可)

内容	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計	中1	中2	中3	計
担任	45	26	30	24	11	5	141	4	0	2	6
SC等の相談 担当の先生	2	1	0	1	0	0	4	0	0	1	1
養護教諭	0	0	4	1	1	2	8	0	0	1	1
校長・教頭	0	2	2	0	2	2	8	0	0	0	0
その他の先生	0	2	3	2	1	0	8	0	0	1	1
友達・先輩	15	11	15	10	7	2	60	0	0	2	2
家族	70	71	51	41	22	10	265	3	1	2	6
学校以外の 相談員	0	2	0	0	0	1	3	0	0	0	0
その他	3	3	1	1	0	0	8	0	0	0	0



【結果】

- ①相談する相手としては、小・中学校共に家族が最も多く、次に担任となっており、1・2学期と同じ傾向がみられる。
- ②SCや養護教諭への相談は、小・中学校ともに一定数見られる。

【考察】

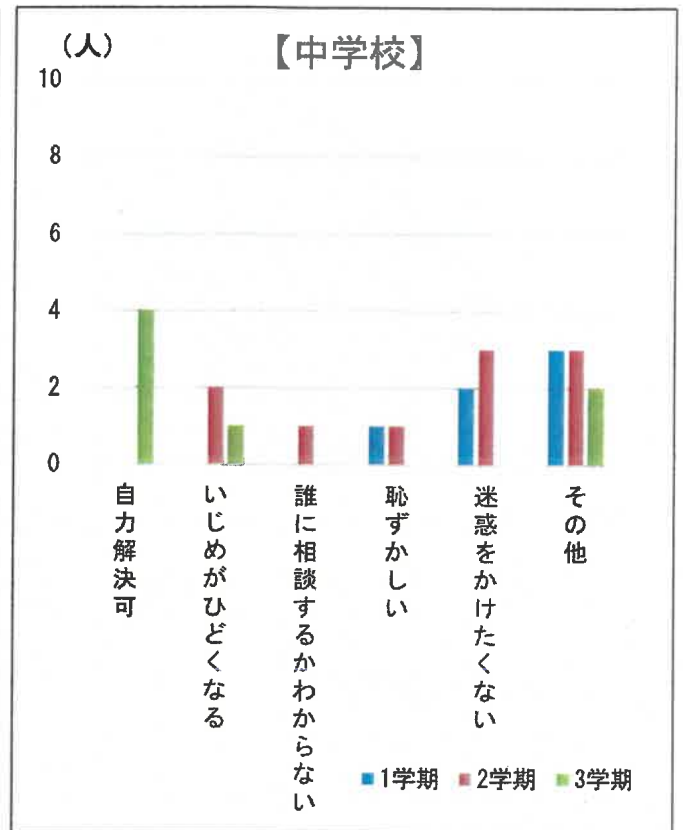
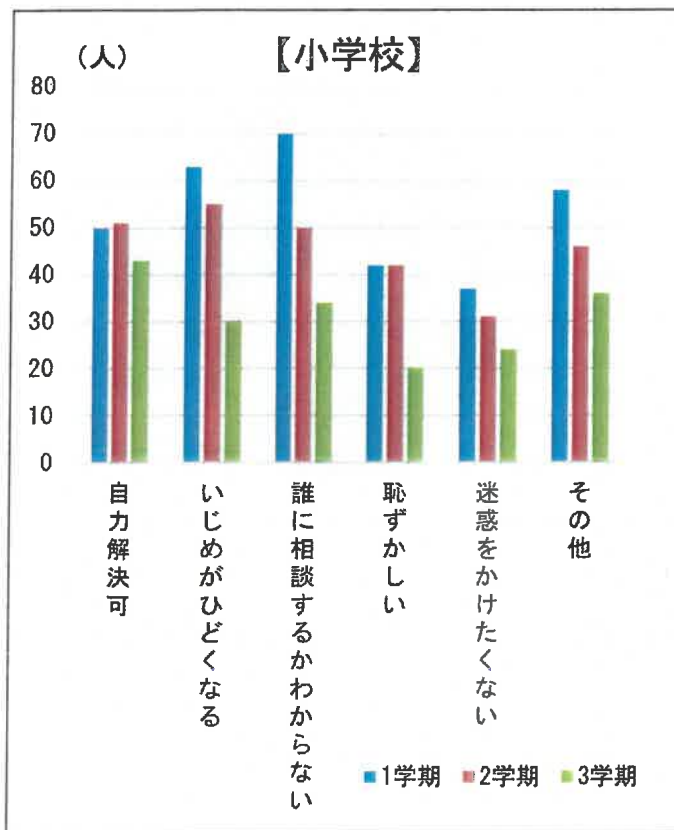
- ①家族に相談があった場合、家庭内で一定期間様子を見ていることが多く、学校に知らされたときには相当期間いじめが継続していることが予想される。家庭から相談を受けた場合には、管理職と共に組織的な対応を早急に図る必要がある。
- ②悩みごと等がない場合でも、SCや養護教諭と児童生徒が関わりを持てる取組を各校にて実践することで、必要な時に相談しやすい関係が作られると考えられる。

【資料6】

なぜ相談しなかったか(したくてもできなかったか)

(人、複数回答可)

内容	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計	中1	中2	中3	計
自力解決可	5	6	12	12	5	3	43	3	0	1	4
いじめがひどくなる	5	1	11	8	2	3	30	1	0	0	1
誰に相談するかわからない	7	5	9	11	1	1	34	0	0	0	0
恥ずかしい	3	8	6	1	1	1	20	0	0	0	0
迷惑をかけたくない	5	3	8	5	2	1	24	0	0	0	0
その他	10	8	10	3	5	0	36	2	0	0	2



【結果】

- ①小学校における「誰に相談するかわからない」から相談しなかった件数については、件数は減っているものの割合は2学期と同様である(約18%)。
- ②相談しなかった(できなかった)理由として、小・中学生ともに「自力解決可」という回答が多い。
- ③中学校の「その他」の内容は、「相談しても解決しないから」、「騒ぎを大きくしたくない」「気がする程度だから」という回答があった。

【考察】

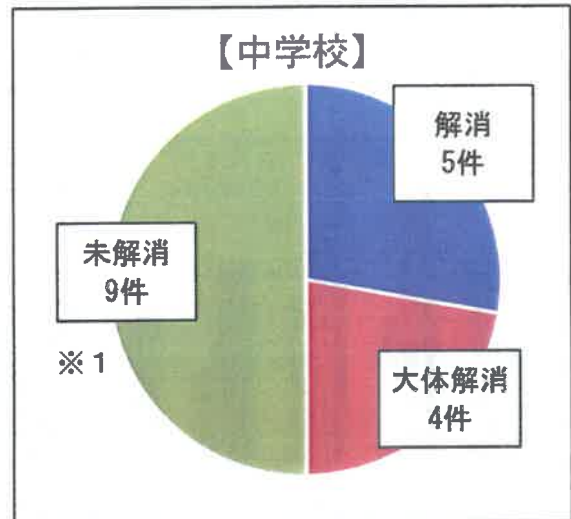
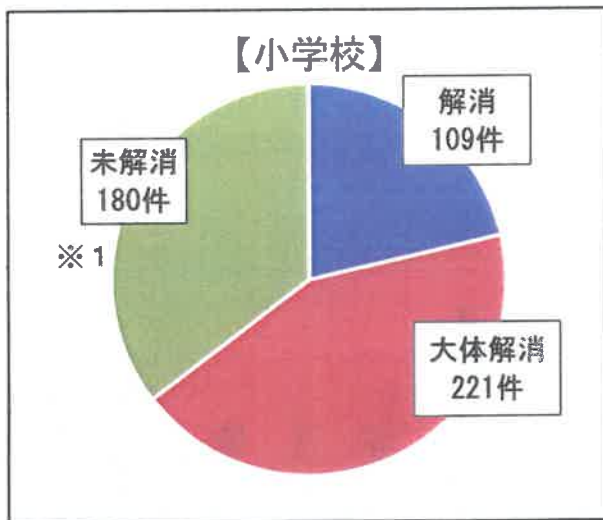
- ①いじめ問題については、相談を受けた職員が単独で解決できることは少ない。相談した児童生徒が安心できるように、複数職員で組織的に対応を図ることと、それを周知する必要がある。
- ②日頃から「いじめは誰にでも起こり得ることであり、見過ごしてはいけないこと」であることを児童生徒と共有することで、相談のしやすい環境を保つ活動が必要である。

【資料7】

現在もいじめが続いているか(令和4年2月現在)

(件)

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小学計	中1	中2	中3	中学計
記名アンケート認知件数	133	113	109	91	46	18	510	12	1	5	18
解消している	39	22	17	17	8	6	109	3	1	1	5
大体解消している	65	59	45	34	13	5	221	3	0	1	4
いじめが続いている	29	32	47	40	25	7	180	6	0	3	9
無記名アンケート認知件数	80	57	69	61	31	13	311	7	3	1	11



いじめアンケートに関する事後確認 ※2

(件)

	小学校	中学校
令和3年度2学期のアンケートで未解消と回答	216	11
上段の件数のうち現在もいじめありと回答しているもの	13	2

※1 未解消のいじめについては、既に教育相談等とおして聴き取りを行い、現在指導対応中である。

※2 今学期のいじめに関するアンケート後の解消状況については、次学期の「いじめアンケートに関する事後確認」に表される。

【結果】

- ①アンケート実施時に「未解消」と回答している割合は、小学校で約35%、中学校で約50%である。
- ②前学期時点でいじめが未解消のものについては、今学期の調査時点で、小学校では約6%、中学校では約18%が未解消となっている。

【考察】

- ①未解消の案件は指導記録を確実に残し、必ず次年度の関係職員へ丁寧に引き継ぐ。
- ②未解消が続いた事案は、当該児童生徒同士を一時的に離す等の手立てを講じる必要もある。

### 3 結果から見た課題と今後の方向性

#### (1) 2学期の課題に対する取組等から

① 「相談していない」「相談する相手が見つからない」と答えた児童生徒が依然として存在	
取組	ア. タブレット端末を活用したいじめ相談を推進し、活用の有効性を広める。 イ. 行動観察や教育相談を通して、兆候を敏感に察知し、早期対応に努める。
現状	ア. 相談していない児童生徒は、全体的に減少はしている。 イ. 一定数の児童生徒が相談していない状況は変わっていない。
今後	ア. 個別の教育相談を各学期に1回、時間を設定して行うことで、全員が相談できる機会を確保する。

② いじめの態様については「からかいや悪口など」がどの学年でも多い	
取組	ア. からかいや悪口を聞き逃さずに指導し、未然防止につなげる。 イ. 学級活動や集会等を活用した人間関係作りの指導。
現状	ア. いじめの大半を占めている状態。
今後	ア. 「いじめは誰にでも起き、絶対に許してはいけない行為」であることの啓発を行う。 イ. SNS等を介した、見えにくい行為を減らすための情報モラル教育を進める。

③ 継続している未解消事案があり、解決に向けて適切に対応する必要がある	
取組	ア. 継続的な生徒指導(経過観察)と教育相談の実施。
現状	ア. 長期間未解消の事案がある。 イ. 重大事態となる事案が毎年ある。
今後	ア. 経過観察と確実な引継ぎ作業を実施し、学級編成等に反映させる。 イ. 初期対応(複数対応・保護者と情報共有など)を適切に行う。

#### (2) 3学期アンケートから見る課題

- ①「相談していない」「相談する相手が見つからない」と答えた児童生徒が、依然として一定数存在する。
- ②いじめの態様として「からかいや悪口など」がどの学年でも多い。低年齢での「暴力」が多い。
- ③継続事案(未解消)が少なからずある。

#### (3) 今後教育委員会が取り組むこと

##### ①情報共有について

ア. 各種相談窓口の周知徹底により、その活用が図られている。総合教育センター等の関係機関との情報共有や連携を推進する。

##### ②教育相談の推進について

ア. 学期に1回の個別の教育相談を促進し、実施状況を把握する。  
イ. 「SOSの出し方教育」、「SCの活用方法」について、年度当初の実施を推進する。

##### ③いじめ重大事態への対応について

ア. 各校の「いじめ防止基本方針」を見直し、実行可能で機能性のあるものに指導改善する。  
イ. いじめ防止対策推進法に基づいた対応が各校で図られるよう支援する。

#### (4) 今後各学校が取り組むこと

##### ①教育相談について

ア. アンケート後に実施する教育相談については、必ず個別に時間を確保して行うことができるように教育課程を編成する。

イ. いじめや悩みごと等が発生する前から、SCや養護教諭、学年職員との接点を持てる活動を、各校で学校の実態に応じて実践する。

##### ②適切な初期対応について

ア. 相談があった段階でいじめが一定期間起こっている可能性や被害児童生徒が勇気を出して声を上げていることを念頭に、即時対応を図る。その内容について保護者と共有する。

イ. 管理職においては、学級担任を中心とした職員が対応できる事案か、校内全体で対応すべき事案かを適切に見極める必要がある。

ウ. 指導の経緯等、記録に残すことを徹底する。

##### ③未然防止と児童生徒主体の活動

ア. 児童会、生徒会を中心とした「いじめは誰にでも起こり得る、絶対に許してはいけないこと」を啓発する活動を実践し、児童生徒同士が傍観者とならないための環境づくりを行う。

報告事項(6)

令和3年度新体カテストの結果について

令和3年度新体カテストの結果について、別紙のとおり報告する。

令和4年3月30日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆



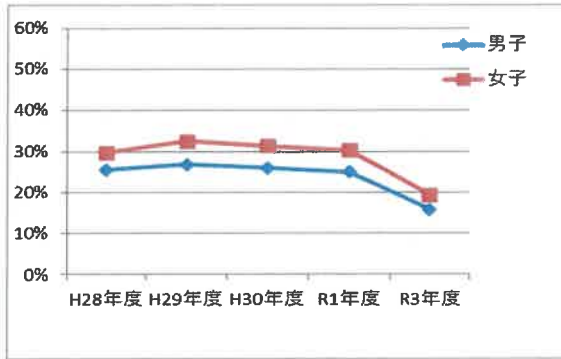
# 新体カテストの結果について【概要版】

## 1 結果について

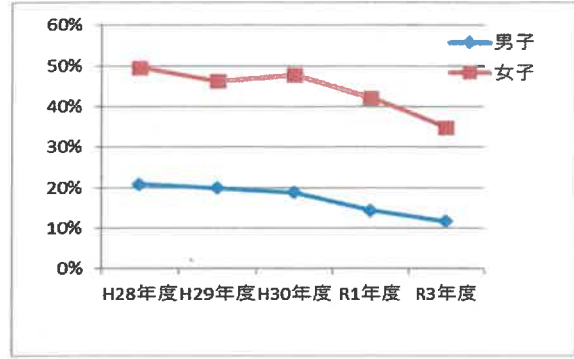
※令和2年度は体カテスト中止

### (1) 運動能力証交付者率の推移から

【グラフ1 小学校運動能力証交付率の推移】



【グラフ2 中学校運動能力証交付率の推移】

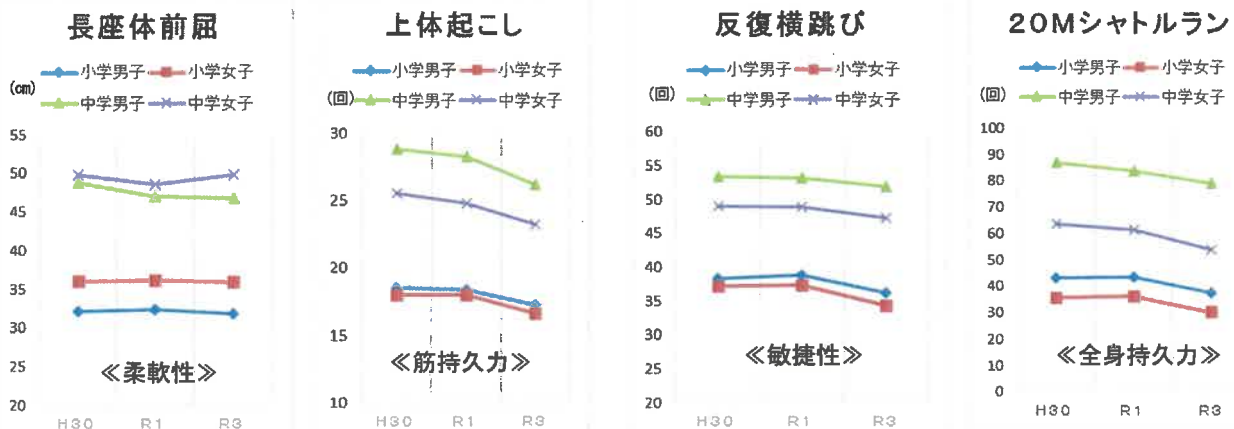


※「運動能力証」は、新体カテスト「A判定」の児童生徒に県が交付（対象は小学校5年生・6年生と中学生）

- ① 県の値を上回る学年があるものの、小学校5年・6年の男子と中学校の男子と女子の今年度の交付率が5年間で最も低い値となった。

### (2) 新体カテスト8種目の結果から

過年度との比較 【表2 新体カテスト主な種目の小学校及び中学校男女別平均値の経年変化を表したグラフ】



- ① 柔軟性が高い傾向にある。一方で、敏捷性や持久力が低下傾向にある。

## 2 考察について

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大により生活様式が大きく変化し、活動の制限やスクリーンタイムの増加などにより、運動機会や運動時間の減少に拍車がかかったことが推察できる。
- ② 学校や家庭において、運動をすることの大切さと楽しさを実感させることで、日常生活において工夫しながら運動する習慣の定着につなげることが必要である。

## 3 今後の方向性

### (1) 学校が取り組むこと

- ① 体力向上を来年度の指導の重点に設定。
- ② 課題を明らかにし、長期的かつ継続的に体力を高める取組。
- ③ 個々に目標をもたせて、児童生徒が自主的に様々な運動に取り組む工夫。
- ④ 体育授業の充実と、学級活動や休み時間等を活用した、課外での運動の機会づくり。

### (2) 教育委員会が取り組むこと

- ① 4月の教科会議で、体育主任へ、市の実態を周知と体力向上の取組の重要性の意識付け。
- ② 教員の体育に関する指導力の向上に向けて、教科会議において資料配付により具体的な情報等を発信と学校訪問時の指導案検討等において指導。
- ③ 学校訪問に向けた指導案を検討する際に、思考を深め更なる活動を促す問題解決型の学習のあり方等について、模擬授業を通じた授業の検討。

新体カテストの結果について

1 運動能力証交付者数の推移

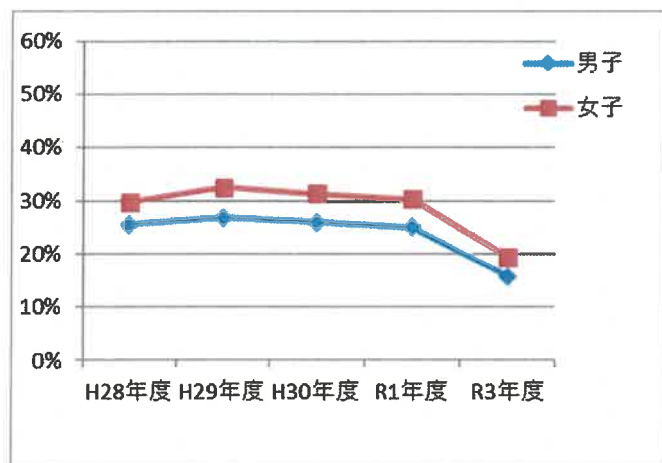
【表1 過去5年間の運動能力証交付者数の推移（括弧内は交付率）と令和3年度県の交付効率】

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R3年度	【県R3】
小学校男子	367(25.5%)	378(26.8%)	386(25.9%)	378(25.0%)	238(15.8%)	17.1%
小学校女子	417(29.7%)	468(32.5%)	467(31.3%)	438(30.3%)	288(19.4%)	18.5%
中学校男子	435(20.8%)	405(19.9%)	383(18.8%)	273(14.4%)	240(11.7%)	10.3%
中学校女子	970(49.5%)	900(46.2%)	947(47.7%)	802(42.2%)	703(34.9%)	27.4%

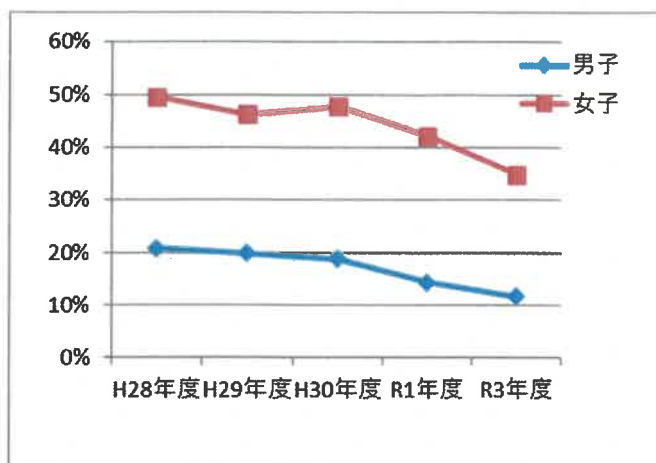
※「運動能力証」は、新体カテスト「A判定」の児童生徒に県が交付（対象は小学校5年生・6年生と中学生）

※令和2年度は体カテスト中止

【グラフ1 小学校運動能力証交付率の推移】



【グラフ2 中学校運動能力証交付率の推移】



【結果】

- ① 運動能力証の交付を受けた小学校5・6年の女子、中学校の男子と女子の割合は、県の値を上回っている。小学校5・6年の女子は0.9ポイント、中学校の男子は1.4ポイント、中学校女子は7.5ポイント上回る結果となった。
- ② しかしながら、小学校5年・6年の男子と中学校の男子と女子の今年度の交付率が5年間で最も低い値となった令和元年度よりも、さらに低下していることから、全体として大きく下降したことがわかる。

【考察】

- ① その要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大により生活様式が大きく変化し、活動の制限やスクリーンタイムの増加などにより、運動機会や運動時間の減少に拍車がかかったことが推察できる。
- ② 学校においては、新体カテストの結果と運動習慣等についてのアンケートの結果を分析し、学校生活の中に、適切に運動する機会を設けるとともに、運動そのものの質的な向上を図っていくことが必要である。

## 2 新体力テスト8種目の結果と考察

### (1) 全国平均との比較

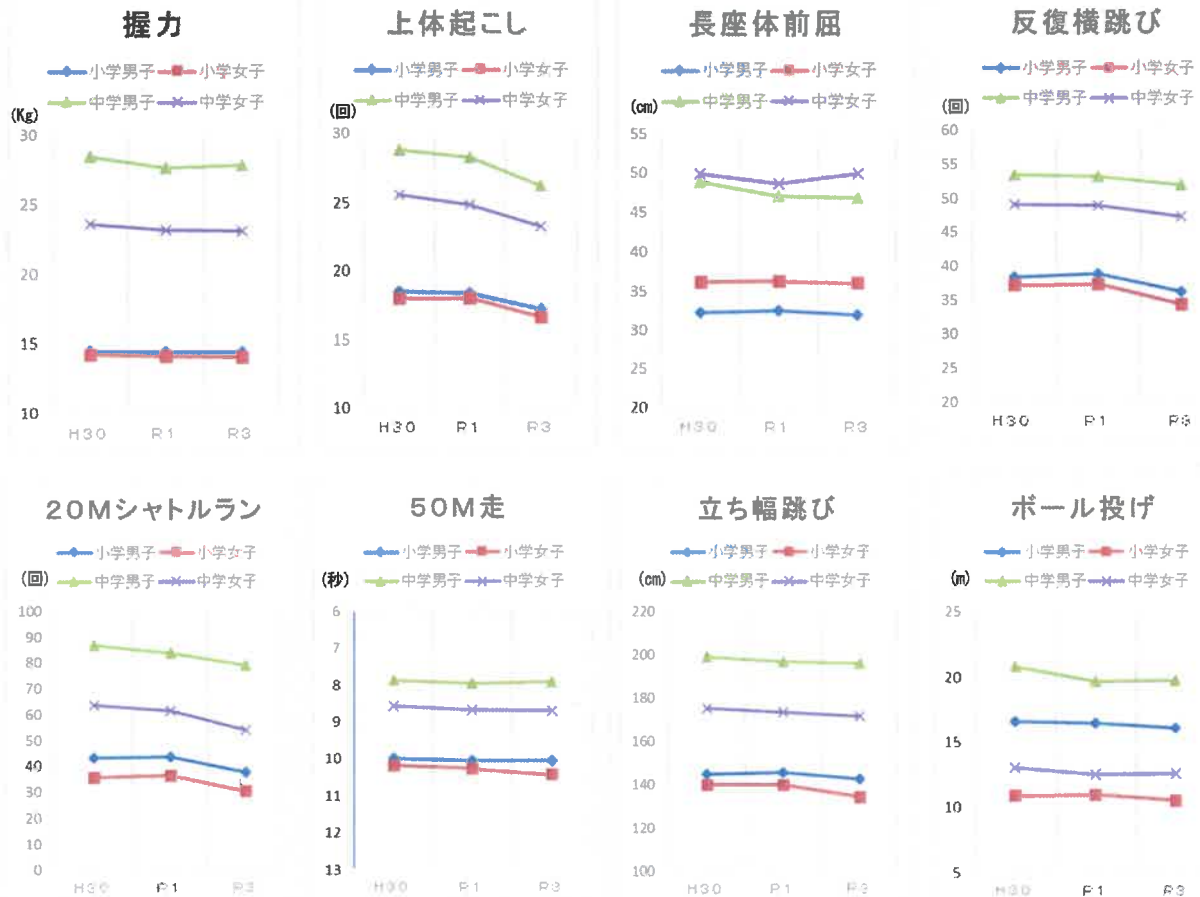
【表2 新体力テスト（小学校と中学校の全学年を対象に県が実施）の市平均値と全国平均値との比較】

	男子									女子								
	小学校						中学校			小学校						中学校		
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	4	5	6	1	2	3
握力	○	—	—	○	○	○	▼	▼	▼	○	○	○	○	○	○	▼	▼	▼
上体起こし	—	—	—	—	—	▼	▼	▼	▼	—	—	—	—	○	▼	▼	▼	—
長座体前屈	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
反復横とび	—	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	—	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	—
20mシャトルラン	○	—	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	○	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼
50m走	—	—	▼	▼	▼	▼	—	▼	—	▼	—	▼	▼	—	▼	▼	—	—
立ち幅とび	○	—	—	○	—	○	▼	▼	▼	○	○	○	—	○	▼	▼	—	—
ボール投げ	—	—	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	—	—	○	—	—	▼	▼	▼	▼
体力合計点	◎	—	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	◎	—	◎	—	◎	▼	▼	▼	—
全国を上回る (○)	3	0	1	3	2	3	1	1	1	4	3	4	2	4	2	1	1	1
ほぼ同じ (—)	5	7	3	1	2	0	1	0	1	3	3	1	3	2	0	0	2	4
全国を下回る (▼)	0	1	4	4	4	5	6	7	6	1	2	3	3	2	6	7	5	3

※「○」対全国偏差値が50Pから1Pを越えて上回る 「—」対全国偏差値が50Pから1P以内にある  
 「▼」対全国偏差値が50Pから1Pを超えて下回る  
 ※「◎」8種目の体力合計点における対全国偏差値が1ポイントを超えて上回っている  
 ※ボール投げは、小学校はソフトボール、中学校はハンドボール  
 ※体力合計点の平均値は、鷺沼小・谷津南小の全学年及び実花小5年生を除く値となっている

### (2) 過年度との比較

【表2 新体力テスト各種目の小学校及び中学校男女別平均値の経年変化を表したグラフ】



## 【結果】

### <種目別>

- ① **握力**は、小学校は概ね全国値を上回っているものの、中学校は下回る傾向にある。
- ② **上体起こし**は、小学校は概ね全国値と同等であり、中学校はやや下回っている。  
過年度と比較すると筋力、筋持久力の低下がみられる
- ③ **長座体前屈**は、小学校低学年を除く全ての学年で全国値を上回っている。  
大腿の裏側と腰部の柔軟性は概ね高い傾向にあると言える。
- ④ **反復横跳び**は、概ね全国値を下回っている。敏捷性の低下が大きいことが考えられる。
- ⑤ **20mシャトルラン**は、男子は小学校低学年を、女子は小学校1年生を除いて、概ね全国値を下回っている。持久力の低下が男女ともに顕著である。
- ⑥ **50m走**は、小・中学校ともに全国値と同等か下回る学年が多い傾向にある。  
走力、走り切る力の低下傾向がある。
- ⑦ **立ち幅跳び**は、小学校男子と小学校女子、中学校女子は概ね全国値と同等もしくは上回っているものの、中学校の男子は全ての学年で全国値をやや下回っている。  
瞬発力、跳躍力の低下傾向がみられる。
- ⑧ **ボール投げ**は、小学校3年生の女子以外は、全て全国値と同等または下回っており、投力が低い傾向は続いている。

### <体力合計得点>

- ⑨ 小学校男子は、1学年までは全国値と比べて同等もしくは上回っているものの、2学年以降は全国値を下回る傾向にある。中学校男子は全ての学年で全国値を下回る傾向にある。
- ⑩ 小学校女子は6年生を除いて全国値と同等もしくは上回っている。中学校女子は全ての学年で全国値をやや下回っている。

## 【考察】

- ① 本市の児童生徒の新体力テストの結果は全国の傾向と同様に全体的に下降傾向が見られた。その要因としては、令和元年度から指摘されていた、運動時間の減少、学習以外のスクリーンタイムの増加、肥満傾向の児童生徒の増加の傾向に、コロナ禍の生活において、更に拍車がかかったことが考えられる。
- ② 様々な活動が制限される中で、運動をしない、または運動時間が減少した生活習慣から脱却する必要がある。学校や家庭において、日頃から児童生徒に運動をすることの大切さを伝え、体育の授業等を通して、運動の楽しさを実感させることで、日常生活において工夫しながら運動する習慣の定着につなげることが求められる。
- ③ 一方で、児童生徒の体力を回復させることを急ぎ、過度に運動やトレーニングを実施することでけがにつながることは避けなければならない。児童生徒の実態に応じて、長期的かつ継続的で着実に体力を高める取組を検討し進めていく必要がある。
- ④ 上腕筋の筋力、大腿部及び腰部の柔軟性が高く、下肢筋力と重心を移動させる能力がやや高い傾向があり、体育科・保健体育科の学習の成果が見られる。
- ⑤ 走力を向上させるために、体育学習の中で、全力で走ったり、駆けまわったりする時間を設けるとともに、運動が苦手な児童生徒でも、体を全力で動かす楽しさや充実感を味わえる指導の工夫・改善を図ることが重要である。
- ⑥ 体力・運動能力の連続的・発展的な向上を図るため、小学校と中学校の体育に関する学習指導について、双方の教員間での情報交換の充実を図ることが大切である。

## 3 今後の方向性

### (1) 現状の課題に応じた目指す方向性の明確化

- ① 資料1、資料2、資料3の総合評価欄「測定結果の総合評価別人数・割合」では、総合判定最上位の「A」判定の割合が増えている学年がある一方で、「B」判定の減少傾向がみられる。
- ② さらに、「D」判定と「E」判定が増加していることから、全体的に二極化の傾向進んでいることが考えられる。
- ③ そこで、各種目の平均値の向上を目指すことに加え、総合判定の上位層である「A」判定と「B」判定の割合を高めることと下位層判定の「D」判定と「E」判定の割合を減らすことを同時に目指していく。

(2) 学校が取り組むこと

- ① 体力向上を来年度の指導の重点に置く。
- ② 新体力テストの結果から、各校の実態を把握・分析したうえで、課題を明らかにし、長期的かつ継続的に体力を高める取組を図る。その際、児童生徒に過度の負担とならないよう、留意する。
- ③ 個々に目標をもたせて、児童生徒が自主的に様々な運動に取り組めるよう工夫をする。
- ④ 感染症拡大状況を踏まえつつ、体育・保健体育の授業の充実を図るとともに、学級活動や休み時間等を活用した、課外での運動の機会をつくることを検討していく。
- ⑤ 学級や学年間において積極的に体育指導の情報共有や交流を行うとともに、体育主任を中心として、実態に合わせて校内における指導実技研修等の充実を図り、指導力の向上に努める。
- ⑥ 体力・運動能力の連続的・発展的な向上を図るため、小学校と中学校の体育に関する学習指導について、双方の教員間での情報交換の充実を図る。

(3) 教育委員会が取り組むこと

- ① 4月に開催予定の教科会議において、体育主任へ、令和3年度体力テストにおける市の実態を周知し、体力向上の取組の重要性を意識付ける。
- ② 教員の体育に関する指導力の向上に向けて、運動が苦手な児童生徒への段階的な指導方法や、補助の仕方、意欲を喚起し、子どもの変容を促す言葉のかけ方等について、教科会議において資料配付により具体的な情報等を発信するとともに、学校訪問時の指導案検討等において指導していく。
- ③ 学校訪問に向けた指導案を検討する際には、教材や教具の工夫、児童生徒個々のつまずきに合った運動の場の工夫、思考を深め更なる活動を促す問題解決型の学習のあり方等について、指導主事が教員役になり、また、授業者が児童役となるなどの模擬授業を通じた授業の検討等を進めていく。
- ④ コロナ禍での体力向上の取組例について情報収集を図るとともに、効果的な取組について積極的に学校へ周知していく。

# 令和3年度 新体力テスト 小学校男子の結果

			体力テスト種目									総合評価	
			握力 (kg)	上体起こし (回)	長座 体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20m シャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ソフトボール 投げ (m)	体力 合計点 (点)	測定結果の総合評価別人数・割合	
男      子	1 年 生	全国	平均値	9.12	11.64	26.54	27.26	18.73	11.45	114.74	8.28		30.65
			県	9.94	12.41	27.00	28.50	21.28	11.09	118.66	8.95	32.88	
		市	<b>9.62</b>	<b>11.86</b>	<b>27.02</b>	<b>27.74</b>	<b>19.76</b>	<b>11.54</b>	<b>118.24</b>	<b>8.26</b>	<b>31.53</b>		
		偏差値 対全国	52.29	50.41	50.70	50.96	51.08	49.06	52.01	49.94	51.43		
	2 年 生	全国	平均値	11.00	14.54	27.74	31.58	29.07	10.59	125.57	11.52	38.10	
			県	11.44	15.34	28.11	32.46	29.91	10.41	128.82	12.07	39.67	
		市	<b>11.15</b>	<b>14.20</b>	<b>27.76</b>	<b>30.36</b>	<b>27.83</b>	<b>10.56</b>	<b>127.10</b>	<b>11.52</b>	<b>37.97</b>		
		偏差値 対全国	50.63	49.36	50.03	47.93	49.11	50.35	50.88	50.00	49.81		
	3 年 生	全国	平均値	12.69	16.72	29.73	35.38	38.41	10.02	136.81	15.66	44.71	
			県	13.41	17.36	30.58	36.38	37.52	9.93	138.70	15.73	45.61	
		市	<b>12.80</b>	<b>16.20</b>	<b>30.88</b>	<b>32.92</b>	<b>33.61</b>	<b>10.18</b>	<b>137.18</b>	<b>14.19</b>	<b>43.04</b>		
		偏差値 対全国	50.39	49.10	51.66	46.56	47.22	48.00	50.20	47.59	47.80		
4 年 生	全国	平均値	14.45	18.63	31.06	39.21	45.60	9.61	144.52	18.92	49.83		
		県	15.13	19.12	32.34	40.48	46.28	9.52	147.22	18.70	51.03		
	市	<b>14.85</b>	<b>18.52</b>	<b>32.37</b>	<b>38.19</b>	<b>40.63</b>	<b>9.79</b>	<b>147.48</b>	<b>17.87</b>	<b>48.95</b>			
	偏差値 対全国	51.37	49.80	51.79	48.61	47.37	47.69	51.56	48.50	48.89			
5 年 生	全国	平均値	16.49	20.79	33.49	43.61	54.83	9.22	155.38	22.92	56.09		
		県	17.80	21.72	36.07	45.04	55.57	9.08	160.05	22.13	58.15		
	市	<b>17.50</b>	<b>20.54</b>	<b>35.68</b>	<b>42.21</b>	<b>47.49</b>	<b>9.38</b>	<b>155.14</b>	<b>20.69</b>	<b>55.16</b>			
	偏差値 対全国	52.89	49.55	52.81	47.92	46.54	47.84	49.88	47.26	48.84			
6 年 生	全国	平均値	19.43	22.66	35.72	46.27	63.42	8.87	164.07	26.65	61.29		
		県	21.20	23.67	39.49	48.08	64.60	8.64	172.06	26.44	64.21		
	市	<b>20.25</b>	<b>21.42</b>	<b>36.98</b>	<b>44.48</b>	<b>53.18</b>	<b>9.02</b>	<b>166.40</b>	<b>23.37</b>	<b>59.59</b>			
	偏差値 対全国	51.93	47.74	51.53	47.27	45.42	48.00	51.14	46.50	47.95			

※網掛けは対全国偏差値が50を上回っている項目。

※体力合計点及び総合評価グラフは、鷺沼小・谷津南小の全学年と実花小5年生を除く値となっています。

# 令和3年度 新体力テスト 小学校女子の結果

			体力テスト種目									総合評価	
			握力 (kg)	上体起こし (回)	長座 体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20m シャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ソフトボール 投げ (m)	体力 合計点 (点)	測定結果の総合評価別人数・割合	
女 子	1 年 生	全国	8.57	11.39	28.57	26.52	15.96	11.82	106.93	5.62	30.78		
		県	9.20	12.10	29.49	27.31	17.69	11.47	111.48	6.17	33.05		
		市	<b>9.09</b>	<b>11.68</b>	<b>29.41</b>	<b>26.38</b>	<b>16.78</b>	<b>12.09</b>	<b>112.55</b>	<b>5.70</b>	<b>31.81</b>		
		偏差値	対全国	52.60	50.57	51.27	49.70	51.24	47.30	53.46	50.42	51.64	
	2 年 生	全国	10.23	14.13	30.30	30.56	22.27	10.93	117.69	7.38	38.22		
		県	10.85	14.77	31.13	31.36	23.73	10.73	121.93	7.97	40.23		
		市	<b>10.65</b>	<b>13.78</b>	<b>31.19</b>	<b>28.29</b>	<b>21.29</b>	<b>11.00</b>	<b>119.42</b>	<b>7.53</b>	<b>38.21</b>		
		偏差値	対全国	51.88	49.34	51.31	45.89	48.95	49.17	51.05	50.62	49.98	
	3 年 生	全国	11.84	15.85	32.08	33.58	29.16	10.40	128.05	9.40	44.50		
		県	12.51	16.22	33.69	34.74	29.11	10.28	131.12	9.80	46.02		
		市	<b>12.77</b>	<b>16.00</b>	<b>36.12</b>	<b>31.39</b>	<b>26.86</b>	<b>10.49</b>	<b>131.54</b>	<b>9.78</b>	<b>45.41</b>		
		偏差値	対全国	53.75	50.29	55.86	46.63	48.17	48.85	52.00	51.21	51.26	
	4 年 生	全国	13.87	17.64	34.82	37.91	37.09	9.91	137.89	11.63	51.28		
		県	14.61	18.30	36.20	38.40	36.18	9.83	141.04	11.93	52.32		
		市	<b>14.54</b>	<b>17.87</b>	<b>36.09</b>	<b>36.85</b>	<b>31.22</b>	<b>10.11</b>	<b>136.85</b>	<b>11.43</b>	<b>50.60</b>		
		偏差値	対全国	52.22	50.45	51.74	48.36	46.13	47.33	49.42	49.45	49.12	
	5 年 生	全国	15.91	19.19	37.40	41.51	44.14	9.52	147.40	13.60	56.69		
		県	17.27	20.65	40.01	42.74	45.61	9.40	152.53	14.05	59.31		
市		<b>17.73</b>	<b>19.99</b>	<b>41.10</b>	<b>40.46</b>	<b>40.85</b>	<b>9.57</b>	<b>150.72</b>	<b>13.77</b>	<b>57.58</b>			
	偏差値	対全国	55.11	51.60	54.45	48.29	48.07	49.31	51.74	50.40	51.12		
6 年 生	全国	19.23	20.84	41.02	44.19	51.56	9.15	156.01	16.38	62.72			
	県	20.10	21.76	43.20	45.23	51.92	9.02	161.81	16.14	64.55			
	市	<b>19.72</b>	<b>19.95</b>	<b>41.98</b>	<b>42.04</b>	<b>42.98</b>	<b>9.32</b>	<b>153.17</b>	<b>15.24</b>	<b>60.70</b>			
	偏差値	対全国	51.19	48.18	51.17	46.20	45.21	47.50	48.57	47.88	47.33		

※網掛けは対全国偏差値が50を上回っている項目。

※体力合計点及び総合評価グラフは、鷺沼小・谷津南小の全学年と実花小5年生を除く値。

令和3年度 新体力テスト 中学校校男子・女子の結果

			体カテスト種目								総合評価	
			握力	上体起こし	長座 体前屈	反復横とび	20m シャトルラン	50m走	立ち幅とび	ハンド ボール 投げ	体カ 合計点	測定結果の総合評価別人数・割合
			(kg)	(回)	(cm)	(点)	(回)	(秒)	(cm)	(m)	(点)	
男	1年生	全国	23.94	24.44	40.27	50.13	71.57	8.42	182.75	18.44	35.54	
		県	23.12	24.10	41.16	48.98	68.50	8.51	178.34	16.75	34.01	
		市	<b>22.92</b>	<b>23.55</b>	<b>42.00</b>	<b>48.19</b>	<b>65.60</b>	<b>8.48</b>	<b>179.56</b>	<b>16.72</b>	<b>33.57</b>	
	偏差値	対全国	48.29	48.45	51.83	47.01	47.37	49.23	48.69	46.61	47.71	
	2年生	全国	30.03	27.84	45.48	53.86	88.28	7.80	201.67	21.38	45.07	
		県	28.58	27.60	45.59	52.13	85.24	7.87	196.19	19.60	43.08	
市		<b>28.10</b>	<b>26.33</b>	<b>47.66</b>	<b>53.11</b>	<b>83.39</b>	<b>7.89</b>	<b>197.15</b>	<b>20.31</b>	<b>43.12</b>		
偏差値	対全国	47.26	47.17	52.10	48.87	47.93	48.67	48.13	48.10	47.96		
3年生	全国	34.46	29.93	49.16	56.66	94.81	7.45	214.74	23.69	51.32		
	県	33.99	29.77	50.25	55.38	92.70	7.44	212.05	22.62	50.56		
	市	<b>32.79</b>	<b>28.75</b>	<b>51.26</b>	<b>54.70</b>	<b>88.37</b>	<b>7.40</b>	<b>212.03</b>	<b>22.35</b>	<b>49.67</b>		
偏差値	対全国	47.64	47.92	51.95	47.00	47.30	50.91	48.84	47.58	48.23		
女	1年生	全国	21.98	21.90	43.88	46.85	56.33	8.90	169.26	12.33	47.42	
		県	21.72	22.19	45.16	46.31	53.35	8.93	165.82	11.23	46.34	
		市	<b>20.90</b>	<b>21.32</b>	<b>46.67</b>	<b>45.05</b>	<b>48.77</b>	<b>8.97</b>	<b>163.14</b>	<b>11.38</b>	<b>44.81</b>	
	偏差値	対全国	48.09	48.91	52.99	46.76	46.18	48.96	47.08	47.40	47.31	
	2年生	全国	24.24	24.43	46.78	48.96	62.32	8.62	175.19	13.79	53.45	
		県	24.26	25.00	48.74	47.92	60.71	8.66	172.36	12.77	52.54	
		市	<b>23.53</b>	<b>23.32</b>	<b>49.55</b>	<b>47.95</b>	<b>56.81</b>	<b>8.61</b>	<b>174.10</b>	<b>12.85</b>	<b>51.73</b>	
	偏差値	対全国	48.36	47.96	52.95	48.28	47.24	50.22	49.49	47.74	48.28	
	3年生	全国	25.61	25.20	49.81	49.38	62.12	8.56	178.62	14.57	55.83	
県		25.45	26.08	50.76	48.34	60.53	8.57	174.75	13.89	55.01		
市		<b>24.97</b>	<b>24.86</b>	<b>53.50</b>	<b>48.84</b>	<b>55.98</b>	<b>8.55</b>	<b>177.67</b>	<b>13.69</b>	<b>55.10</b>		
偏差値	対全国	48.57	49.40	53.71	49.10	46.96	50.21	49.58	48.00	49.30		

※網掛けは対全国偏差値が50を上回っている項目。



報告事項(7)

職員の「タブレットについてのアンケート」の結果報告について

職員の「タブレットについてのアンケート」の結果報告について、別紙のとおり報告する。

令和4年3月30日報告

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

職員の「タブレットについてのアンケート」の結果報告について(概要)

本年度から始まった一人一台タブレット端末の運用実態について、市内全教員にアンケート調査を行い、現状の把握を行った。本調査では、タブレット端末の活用状況、ICT 支援員の導入効果、デジタル教科書の活用実態について教職員に質問調査した。この結果より、成果と課題を精査し、次年度以降の活用推進に活かしていく。

＜タブレット端末を活用した授業での学習状況＞

- (1) タブレット端末を導入して間もない1学期と比較して、2学期はタブレット端末の活用が確実に進んでいる。
- (2) まだ、週に1回以下の使用率の教員が30～40%程度おり、月に1, 2回以下の教員が約20%近くいる。この層を改善していくことが課題である。  
ただし、全ての教員からの回答を有効回答としたことから、教頭など毎日授業を実施していない職員も割合に入っている。次回は学年、担当教科、週に担当する授業数なども考慮に入れた集計ができるよう工夫が必要である。
- (3) 活用した機能では、1学期のカメラ機能などの端末の機能から、2学期は、「Teams」や「Forms」「パワーポイント」の活用が大幅に増加したことから、単体の活用からコミュニケーション型授業への移行が進んでいる。

＜タブレット端末を活用した授業に対する教員の意識＞

- (1) 様々な場面で活用が進んできたことから、子供達の学習意欲を向上させ、理解が深まっていると一定の手ごたえを感じていることが伺える。
- (2) 様々な場面で活用が進んできたことから、機能の充実や使用環境の改善を求める声も上がってきている。
- (3) 指導力向上のためには、基本操作や機能の活用方法については研修や教科指導での活用方法についての研修を希望する声が多く上がっている。令和4年度の研修に実技研修を実施し、教職員の声を反映させている。

＜ICT 支援員についての意識調査＞

- (1) 70%以上の教員がICT 支援員は、指導力の向上に役立つと認識している。  
1学期から2学期にかけて、基本操作支援や質問への回答、活用についてのアドバイスが増え、感謝の声が多く上がっている一方、個々の能力の問題や巡回の間隔が空きすぎるため活用しづらいとの意見も上がっているおり、もっと先進的な活用事例の提案をして欲しいと感じている。

### <デジタル教科書の活用について>

(1) 使用頻度は、指導者用42.6%、学習者用58.7%である。

① 指導者用デジタル教科書は、タブレット端末では起動できず、校務用パソコンから起動することになるため、準備等が煩雑になるなど使いづらいとの声が上がっており、使用頻度が上がらない要因となっていることが考えられる。

しかしながら、視覚的・聴覚的な教育効果が高いことについて、多くの回答を得ていることから、有用性については、手ごたえを感じていることが伺える。

### <今後の取り組み>

(1) ICT 活用に苦手意識を持つ教員でも、普通に授業で活用できるように指導支援をする。

① 操作に不安を抱える教員を対象として、タブレット端末の基本操作の実技研修や教科ごとに先進の活用事例を学べる実技研修を実施する。

② 校内での OJT が進むように、操作の基本研修では、各学校で ICT 活用の推進を担う教員が講師として参加して実施する。

(2) ICT 学習指導員による活用事例の紹介をさらに充実させ、教員の学ぶ意欲に応える。

(3) ICT 支援員については、すべての教員が授業の目的に応じて日常的に道具のようにタブレット端末を活用できるようになることを目標に、4名から6名に増員し、業務内容についても教員が意図的に ICT を活用できるよう、全国の先進事例を紹介、提案できるように3年契約で取り組んでまいります。

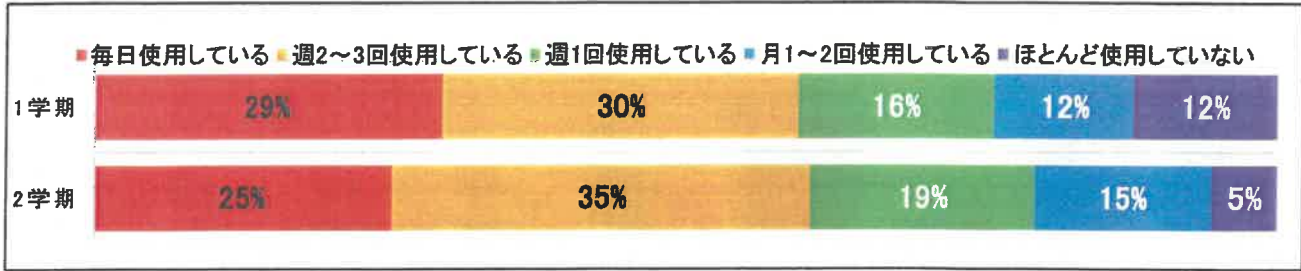
(4) デジタル教科書については、次年度国の事業を活用し、全児童生徒に外国語と算数・数学を導入する予定である。教科を統一できたことから、使用環境をできるだけデジタル教科書が活用しやすい環境に改善していく。

令和3年度2学期タブレット端末活用およびICT支援員活用についての職員アンケート

令和3年12月13日(月)～令和3年12月17日(金)

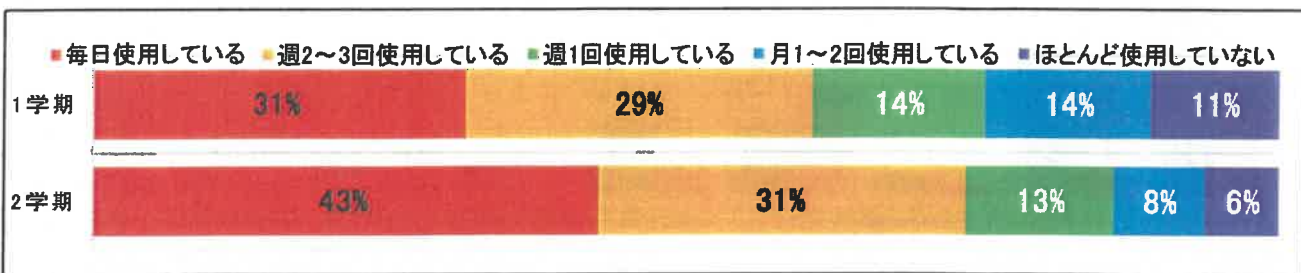
対象:市内小・中学校教職員

【設問1:児童・生徒用タブレット端末の使用頻度】



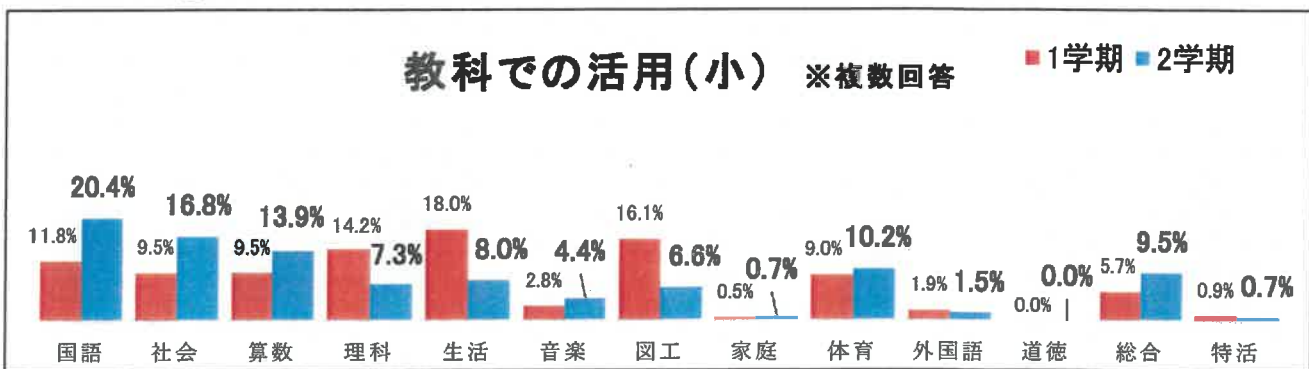
【結果】使用頻度は全体的に増加傾向にある。「ほとんど使用していない」が減少。

【設問2:指導者用タブレット端末の使用頻度】

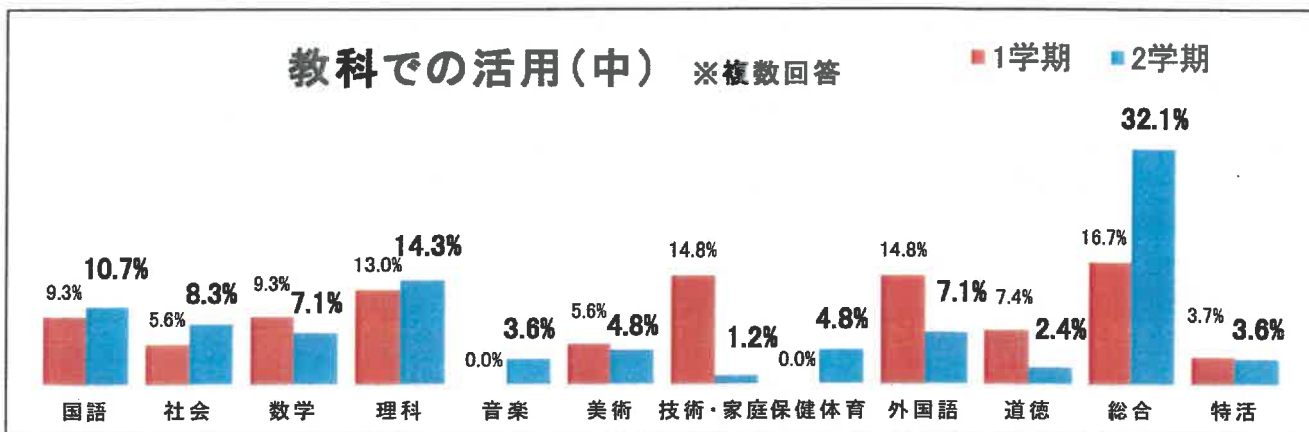


【結果】「毎日使用している」が大幅に増加。「ほとんど使用していない」が減少。

【設問3:教科での活用】

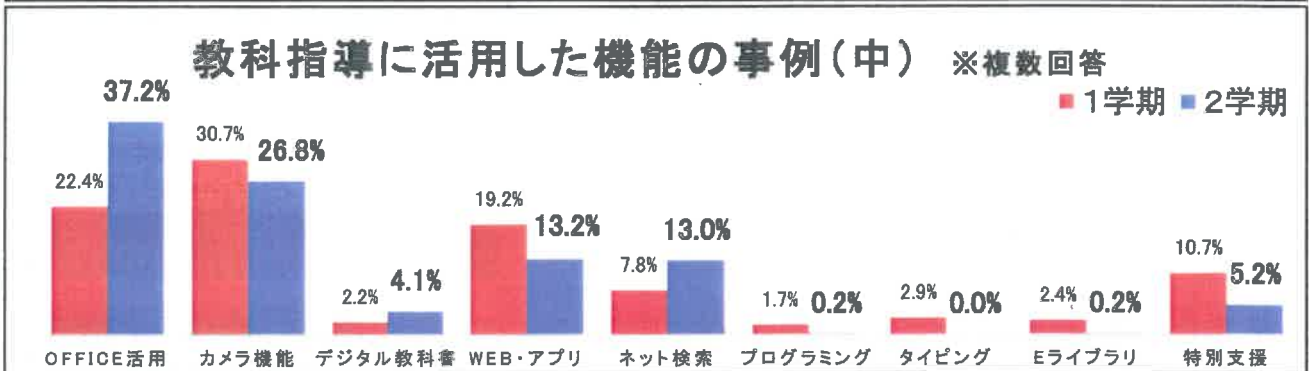
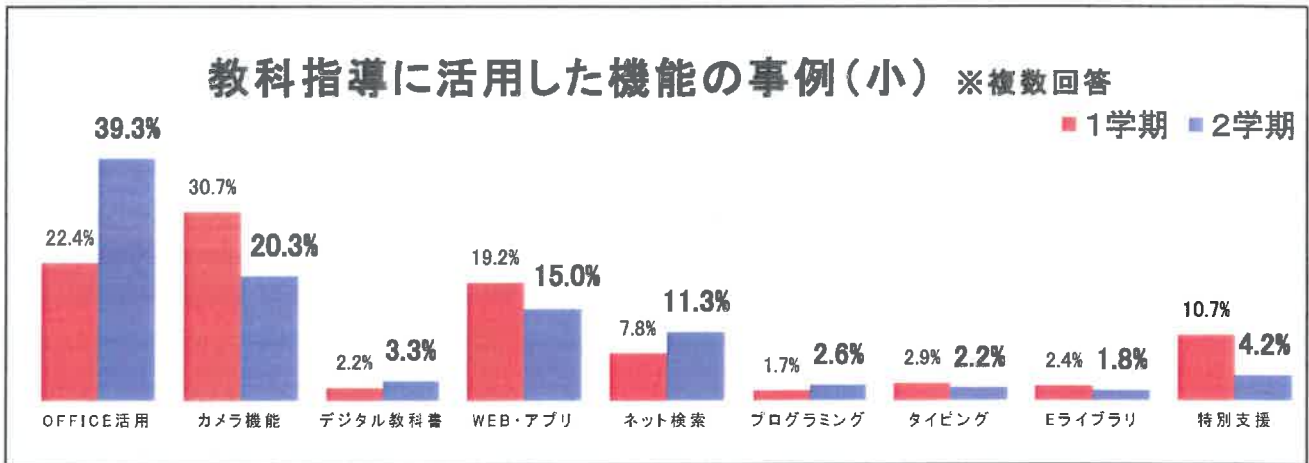


【結果】「国語」「社会」「算数」「体育」「総合」が増加。「理科」「生活」「図工」が減少。



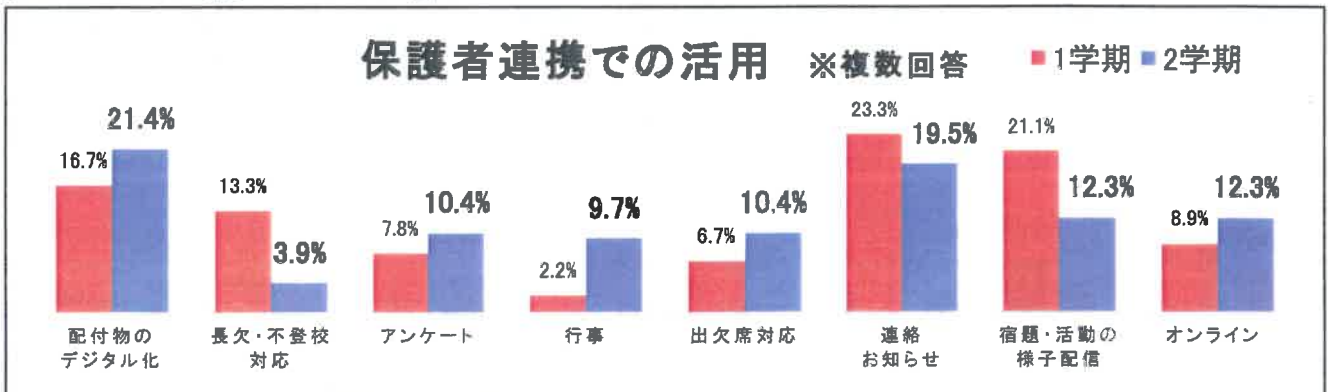
【結果】「総合」が大幅に増加。「数学」「技術・家庭」「外国語」「道徳」が減少。

## 【設問4:教科指導に活用した機能の事例】

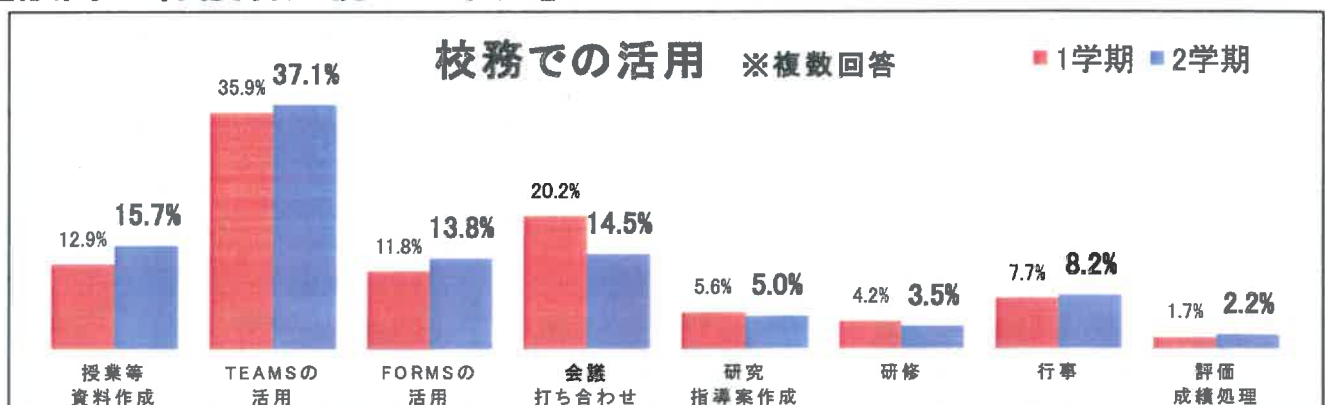


【結果】「Teams」や「Forms」「PowerPoint」の活用が大幅に増加。「カメラ機能」が減少。「単体の活用」から「コミュニケーション型授業」への移行が進んでいる。

## 【設問5:校務での活用】

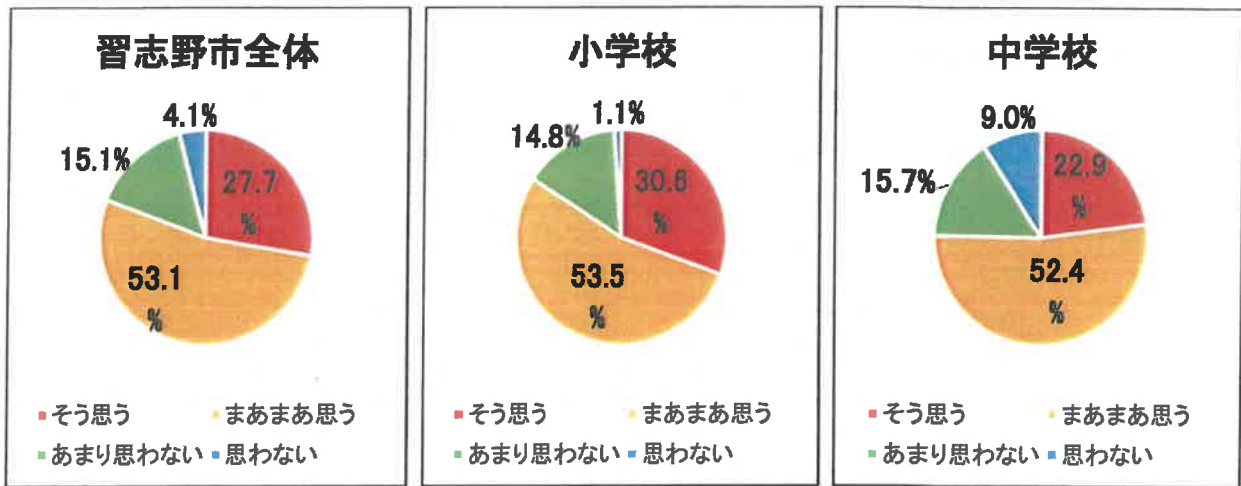


## 【設問6:保護者連携での活用】

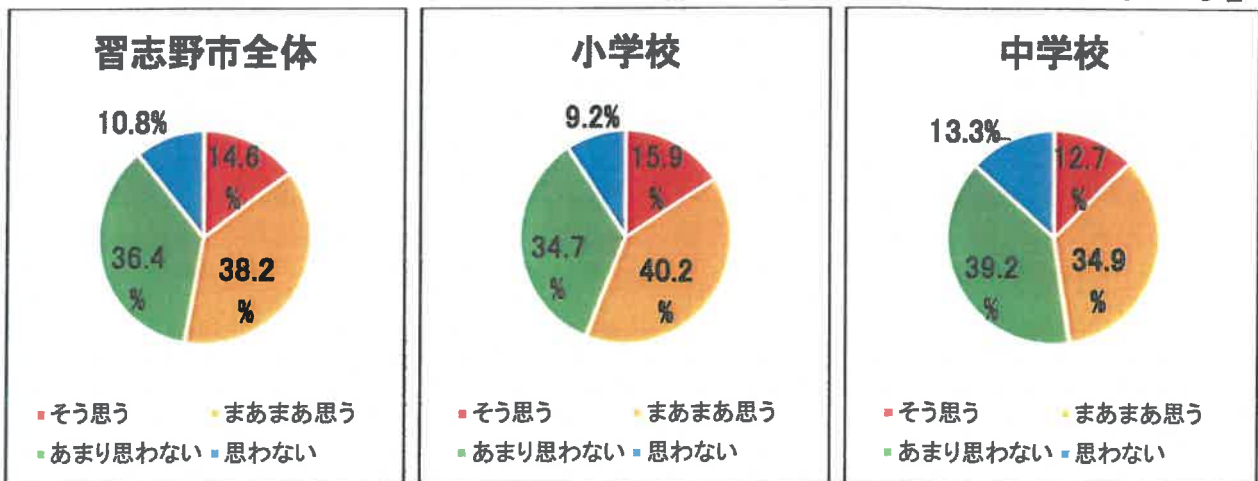


【結果】「Teams」や「Forms」等のコミュニケーションアプリの活用が増加。校務や保護者との連携で、デジタル化への移行が進んでいる。

【設問7:タブレット端末単体でできる機能(カメラ機能や電卓、インターネット検索など)を活用した授業ができていますか。】

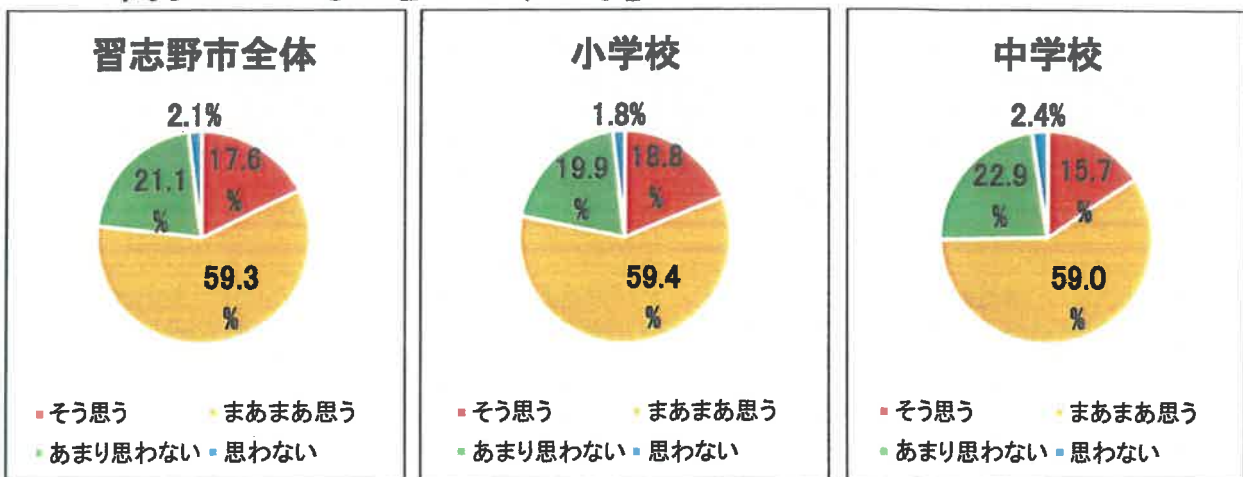


【設問8:タブレット端末を活用し、児童・生徒が考えを伝え合い、共有するコミュニケーション型の授業(Teams や Forms、OneNote や Whiteboard など)を活用した授業)ができていますか。】

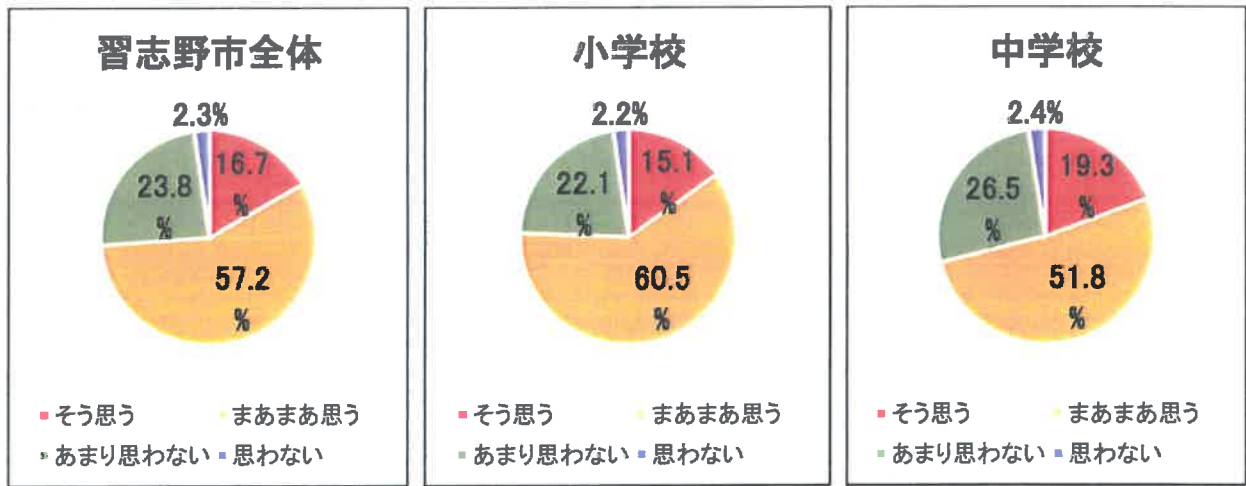


【結果】「単体機能の授業活用」は概ね定着してきたようである。「コミュニケーション型授業」への移行は進んでいるが、教師の達成感は高くない。

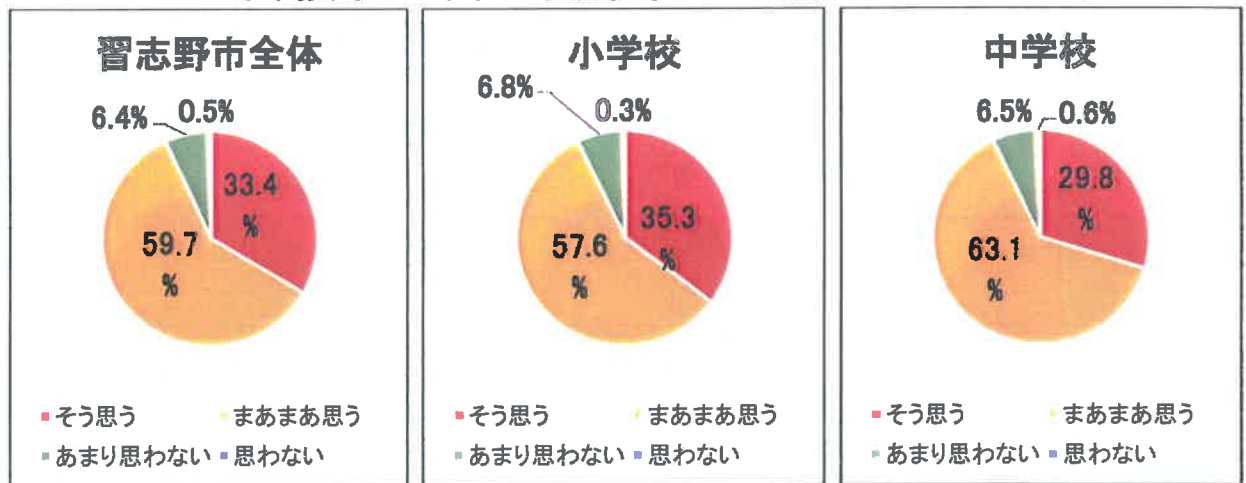
【設問9:タブレット端末を活用することにより、児童・生徒の理解度は高まっていますか。】



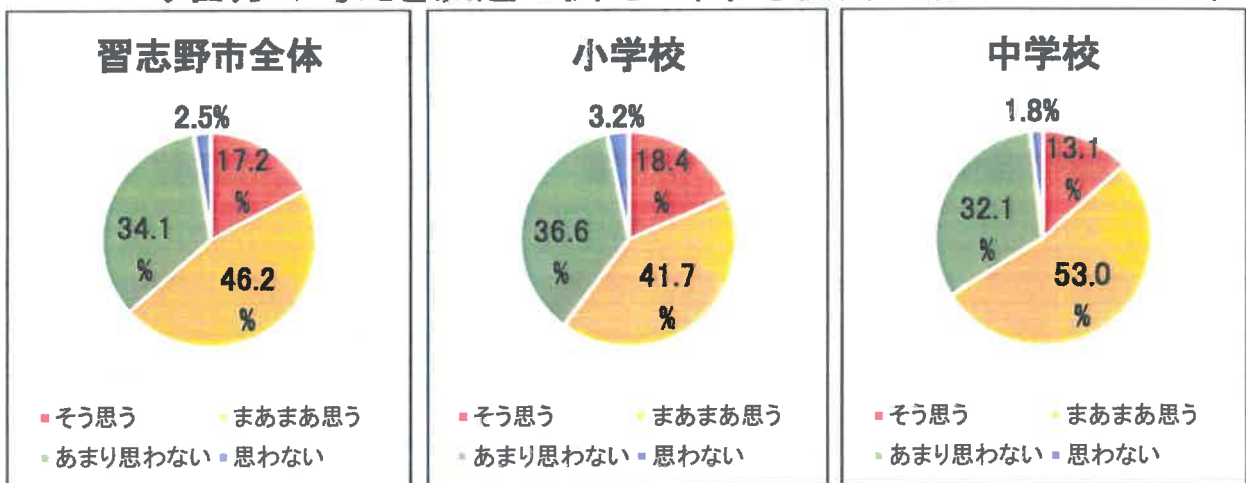
【設問10:タブレット端末を活用することにより、児童・生徒の学びが深まっていると思いますか。】



【設問11:タブレット端末を活用することにより、児童・生徒は意欲的に学んだり、授業に対する興味・関心が高まったりしたと思いますか。】

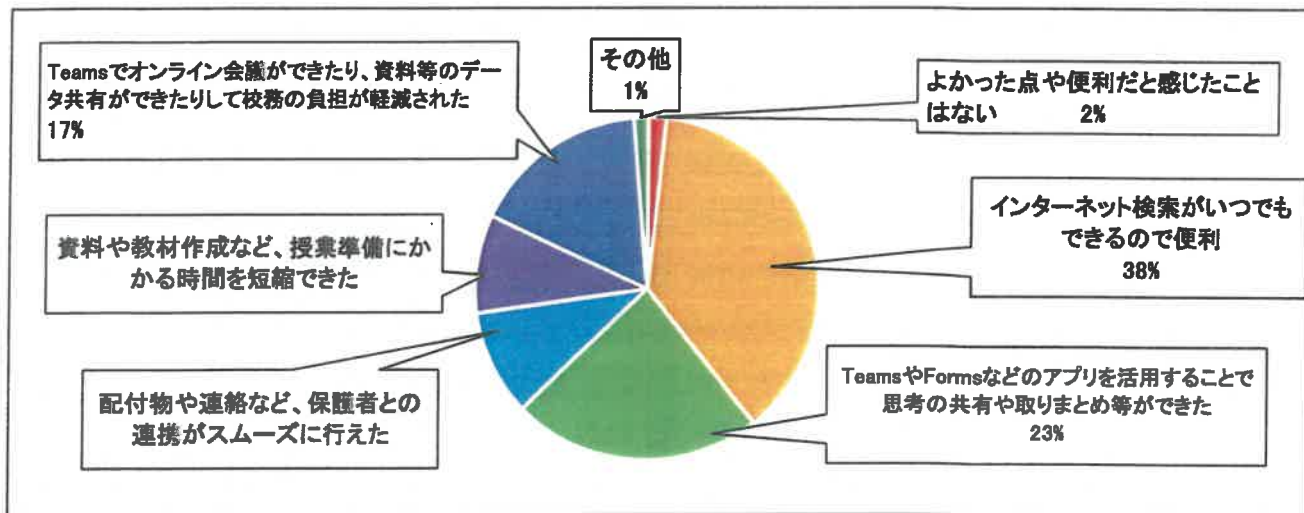


【設問12:タブレット端末を活用することにより、自分の考えを友達に伝えたり発表したりすることに消極的だった児童・生徒が、発表したり自分の考えを友達に伝えたりする機会が増えたと思いますか。】



【結果】タブレット端末の導入により、「理解の高まり」「学びの深まり」「意欲の向上」に手ごたえを感じている教員が多いことがうかがえる。「コミュニケーション型授業」への移行が進む中、児童・生徒の意思の伝達や発表等の機会は徐々に増えつつある。

**【設問13:タブレット端末を活用してよかった点や便利だと感じることは何ですか。】**

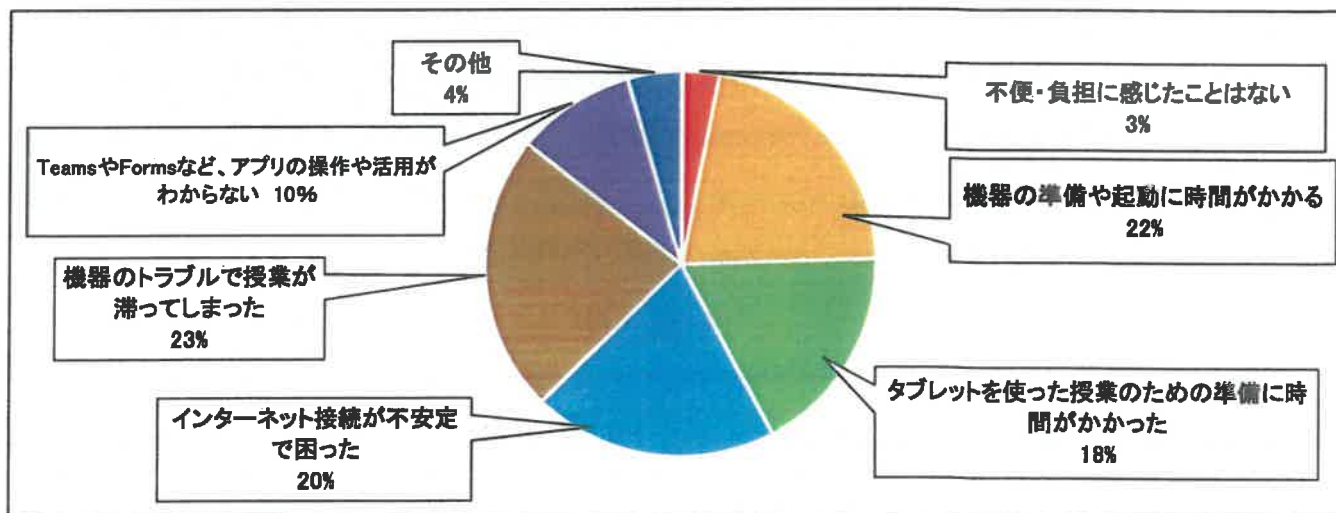


《その他》

- ・連絡帳を載せている ・デジタル教科書の活用 ・オンライン授業 ・校務用パソコンより接続が楽
- ・プリントを複数枚使用するような学習の資料をひとまとめにすることで児童が学習するスペースを確保できるなど環境面でプラスなケースがあった ・カメラ機能で撮影→提示が容易にできる
- ・今日連絡の連絡黒板の写真を Teams で生徒に見せられること ・部活動の録音の共有などができた ・学年に説明する時に一斉に作業を説明できることが便利 等

**【結果】** タブレット端末の導入から半年以上が過ぎ、様々な場面での活用が進んできたことから、学習指導や校務の負担軽減に一定の手ごたえを感じていることがうかがえる。

**【設問14:タブレット端末の活用したときに不便・負担と感じることは何ですか。】**



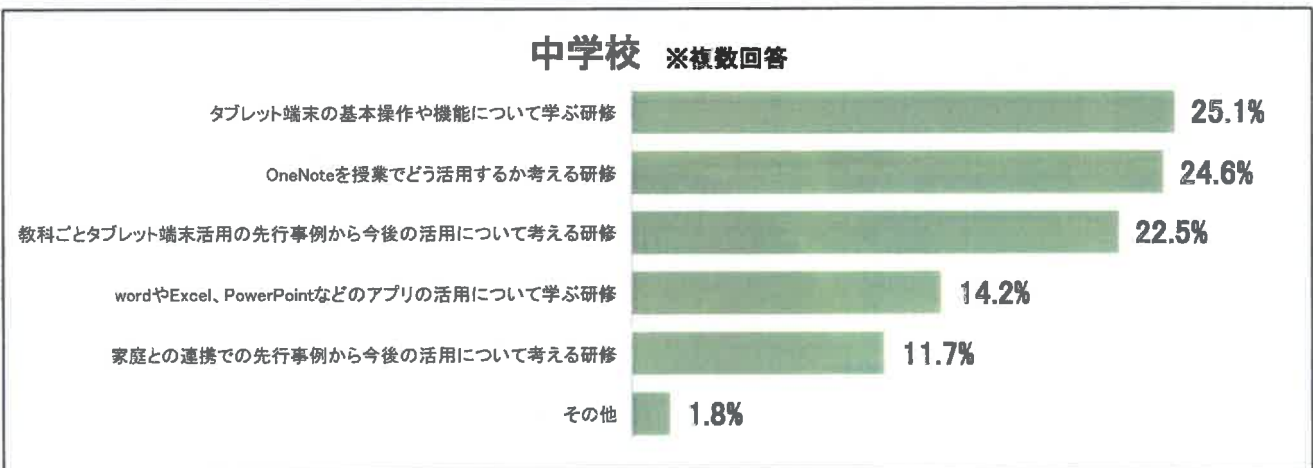
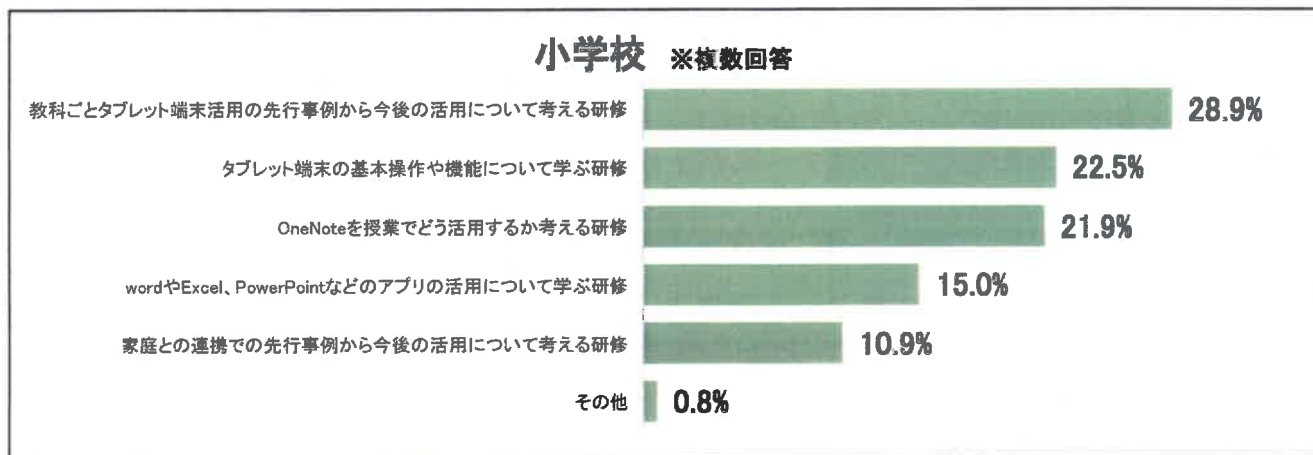
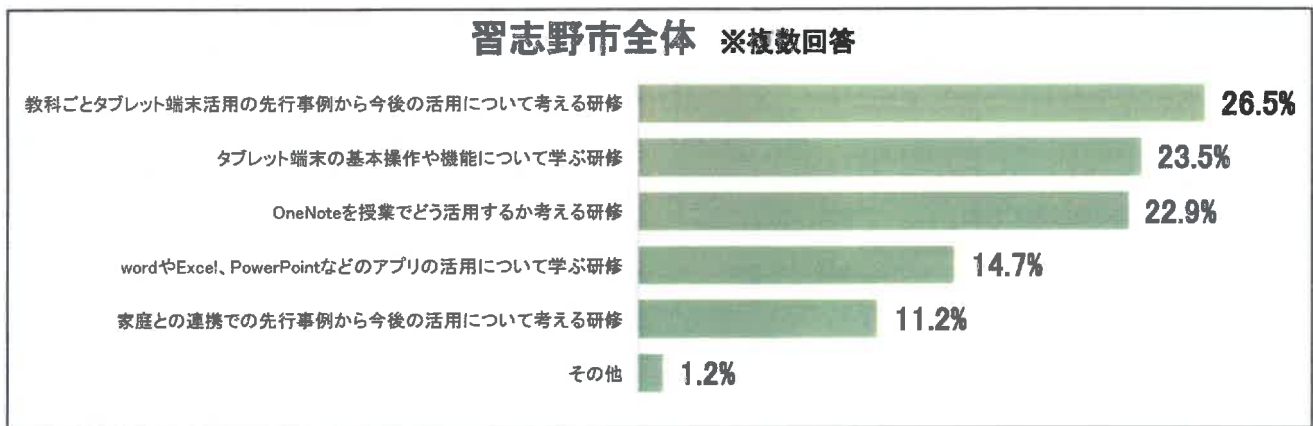
《その他》

- ・使用時の置き場所について
- ・アプリについて
- ・操作方法や通信環境について
- ・データの管理について
- ・デジタル教科書との併用について 等

**【結果】** タブレット端末の導入から半年以上が過ぎ、様々な場面での活用が進んできたことにより、機能の充実やタブレット端末の使用環境改善を求める声が上がってきている。



**【設問15:タブレット端末等、ICTを活用した指導力向上のために、どのような研修があるとよいと思いますか。】**



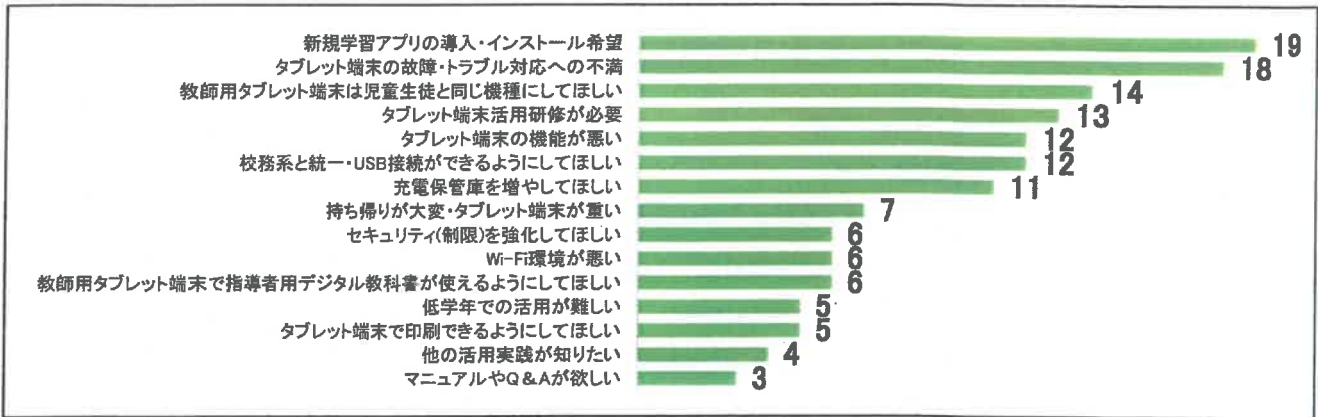
**《その他》**

- ・実践例を共有する研修
- ・個人の考えをみんなで見られるようにするコンテンツ等の研修
- ・教員のスキルやレベルに合わせた研修
- ・Teams や Office365 の活用法と実技講習

**【結果】** タブレット端末の導入から半年以上が過ぎ、様々な場面での活用が進んできたことにより、タブレット端末の基本操作や機能の活用方法についての研修や、教科指導での活用方法についての研修を希望する声が多く上がってきている。令和4年度の研修に実技研修を実施し教職員の声を反映させていく。

【設問16:タブレット端末が導入されて半年が経過しましたが、タブレット端末の活用に関することで、御意見や要望等ありましたら記入してください。】

※自由記述

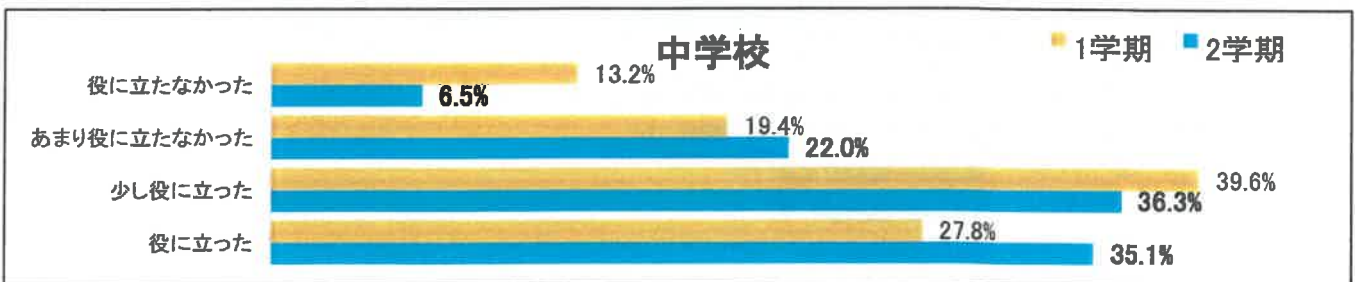
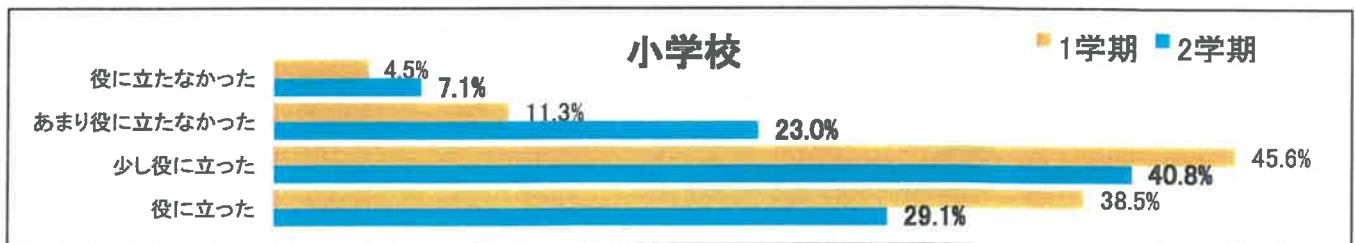


《その他》

- ・準備が大変だが、手応えのある授業もある。効果的な使い方を共有できればもっと良くなる。
- ・学習に新鮮さを感じている。これからの時代の学びに適していると思うし、子供たちの意欲や視覚的効果の向上に期待して活用している。
- ・写真など共有できるのでとてもいい。
- ・児童の思考ツールが増えた。
- ・外部機関からの詳しい説明や研修が少なく、取り扱いについて戸惑いを覚えた。
- ・日常の授業の中でどう継続的に活用していくかが、今後の課題だと感じる。

【結果】 タブレット端末の導入から半年以上が過ぎ、様々な場面での活用が進んできたことにより、タブレット端末の使用環境の改善を求める声が多く上がってきている。また、これまで取り組んできた学習指導のメリットを継続しつつ、タブレット端末を活用した学習指導のメリットを融合させた「令和の日本型授業の在り方」についての声も多く上がってきている。授業の目的に即した意図的な活用ができるよう支援していく。

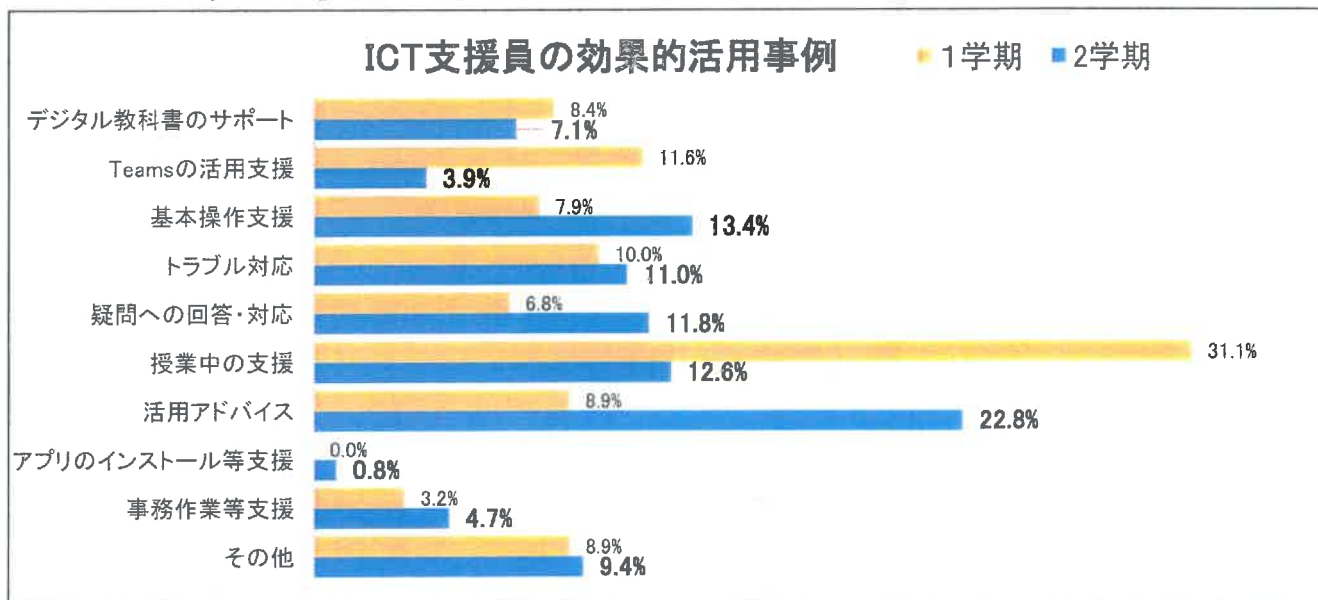
【設問17:ICT支援員は、教員のICT活用能力および指導力の向上に役立ちましたか？】



【結果】 小学校については、1学期よりもタブレット端末の操作や活用慣れてきたことから、ICT支援員を活用しなくても解決できるようになってきたことから、活用状況の減少が見られる。

中学校については、2学期以降、タブレット端末を活用した教育活動の実践が増加し、それに伴いICT支援員の活用機会が増えたことがうかがえる。

**【設問18:ICT支援員についてお聞きします。タブレット端末の活用やICT機器の活用等で、ICT支援員が配置されたことで効果的であった事例があれば記入してください。】**

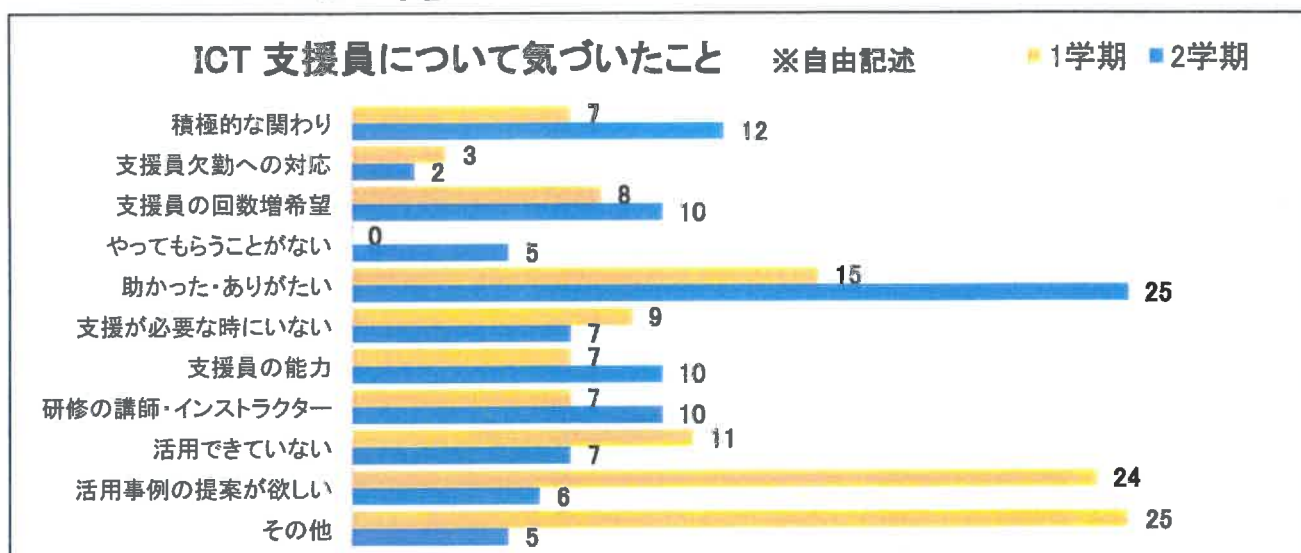


《その他》

- ・教員では思いつかなかった方法を教えてもらえたときは役に立つと感じた。
- ・「これがしたい」「これができる」という具体的なことがあれば有効。しかし、何ができるのかわからない人にとっては、どうしようもない。まずは、「このソフトで、こんなことができます。」「こういうことから始めてみましょう」という情報提供が必要。

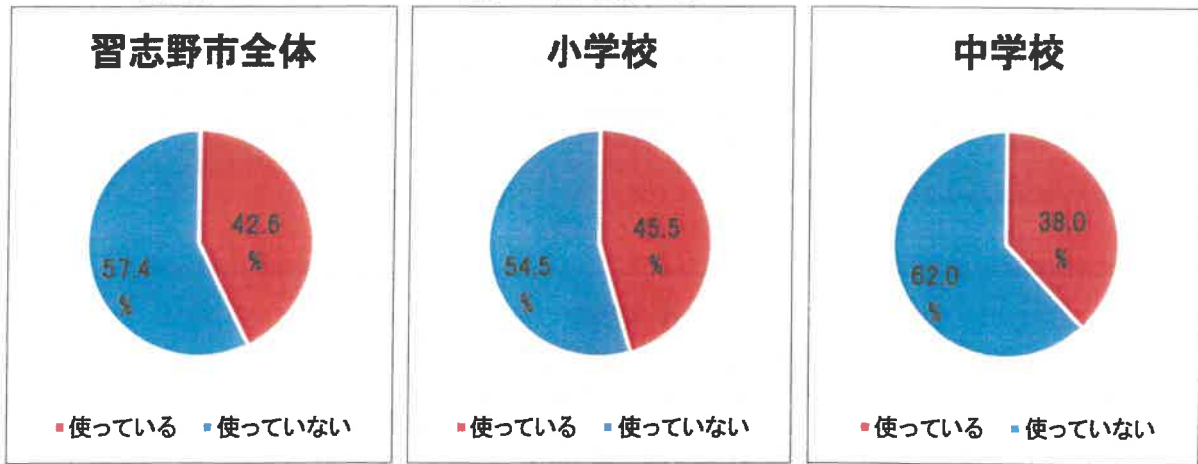
**【結果】** タブレット端末導入の1学期は、初期ログインや学習指導での支援が多かったが、2学期はタブレット端末の活用目標「コミュニケーション型授業」への移行が進む中、ICT支援員に「Teams」や「Forms」「PowerPoint」の活用方法についての支援・助言を受ける機会が増えたことがうかがえる。

**【設問19:ICT支援員について、何か気が付いたこと等ありましたら記入してください。】**

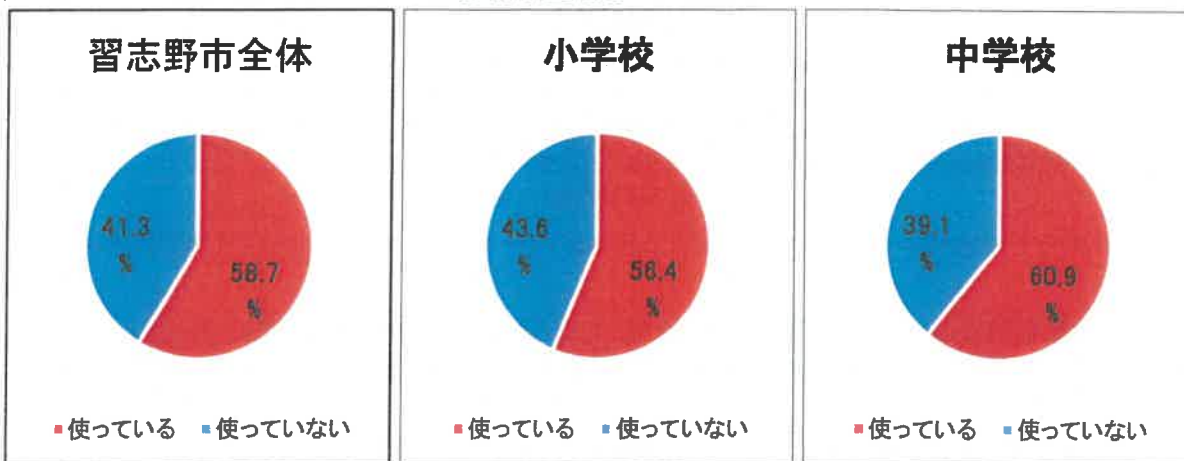


**【結果】** その他の意見では、ICT支援員が配置されたことにより、タブレット端末の活用の推進やトラブル対応等で感謝の声が多く上がっている一方で、ICT支援員の業務内容や個々の能力、勤務態度等への要望が多く上がっている。

## 【設問20:指導者用デジタル教科書使用頻度】



## 【設問21:学習者用デジタル教科書使用頻度】



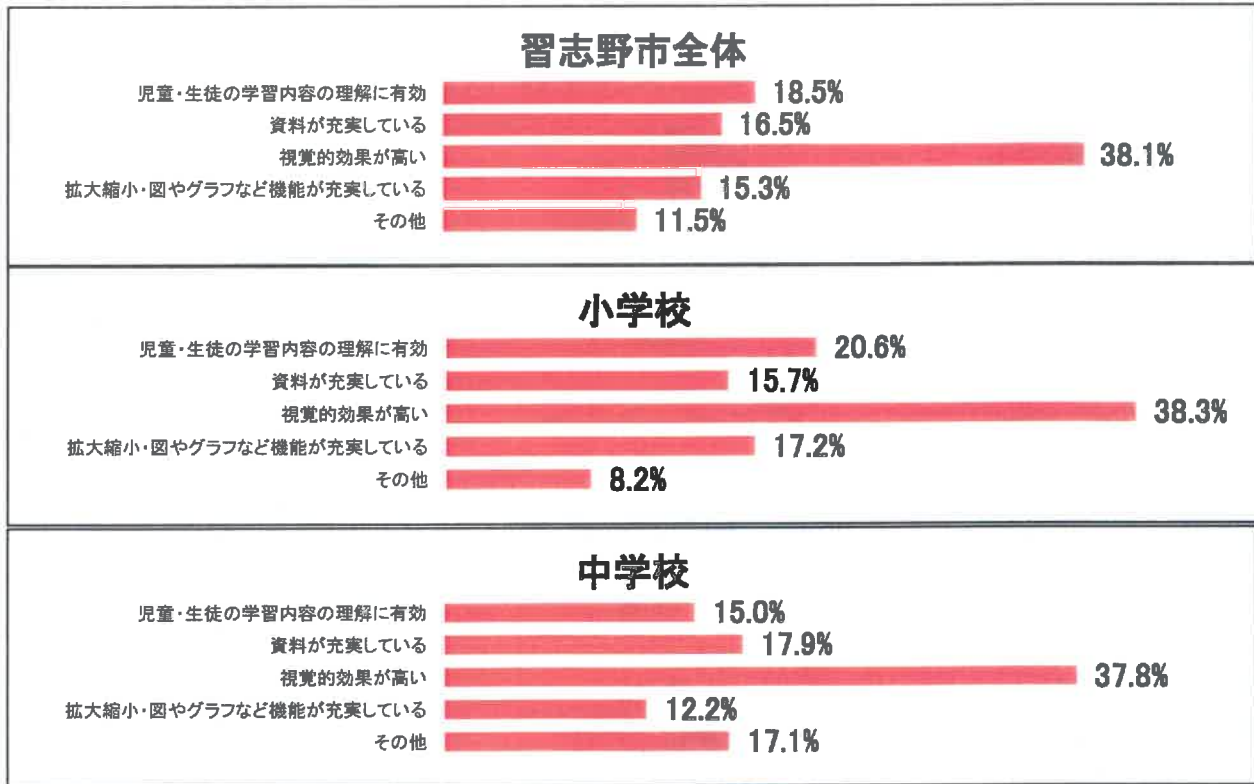
袖ヶ浦西小、袖ヶ浦東小、谷津南小は全学年、他の小学校は5・6年生に整備。

整備されている学年を担当している教員の回答(148名)をもとにグラフを作成。

特別支援学級に国語・数学を整備、全学年に1教科整備。

整備されている教科を担当している教員(150名)の回答をもとにグラフを作成。

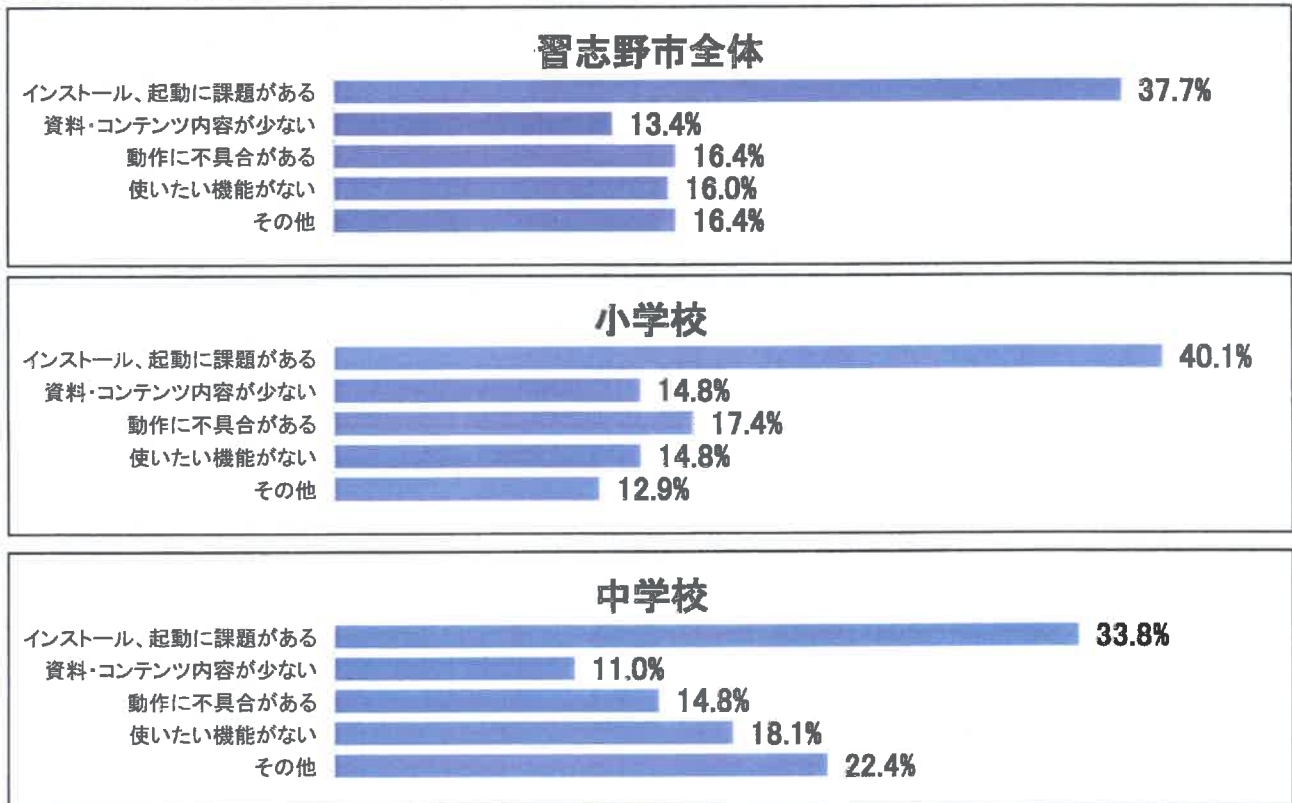
## 【設問22:指導者用デジタル教科書のメリット】



### 《その他》

- ・今まで資料提示用のパソコン、発音練習用の CD ラジカセと複数の機器を用意していたので一つで済む
- ・教科書に書き込みができる
- ・学年、教科にデジタル教科書が配備されていないため使用していない

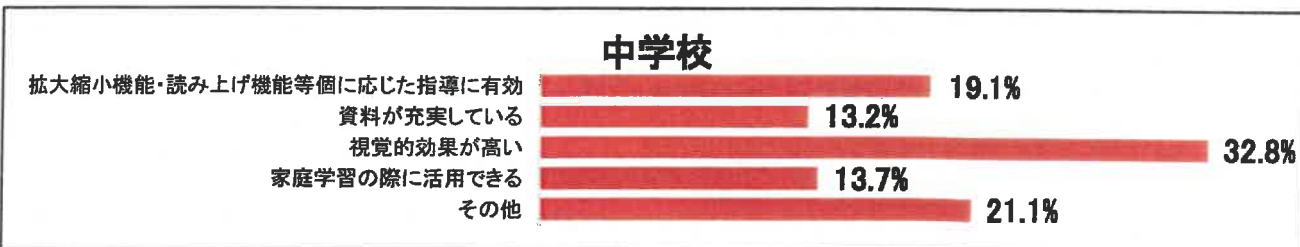
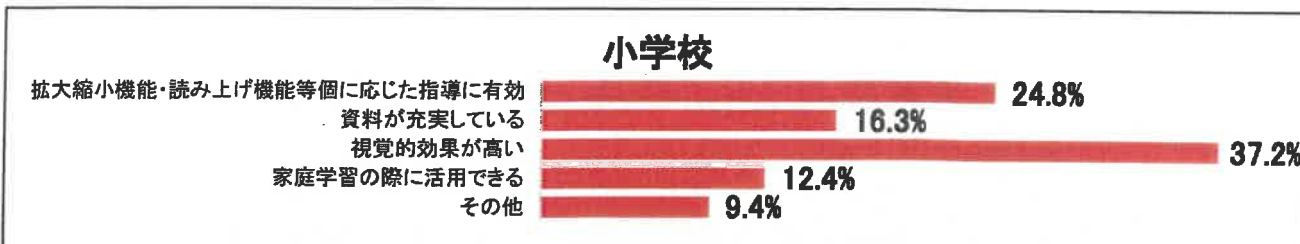
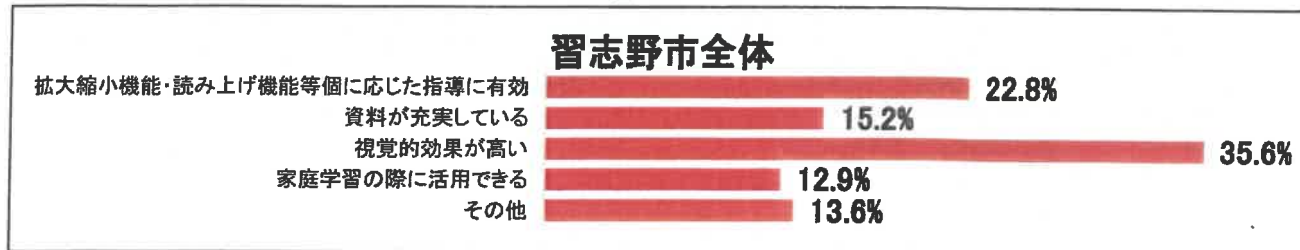
## 【設問23:指導者用デジタル教科書のデメリット】



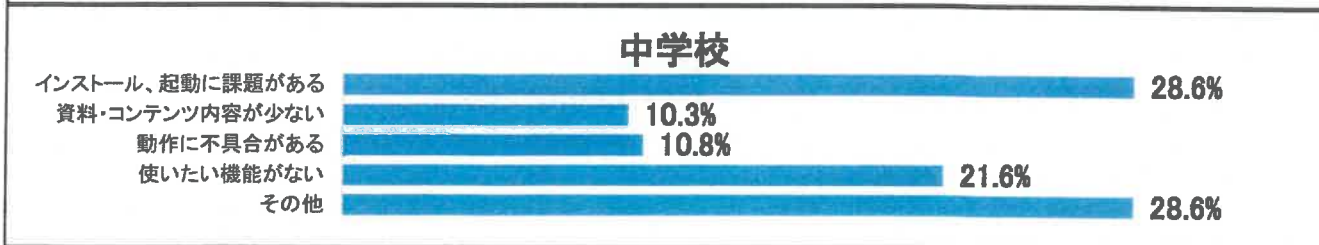
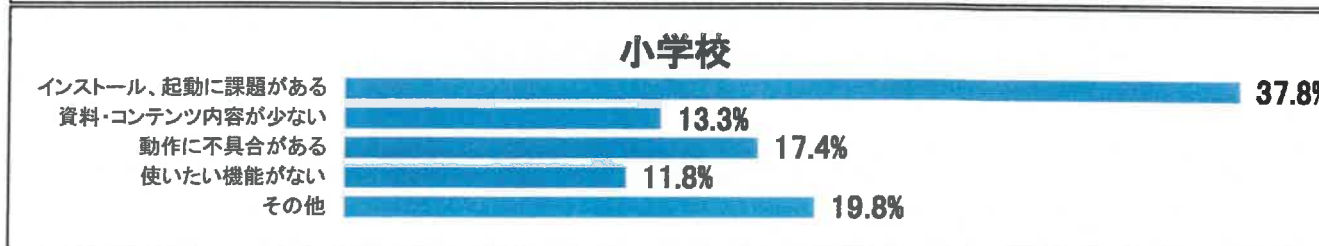
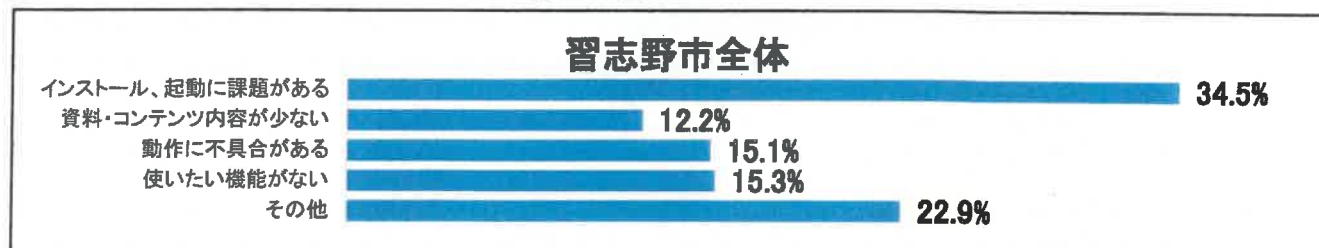
### 《その他》

- ・学年、教科にデジタル教科書が配備されていないため使用していない
- ・今配備されていない教科が欲しい
- ・特別支援学級での利用の仕方が現段階では思いつかない
- ・どのようなメリットがあるのか、これから使っていきたい

## 【設問24:学習者用デジタル教科書のメリット】



## 【設問25:学習者用デジタル教科書のデメリット】



**【結果】** 指導者用、学習者用デジタル教科書ともに使用頻度が高くない。

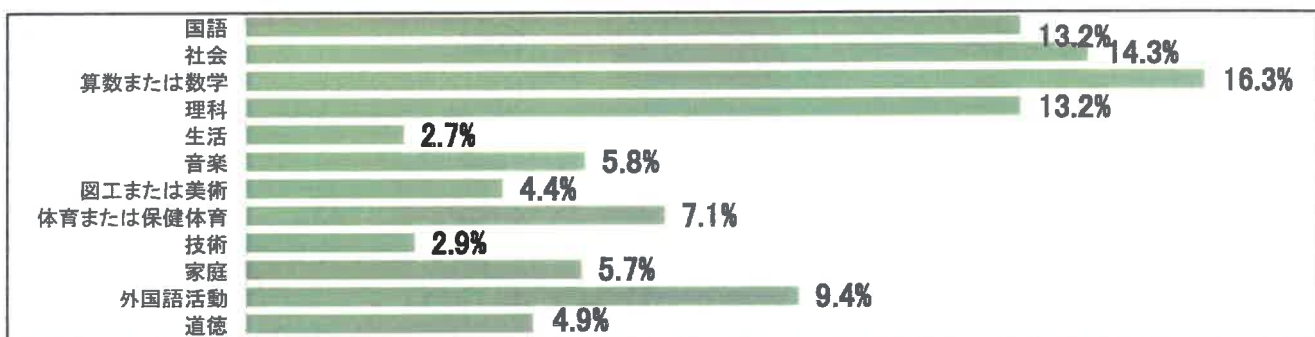
- ①指導者用デジタル教科書は、タブレット端末では起動できず、校務用パソコンから起動することになるため、準備等が煩雑となり活用が進まないこと
  - ②学習者用デジタル教科書は、学年や教科によって未配備のものがあること
  - ③指導者用と学習者用とで、機能が異なり使いづらいこと
- 等、使用環境がないことや機能面の使いづらさの声が多く上がっており、使用頻度があがらない要因となっていることが考えられる。

しかしながら、視覚的・聴覚的な教育効果が高いことについて多くの回答を得ていることから、デジタル教科書の有用性については手ごたえを感じていることがうかがえる。

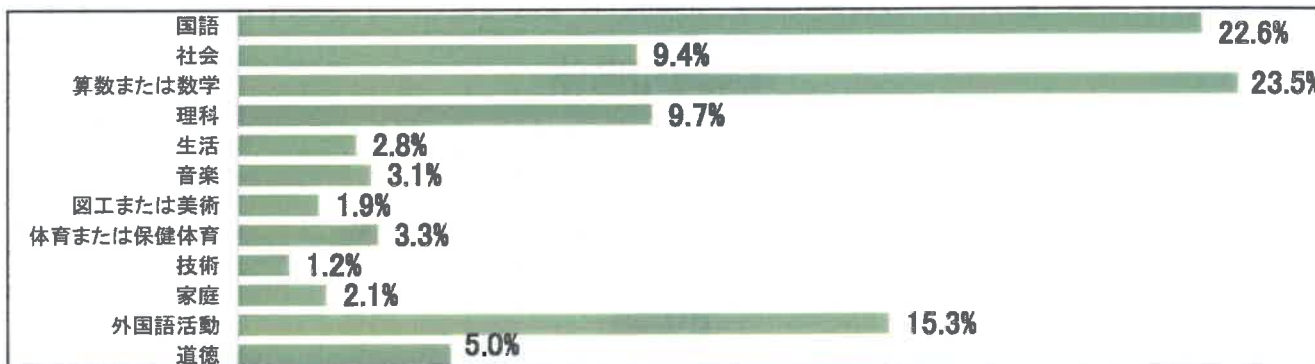
## 【設問26: デジタル教科書の活用が有効だと考えた理由】



## 【設問27: デジタル教科書の活用が有効と考えられる教科】



## 【設問28: デジタル教科書を活用した授業で特に効果のあった教科】



## 【設問29: デジタル教科書を活用した授業で特に効果のあった教科の単元名と授業の場面】

### 《国語》

- ・古文の授業では、本文をディスプレイで映し、重要語句等にマーカーを引いて共有することができた。
- ・古典の授業で音声読み上げ機能により、繰り返し音読の練習ができた。
- ・「森には魔法使いがいる」の単元で、指示語が示している箇所はどこかという質問時、また、ページをまたいだ段落の関係性を問う時に、効果があった。
- ・国語「ありさんとくまさんのごあいさつ」1年生になって、初めての文章を読む際に、読むスピードや読み方を考えるときにとてもわかりやすかった。
- ・読みの苦手な児童への学習支援の活用事例(拡大文字、範読、ルビ機能など)が多い。

### 《社会》

- ・縄文と弥生 資料の比較 ・鎌倉時代、農民の生活の様子を生徒に提示した。
- ・地理でブラジルの経済発展と環境問題について、ディベートの授業を行った際に活用した。流れがわかりやすかった。
- ・地理的分野の授業。大画面で地図が見せられる。見せながら、地図をクリックしたら写真などが出てきて、生徒の理解を深めるためのイメージ化が図れる。
- ・店の仕事、スーパーマーケットの様子資料、気が付いたことを発表しあった。
- ・全単元通して資料の活用を図ることができた。

### 《算数・数学》

- ・「時刻と時間」何時から何時までの間を視覚的に捉えさせることができた。
- ・「重さ」特別支援学級の児童にはかりのメモリを拡大して提示することができた。
- ・図形の学習で、頂点や図形そのものを動かしたりして、具体的な説明ができる。
- ・立体を実際に動かす様子や、展開する様子を視覚的に教えることができた。
- ・全体的に図形領域での活用事例(図形の移動や操作等)が多い。

### 《理科》

- ・「体のしくみ」(中2)心臓の動きを動画で確認した。
- ・「地層」(中1)生物の移り変わりを見せた。
- ・「人の体のつくり」コロナ対策で呼吸の実験ができず、動画が有効だった。
- ・「凸レンズによる像のでき方」現象理解や作図をする上で、視覚的に見せながら、理解を促すことにつながった。
- ・全体的に実験での活用事例(実験の方法や結果等)が多い。

### 《生活》

- ・「あきとなかよし」おもちゃづくりの単元で、作り方を動画で見たので、児童も作りやすそうだった。

### 《音楽》

- ・「歌舞伎」の単元での活用。資料が見やすい。
- ・楽器の指導での活用事例(鍵盤ハーモニカ、リコーダー等)が多い。
- ・鑑賞での活用事例(音源や動画を流す)が多い。

### 《図工・美術》

- ・作品例の提示や鑑賞での活用

### 《体育・保健体育》

- ・教科書の動画と自分の動画の比較ができた。

### 《道徳》

※道徳全体を通しての活用事例

- ・挿絵やワークシートの活用
- ・資料の分割提示
- ・読み上げ機能の活用

### 《外国語活動》

- ・「How are you」世界の国の挨拶の理解が深まった。
  - ・「What would you like?」英語での注文のやり取りを見て学ぶことができた。
  - ・「What do you want?」歌を歌ったり、リスニングの問題に取り組んだりする時に活用した。
- ※外国語活動全体を通しての活用事例
- ・単語とイラストを結び付けて発音練習ができたり、単語を拡大し、分解して発音練習ができたりした。
  - ・チャンツや、歌、問題などがすべて入っているので、毎時間必ず使っている。

**【結果】 国語、算数・数学、外国語活動でのデジタル教科書の視覚的・聴覚的な教育効果についての回答が多い。**

**《国語》 書き込み機能、読み上げ機能、ルビ機能の活用**

**《算数・数学》 平面図形や立体の疑似操作、半具体物の操作での活用**

**《外国語活動》 音声機能、提示資料の活用**



## 【アンケート全体を通して】

- (1) タブレット端末を導入した1学期と比較して、2学期はタブレット端末の活用が確実に進んでいる。
- (2) まだ、週に1回以下の使用率の教員が30～40%程度、また、月1, 2回以下の先生が約20%近くいる。ここの層を改善していくことが今後の課題である。
- (3) タブレット端末を活用することで、教育効果があがっていることを多くの教員が回答している。
- (4) 70%以上の教員が ICT 支援員は、指導力の向上に役立つと認識している。巡回の間隔が空きすぎるため活用しづらいやもっと先進的な活用事例の提案をして欲しいと感じている。
- (5) デジタル教科書の使用状況の改善が課題である。使用環境の改善と活用事例の周知が必要である。

## 【今後の取り組み】

- (1) ICT 活用に苦手意識を持つ教員でも、普通に授業で活用できるように指導支援をする。
  - ① 操作に不安を抱える教員を対象として、タブレット端末の基本操作の実技研修や教科ごとに先進の活用事例を学べる実技研修を実施する。
  - ② 校内での OJT が進むように、操作の基本研修では、各学校で ICT 活用の推進を担う教員が講師として参加して実施する。
- (2) ICT 学習指導員による活用事例の紹介をさらに充実させ、教員の学ぶ意欲に応える。
- (3) ICT 支援員については、すべての教員が授業の目的に応じて日常的に道具のようにタブレット端末を活用できるようになることを目標に、4名から6名に増員し、業務内容についても教員が意図的に ICT を活用できるよう、全国の先進事例を紹介、提案できるように3年間で契約。
- (4) デジタル教科書については、次年度国の事業を活用し、全児童生徒に外国語と算数・数学を導入する予定である。教科を統一できたことから、使用環境をできるだけデジタル教科書が活用しやすい環境に改善していく。

報告事項(8)

児童生徒、保護者の「タブレットについてのアンケート」の結果報告について

児童生徒、保護者の「タブレットについてのアンケート」の結果報告について、別紙のとおり報告する。

令和4年3月30日報告

習志野市教育委員会  
教育長 小 熊 隆

## 児童生徒、保護者の「タブレットについてのアンケート」の結果報告について

本年度より始まった一人一台タブレット端末の運用の実態について、市内全小・中学校にアンケート調査を行い、現状の把握を行った。本調査では、タブレットを学校現場に導入したことによる学習効果や、タブレットの持ち帰りについての実態、保護者の関心などを中心に質問した。これを受け、次年度以降の取組に生かすことができる成果と課題を精査し、新たな目標点の設定の参考にしていく。

### 《タブレットのもたらす学習意欲の向上と学習効果》

- ①タブレットを学習に用いたことで、93%の児童生徒が学習意欲向上に繋がると感じた。
- ②タブレットを学習に用いたことで、92%の児童生徒が学習理解に繋がると感じた。
- ③タブレットを用いると、自分の意見が伝えやすいと感じた児童生徒が81%いた。

### 《タブレットの使用頻度》

- ①タブレットの使用頻度で最も多かったのは週に2～3日で35%だった。
- ②週に4日以上使用している学級は25%、毎日使用している学級は11%と、活用事例も手探りの中、挑戦していただいたことが分かる。
- ③36%が週に4日以上使用しているのに対し、週に1日以下の学級が29%あることも分かり、使用している学級との格差が生じてしまっている。

### 《家庭におけるタブレットの使用頻度と課題について》

- ①家庭におけるタブレット学習は、小学校で59%、中学校で76%が行っていない。しかしながら、総合教育センターとしても「持ち帰りの推奨」は行っているものの、「家庭学習の推奨」は行っておらず、次年度の課題と考えている。
- ②家庭への持ち帰りからあげられる課題として多かったものは、「タブレットが重たいと感じている」だったが、人数としては全体の2～3%程であった。しかしながらタブレットが増えて荷物が重くなったと感じている児童生徒が4～6割に上るため、今後の対応策が求められる。

### 《保護者に行ったアンケートの結果と考察》

- ①児童生徒の約5割が「タブレットの活用に不安はない」と感じているのに対し、保護者は破損やネットトラブル、身体に対する影響などに多くの不安を抱えている。反面、学習への期待は高く、児童生徒の様子から、タブレットの学習に対する肯定的な意見が多く見られた。

### 《今後の取組》

- ①タブレットを用いた学習の在り方について、総合教育センターより更なる発信を行っていくとともに、ICT学習指導員やICT支援員の活用の充実に努めていく。
- ②安全安心なタブレットの活用を行うために、持ち帰りを含めた次年度の計画を立てていく。

令和4年1月24日（月）～令和4年2月4日（金）

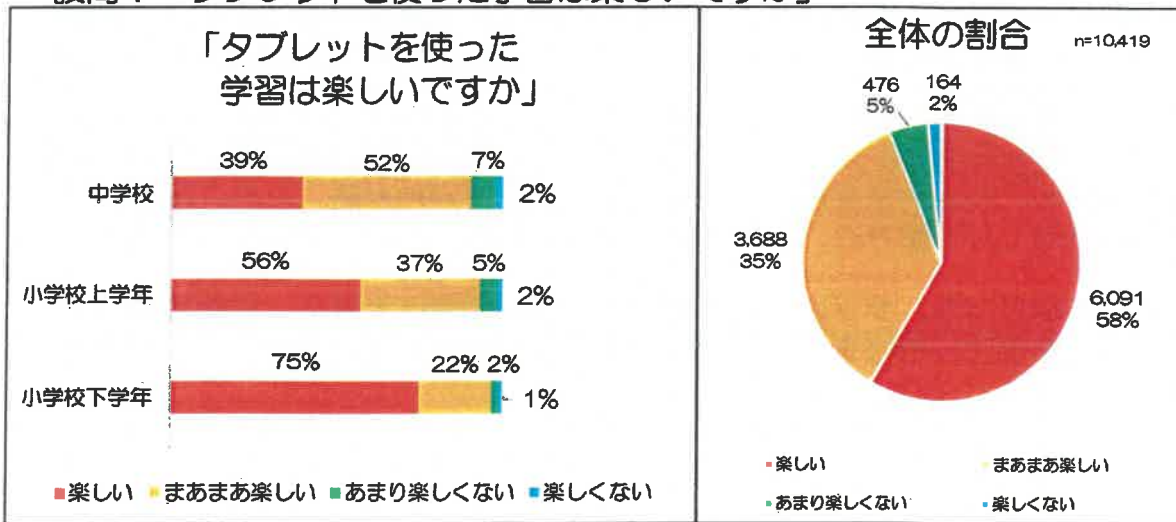
## 児童生徒、保護者の「タブレットについてのアンケート」の結果報告

本年度より始まった一人一台タブレット端末の運用の実態について市内全小・中学校にアンケート調査を行い、現状の把握を行った。本調査では、タブレットを学校現場に導入したことによる学習効果や、タブレットの持ち帰りについての実態、保護者の関心などを中心に質問した。これを受け、次年度以降の取組に対して生かすことができる成果と課題を精査し、新たな目標点の設定の参考にしていく。

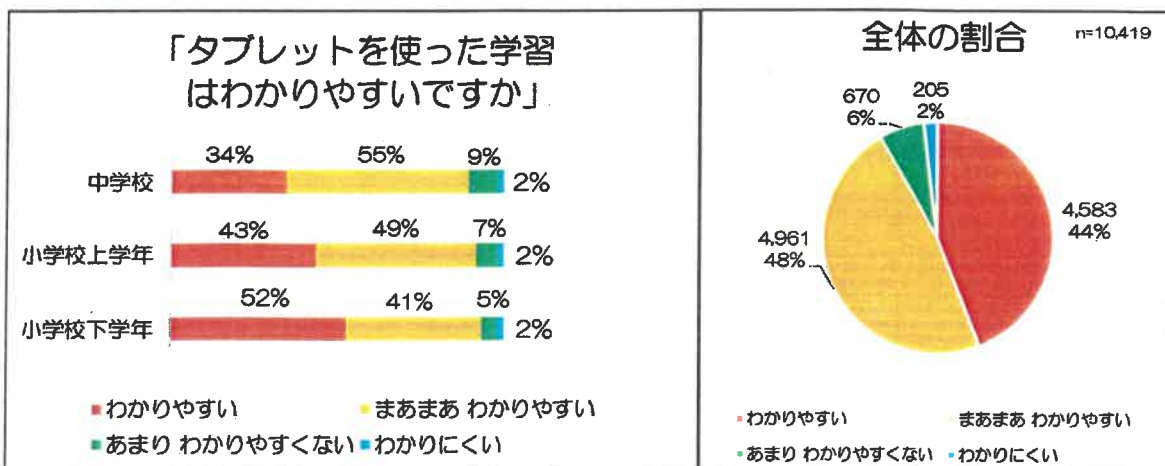
アンケート対象	回答数	市内児童生徒数	回答割合
小学校下学年	3,842	4,540	85%
小学校上学年	3,758	4,562	82%
中学校	2,819	4,073	69%

### 1. タブレットのもたらす学習意欲の向上と学習効果について

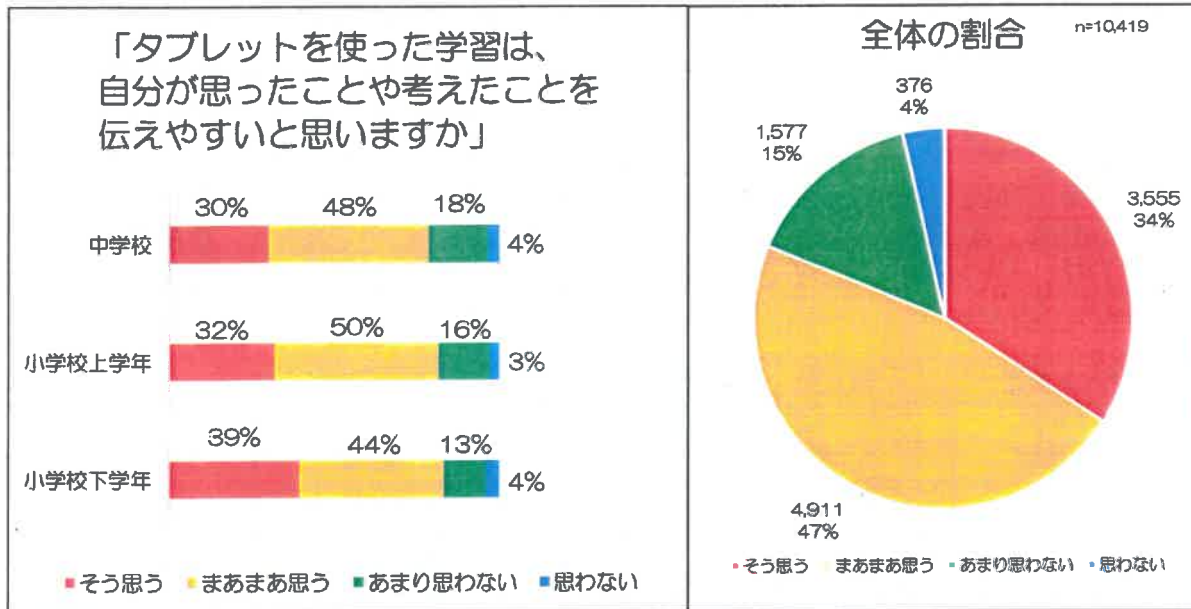
#### 設問1 「タブレットを使った学習は楽しいですか」



#### 設問2 「タブレットを使った学習はわかりやすいですか」



設問3「タブレットを使った学習は、自分が思ったことや考えたことを伝えやすいと思いますか」



【結果】

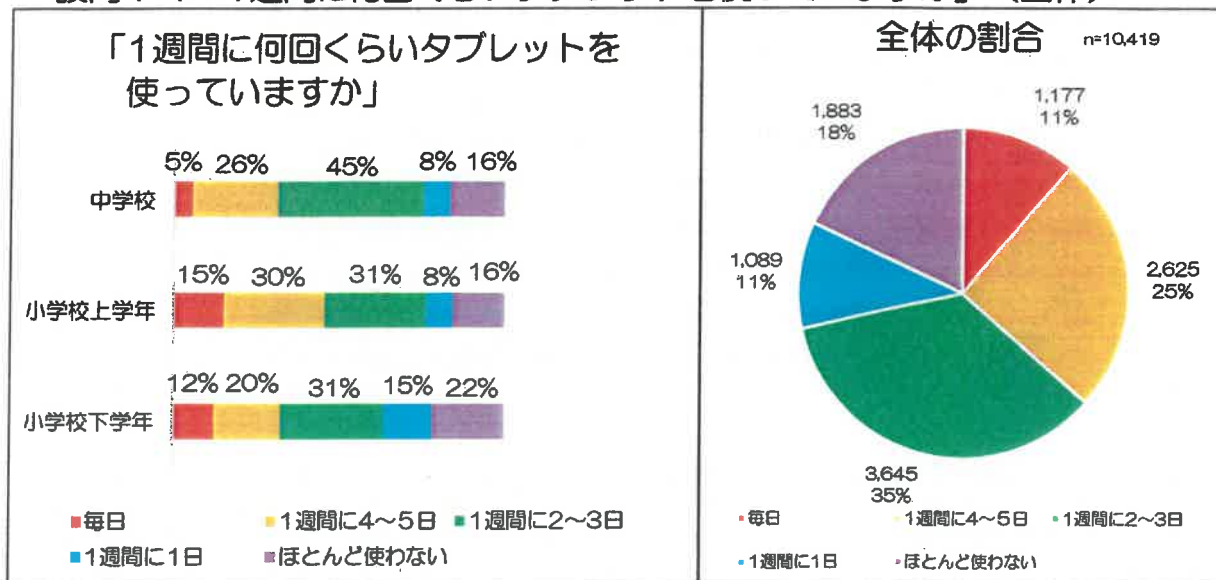
設問1の結果から、タブレットを用いた学習が93%の児童生徒の学習意欲の向上に繋がっていることがわかる。「楽しくない」「あまり楽しくない」と回答している児童生徒は全体の7%で、その中で小学校上学年以上が約8割を占めていることがわかる。

設問2の結果から、タブレットを用いた学習は学習理解につながっていると感じている児童生徒が92%に上っていることや、設問3の結果から81%の児童生徒が学習中に自分の意見が伝えやすくなったことがわかる。このことから、学習参加の向上が予想され、学習理解の向上にも結びついていることが考えられる。

これらの結果から、タブレットを用いた学習の効果は大きく、学習においてタブレットを適切に使用することで、学習参加しやすくなるということが考えられる。

## 2. タブレットの使用頻度

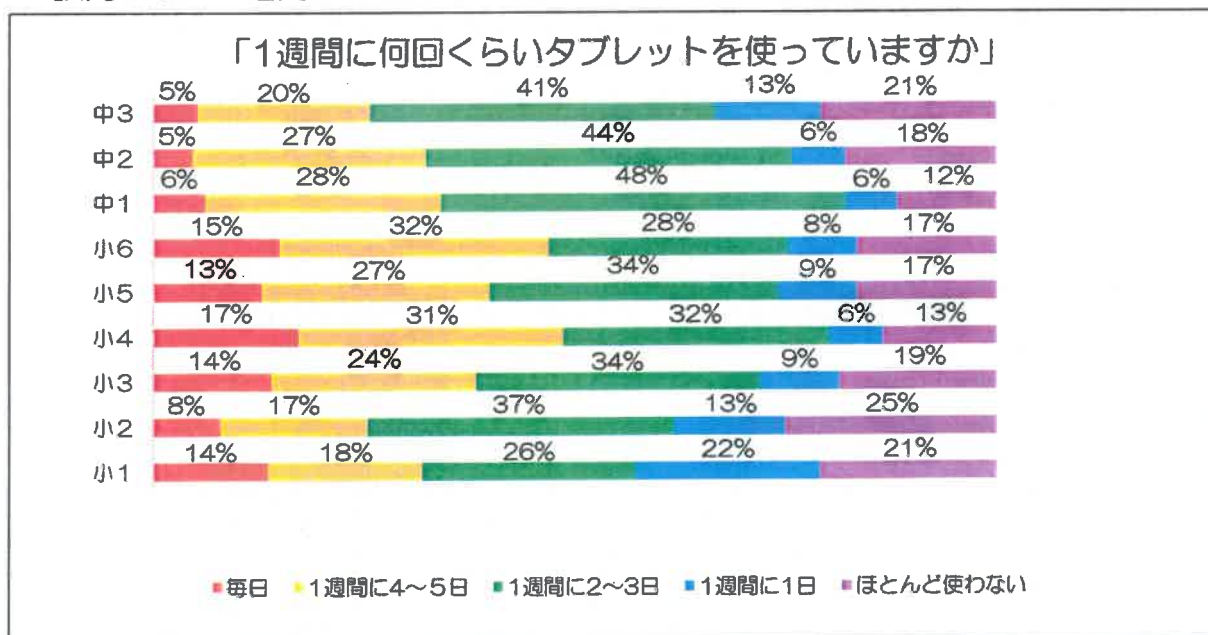
設問4-1 「1週間に何回くらいタブレットを使っていますか」（全体）



### 【結果】

学習に対しての効果は設問の1～3で明らかになったが、学級でどれくらい学習にタブレットを用いているかを調査すると、週に2～3日が全体の割合で35%と最も多く、使用率が高いとは言えないが、タブレット導入初年度としては、探りながら学習に組み込んでいることはわかる。一方、週に1日以下の学級が約29%あることから、全ての学級においてタブレットを使用した学習が行えていない可能性も示唆された。

設問4-2「1週間に何回くらいタブレットを使っていますか」（学年別割合）



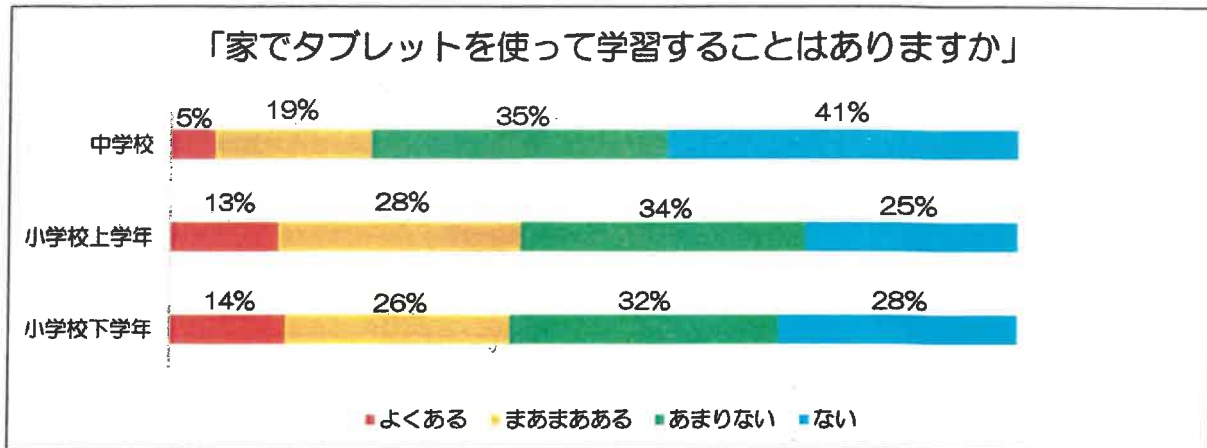
【結果】

全体で週に1日以下の学級が約29%あったことから、タブレットの使用実態を学年別にして比較した。小学校3年から中学校2年までは大きな差はなく、約7割以上が週に2~3日は学習にタブレットを用いていることがわかる。タブレットの使用率が週に1日以下が3割以上なのは小学校低学年と中学校3年生である。中学校3年生は受験に向けての動きが大きくなること、今回のアンケートが受験時期であったことなども含めて、タブレットの使用頻度が低くなったことが考えられる。また、小学校低学年の使用率の低さは、準備の大変さや学習内容がタブレットを使いづらいものである可能性も考えられる。

中学校は教科担任制であるため、タブレットの使用率が教科によって違う可能性が考えられる。今回の調査では教科ごとの質問は行っていないため、今後調査を行う際には新しい視点として考える必要がある。

### 3. 家庭におけるタブレットの使用頻度と課題について

設問5 「家でタブレットを使って学習することはありますか」

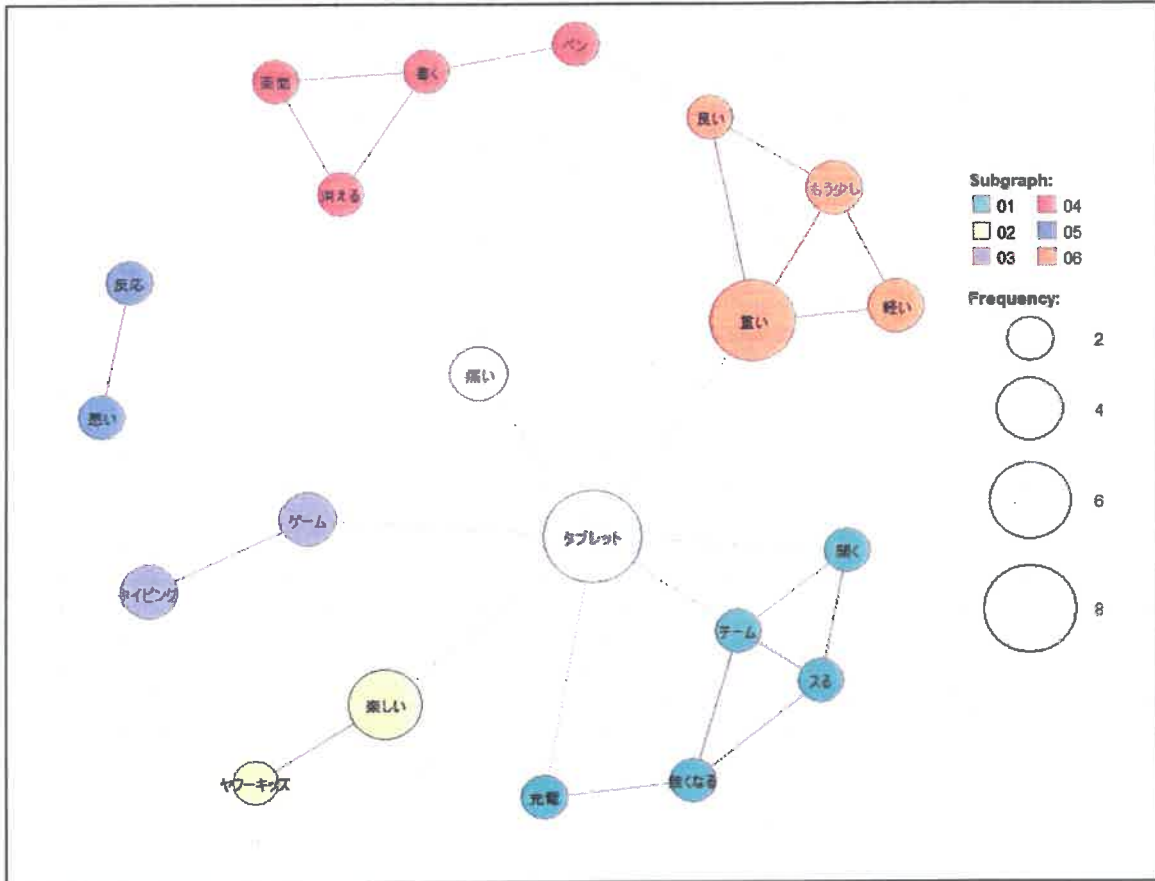


#### 【結果】

小学校では約6割が、中学校では76%が家庭でのタブレット学習は行っていないことがわかる。総合教育センターにおいては、タブレットの持ち帰り自体は推奨しているが、持ち帰りからの家庭学習においては次年度以降の課題としているため、本年度は現状を把握し、次年度以降の学びに繋げていきたいと考えている。



設問6-1「タブレットのことでおはなししたいことはありますか」(小学校下学年)



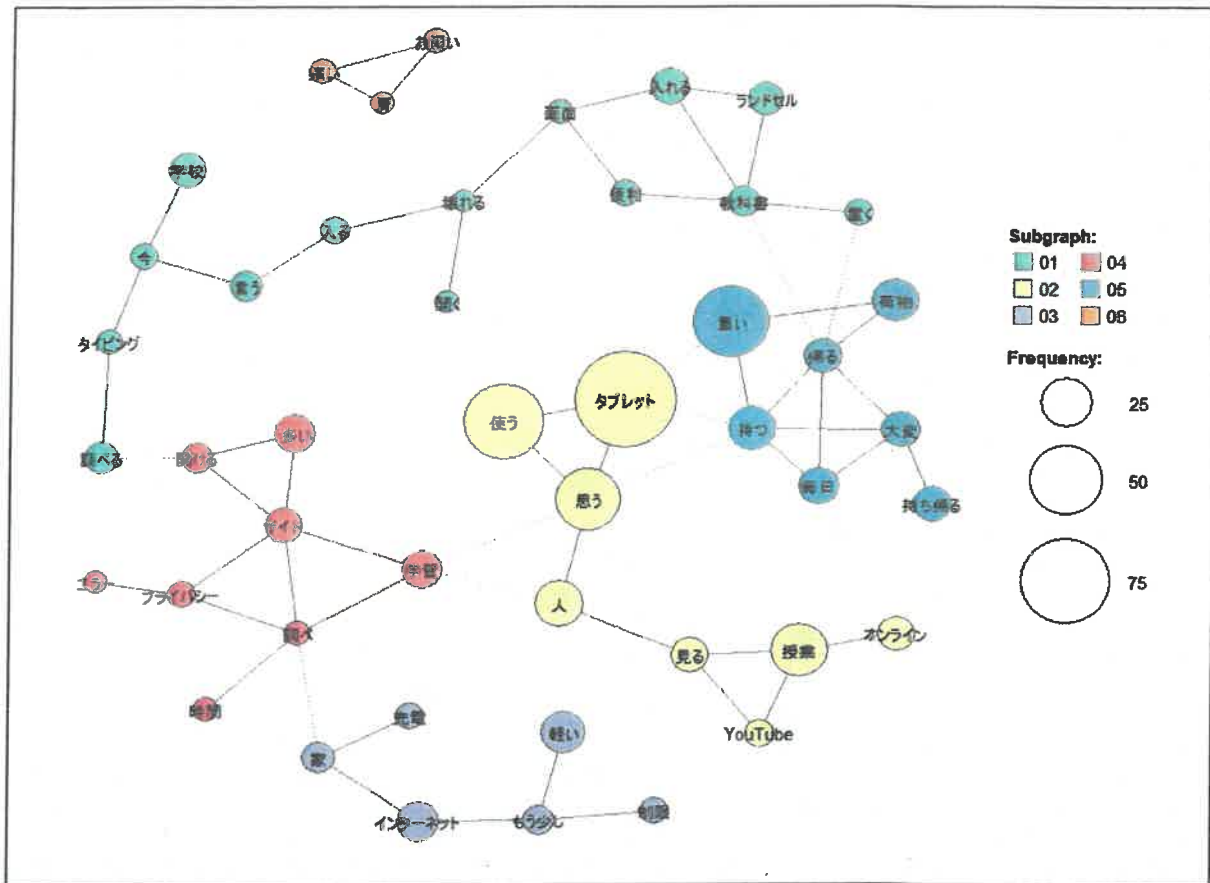
【結果】

小学校下学年の児童のタブレットについて伝えたいことは意見が少なかった。その中で多かったのがタブレットが重く、軽くしてほしいという意見が7名。他には不具合の相談が多かった。設問7と比較しても、小学校下学年の児童はタブレットの重さを気にするよりも、タブレットの不具合への対応や自分ができるようになったことに対する感想が多かった。

※共起ネットワーク

自由記述に書かれた文章から、頻出単語を抜き出し、関係性のあるものを線で結んでいる。実線ほど結びつきが強く、輪が大きいほど頻出回数が増えている。

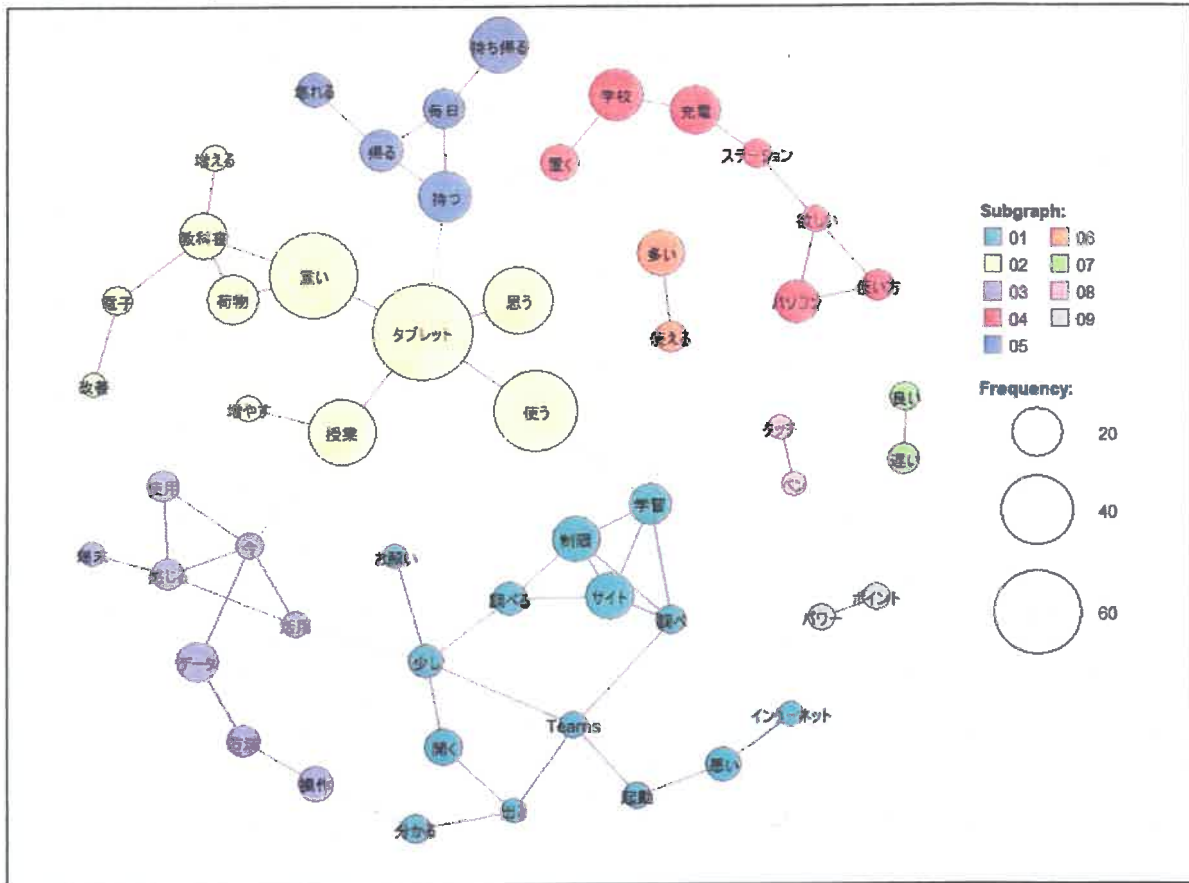
設問6-2「タブレットのことに伝えたことはありますか」(小学校上学年)



【結果】

設問7で「荷物が重くなった」と回答した児童2,679名いる中で、タブレットが重いという意見を出している児童は54名で、2,625名は問題と感じていない。確かに、図からタブレットが重いことで、毎日持ち帰ることに負担を感じている児童がいることはわかる。同時に、重さよりも教科書を置いて帰りたい、ランドセルに入りづらいといった方向性の悩みがあることもわかる。持ち帰りについては様々な角度からの検討が必要になってくると思われる。

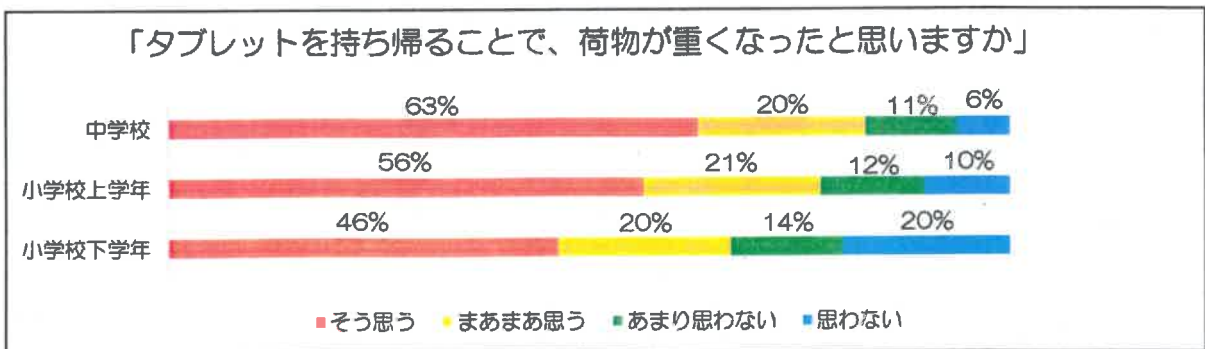
設問6-3「タブレットのことに言いたいことはありますか」(中学校)



【結果】

タブレットについての意見があると回答した生徒のうち、タブレットが重いと感じている意見が最も多く63名となった。その結びつきとして教科書や部活の荷物といったものが挙げられ、普段から持ち帰る荷物自体が多いことも考えられた。設問7との結びつきを考えた時、持ち帰りの必要性やメリットを実感できないと考えていることが推察されるので、実感できるような取組が必要である。

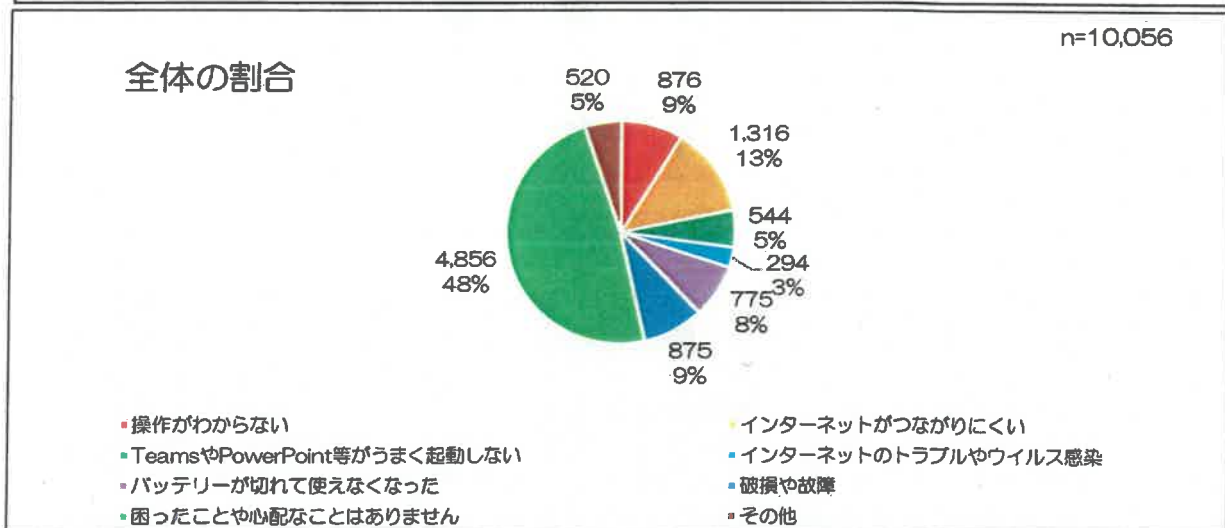
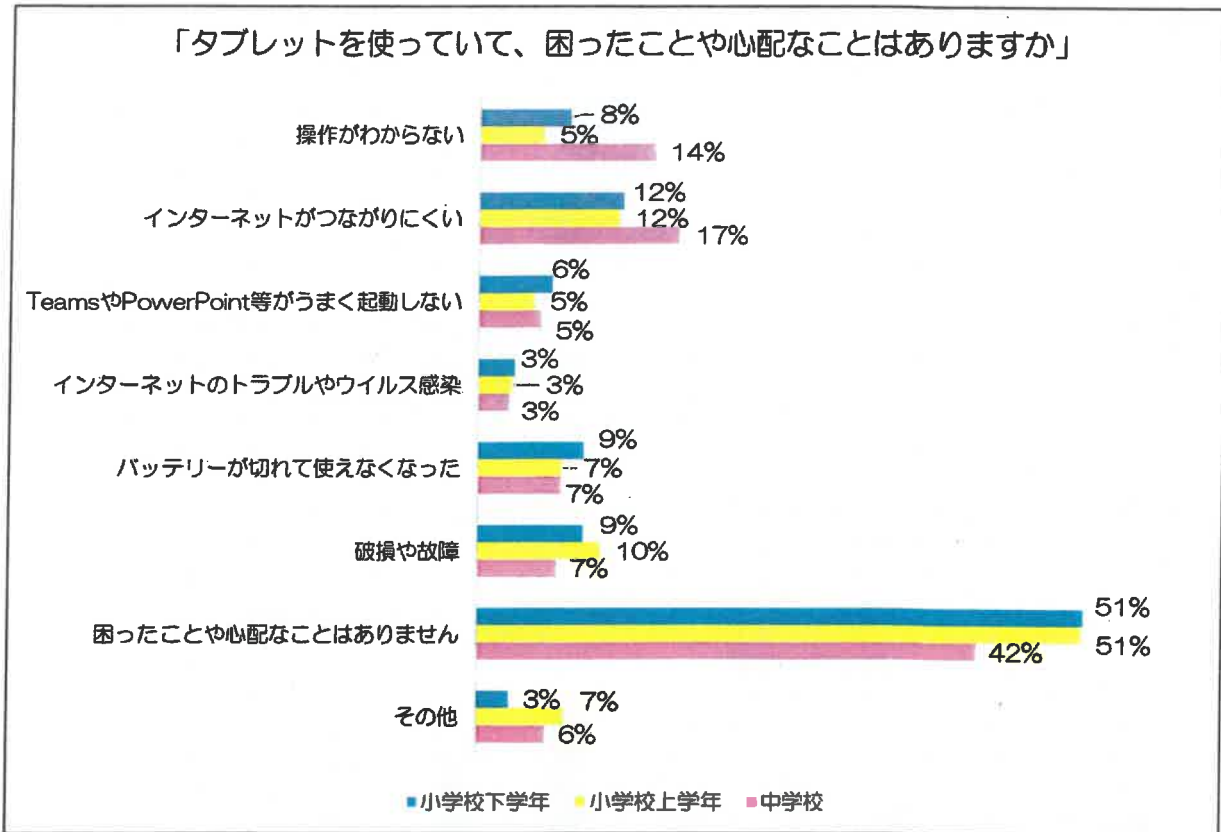
設問7「タブレットを持ち帰ることで、荷物が重くなったと思いますか」



【結果】

設問6の結果でも述べたように、「タブレットの重さ」に関する意見自体は決して多いものではなかった。しかしながら、設問7では、タブレット導入前よりも荷物が重くなったと感じている児童生徒がほとんどである。これはアンケートの聞き方自体が、タブレットが今までの荷物プラスアルファととれる内容であったことから、純粋に重くなったと回答したことも考えられる。

設問8 「タブレットを使っていて、困ったことや心配なことはありますか」



【結果】

小・中学校を通して、困ったことや心配なことはないと回答する児童生徒が多く（小学校51%、中学校42%）小学校では半数の児童が困っていないと回答している。次いでインターネットにつながりにくい点が小・中学校で共通してあげられていることから、アンケートを精査し、特定の環境で通信の不具合が起こっていないか確認する必要がある。中学生が小学生と違ったのは、3番目に「操作の仕方がわからない」という心配事が上がったことである。

（14%）。使用頻度の問題なのか、教科担任制によってじっくり使用するという時間確保の問題なのか、今後精査していく必要がある。このためか、中学校の困ったことは小学校よりも割合として多くなっている。

#### 4. 保護者に行ったアンケートの結果

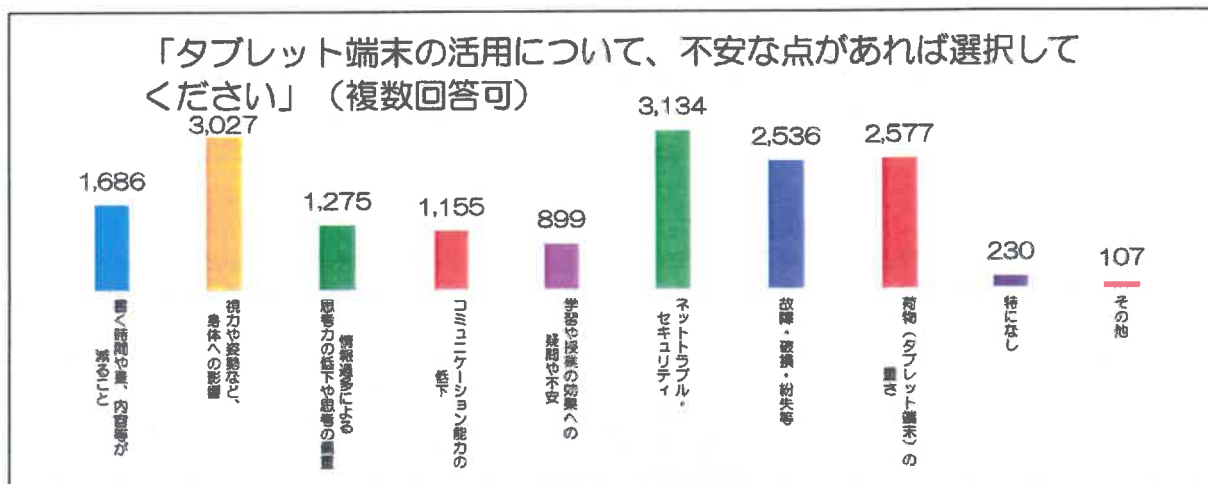
##### 設問1「お子様の学年を教えてください」

対象	回答数	在籍数	回答割合
小学校下学年	2,240	4,540	49%
小学校上学年	1,992	4,562	44%
中学校	1,385	4,073	34%
合計	5,617	13,175	43%

##### 【結果】

回答数の高低はあるとして、今回のアンケートに回答した保護者のタブレットに関する関心は高いことが考えられる。母集団も5,600人を超えていることから、統計学上は十分に有効な回答となっていることが推察される。

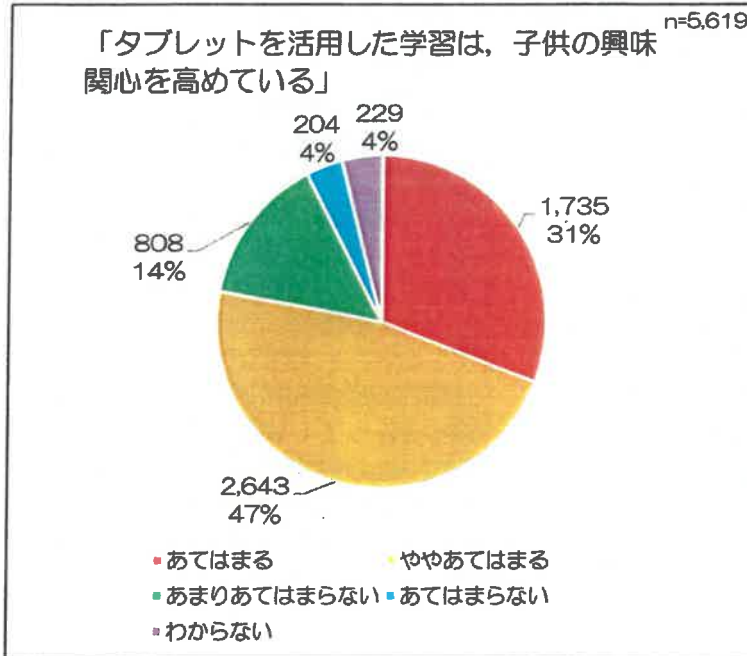
##### 設問2「タブレット端末の活用について、不安な点があれば選択してください」(複数回答可)



##### 【結果】

最も関心が高かったのはネットトラブル・セキュリティで、次いで児童生徒の身体への影響であった。まずは危険にさらされないようにという考えが読み取れる。第3に不安視されているのが、タブレットが持ち帰りになっていることに対する荷物の重さである。心理的な不安と合わせて子供の身体的な不安が強いことが示唆される。また、児童生徒と比較した時、「特になし」が非常に少ない。保護者としての心配の高さが伺える。安心安全な学校づくりのためにも、これらの不安に対する適切な手立てや支援を行っていくことがもとめられている。不安の第4に上がっている故障や破損等については、原則すべて保険の対象となっている。

設問3 「タブレットを活用した学習は、子供の興味関心を高めている」

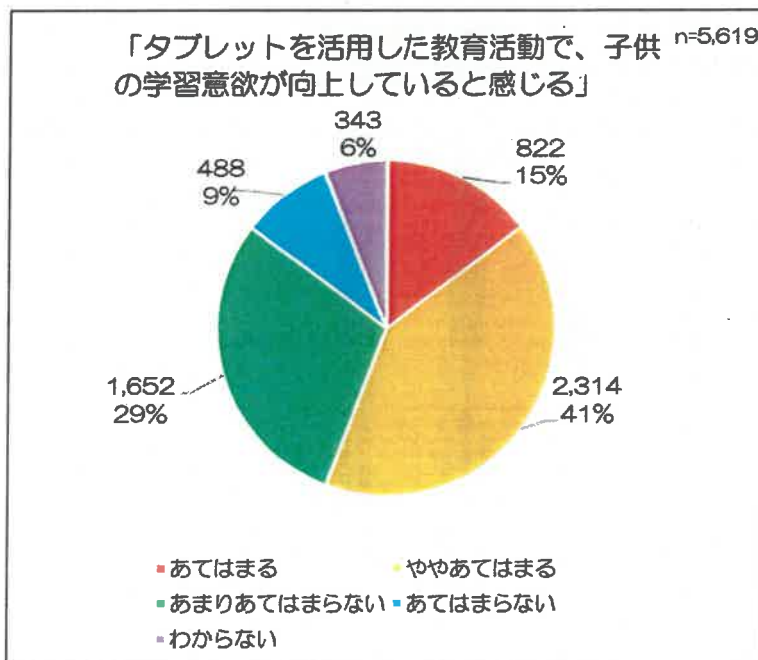


【結果】

タブレットを学習に用いることで子供の興味関心が向上するだろうと考えている保護者の割合は高く、78%となっている。これは自宅でもタブレットを使用している、またはタブレットに関する話題が出ていることが考えられる。

約8割の家庭でタブレットによって子供の興味関心が向上したことが確認されている反面、約2割の家庭ではタブレットに対して子供の興味関心を高める要因にはなっていないとの回答が出されている。この約2割の家庭では家庭におけるタブレット学習の有用性が感じられるような使用がなされていないことが考えられるため、今後の家庭学習における課題として受け止めていく必要がある。

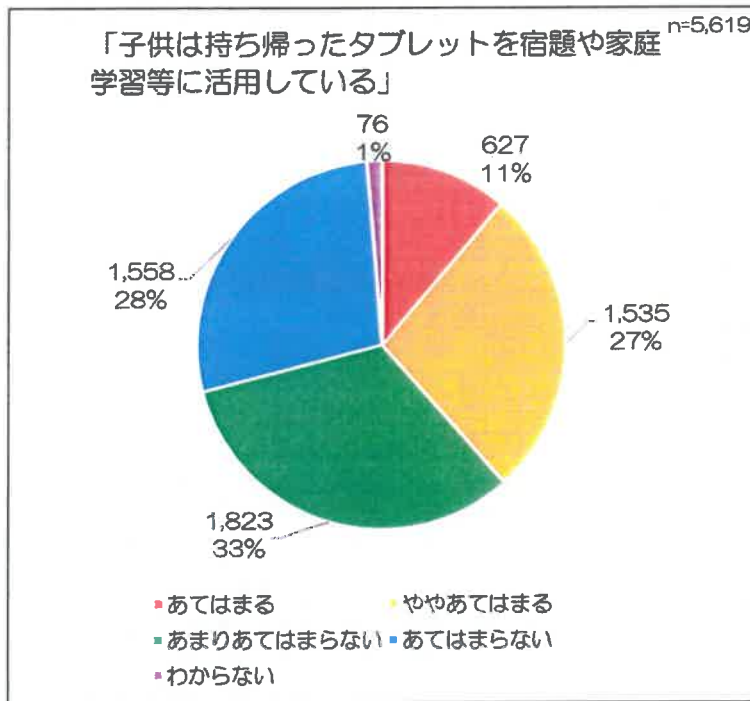
設問4 「タブレットを活用した教育活動で、子供の学習意欲が向上していると感じる」



【結果】

子供の学習意欲が向上していると感じている保護者は56%で、約半数の保護者は学習意欲が向上したと受け止めている。反面38%の保護者は向上したとは感じていないことから、子供の学習意欲の向上のために、タブレットの有用な使用方法を学校現場から発信していく必要がある。

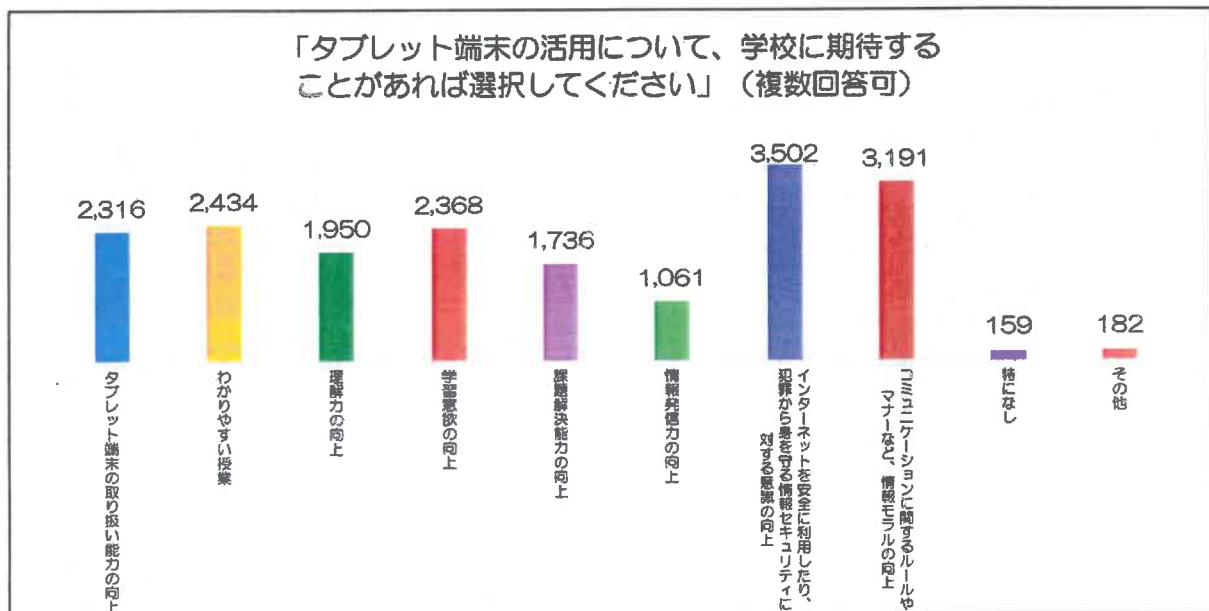
設問5 「子供は持ち帰ったタブレットを宿題や家庭学習等に活用している」



【結果】

通信環境が整っていない家庭の状況を鑑み、現在は総合教育センターより通信環境を用いた宿題の推奨は行っていない。そのため、通信環境に縛られない宿題を工夫して出している学校が約4割存在していることがわかる。次年度以降は経済的な理由でWiFi環境の整っていない家庭への支援体制の充実に努めていくことから、家庭での活用が増加していくものと見込んでいく。

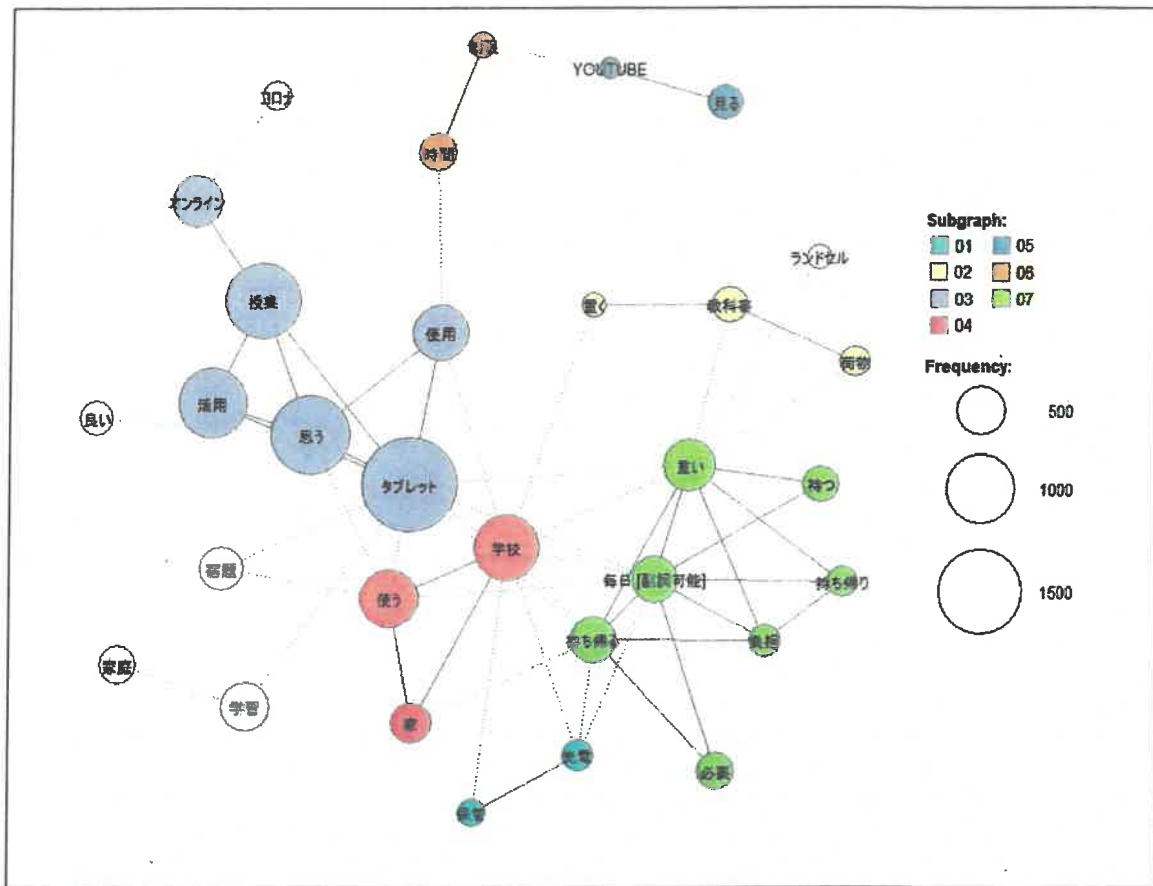
設問6 「タブレット端末の活用について、学校に期待することがあれば選択してください」(複数回答可)



【結果】

最も多かった意見は情報セキュリティ、次いで情報モラルについてであった。情報化社会にあって、小・中学生の段階から情報の取り扱いや身の守り方など、情報との関わり方について、保護者は意識の高さを示している。

設問7「タブレットの活用について何かありましたら記入してください」



【結果】

保護者の意見を共起ネットワークで表した。タブレットの授業における更なる活用を望む声が多く、現在の活用には満足していないことが推察される。また、家で使うよりも学校で使うことや、家庭への持ち帰りはタブレットが重く、毎日の持ち帰りは負担であることなどが読み取れる。タブレットが重いと感じる意見に合わせて、教科書を学校に置いておきたいという意見もあり、現在行っている「置き勉」の状況確認と併せて、さらなる対策を計画的に考えていく必要がある。



## 【成果と課題・今後の取組】

### ＜成果＞

- ①タブレットを用いた学習では児童生徒の意欲関心が高まった。
- ②タブレットを用いた学習では児童生徒の学習理解が深まった。
- ③タブレットを用いた学習では児童生徒が思考した内容を、伝え方の得手不得手に関わらず伝えやすいことがわかった。
- ④タブレットを用いた学習では保護者も児童生徒の学習意欲が高まったと感じていることがわかった。

### ＜課題＞

- ①タブレットの使用頻度に学年間でも差が表れていることがわかった。
- ②タブレットについて持ち帰り時の重さをあげた児童生徒が複数名いた。
- ③保護者が情報モラル教育の充実について求めていることがわかった。
- ④自由記述において視力などへの影響を心配する声が多く寄せられた。

### ＜今後の取組＞

- ① 教育委員会では、ICT支援員やICT学習指導員を配置し、タブレットの活用が進むよう支援をしてきた。職員アンケートからも一定の効果を得ていることが伺える。特にICT学習指導員は、延べ252回の授業に参加し、活用について指導助言を行い、各校の効果的な実践例をまとめ、市内に広めることができた。各学校においてもICT推進委員会を立ち上げ校内研修を実施したり、学年会や教科部会で活用を紹介しあうといった推進をしている。

次年度については「習志野市のICT活用を推進したICT学習指導員の継続」「操作に不安を抱える教員を対象とした、タブレットの基本操作」「教科ごとの活用事例を学べる先進的な実技研修を実施」「各学校内でのOJTが進むように、ICT活用の推進を担う教員が講師として操作の基本研修を実施する」など一層の活用を進め、苦手意識をもつ教員が安心してタブレットを授業で活用していけるよう取り組んでいく。

- ② 学校では、登下校時の荷物の重さ対策として、多くの学校で宿題以外の教科書やノート等を置いて帰ってよいことになっており、およそ1.0Kg～2.5Kgの削減となっている。タブレット端末の重量が1.4Kgであることから、タブレット端末導入によって、持ち帰る荷物が重くならないように各校で取り組んでおります。

設問7から「荷物が重たい」と回答している割合が最も少なかったのが小学校下学年であったことから、小学校下学年に優先して行った「置き勉」が一定の効果を上げていることが伺える。

今後は小学校上学年、中学校においても、教科書やタブレットだけでなく全体の荷物の重さについて配慮し、更なる取組を進めていく。

③ 情報モラル教育については、小学校では各学級でインターネットの使い方を指導し、中学校の取組では、生徒会でICT委員会を設置し、生徒自身が使い方などを話し合い発信したり、講師を招聘してネットトラブルや適切な使い方について学習したりするなど、各学校の取組がみられる。また、発達段階に応じて道徳の授業を通し、情報モラル教育を実施している。

次年度についても、日常的に情報モラルについての指導を行い、ネットいじめ防止の観点も取り入れつつ、安全安心なタブレットの活用ができる学校作りを行っていく。そのために、早い段階で総合教育センターより適切な情報の発信を行っていく。

④ タブレットの使用時間や使用目的を明確にし、過剰に使用しすぎないように配慮していく必要がある。タブレットの適切な活用や健康への注意を発信していく。

⑤ 本調査を今後の取組の参考にしつつ、必要に応じて更なる調査を行っていく。

## 議案第4号

習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を別記のように制定する。

令和4年3月30日提出

習志野市教育委員会  
教育長 小 熊 隆

### 提 案 理 由

令和4年4月1日より、入学資金の給付制度が開始されることから、学校教育課の事務分掌を改正する。また、指導課及び社会教育課の事務分掌について、実務に合わせて明確にするため、記載内容について併せて改正するものである。

習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

習志野市教育委員会行政組織規則(昭和47年教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第10条の表学校教育部の部学校教育課の項第6号中「及び入学準備金」を「、入学準備金及び入学資金」に改め、同部指導課の項に次の1号を加える。

(15) 学校運営協議会に関すること。

第10条の表生涯学習部の部社会教育課の項に次の1号を加える。

(24) 地域学校協働本部に関すること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

習志野市教育委員会行政組織規則（昭和47年教育委員会規則第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(事務分掌)</p> <p>第10条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育部</p> <p>教育総務課 略</p> <p>学校教育課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 育英資金及び入学準備金 _____ に関すること。</p> <p>(7)～(18) 略</p> <p>指導課</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>追加</p> <p>生涯学習部</p> <p>社会教育課</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p>追加</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第10条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育部</p> <p>教育総務課 略</p> <p>学校教育課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 育英資金、<u>入学準備金及び入学資金</u>に関すること。</p> <p>(7)～(18) 略</p> <p>指導課</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p><u>(15) 学校運営協議会に関すること。</u></p> <p>生涯学習部</p> <p>社会教育課</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p><u>(24) 地域学校協働本部に関すること。</u></p>

議案第5号

習志野市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について

習志野市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則を別記のように制定する。

令和4年3月30日提出

習志野市教育委員会  
教育長 小熊 隆

提案理由

国(総務省)において、行政手続きにおける押印の見直しを要請されたことに伴い、改正するものである。また、傍聴する際の注意事項等を明確にするため、併せて改正するものである。

習志野市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

習志野市教育委員会傍聴人規則(昭和57年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、教育長が必要と認めるときは、定員を変更することができる。

第4条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第5号中「、録音機、写真機、録画機等の」を「等の音を発する」に改める。

第8条を第9条とする。

第7条中「第15条第1項」を「第13条第1項ただし書」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に教育長の許可を得た場合は、この限りでない。

別記第1号様式を次のように改める。

別 記

第1号様式(第2条第1項)

習志野市教育委員会傍聴受付票

年 月 日

氏 名	住 所



別記第2号様式表中「印」を削り、

「6 傍聴される方は、すべて係員の指示に従ってください。」を

「6 傍聴される方は、全て係員の指示に従ってください。」

7 傍聴席において、写真、動画等の撮影又は録音等はできません。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に、改正前の習志野市教育委員会傍聴人規則の規定により作成された用紙については、この規則の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

習志野市教育委員会傍聴人規則（昭和57年教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(傍聴人の定員)</p> <p>第3条 傍聴人の定員は、10名とする。</p> <hr/> <p>(傍聴の禁止)</p> <p>第4条 次の各号の二に該当する者は、会議を傍聴することができない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 拡声器、無線機、マイク、<u>録音機、写真機、録画機等の機器</u>を携帯している者</p> <p>第5条 略</p> <p><u>追加</u></p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第6条 傍聴人がこの規則に違反したときは、教育長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</p>	<p>(傍聴人の定員)</p> <p>第3条 傍聴人の定員は、10名とする。ただし、<u>教育長が必要と認めるときは、定員を変更することができる。</u></p> <p>(傍聴の禁止)</p> <p>第4条 次の各号の<u>いずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 拡声器、無線機、マイク等の音を発する機器を携帯している者</p> <p>第5条 略</p> <p><u>(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)</u></p> <p>第6条 傍聴人は、傍聴席において<u>写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に教育長の許可を得た場合は、この限りでない。</u></p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第7条 傍聴人がこの規則に違反したときは、教育長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</p>

<p>(傍聴人の退場)</p> <p><u>第7条</u> 傍聴人は、<u>会議規則第15条第1項</u>の規定により非公開となつたとき、又は前条の規定により教育長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p><u>第8条</u> この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会議で定める。</p>	<p>(傍聴人の退場)</p> <p><u>第8条</u> 傍聴人は、<u>会議規則第13条第1項ただし書</u>の規定により非公開となつたとき、又は前条の規定により教育長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p><u>第9条</u> この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会議で定める。</p>
---	---



<旧表>

第2号様式(第2条第1項)

(表)

傍 聴 券	No. _____
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 本券は、交付当日限りとする。</li><li>◆ 傍聴を終え、退場する際に本券を係員に返還すること。</li><li>◆ 裏面の遵守事項を守ること。</li></ul>	
習志野市教育委員会 印	

<新表>

第2号様式(第2条第1項)

(表)

傍 聴 券	No. _____
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 本券は、交付当日限りとする。</li><li>◆ 傍聴を終え、退場する際に本券を係員に返還すること。</li><li>◆ 裏面の遵守事項を守ること。</li></ul>	
習志野市教育委員会	

## <旧裏>

(裏)

### 傍聴人の遵守事項

- 1 会議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 2 私語、談話、拍手等をしないこと。
- 3 飲食又は喫煙をしないこと。
- 4 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 5 その他、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。
- 6 傍聴される方は、すべて係員の指示に従ってください。

## <新裏>

(裏)

### 傍聴人の遵守事項

- 1 会議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 2 私語、談話、拍手等をしないこと。
- 3 飲食又は喫煙をしないこと。
- 4 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 5 その他、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。
- 6 傍聴される方は、全て係員の指示に従ってください。
- 7 **傍聴席において、写真、動画等の撮影又は録音等はできません。**

議案第6号

習志野市教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

習志野市教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を別記のように制定する。

令和4年3月30日提出

習志野市教育委員会  
教育長 小熊 隆

提案理由

国(総務省)において、行政手続きにおける押印の見直しを要請されたことに伴い、改正するものである。

習志野市教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部  
を改正する規則

習志野市教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記第6号様式、別記第8号様式、別記第9号様式及び別記第14号様式中「あて」を「宛て」に改め、  
「

自署でない方は記名押 印をお願いします。
-------------------------

」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



<旧>

第6号様式(第5条第1項)

参加許可申請書

年 月 日

主宰者 あこ

主宰者 あこ

住所

住所

届出者

届出者

氏名

氏名

{ 自署でない方は記名押印をお願いします。 }

次の聴聞に関する手続に参加したいので、習志野市行政手続条例第17条第1項の規定により許可して下さるよう申請します。

次の聴聞に関する手続に参加したいので、習志野市行政手続条例第17条第1項の規定により許可して下さるよう申請します。

聴聞の件名	
利害関係の内容	

聴聞の件名	
利害関係の内容	

<新>

第6号様式(第5条第1項)

参加許可申請書

年 月 日

主宰者 あこ

住所

届出者

氏名

\_\_\_\_\_

<旧>

第8号様式(第6条第1項)

資料閲覧請求書

年 月 日

あこ

住所

請求者

氏名

( 自署でない方は記名押  
印をお願いします。 )

行政手続法第18条第1項  
習志野市行政手続条例第18条第1項の規定により、次のとおり不利益処分の原因となる  
事実を証する資料の閲覧を請求します。

聴聞の件名	
閲覧しようとする資料の名称	

<新>

第8号様式(第6条第1項)

資料閲覧請求書

年 月 日

あこ

住所

請求者

氏名

\_\_\_\_\_

行政手続法第18条第1項  
習志野市行政手続条例第18条第1項の規定により、次のとおり不利益処分の原因となる  
事実を証する資料の閲覧を請求します。

聴聞の件名	
閲覧しようとする資料の名称	

<旧>

第9号様式(第8条第1項)

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

主宰者 あこ

住所

申請者

氏名

(自署でない方は記名押印をお願いします。)

次の聴聞について補佐人ともに出頭したいので、行政手続法第20条第3項、習志野市行政手続条例第20条第3項の規定により許可して下さるよう申請します。

聴聞の件名	
補佐人の氏名	
補佐人の住所	
補佐する事項	

<新>

第9号様式(第8条第1項)

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

主宰者 あこ

住所

申請者

氏名

\_\_\_\_\_

次の聴聞について補佐人ともに出頭したいので、行政手続法第20条第3項、習志野市行政手続条例第20条第3項の規定により許可して下さるよう申請します。

聴聞の件名	
補佐人の氏名	
補佐人の住所	
補佐する事項	

<旧>

第14号様式(第14条第1項)

聴聞調書・報告書閲覧請求書

年 月 日

あて

住所  
請求者 氏名

( 自署でない方は記名押  
印をお願いします。 )

第14号様式(第14条第1項)

聴聞調書・報告書閲覧請求書

年 月 日

宛て

住所  
請求者 氏名

<新>

行政手続法第24条第4項  
習志野市行政手続条例第24条第4項 の規定により、次のとおり聴聞調書又は報告書の閱  
覧を請求します。

聴聞の件名	
閲覧しようとする資料の名称	

注 聴聞の終結前にあつては当該聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあつては行政庁に請求  
すること。

行政手続法第24条第4項  
習志野市行政手続条例第24条第4項 の規定により、次のとおり聴聞調書又は報告書の閱  
覧を請求します。

聴聞の件名	
閲覧しようとする資料の名称	

注 聴聞の終結前にあつては当該聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあつては行政庁に請求  
すること。

議案第7号

習志野市立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

習志野市立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を別記のように制定する。

令和4年3月30日提出

習志野市教育委員会  
教育長 小 熊 隆

提案理由

民法が改正され、成年年齢が引き下げられることに伴い、改正するものである。

## 習志野市立高等学校通学区域に関する規則の一部改正

習志野市立高等学校通学区域に関する規則(平成12年教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第3条中「親権者又は後見人をいう」を「学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条の保護者をいう。ただし、入学を志願しようとする者が成年に達している場合は、同条の保護者に準ずる者とする」に改める。

### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

習志野市立高等学校通学区域に関する規則（平成12年教育委員会規則第16号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(入学の志願)</p> <p>第3条 市立高校に入学（転入学及び編入学を含む。以下同じ。）を志願しようとする者は、本人及びその保護者（親権者又は後見人という            _____。            _____。）            が前条に規定する通学区域に居住する場合に入学の志願をすることができる。</p>	<p>(入学の志願)</p> <p>第3条 市立高校に入学（転入学及び編入学を含む。以下同じ。）を志願しようとする者は、本人及び保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者をいう。ただし、入学を志願しようとする者が成年に達している場合は、同条の保護者に準ずる者とする。）が前条に規定する通学区域に居住する場合に入学の志願をすることができる。</p>

議案第8号

習志野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

習志野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を別記のように制定する。

令和4年3月30日提出

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

提案理由

民法が改正され、成年年齢が引き下げられることに伴い、改正するものである。



## 習志野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

習志野市学校運営協議会規則(平成30年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

第2条第1項中「第47条の6第1項」を「第47条の5第1項」に、「学校運営協議会」を「協議会」に改め、同条第2項第2号中「親権を行う者及び未成年後見人をいう」を「学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条の保護者をいう。ただし、生徒が成年に達している場合は、同条の保護者に準ずる者とする」に改める。

第3条第3項中「第47号の6第3項」を「第47条の5第3項」に改める。

第8条中「第47条の6第4項」を「第47条の5第4項」に改める。

第10条中「第47条の6第6項」を「第47条の5第6項」に改める。

第11条中「第47条の6第7項」を「第47条の5第7項」に改める。

### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

習志野市学校運営協議会規則（平成30年教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第47条の6</u>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 習志野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、<u>法第47条の6第1項の規定により、別に定める学校に学校運営協議会を置くものとする。</u></p> <p>2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、次に掲げる者の意向を踏まえるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者（<u>親権を行う者及び未成年後見人</u>をいう。）<u>以下</u></p> <p>同じ。）</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから任命する。</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第47条の5</u>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 習志野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、<u>法第47条の5第1項の規定により、別に定める学校に協議会を置くものとする。</u></p> <p>2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、次に掲げる者の意向を踏まえるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者（<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者</u>をいう。<u>ただし、生徒が成年に達している場合は、同条の保護者に準ずる者とする。以下同じ。</u>）</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから任命する。</p> <p>(1)～(8) 略</p>

3 教育委員会は、対象学校の校長から法第47号の6第3項の規定による申出があったときは、前項の規定による委員の任命について、当該校長の意見を聴取するものとする。

4・5 略

(協議会の承認を得なければならない事項)

第8条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(5) 略

2 対象学校の校長は、法第47条の6第4項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見聴取)

第10条 協議会は、法第47条の6第6項の規定により教育委員会に対し意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(職員の任用に関する意見の対象となる事項等)

第11条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項(特定の個人に関する事項を除く。)とする。

(1)・(2) 略

2 前条の規定は、協議会が法第47条の6第7項の規定により任命権者に対し意見を述べる場合について準用する。

3 教育委員会は、対象学校の校長から法第47条の5第3項の規定による申出があったときは、前項の規定による委員の任命について、当該校長の意見を聴取するものとする。

4・5 略

(協議会の承認を得なければならない事項)

第8条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(5) 略

2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見聴取)

第10条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対し意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(職員の任用に関する意見の対象となる事項等)

第11条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項(特定の個人に関する事項を除く。)とする。

(1)・(2) 略

2 前条の規定は、協議会が法第47条の5第7項の規定により任命権者に対し意見を述べる場合について準用する。

議案第9号

習志野市入学資金の給付に関する規則の制定について

習志野市入学資金の給付に関する規則を別記のように制定する。

令和4年3月30日提出

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

現行の習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給に関する規則を廃止し、新たに高等学校等入学に係る費用の一部を給付し、支援を行うことで、教育の機会均等を図ることを目的とした習志野市入学資金の給付に関する規則を制定するものである。

## 習志野市入学資金の給付に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、教育の機会均等を図るため、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)若しくは高等専門学校又は同法第124条の専修学校(高等課程に限る。)(以下これらを「高等学校等」という。)に入学する予定である中学3年生(以下「入学予定者」という。)の保護者(同法第16条の保護者をいう。以下同じ。)で、経済的理由により入学に係る資金の調達が困難な保護者に対して、その費用の一部(以下「入学資金」という。)を給付することにつき、必要な事項を定める。

### (対象者)

第2条 入学資金の給付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 子が高等学校等に進学する予定であること。
- (3) 習志野市が設置する中学校に在学する者の保護者であり、教育委員会が別に定める準要保護児童生徒援助費の給付決定を受けた者であること。
- (4) 千葉県が実施する公立高等学校等奨学のための給付金事業及び私立高等学校等奨学のための給付金事業のうち、4月1日を基準日として新入生の保護者を対象として給付する事業の給付対象者でないこと。

### (入学資金の給付額)

第3条 入学資金の給付額は、予算の範囲内において教育長が別に定める。

2 入学資金の給付は、対象となる子1人につき1回限りとする。

### (給付の申請)

第4条 入学資金の給付を受けようとする者は、習志野市入学資金給付申請書兼口座振替書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に子が入学予定者であることが確認できる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

2 申請書の提出は、子が高等学校等に入学する年度の前年度の末日までに行わなければならない。ただし、同日において第2条第4号に規定する要件を満たさなかったにもかかわらず、同号に規定する給付金の給付を受けることができなかつた者については、教育委員会が別に定める日までに申請書を提出しなければならない。

3 前項ただし書の場合において、第2条第2号中「進学する予定である」とあるのは「在学している」と読み替える。

### (給付の決定)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、入学資金の給付の可否を決定する。

2 教育委員会は、入学資金の給付の可否を決定したときは、習志野市入学資金給付(不支給)決定通知書(別記第2号様式)により当該申請をした者に通知する。

### (入学資金の給付)

第6条 教育委員会は、前条の規定により入学資金の給付を決定したときは、当該決定を受けた者(以下「受給者」という。)に対し、入学資金を給付する。

(給付の決定の取消し)

第7条 教育委員会は、受給者が偽りその他不正の手段により入学資金の給付を受けたとき又は第2条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったときは、その決定を取り消すものとする。

(入学資金の返還)

第8条 教育委員会は、前条の規定により入学資金の決定を取り消したときは、受給者に対し、既に給付した入学資金の返還を命ずることができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給に関する規則の廃止)

2 習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給に関する規則(平成5年教育委員会規則第5号)は、廃止する。

(習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給に関する規則の廃止に伴う経過措置)

3 この規則の施行の日前に、前項の規定による廃止前の習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給に関する規則第11条の規定により準備金の融資を受けた者に係る同規則第13条の規定に基づく利子補給については、なお従前の例による。

別 記

第1号様式（第4条第1項）

習志野市入学資金給付申請書兼口座振替書

習志野市教育委員会 宛て

年 月 日

入学資金の給付について、次のとおり申請します。

【申請者について】

フリガナ		住所	
保護者氏名	印		
フリガナ		電話番号	
生徒氏名		所属中学校	習志野市立 中学校
生年月日	年 月 日		
入学予定校	学校名		

【高等学校等に進学するに当たっての決意・意欲（150字程度・自由記述）】 \*対象生徒の直筆で記入のこと


【同意書】

この入学資金の申請に当たり、習志野市就学援助費（要保護及び準要保護児童生徒援助費）の給付状況を習志野市教育委員会が確認することに同意します。

また、住民基本台帳、課税状況及び生活保護受給状況を閲覧することに同意します。

世帯全員	氏名	生年月日	続柄
	印	年 月 日	
印	年 月 日		
印	年 月 日		
印	年 月 日		
印	年 月 日		

**【振込先金融機関について】**

振込先					口座番号 (普通口座)
					口座名義人 (かか)
	金融機関コード		支店コード		

**【貼付欄】**

金融機関名、支店、口座番号、口座名義人が記載されている通帳又はキャッシュカードの写しを貼付してください。



第2号様式（第5条第2項）

第 号  
年 月 日

様

習志野市教育委員会 印

習志野市入学資金給付（不支給）決定通知書

申請のあった習志野市入学資金について、下記のとおり給付（不支給）を決定しましたので、通知します。

記

生徒氏名

給付決定額

円

不支給理由

## 議案第10号

習志野市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱の一部を改正する告示の制定について

習志野市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱の一部を改正する告示を別記のように制定する。

令和4年3月30日提出

習志野市教育委員会  
教育長 小熊 隆

### 提案理由

オンライン学習通信費の給付開始に伴い、習志野市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱の一部を改正するものである。

習志野市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱の一部を改正する告示

習志野市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱(平成28年教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

別表学用品費等の部新入学児童生徒学用品費の項の次に次のように加える。

オンライン学習通信費	準要保護者(生計を一にする者がオンライン学習通信費の給付を受けている者を除く。)。ただし、同一期間に複数のオンライン学習通信費の給付を受けることはできない。	当該年度の国の予算単価に準じる	当該年度の国の予算単価に準じる
------------	--	-----------------	-----------------

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第3条)

種類	対象者	給付額	
		小学校	中学校
学用品・通学用品費	準要保護者のうち、小学校1年生又は中学校1年生の保護者	当該年度の国の予算単価に準じる	当該年度の国の予算単価に準じる
	準要保護者(小学校1年生又は中学校1年生の保護者を除く。)	当該年度の国の予算単価に準じる	当該年度の国の予算単価に準じる
新入学児童生徒学用品費	就学予定準要保護者	就学予定年度の国の予算単価に準じる	就学予定年度の国の予算単価に準じる
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	要保護者又は準要保護者	実費 (限度額 3,000円)	実費 (限度額 3,000円)
	準要保護者	交通費・見学の料の実費	交通費・見学の料・宿泊費の実費
通学費	準要保護者	実費	実費
	要保護者又は準要保護者のうち、小学校6年生又は中学校3年生の保護者	実費	実費
修学旅行費	準要保護者	実費	実費
	要保護者又は準要保護者のうち、小学生の保護者	実費	実費
セカンドスクール食事代	準要保護者	実費	実費
	要保護者又は準要保護者	実費	実費
学校給食費 医療費 (学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に定める疾病に係るものに限る。)	準要保護者	実費	実費
	要保護者又は準要保護者	実費	実費

別表(第3条)

種類	対象者	給付額	
		小学校	中学校
学用品・通学用品費	準要保護者のうち、小学校1年生又は中学校1年生の保護者	当該年度の国の予算単価に準じる	当該年度の国の予算単価に準じる
	準要保護者(小学校1年生又は中学校1年生の保護者を除く。)	当該年度の国の予算単価に準じる	当該年度の国の予算単価に準じる
新入学児童生徒学用品費	就学予定準要保護者	就学予定年度の国の予算単価に準じる	就学予定年度の国の予算単価に準じる
オンライン学習通信費	準要保護者(生計を一にする者がオンライン学習通信費の給付を受けている者を除く。)。ただし、同一期間に複数のオンライン学習通信費の給付を受けることはできない。	当該年度の国の予算単価に準じる	当該年度の国の予算単価に準じる
	要保護者又は準要保護者	実費 (限度額 3,000円)	実費 (限度額 3,000円)
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	準要保護者	交通費・見学の料の実費	交通費・見学の料・宿泊費の実費
	要保護者	実費	実費
通学費	準要保護者	実費	実費
	要保護者又は準要保護者のうち、小学校6年生又は中学校3年生の保護者	実費	実費
修学旅行費	準要保護者	実費	実費
	要保護者又は準要保護者のうち、小学生の保護者	実費	実費
学校給食費 医療費 (学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に定める疾病に係るものに限る。)	準要保護者	実費	実費
	要保護者又は準要保護者	実費	実費

議案第11号

生涯学習施設改修整備計画【令和3(2021)年度改訂】の策定について

生涯学習施設改修整備計画【令和3(2021)年度改訂】を別記のように策定する。

令和4年3月30日提出

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

提案理由

生涯学習施設改修整備計画を別記のとおり改訂するものである。

# 生涯学習施設改修整備計画【令和3(2021)年度改訂】の概要

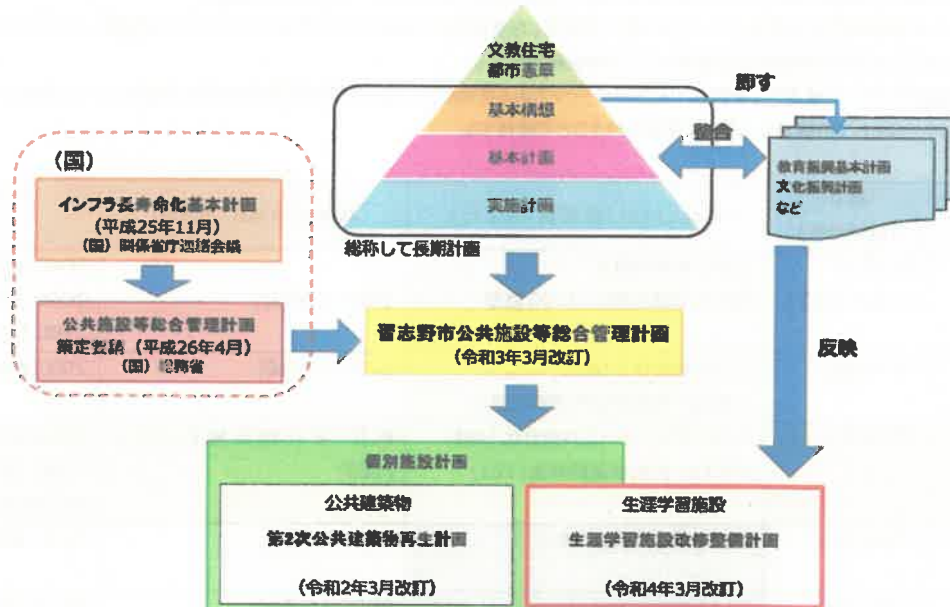
## Ⅰ. 計画の目的

本計画により、教育委員会が所管する生涯学習施設の再整備を行うことで、長期計画をはじめ、「習志野市教育振興基本計画」等の各種行政計画で定める、本市の生涯学習や文化芸術の振興、生涯スポーツの推進に係る施策を着実に実行するために、適正な施設、機能を確保することを目的とします。

## Ⅱ. 計画の位置付け

本計画は、「習志野市公共施設等総合管理計画」及び「第2次公共建築物再生計画」の方針である「総量圧縮」、「長寿命化」、「財源確保」を基本としつつ、各種施策の推進に必要な生涯学習施設の再整備を図るための施設整備計画です。習志野市が保有する建築物の「個別施設計画」である「第2次公共建築物再生計画」と連携を図り、それぞれの計画の見直しを適宜反映させていきます。

また、「第2次公共建築物再生計画」の対象とならない小規模な建築物と、屋外施設のうち計画的な改修が必要な設備（人工芝、屋外照明設備）に関しての、「個別施設計画」としての位置づけも有しています。



## Ⅲ. 見直し内容

今回の改訂にあたっては、平成25(2013)年10月の本計画策定以後の様々な状況変化を踏まえ、以下の点について見直し、整合を図っています。

### 【主な見直し内容】

- ①「習志野市公共施設等総合管理計画」及び「第2次公共建築物再生計画」との整合  
⇒両計画において示されている改修方針に合わせ、改修内容、目標年次を設定しています。
- ②大久保地区公共施設再生事業等の完了に合わせた修正  
⇒既に機能集約等が完了した施設の記載を修正、削除しています。
- ③一部施設の状況悪化に応じた改修整備時期の見直し  
⇒急速な老朽化により早期の改修が必要な施設について、改修整備時期の見直しを行い、「第2次公共建築物再生計画」との連携を図るべく修正しています。
- ④小規模建築物、屋外施設設備の改修計画の追加  
⇒「第2次公共建築物再生計画」の対象とならない生涯学習部所管のインフラについての「個別施設計画」として位置づけるべく、追加しています。
- ⑤市長事務部局等へ移管した施設の記載を削除  
⇒自治振興施設、放課後児童会等の生涯学習部から移管した施設、事業の記載を削除しています。

## Ⅳ. 計画期間

「第2次公共建築物再生計画」の計画期間に合わせ、改訂後の本計画の計画期間は、令和4(2022)年度から令和19(2037)年度の15年間とします。なお、計画期間中であっても、社会経済状況の変化や事業実施状況などにより、適宜、事業計画の見直しを行っていくこととします。

《V. 改修整備方針・実施計画》

1. 社会教育施設等

◎社会教育施設は、現状の機能を維持することを基本とするが、「習志野市公共施設等総合管理計画」の基本方針に則り、持続可能な都市経営のため「縮量圧縮」及び「長寿命化」を図る。

- ①公民館は、社会変化に対応し、新たな時代の生涯学習に向けた魅力ある公民館となるため、施設利用や事業の充実を図る。  
 菊田公民館は、機能集約(廃止)するが、現在の機能をどのようなかたちで引き継いでいくか検討していく。  
 実花公民館は、実花小学校に併せ長寿命化改修を行う予定だが、東習志野地区の生涯学習拠点として総合教育センターとの複合化を検討する。
- ②図書館は、中央図書館を除く3図書館について、改修・複合化時に閲覧スペース、書庫の拡大や、ICタグによる蔵書管理システムの導入、学習、視聴スペースの確保、バリアフリー対応等の機能向上を図る。なお、東習志野図書館は、総合教育センターとの複合化を行う。
- ③富士吉田青年の家は、社会変化に対応し、新たな時代の青少年健全育成に資する施設として、施設のあり方及び運営手法を検討する。
- ④埋蔵文化財等を保存・展示する機能を拡大するため、施設の複合化等の際に新たなスペースの確保を図る。
- ⑤習志野文化ホールは、市長事務部局と協議しつつ、音の響きを重視した多目的ホールとして、1,200 から 1,500 席規模の市民の文化活動を支える誰もが利用しやすい本市の文化芸術振興の重要拠点として機能維持を図る。  
 また、生涯学習複合施設「プラッツ習志野」を構成する施設の一つである市民ホールは、生涯学習活動の発表の場等としても活用できる市民が利用しやすいホールとしての機能を、適切な管理を行うことで維持する。

施設名	築年 (経過年数)	見直し内容(事業費:百万円)	現計画(事業費:百万円)	【参考】第2次公共施設再生素計画 (事業費:百万円)
中央公民館 【大久保公民館】	2019(2) 【1966(55)】	2040 大規模改修 2060、2080改修、2100 建替	【集約(1,458)】	2040 大規模改修 2060、2080改修 2100 建替
菊田公民館	1971(50)	2032 機能停止(廃止) ※周辺に代替機能の確保を図る。	2021 まで存続	2032 機能停止(廃止)
実花公民館	1978(43)	総合教育センターとの複合化を検討 ※2026 実花小長寿命化(122)	東習・実花地区施設と統合 (723)	2026 長寿命化(122) 2030 複合化(東習小・総合・東習 CC 図書館)
袖ヶ浦公民館	1981(40)	2032 長寿命化(254)	2031 まで存続	2032 長寿命化(254)
谷津公民館	1982(39)	2033 長寿命化(214)	2032 まで存続	2033 長寿命化(214)
新習志野公民館 (新習志野図書館)	1992(29)	2033 機能向上大規模改修(384) 2053 大規模改修	2027 大規模改修(74) 2042 建替	2033 機能向上大規模改修(384) 2053 大規模改修
中央図書館 【大久保図書館】	2019(2) 【1980(41)】	2040 大規模改修 2060、2080改修、2100 建替	【集約(1,458)】	2040 大規模改修 2060、2080改修 2100 建替
東習志野図書館 (東習志野 CC)	1982(39)	総合教育センターと複合化(463)	東習・実花地区施設と統合 (723)	2030 東習小他と複合化(463)
谷津図書館 (谷津 CC)	1996(25)	2037 機能向上大規模改修(210) 2057 大規模改修	2016 大規模改修(75) 2031 大規模改修(75) 2046 建替	2037 機能向上大規模改修(210) 2057 大規模改修
富士吉田青年の家 (富士吉田体育館)	1973(48) (1980(41))	2024 長寿命化(329) 2044 建替	2023 建替(362) (2015 大規模改修(75)) (2030 建替(325))	2024 長寿命化(329) 2044 建替
【屋敷公民館】	【1977(44)】	削除	【集約(1,458)】	—
【藤崎図書館】	【1992(29)】	削除	【2028 大規模改修(36)】	—
【ゆうゆう館】	【1968(53)】	削除	【集約(1,458)】	—
【あづまこども会館】	【1975(46)】	削除	【集約(1,458)】	—
【市民プラザ大久保】	【2011(10)】	削除	—	—
【藤崎青年館】	【1981(40)】	削除	【2019 まで存続】	—

## 2. スポーツ施設

●スポーツ施設は、適切な改修と点検を行い長寿命化を図り、今後も継続使用することを原則とする。屋外施設の設備についても適宜対応する。

①老朽化の深刻な秋津野球場、秋津サッカー場は、早期に長寿命化改修を実施し、安全性の確保と併せて、利便性の向上と利用用途の拡大を図り、スポーツにより多世代が交流し生涯スポーツ推進の象徴となる施設とする。

②袖ヶ浦運動公園内のスポーツ施設は、袖ヶ浦体育館建替え時に、袖ヶ浦スポーツゾーン構想として、武道場等の新たな機能を追加したうえで再配置を行い、総合的なスポーツゾーンとして再整備を図る。

③持続可能な生涯スポーツ推進を図るため、受益者負担の見直しを検討する。

施設名	築年 (経過年数)	見直し内容(事業費:百万円)	現計画(事業費:百万円)	【参考】第2次公共建築物再生計画 (事業費:百万円)
暁風館	1973(48)	2033 建替(272)	2023建替(218)	2033建替(272)
袖ヶ浦体育館	1972(49)	2033 建替(1,206)	2022 建替(964)	2033建替(1,206)
東部体育館	1994(27)	2035 機能向上大規模改修(550) 2055 大規模改修	2014 大規模改修(117) 2029 大規模改修(117) 2044 建替	2035 機能向上大規模改修(550) 2055 大規模改修
秋津サッカー場	1982(39)	施設の老朽化が深刻であることから、 2033 年度に予定されている長寿命化 改修の早期の前倒し実施を図る。また、 改修時に利便性向上、利用用途拡大を 図り、本市の生涯スポーツ推進の象徴 となる施設とする。※照明全面改修含 む(1,042) 2053 建替・照明器具改修	2017大規模改修(131) 2032建替(1,303)	2033長寿命化(615) 2053 建替
秋津野球場	1984(37)	施設の老朽化が深刻であることから、 2035 年度に予定されている長寿命化 改修の早期の前倒し実施を図る。また、 改修時に利便性向上、利用用途拡大を 図り、本市の生涯スポーツ推進の象徴 となる施設とする。(1,597) 2055 建替	2019 大規模改修(141) 2034 建替(1,405)	2035 長寿命化(663) 2055 建替
実相テニスコート	1980(41)	2031長寿命化(32) 2051 建替	2015大規模改修(20) 2030 建替(69)	2031長寿命化(32) 2051 建替
秋津テニスコート	1988(33)	2022 人工芝1面張替(2) 2023 人工芝2面張替(3) 2026 人工芝2面張替(3) 2028 人工芝2面張替(3) 2030 人工芝2面張替(3) 2033 人工芝2面張替(3) 2035 人工芝2面張替(3) 2037 人工芝2面張替(3) 2039 長寿命化・照明全面改修 2059 建替・照明器具改修	2023 大規模改修(9) 2038 建替(79)	2039 長寿命化 2059 建替
芝園テニスコート・ フットサル場	2011(10)	2022 人工芝F全面・T1面張替(59) 2024 人工芝T2面張替(3) 2029 人工芝T2面張替(3) 2031 人工芝T2面張替(3) 2032 大規模改修・照明器具改修・人 工芝F全面張替(116) 2036 人工芝T2面張替(3) 2052 大規模改修・照明全面改修  ※T…テニスコート、F…フットサル場	—	2032 大規模改修(13) 2052 大規模改修
袖ヶ浦テニスコート	1971(50)	2025 人工芝2面張替(3) 2027 人工芝2面張替(3) 2032 人工芝2面張替(3) 2034 人工芝2面張替(3)	—	対象外



施設名	築年 (経過年数)	見直し内容(事業費:百万円)	現計画(事業費:百万円)	【参考】第2次公共施設再生計画 (事業費:百万円)
中央公園体育館	2019(2)	2040 大規模改修 2060, 2080改修 2100 建替	—	2040 大規模改修 2060, 2080改修 2100 建替
中央公園野球場	1979(42)	設備の適切な補修を実施していく。	—	対象外
中央公園パークゴルフ場	2000(21)	設備の適切な補修を実施していく。	—	対象外
茜浜パークゴルフ場	2006(15)	2057 建替	—	対象外
袖ヶ浦少年サッカー場	1996(25)	設備の適切な補修を実施していく。	—	対象外
秋津公園多目的広場	1981(40)	秋津野球場・サッカー場の改修時に併せ、利便性向上を検討する。 2024 照明器具改修(27) 2053 照明全面改修	—	対象外
茜浜近隣公園	1989(32)	2027 照明器具改修(27) 2047 照明全面改修	—	対象外
【市役所前体育館】	【1966(55)】	削除	【新庁舎建設まで存続】	—
【市役所前グラウンド】	【1977(44)】	削除	—	—
【実花水泳プール】	【1981(40)】	削除	—	—

# 生涯学習施設改修整備計画

【令和3(2021)年度改訂】

令和4(2022)年度～令和19(2037)年度

令和4(2022)年3月30日

習志野市教育委員会

# 目 次

1. はじめに	1
2. 背景とこれまでの取り組み	1
(1) 背景	1
(2) これまでの取り組み	2
3. 計画の基本的な考え方	3
(1) 計画の目的	3
(2) 計画の位置付け	3
(3) 見直し内容	3
(4) 計画期間	4
(5) 対象施設	4
4. 生涯学習施設の現状と課題	6
(1) 人口推移・推計	6
(2) 財政の現状と生涯学習事業費の実績	7
(3) 生涯学習施設の利用状況と課題	9
5. 改修整備方針	16
(1) 社会教育施設等	16
(2) スポーツ施設	17
6. 改修整備実施計画	17
(1) 前提条件	17
(2) 実施計画	19

## 1. はじめに

習志野市では、これまで「文教住宅都市憲章」の理念のもと、教育に力を注ぎ、優れた文化を育むために、生涯学習施設の整備を進め、公民館での学習機会の提供、図書館での情報や資料提供、習志野文化ホールを拠点とした芸術文化活動の振興、野球場、サッカー場等を活用したスポーツ活動の充実など、様々な事業を展開し、その成果が地域活動に還元されるよう生涯学習を推進してきました。

しかしながら、近年、市民のライフスタイルや価値観が多様化し、ICT技術の進展も著しく、社会情勢は大きく変化しており、市民一人ひとりが、それぞれの目的や志向、ライフステージに応じた学習・芸術・文化・スポーツ活動を行うことができる生涯学習環境の整備が求められています。

また、本市がこれまで整備してきた生涯学習施設は、他の公共施設と同様に老朽化が進展しており、改修、建替えが必要な時期を迎えています。本格的な少子高齢化社会の到来や、その先に予測される人口減少への対応が必要となっており、将来世代に過度な負担を先送りせずに、持続可能な都市経営を実現することが求められています。

習志野市教育委員会では、新たな時代に向けた本市の生涯学習の実現に必要な公民館や図書館などの社会教育施設、体育館や野球場などのスポーツ施設等の改修整備方針を「生涯学習施設改修整備計画」（以下、「本計画」といいます。）として、平成25（2013）年10月に策定し、本計画が反映された「習志野市公共施設再生計画」に基づき実施された大久保地区公共施設再生事業による生涯学習複合施設「プラッツ習志野」の整備や、東部体育館の大規模改修など、生涯学習施設の再編、再生に取り組んできました。

そのような中、「習志野市公共施設等総合管理計画」及び「第2次公共建築物再生計画」が策定され、さらには一部施設の老朽化状況の悪化や市長事務部局への施設や事務の移管など状況変化があったことから、本市の生涯学習や文化芸術の振興、生涯スポーツの推進に係る各種施策を着実に実行するため、適正な施設や機能を確保できる計画とするよう、本計画を見直し、改訂を行ったものです。

## 2. 背景とこれまでの取り組み

### （1）背景

習志野市では、平成20（2008）年度に「公共施設マネジメント白書」を策定して、公共施設の老朽化対策に着手し、本市が保有する公共施設の老朽化は、全国的にも進んだ状況であり、持続可能な行財政運営と将来のまちづくりにとって非常に大きな課題であるとの認識のもと、平成24（2012）年5月に、公共施設のうち公共建築物に関する老朽化対策の基本方針をまとめた「公共施設再生計画基本方針」を策定しました。

その基本方針を受け、教育委員会においても、生涯学習活動の拠点となる公民館などの社会教育施設をはじめ、スポーツ施設及び青少年施設の改修や、機能集約、機能停止を示した本計画を取りまとめ、公共建築物の再生計画に反映するよう、平成25（2013）年11月に市長へ申し入れを行いました。

その後、生涯学習施設を含む市全体の公共建築物の具体的な再生計画である「公共施設再生計画」が平成26（2014）年3月に策定され、当該計画に基づき本市独自の公共施設の老朽化対策の取り組みが進められました。

このような中、平成25（2013）年11月に、国から「インフラ長寿命化基本計画」が公表され、平成26（2

014)年4月には総務省から、この基本計画に基づく、公共施設の老朽化対策に関する「公共施設等総合管理計画」の策定要請があり、これまで本市が取り組んできた公共建築物に関する老朽化対策に加え、インフラ及びプラント系施設の老朽化対策の基本的な考え方や、取り組みの方向性を示す必要性が生じました。

そのため本市では、平成28(2016)年3月に「習志野市公共施設等総合管理計画」を策定して、「公共施設再生計画」の上位計画として位置づけ、「公共施設再生計画」は、「インフラ長寿命化基本計画」で規定される個別施設ごとの長寿命化計画(行動計画)として、本市が保有する建築物に関する「個別施設計画」として位置づけられました。

その後、「公共施設再生計画」は、令和2(2020)年3月に見直しが行われ、現在は、「第2次公共建築物再生計画」として、本市が保有する建築物を対象とした具体的な老朽化対策の事業計画となっています。また、それを受け「習志野市公共施設等総合管理計画」についても、令和3(2021)年3月に見直しが行われています。

この間に教育委員会では、「公共施設再生計画」等に基づく「大久保地区公共施設再生事業」に市長事務部局と連携して取り組み、大久保地区周辺の生涯学習施設等8施設(7建物)の機能を保ちながら、中央公園周辺の3建物に集約・再生を行い、令和元(2019)年11月に習志野市生涯学習複合施設「プラッツ習志野」を開設しました。

また、教育委員会が所管していた施設や事務のうち、平成27(2015)年度にコミュニティセンター等の自治振興施設に関するものを、平成29(2017)年度に放課後児童会に関するものを、市長事務部局へそれぞれ移管を行っています。更に、所管していた施設のうち藤崎青年館は、令和2(2020)年度から地域へ移管し、実花水泳プールは平成28(2016)年度から実花小学校の学校施設として、その位置づけを変更しています。

## (2) これまでの取り組み

平成25(2013)年10月に策定した本計画が反映された「公共施設再生計画」等に基づき、生涯学習施設の機能集約と機能停止等に取り組んできました。

その結果、延べ床面積で約1,500㎡の削減を実現するとともに、PFI事業や指定管理者制度による民間活力の導入により維持管理・運営経費等の節減が図られています。

### 【機能集約、機能停止施設】

	施設名	築年	延床面積(㎡)	取組種別
1	大久保公民館・市民会館	昭和41(1966)年	-2,007	機能集約
2	屋敷公民館	昭和52(1977)年	-350	機能集約
3	大久保図書館	昭和55(1980)年	-828	機能集約
4	藤崎図書館	平成4(1992)年	-878	機能集約
5	生涯学習地区センターゆうゆう館	昭和43(1968)年	-911	機能集約
6	あづまこども会館	昭和50(1975)年	-241	機能集約
7	藤崎青年館	昭和56(1981)年	-233	地域移管
8	市役所前体育館	昭和41(1966)年	-1,053	機能停止
9	市役所前グラウンド	昭和52(1977)年	—	機能停止
10	実花水泳プール	昭和56(1981)年	—	学校移管
※	勤労会館	昭和49(1974)年	-2,344	機能集約
※	生涯学習複合施設「プラッツ習志野」	令和元(2019)年	7,338	機能集約
削減延床面積			-1,507	

### 3. 計画の基本的な考え方

#### (1) 計画の目的

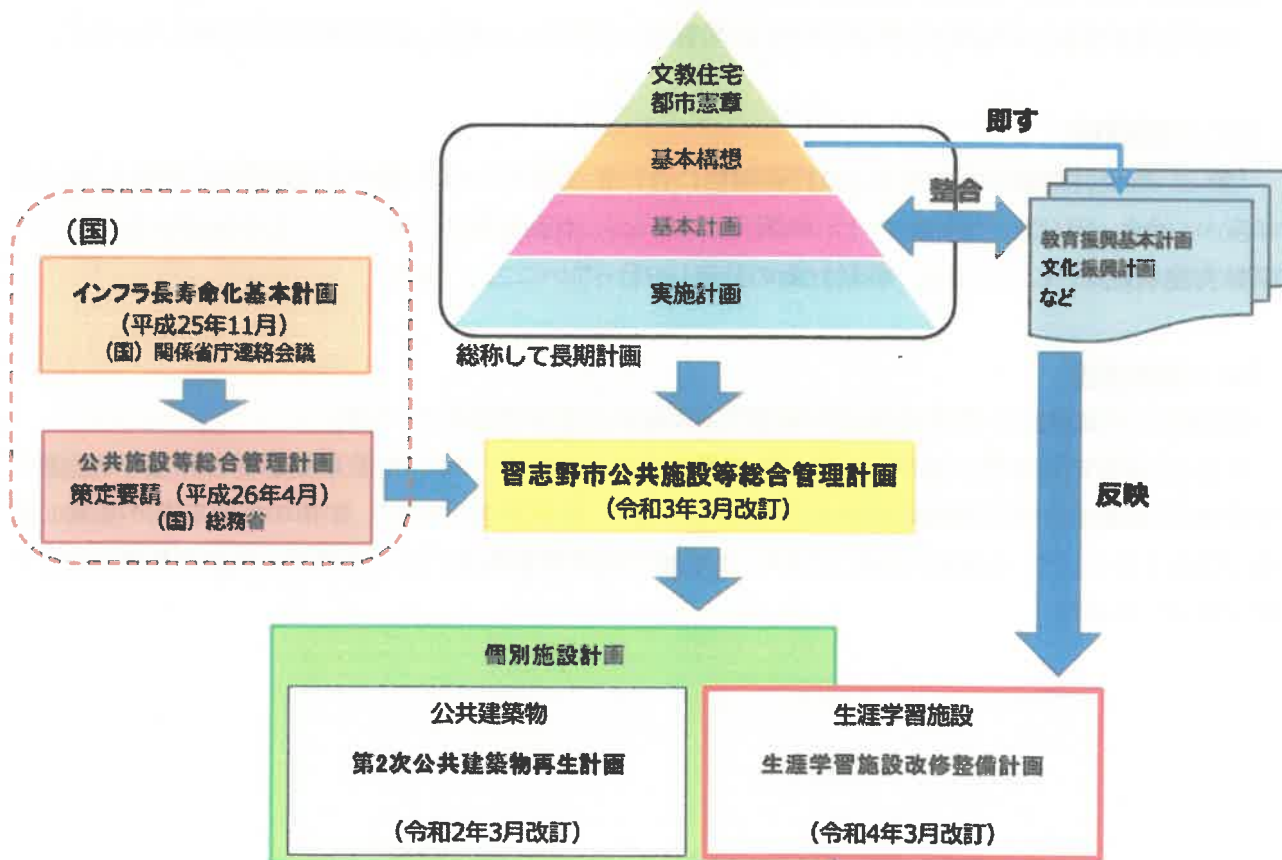
本計画により、教育委員会が所管する生涯学習施設の再整備を行うことで、長期計画をはじめ、「習志野市教育振興基本計画」等の各種行政計画で定める、本市の生涯学習や文化芸術の振興、生涯スポーツの推進に係る施策を着実に実行するために、適正な施設、機能を確保することを目的とします。

#### (2) 計画の位置付け

本計画は、「習志野市公共施設等総合管理計画」及び「第2次公共建築物再生計画」の方針である「総量圧縮」、「長寿命化」、「財源確保」を基本としつつ、各種施策の推進に必要な生涯学習施設の再整備を図るための施設整備計画です。習志野市が保有する建築物の「個別施設計画」である「第2次公共建築物再生計画」と連携を図り、それぞれの計画の見直しを適宜反映させていきます。

また、「第2次公共建築物再生計画」の対象とならない小規模な建築物と、屋外施設のうち計画的な改修が必要な設備（人工芝、屋外照明設備）に関しての、「個別施設計画」としての位置づけも有しています。

#### 【本計画の位置付け】



#### (3) 見直し内容

今回の改訂にあたっては、平成25(2013)年10月の本計画策定以後の様々な状況変化を踏まえ、以下の点について見直し、整合を図っています。

#### 【主な見直し内容】

- ①「習志野市公共施設等総合管理計画」及び「第2次公共建築物再生計画」との整合  
⇒両計画において示されている改修方針に合わせ、改修内容、目標年次を設定しています。
- ②大久保地区公共施設再生事業等の完了に合わせた修正  
⇒既に機能集約等が完了した施設の記載を修正、削除しています。
- ③一部施設の状況悪化に応じた改修整備時期の見直し  
⇒急速な老朽化により早期の改修が必要な施設について、改修整備時期の見直しを行い、「第2次公共建築物再生計画」との連携を図るべく修正しています。
- ④小規模建築物、屋外施設設備の改修計画の追加  
⇒「第2次公共建築物再生計画」の対象とならない生涯学習部所管のインフラについての「個別施設計画」として位置づけるべく、追加しています。
- ⑤市長事務部局等へ移管した施設の記載を削除  
⇒自治振興施設、放課後児童会等の生涯学習部から移管した施設、事業の記載を削除しています。

#### (4) 計画期間

「第2次公共建築物再生計画」の計画期間に合わせ、改訂後の本計画の計画期間は、令和4(2022)年度から令和19(2037)年度の15年間とします。なお、計画期間中であっても、社会経済状況の変化や事業実施状況などにより、適宜、事業計画の見直しを行っていくこととします。

#### (5) 対象施設

本計画の対象施設は、教育委員会が所管する下表の生涯学習施設とします。

なお、習志野市習志野文化ホール及び習志野市民ホールについては、市長事務部局が所管する施設ですが、教育委員会が市長事務部局から事務委任を受け、管理運営しており、本市の文化芸術の振興に重要な役割を果たしている施設であることから、本計画では教育委員会において求める施設の整備方針を記載するものとします。

	施設名	種別	構造	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築年度 (設置年度)		築年数 (2021 年度 時点)
						西暦	和暦	
1	中央公民館	公民館	RC	7,338	9,783	2019	R1	2
2	菊田公民館	公民館	RC	1,492	901	1971	S46	50
3	実花公民館	公民館	RC	582	実花小	1978	S53	43
4	袖ヶ浦公民館	公民館	RC	1,211	2,033	1981	S56	40
5	谷津公民館	公民館	RC	1,023	4,579	1982	S57	39
6	新習志野公民館	公民館	RC	1,863	6,265	1992	H4	29
7	中央図書館	図書館	RC	No.1に含む	No.1に含む	2019	R1	2
8	東習志野図書館	図書館	RC	411	東習CC	1982	S57	39
9	新習志野図書館	図書館	RC	No.6に含む	No.6に含む	1992	H4	29
10	谷津図書館	図書館	RC	761	谷津CC	1996	H8	25
11	富士吉田青年の家	青少年施設	RC	1,003	15,138	1973	S48	48
12	富士吉田体育館	青少年施設	S	900		1980	S55	41
13	暁風館	スポーツ施設	RC	545	5,130	1973	S48	48
14	袖ヶ浦体育館	スポーツ施設	RC	2,409		1972	S47	49
15	東部体育館	スポーツ施設	RC	2,912	4,666	1994	H6	27
16	秋津サッカー場	スポーツ施設	RC	3,257	13,743	1982	S57	39
17	秋津野球場	スポーツ施設	RC	3,510	23,934	1984	S59	37
18	実初テニスコート	スポーツ施設	S	172	6,637	1980	S55	41
19	秋津テニスコート	スポーツ施設	RC	218	4,260	1988	S63	33
20	芝園テニスコート・フットサル場	スポーツ施設	S	93	6,999	2011	H23	10
21	中央公園体育館	スポーツ施設	RC	No.1に含む	No.1に含む	2019	R1	2
22	茜浜パークゴルフ場	スポーツ施設	W	73	13,625	2006	H18	15
23	袖ヶ浦テニスコート	スポーツ施設			2,440	1971	S46	50
24	中央公園野球場	スポーツ施設			12,100	1979	S54	42
25	中央公園パークゴルフ場	スポーツ施設			7,936	2000	H12	21
26	袖ヶ浦少年サッカー場	スポーツ施設			6,293	1996	H8	25
27	秋津公園多目的広場	スポーツ施設			8,553	1981	S56	40
28	茜浜近隣公園	スポーツ施設			13,200	1989	H1	32

※面積は、いずれも小数点以下を四捨五入しています。



#### 4. 生涯学習施設の現状と課題

##### (1) 人口推移・推計

習志野市は、昭和29(1954)年8月1日に津田沼町を母体として人口30,204人で誕生し、その後、高度経済成長と首都圏の人口急増などを背景に発展を遂げ、令和3(2021)年3月末現在の住民基本台帳人口は、175,301人に達しており、市制施行後約5.8倍の増加となっています。

平成23~令和3(2011~2021)年の10年間においては、約11,600人の増となっており、増加率は約7%です。これは、東習志野地区、奏の杜地区での大規模開発や土地区画整理事業などが、人口増加に大きく影響しています。

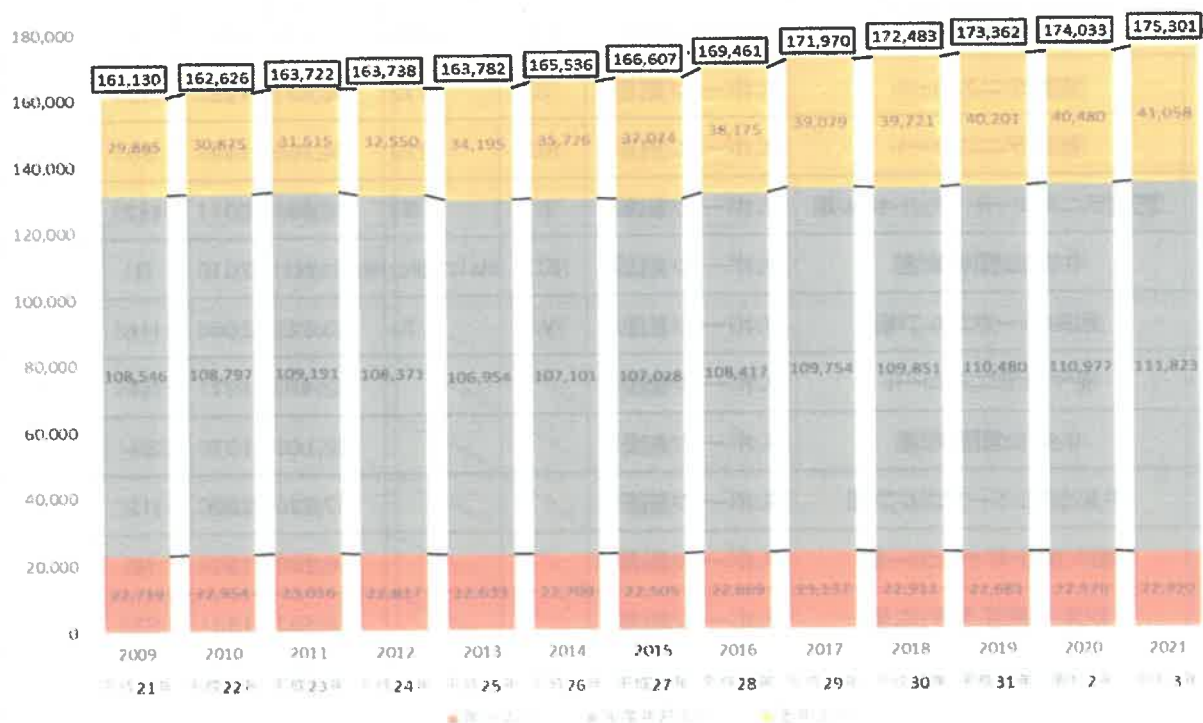
また、年齢3階層別人口の推移を見てみると、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)は、市制施行以来、急激な増加を続け、平成7(1995)年に115,763人、人口構成比75.7%に達してピークを迎えた後、減少に転じ、平成25(2013)年には106,954人まで減少しました。その後、土地区画整理事業の実施など、開発による人口流入もあり、直近の令和3(2019)年3月末では、111,823人と若干増加していますが、人口構成比は、63.8%に低下しています。

年少人口(15歳未満)は、団塊ジュニア世代の誕生により、昭和50(1975)年には、32,651人と3万人を超え、人口構成比も27.7%とピークを迎えました。以降は、一時微増に転じる時期もありますが、減少傾向が続き、令和3(2021)年3月末では、22,420人で、人口構成比は12.8%とピーク時の半分に以下に低下しています。

一方、老年人口(65歳以上)は、一貫して増加を続け、平成17(2005)年には、2万人を超え、人口構成比も15.7%に達し、年少人口を上回りました。平成22(2010)年には、3万人超、平成31(2019)年には4万人を超え、令和3(2021)年3月末では、41,058人、人口構成比も23.4%に達して、過去最高値を更新しています。

【住民基本台帳人口(各年3月末現在)】

(単位:人)

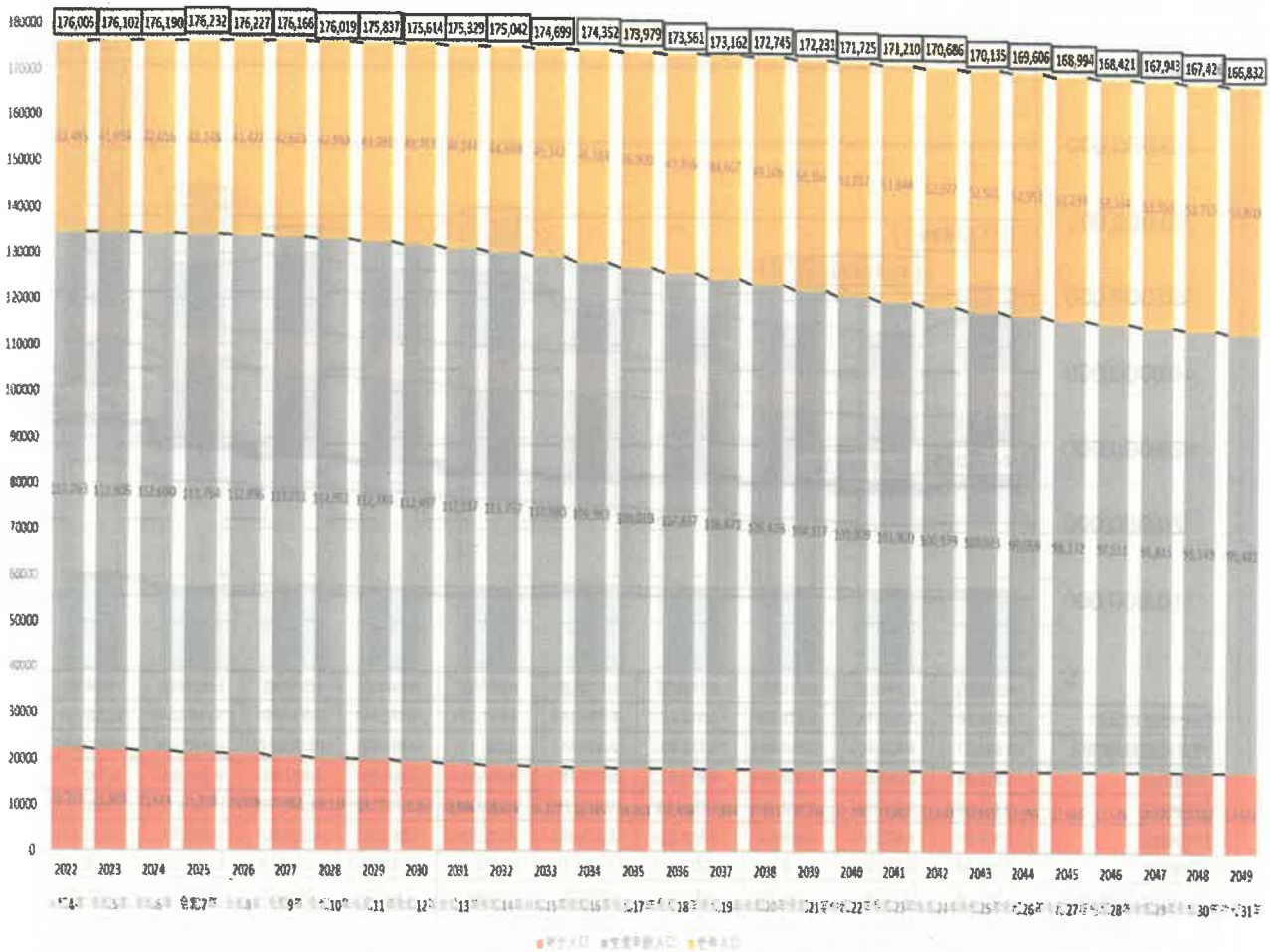


令和元(2019)年6月に公表された「習志野市人口推計結果報告書」の中位推計では、令和7(2025)年まで人口が増加しピークを迎え、ピーク時の人口は、176,232人となっています。その後は緩やかに人口減少に向かい、令和13(2031)年には、現在とほぼ同数の175,329人となり、その後も人口減少が続き、推計の最終年度令和31(2049)年には、令和3(2021)年よりも8,469人少ない、166,832人になるものと推計されています。

年齢3階層別の推計をみると、令和31(2049)年には、老年人口は32.2%を占める一方、生産年齢人口は、57.2%、年少人口は10.5%となり、今後も少子高齢化が一層進展することが見込まれています。

【人口推計】

(単位:人)



※数値は習志野市人口推計結果報告書(令和元(2019)年6月)に基づく

(2) 財政の現状と生涯学習事業費の実績

習志野市の普通会計の過去10年間の歳出決算状況を見ると、決算規模は年々増加傾向にあります。ただし、令和2年度に急激に増加しているのは、その他の支出において、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、市民1人あたりに10万円を支給する「特別定額給付金給付事業」によるものです。また、平成25、28年度及び令和元年度において、同じくその他の支出が増加しているのは、市有地の売却による不動産売却収入を公共施設等再生整備基金等に積み立てた特殊要因によります。

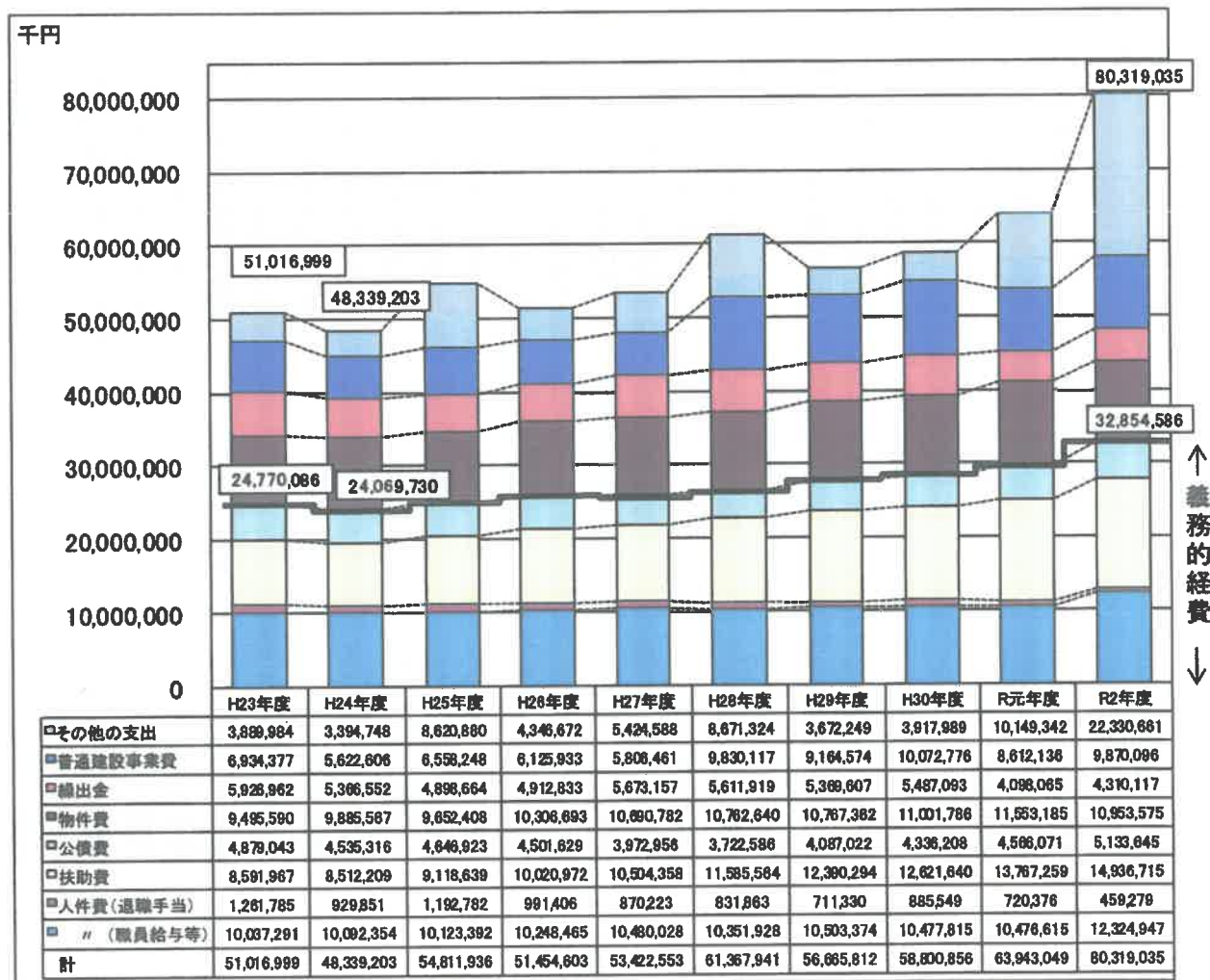
全体として、法令や性質上支出が義務付けられている義務的経費が大きく増加しています。とりわけ扶助費において増加が著しく、生活保護世帯の増加、待機児童対策による民間認可保育所等への運営費助成

の増加、さらには令和元年10月から幼児教育・保育無償化が開始されたことに伴う対応などが、近年の主な増加要因です。また、普通建設事業についても、その年に行う工事等により大きな増減はありますが、公共施設再生の取り組みが開始されたことにより増加傾向にあります。

今後、さらなる少子高齢化の進展に伴い、扶助費は引き続き増加の一途をたどることが予測される中、公共施設再生の取り組みを進めていくことが求められています。

【過去10年間の歳出(普通会計)決算の状況】

(単位:千円)

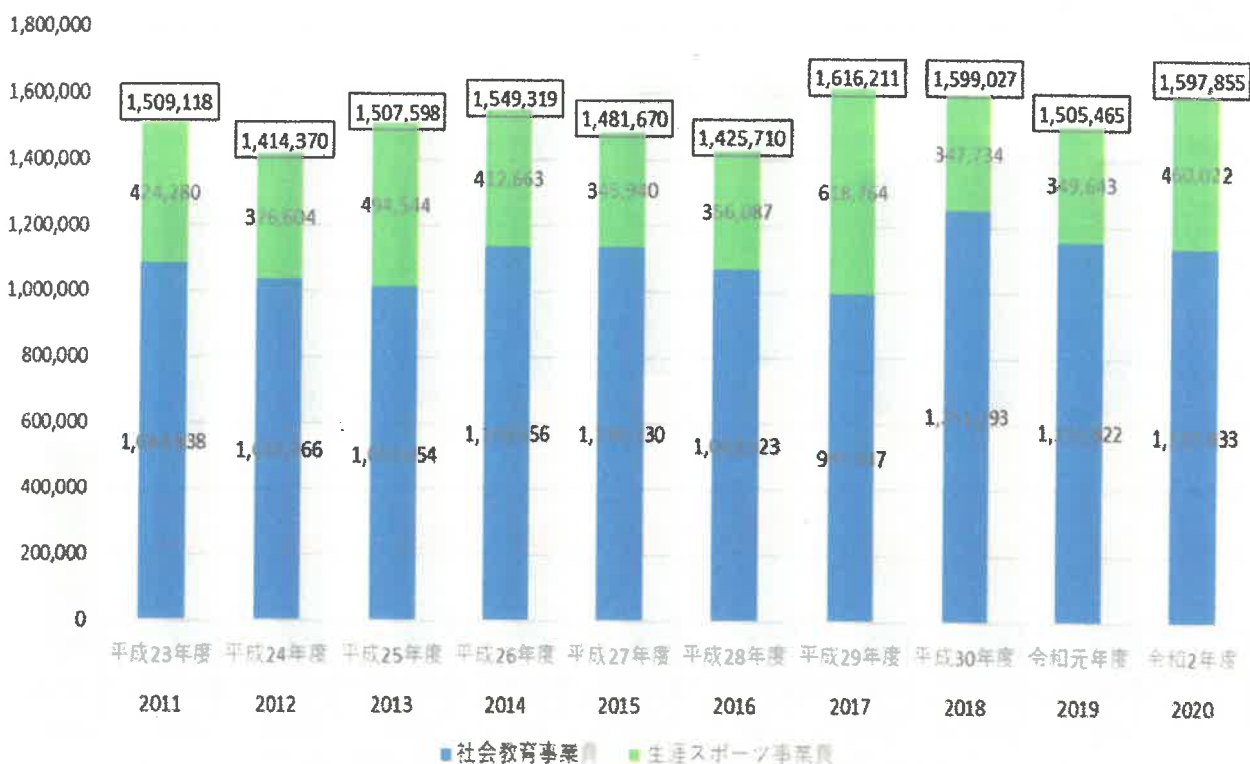


一方、過去10年間の生涯学習事業費に関する決算の状況は、各年度で行う工事等により増減はあるものの、概ね約14億円から16億円の間で推移しています。各年度で実施した大規模な工事は、平成23(2011)年度がスポーツ施設の災害復旧工事、平成25(2013)年度が秋津野球場整備事業、平成27(2015)年度が旧鶴田家住宅の災害復旧工事、平成29(2017)年度が東部体育館大規模改修工事、平成30(2018)年度が習志野文化ホール大規模改修工事、令和2(2020)年度が袖ヶ浦体育館の非構造部材改修工事等となっており、決算額に影響を与えています。それらの増減を加味しなければ、生涯学習事業費は概ね横ばいで推移しているといえます。

先述したとおり、今後、市の財政状況は厳しさを増していくことが予測されている中、限られた事業費で、より効果的・効率的な生涯学習事業の展開と、施設の再生手法を検討していく必要があります。

## 【過去10年間の生涯学習事業費決算の状況】

(単位:千円)



※本表の社会教育事業費は、一般会計の社会教育費から、少年自然の家費及び平成28年度以前の放課後児童会費を除いた額としています。また、生涯スポーツ事業費は、一般会計の保健体育費中、保健体育総務費のうち職員人件費と、社会体育費、体育施設費の合計額としています。

### (3) 生涯学習施設の利用状況と課題

#### ①公民館の利用状況と課題

公民館は、サークルや団体の活動拠点としての場の提供として、諸室の貸し出しを行っています。

諸室利用者数は増加傾向にありましたが、平成27(2015)年度をピークに徐々に減少しています。また、令和2(2020)年度からは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休館や、人数制限等の影響により利用者数は激減しました。今後、感染症の状況が改善したとしても、新しい生活様式が浸透していく中で、利用者数が回復するのかが不透明な状況です。

また、社会教育施設として実施している公民館講座と、市民文化祭やコンサート等の地域協働・文化活動の実施、利用状況では、参加延べ人数は新型コロナウイルス感染症の影響が生じるまでは、年々増加していました。しかしながら、この人数の伸びはイベント等の地域協働・文化活動が多くを占めており、公民館講座については年々学級数を増加し、事業の充実を図っているものの、その参加者数は減少傾向にありました。そのような中、新型コロナウイルス感染症の影響のもと、新しい取り組みとして令和2(2020)年度に実施したオンラインによる公民館WEB講座は、多くの視聴があったことから、今後の公民館講座の在り方も社会情勢の変化とともに見直しを検討していく必要があります。

## 【公民館利用者延べ人数】

(単位:人)



公民館名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
中央 (大久保)	85,983	80,510	82,107	102,883	88,962	89,907	89,308	85,142	88,576	66,548
屋敷	19,479	27,001	27,832	31,128	29,713	29,075	27,042	26,121	20,663	
菊田	74,165	70,962	70,575	80,557	94,398	84,866	77,101	67,647	57,199	19,390
実花	36,170	35,211	35,345	41,902	36,959	31,611	29,610	28,292	25,560	12,840
袖ヶ浦	81,341	78,664	76,101	84,036	87,495	83,332	80,987	81,290	70,620	35,379
谷津	86,606	82,516	77,438	86,997	89,527	85,309	87,642	86,490	77,272	29,336
新習志野	60,338	64,105	62,211	82,968	83,730	81,757	75,644	77,718	70,543	27,342
合計	444,082	438,969	431,609	510,471	510,784	485,857	467,334	452,700	410,433	190,835

## 【公民館講座・事業利用状況】

講座・事業領域		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
家庭教育	学級数(学級)	52	52	53	53	54	53	51	56	49	24
	参加延べ人数(人)	9,486	8,329	7,233	7,466	5,932	5,308	4,336	4,022	3,509	826
少年親子	学級数(学級)	66	68	71	69	76	84	81	86	69	19
	参加延べ人数(人)	8,058	7,964	7,695	8,052	7,914	10,223	5,818	6,104	7,714	455
青年	学級数(学級)	1	0	0	0	2	1	1	1	3	1
	参加延べ人数(人)	68	0	0	0	68	57	37	48	124	38
成人	学級数(学級)	35	39	51	57	59	56	52	65	52	26
	参加延べ人数(人)	2,765	2,802	3,728	3,762	2,931	2,944	3,129	3,035	2,734	738
高齢者	学級数(学級)	7	7	7	7	7	7	7	8	9	9
	参加延べ人数(人)	6,110	6,541	6,697	6,431	6,134	5,966	5,784	5,774	4,965	1,021
地域協働・文化活動	学級数(学級)	43	46	47	51	54	48	55	56	52	17
	参加延べ人数(人)	7,932	9,107	10,566	13,983	11,319	22,636	28,106	31,456	26,587	239
合計	学級数(学級)	204	212	229	237	252	249	247	272	234	96
	参加延べ人数(人)	34,419	34,743	35,919	39,694	34,298	47,134	47,210	50,439	45,633	3,317

## ②図書館の利用状況と課題

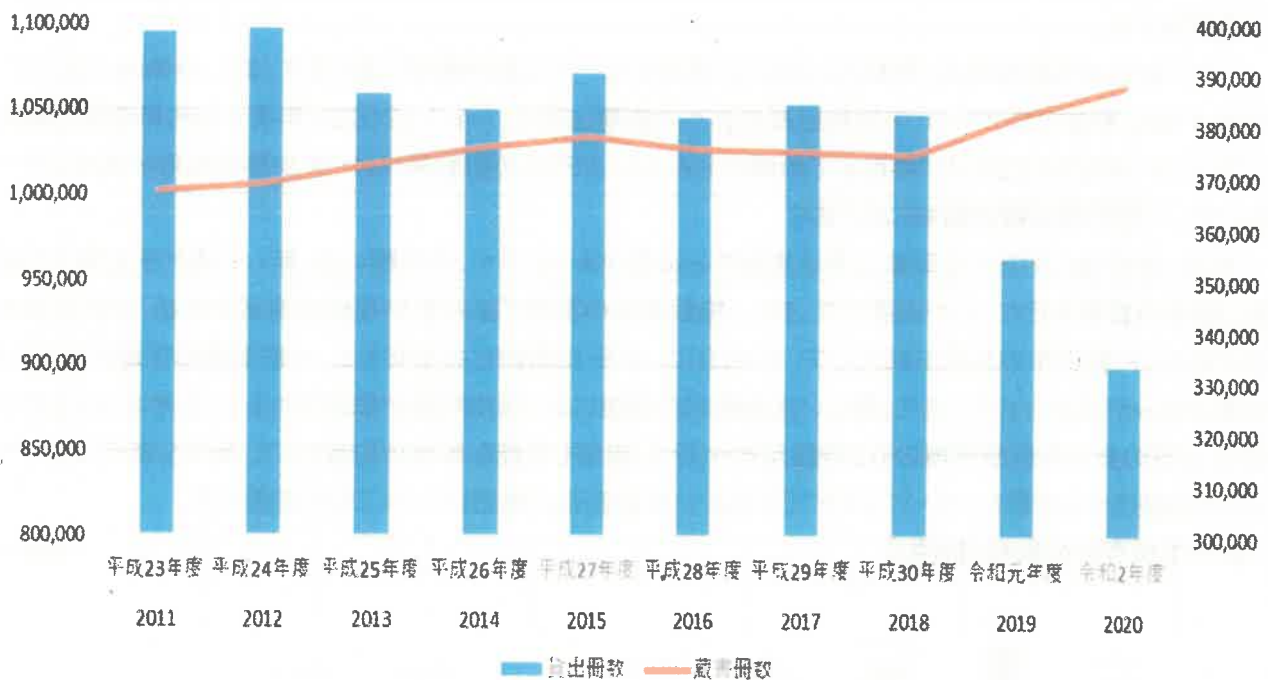
図書館は、市民の自主的、自発的な学習活動を支援するため、図書資料等を収集し、その充実を図るとともに、貸出やレファレンス（資料相談）サービス業務等を実施しています。

図書資料の蔵書冊数については、拡大を図っており年々増加しています。しかしながら、常住人口1人あたりの蔵書冊数は、令和2年度末において2.22冊で千葉県内の平均 3.16 冊を下回っている状態で、今後も蔵書数の拡大を図っていく必要がありますが、中央図書館を除く本市の図書館は規模も小さく、蔵書数を増加するためにも、閲覧室や書庫のスペースが不足している状況です。

一方、図書資料の貸出冊数については、平成22（2010）年度の1,102,136冊をピークに減少傾向にあり、令和元（2019）年度からは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための臨時休館等の影響を受け、総数については大きく減少していますが、中央図書館の開館等により令和3（2021）年度からは増加傾向に転じています。今後は、中央図書館以外の図書館においても、閲覧室や書庫について、質、スペースの充実を図るとともに、ICタグによる蔵書管理システムの導入や学習スペースの確保など、図書館サービスをさらに向上させ、より魅力的な図書館とすることによって来館を促し、図書に親しむ機会を増大させていく必要があります。

【図書資料貸出冊数と蔵書冊数】

（単位：冊）



【図書資料貸出冊数】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
中央（大久保）	323,462	327,631	302,639	294,908	292,290	274,346	270,479	252,027	211,353	324,471
東習志野	135,146	133,779	131,240	137,070	146,228	137,281	131,414	132,168	123,203	102,285
新習志野	250,895	246,745	234,983	226,811	220,955	209,994	202,393	199,270	180,201	139,956
藤崎	110,381	114,011	103,197	98,508	96,738	93,194	88,117	81,428	84,269	131
谷津	245,345	243,593	257,338	266,633	291,276	305,521	336,042	358,016	340,835	311,193
移動図書館	29,688	31,644	29,760	25,959	23,703	24,828	25,146	24,449	23,612	21,846
貸出冊数合計	1,094,917	1,097,403	1,059,157	1,049,889	1,071,190	1,045,164	1,053,591	1,047,358	963,473	899,882

## 【図書資料蔵書冊数】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
中央（大久保）	99,065	99,911	99,800	101,304	101,306	101,921	103,032	109,228	119,809	170,787
東習志野	53,612	53,899	55,276	54,865	54,578	53,985	53,948	53,835	53,739	53,436
新習志野	76,692	76,406	76,729	77,189	77,511	77,148	76,534	76,570	73,699	73,675
藤崎	45,430	45,632	45,964	46,255	46,911	47,017	47,137	44,905	45,394	
谷津	78,097	78,868	80,980	83,114	85,070	83,627	83,442	84,123	83,500	83,646
移動図書館	14,513	14,091	13,895	13,363	12,689	12,111	11,291	5,829	6,245	6,627
蔵書冊数合計	367,409	368,807	372,644	376,090	378,065	375,809	375,384	374,490	382,386	388,171

### ③富士吉田青年の家利用状況と課題

富士吉田青年の家は、青少年等が各種の研修、体育、野外活動等を富士山の自然の中で体験できる宿泊研修施設として昭和48（1973）年に開設しました。必要に応じた修繕工事の実施や、職員による丁寧なメンテナンスにより快適な利用環境が保持されていますが、建築後48年を経過し、施設の老朽化は進んでいる状況です。

一方、近年の利用状況は、平成24（2012）年度をピークに減少傾向にあります。また、令和元（2019）年度からは、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、令和2（2022）年度から利用者数は激減しています。平成30（2018）年度までの傾向をみると、少子化の影響等により青少年の利用が減少している一方、一般利用は増加傾向にあります。

今後、老朽化に対応する改修工事を実施する必要がありますが、その際には、新しい時代を見据えた施設、設備の整備を行うことが必要です。また、施設本来の目的である青少年健全育成のため、学校利用をはじめとした青少年の利用を拡大していくとともに、少子化高齢化社会のもと、一般利用も促進されるような取り組みが求められています。新しい生活様式の浸透により宿泊利用が敬遠されることも考えられますが、富士山麓の豊かな自然環境のもと各種活動が行え、宿泊も可能な本市の財産として、新たな時代においてもその役割をさらに果たしていくことができるよう、社会変化に対応していくことが必要です。

#### 【富士吉田青年の家利用者数】

（単位：人）



		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
宿泊利用	青少年	3,823	5,490	5,434	5,086	5,567	4,847	4,777	4,675	4,491	12
	一般	1,759	1,826	1,995	1,588	1,751	2,126	1,678	1,913	1,725	166
	小計	5,582	7,316	7,429	6,674	7,318	6,973	6,455	6,588	6,216	178
日帰り利用	青少年	3,876	3,796	3,609	3,212	3,000	3,176	2,674	2,426	2,484	758
	一般	2,484	2,629	1,788	1,497	1,483	1,454	2,677	2,847	2,190	1,200
	小計	6,360	6,425	5,397	4,709	4,483	4,630	5,351	5,273	4,674	1,958
キャンプ利用	青少年	749	375	588	472	631	287	391	367	193	0
	一般	53	9	46	74	39	21	92	28	28	0
	小計	802	384	634	546	670	308	483	395	221	0
合計	青少年	8,448	9,661	9,631	8,770	9,198	8,310	7,842	7,468	7,168	770
	一般	4,296	4,464	3,829	3,159	3,273	3,601	4,447	4,788	3,943	1,366
	総計	12,744	14,125	13,460	11,929	12,471	11,911	12,289	12,256	11,111	2,136

#### ④スポーツ施設利用状況と課題

本市では、誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、身近な場所でスポーツ・運動を行えるよう、多様な形態のスポーツ施設を整備してきました。

体育館のアリーナ利用状況は、平成23(2011)年度の災害復旧工事、平成29(2017)年度の東部体育館大規模改修工事及び令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけての袖ヶ浦体育館非構造部材改修工事による影響と、令和元(2019)年度からの新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を除くと、概ね横ばいとなっています。一方、東部体育館に整備されているトレーニングルームの利用は増加傾向にあり、ニーズが高まっていることがうかがえます。袖ヶ浦体育館の再整備にあたっては、現状設置されていない空調機器とともに、これらのニーズを踏まえて機能向上を図る必要があります。また、市内に一般利用できる武道施設がないことから、その機能補完についても検討を行う必要があります。

野球場、サッカー場及び広場等のフィールド系施設の利用状況は、平成23(2011)年度の災害復旧工事及び令和元(2019)年度以降の新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を除くと、概ね横ばいとなっています。秋津野球場及び秋津サッカー場は、天然芝が敷設されており、その良好な状態を維持するため、多額の費用で維持管理を行っているとともに、一般利用を制限しています。その結果、利用件数が著しく少なくなっており、本市唯一の本格的なフィールド施設でありながら十分に活用されていない状況です。また、施設の老朽化が深刻となっており、早期の対策が必要となっています。また、芝園フットサル場は、平成23(2011)年度に開設した新しい施設で、堅調な利用状況ですが、敷設されている人工芝、照明塔の計画的な改修が必要です。一方、秋津公園多目的広場、茜浜近隣公園は無料施設であり自由度の高い広場でもあることから、一定の利用があります。しかし、照明設備が設置されており、広場の維持管理に加え、設備の改修も計画的に行う必要があることから、受益者負担の見直しを検討する余地があります。また、袖ヶ浦少年サッカー場も同様に無料施設であり、袖ヶ浦体育館の再整備時にその機能の必要性を含め、在り方を検討する必要があります。

テニスコートは、平成23(2011)年度の災害復旧工事の影響はありますが、令和元(2019)年度以降も新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響は限定的で、平成29(2017)年度以降は若干の減少が見られるものの、利用は総じて堅調な状況です。そのため、いずれの施設も現状の機能を維持していくことが適切ですが、テニスコートのうち、袖ヶ浦、秋津、芝園は人工芝コートのため計画的な改修が必要であると



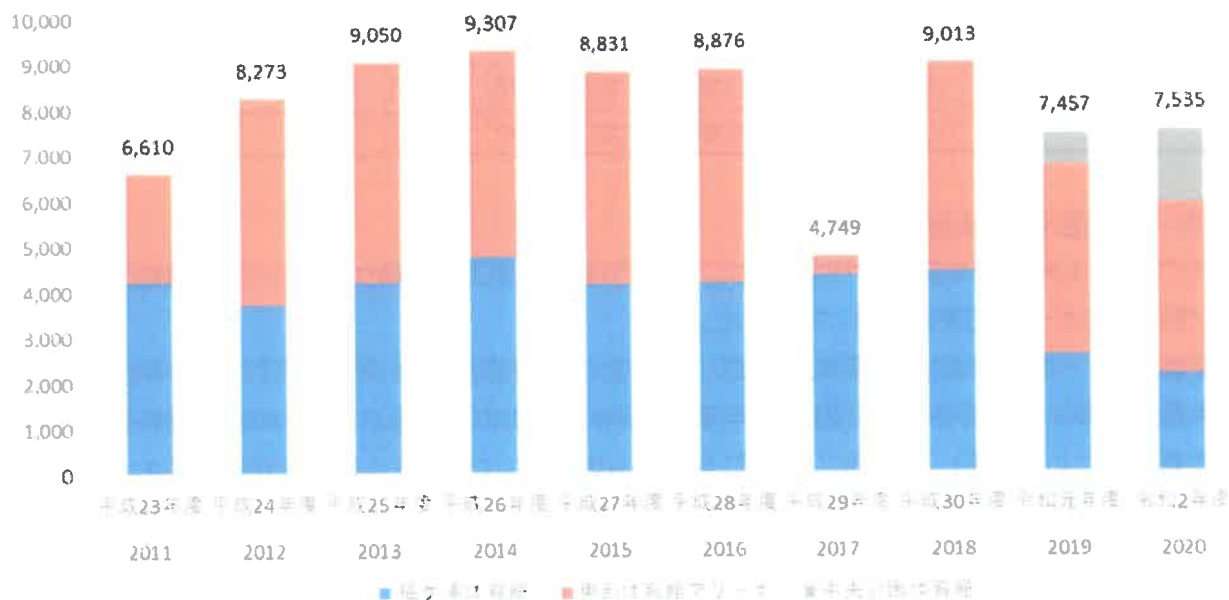
もに、秋津、芝園は、照明設備が設置されていることから、これらも計画的な改修が必要です。

パークゴルフ場は、中央公園パークゴルフ場の令和元(2019)年度における台風被害の影響を除けば、概ね横ばいの利用状況となっていますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響が、同じく屋外施設であるテニスコートよりも大きくなっています。また、茜浜パークゴルフ場には、小規模なクラブハウスが建築されており、こちらも適切な維持管理を行っていく必要があります。

## 【スポーツ施設利用件数】

### ○体育館利用件数

(単位:件)



※本グラフでは東部体育館はアリーナ利用件数のみ

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
袖ヶ浦体育館	4,218	3,726	4,190	4,762	4,158	4,173	4,352	4,408	2,581	2,165	
東部体育館	アリーナ	2,392	4,547	4,860	4,545	4,673	4,703	397	4,605	4,181	3,750
	トレーニング室	18,761	19,968	19,586	19,472	20,254	22,109	6,904	20,271	19,558	8,530
	講習室	769	808	976	1,107	1,098	1,104	395	797	838	640
	小計	21,922	25,323	25,422	25,124	26,025	27,916	7,696	25,673	24,577	12,920
中央公園体育館									695	1,620	
合計	26,140	29,049	29,612	29,886	30,183	32,089	12,048	30,081	27,853	16,705	

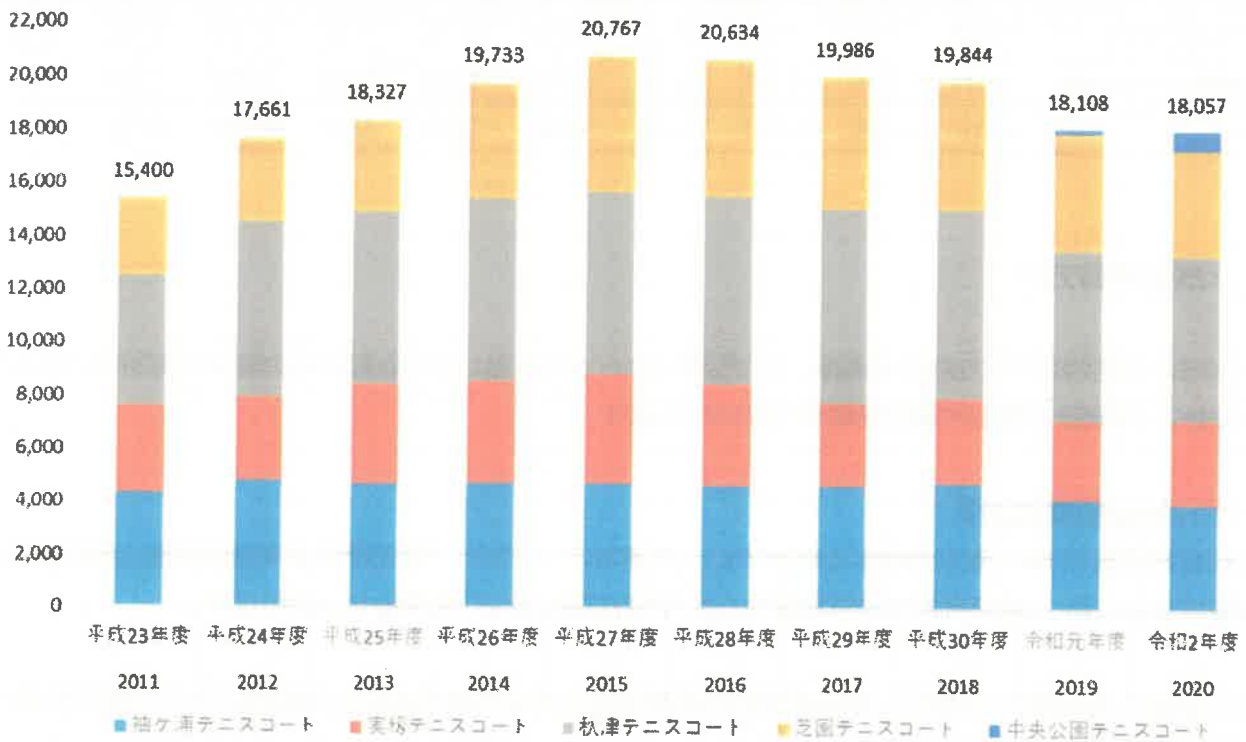
### ○野球場・サッカー場等

(単位:件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
秋津野球場	95	190	155	127	106	104	123	129	96	45
秋津サッカー場	67	131	154	147	141	166	141	127	149	103
秋津公園多目的広場	566	550	528	497	622	732	651	622	572	304
芝園フットサル場	2,507	3,365	3,579	3,819	3,689	3,596	3,445	3,403	2,941	2,559
袖ヶ浦少年サッカー場	356	345	370	358	380	367	154	136	136	119
茜浜近隣公園	642	596	623	727	872	819	806	744	810	612
合計	4,233	5,177	5,409	5,675	5,810	5,784	5,320	5,161	4,704	3,742

## ○テニスコート

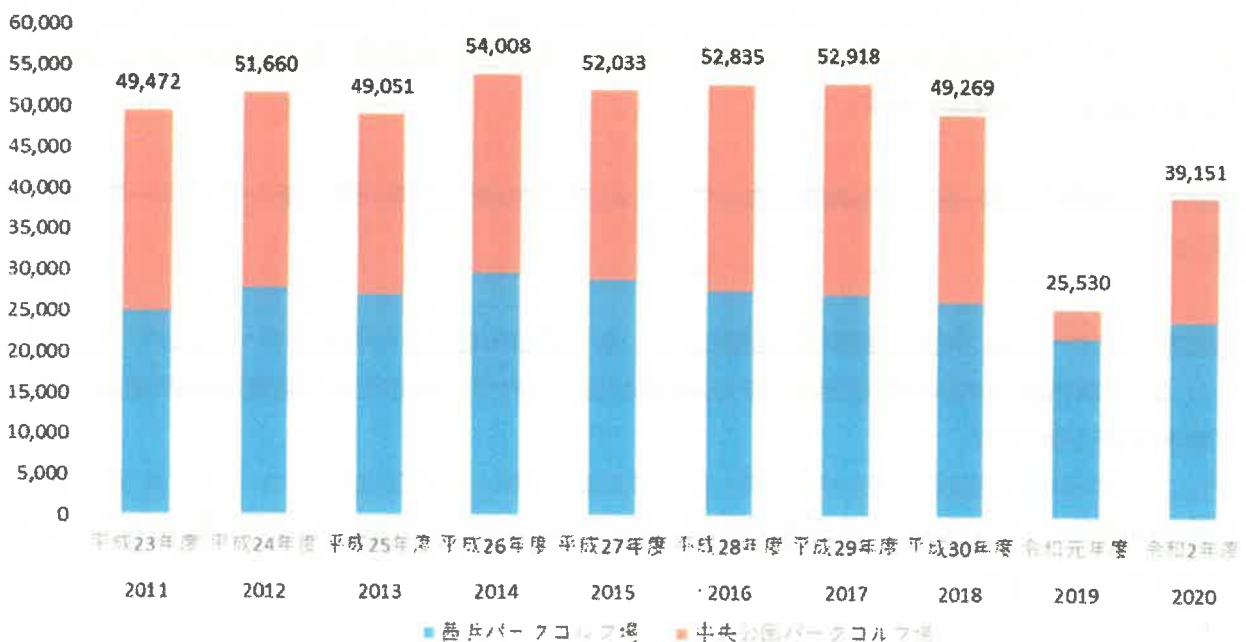
(単位:件)



	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
袖ヶ浦テニスコート	4,332	4,778	4,659	4,703	4,677	4,623	4,620	4,716	4,131	3,946
実籾テニスコート	3,266	3,157	3,740	3,858	4,157	3,837	3,140	3,227	3,017	3,181
秋津テニスコート	4,922	6,605	6,521	6,899	6,882	7,081	7,320	7,125	6,380	6,228
芝園テニスコート	2,880	3,121	3,407	4,273	5,051	5,093	4,906	4,776	4,389	3,966
中央公園テニスコート									191	736
合計	15,400	17,661	18,327	19,733	20,767	20,634	19,986	19,844	18,108	18,057

## ○パークゴルフ場

(単位:件)



	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
茜浜パークゴルフ場	24,959	27,741	26,923	29,625	28,838	27,500	27,040	26,275	22,006	23,962
中央公園パークゴルフ場	24,513	23,919	22,128	24,383	23,195	25,335	25,878	22,994	3,524	15,189
合計	49,472	51,660	49,051	54,008	52,033	52,835	52,918	49,269	25,530	39,151

## 5. 改修整備方針

本市の生涯学習や文化芸術の振興、及び生涯スポーツの推進に係る各種施策の着実な実行のため、次の方針により適正な施設や機能を確保するものとします。

### (1) 社会教育施設等

社会教育施設等は、現状の機能を維持することを基本としますが、「習志野市公共施設等総合管理計画」の基本方針に則り、持続可能な都市経営のため「総量圧縮」及び「長寿命化」を図ります。

①公民館は、社会変化に対応し、新たな時代の生涯学習に向けた魅力ある公民館となるため、施設利用や事業の充実を図ります。

なお、菊田公民館は、機能集約（廃止）を行いますが、現在の機能をどのようなかたちで引き継いでいくか検討していきます。

また、実花公民館は、実花小学校に併せ長寿命化改修を行う予定ですが、東習志野地区の生涯学習拠点として総合教育センターとの複合化を検討します。

②図書館は、中央図書館を除く3図書館について、改修・複合化時に閲覧スペース、書庫の拡大や、ICタグによる蔵書管理システムの導入、学習、視聴スペースの確保、バリアフリー対応等の機能向上を図ります。

なお、東習志野図書館は、総合教育センターとの複合化を行います。

③富士吉田青年の家は、社会変化に対応し、新たな時代の青少年健全育成に資する施設として、施設のあり方及び運営手法を検討します。

④埋蔵文化財等を保存・展示する機能を拡大するため、施設の複合化等の際に新たなスペースの確保を図ります。

⑤習志野文化ホールは、市長事務部局と協議しつつ、音の響きを重視した多目的ホールとして、1,200 から1,500 席規模の市民の文化活動を支える誰もが利用しやすい本市の文化芸術振興の重要拠点として機能維持を図ります。

また、生涯学習複合施設「プラッツ習志野」を構成する施設の一つである市民ホールは、生涯学習活動の発表の場等としても活用できる市民が利用しやすいホールとしての機能を、適切な維持管理を行うことで維持していきます。

## (2) スポーツ施設

スポーツ施設は、適切な改修と点検を行うことで長寿命化を図り、今後も継続使用することを原則とします。また、屋外施設の設備についても適宜対応していきます。

- ①老朽化の深刻な秋津野球場、秋津サッカー場は、早期に長寿命化改修を実施し、安全性の確保と併せて、利便性の向上と利用用途の拡大を図り、スポーツにより多世代が交流し生涯スポーツ推進の象徴となる施設とします。
- ②袖ヶ浦運動公園内のスポーツ施設は、袖ヶ浦体育館建替え時に、袖ヶ浦スポーツゾーン構想として、武道場等の新たな機能を追加したうえで再配置を行い、総合的なスポーツゾーンとして再整備を図ります。
- ③持続可能な生涯スポーツ推進を図るため、受益者負担の見直しを検討します。

## 6. 改修整備実施計画

### (1) 前提条件

実施計画の策定にあたっては、第2次公共建築物再生計画と同様、次の前提条件を基本として事業費、実施時期等を設定しています。

ただし、老朽化の深刻な秋津野球場、秋津サッカー場の改修事業費については、教育委員会において検討中である再整備基本方針に基づく試算額を用いて積算しています。また、屋外スポーツ施設における人工芝、照明設備の改修事業費については実績額や概算見積額を用いて、実施時期については、人工芝は敷設後6年～10年を周期として、照明設備は設置後概ね20年で器具の改修を、概ね40年で支柱も含めた全面改修を行うことを基本としています。

### ①工事単価、標準工事期間

・社会教育施設等

工事種別	設計		工事	
	標準工期	設計費単価	標準工期	工事費単価
建替 ※	1年間	36,400 円/㎡	2年間	520,000 円/㎡
大規模改修	1年間	11,200 円/㎡	1年間	160,000 円/㎡
長寿命化改修・機能向上大規模改修	1年間	15,520 円/㎡	2年間	194,000 円/㎡

・スポーツ施設

工事種別	設計		工事	
	標準工期	設計費単価	標準工期	工事費単価
建替 ※	1年間	32,760 円/㎡	2年間	468,000 円/㎡
大規模改修	1年間	8,960 円/㎡	1年間	128,000 円/㎡
長寿命化改修・機能向上大規模改修	1年間	14,000 円/㎡	2年間	175,000 円/㎡

※建替には、建物工事、外構工事及び既存建物の解体工事が含まれます。

注：延べ床面積が200㎡未満の建築物については工事種別問わず、工期を設計1年、工事1年の計2年としています。

## ②長寿命化改修の定義

次の条件を全て満たす建築物の構造躯体対策を含む改修工事を習志野市における「長寿命化改修」として整理しています。

- ・構造躯体のコンクリート圧縮試験結果が 20N/mm<sup>2</sup>以上であるもの
- ・建築後 40 年以上を経過しているもの
- ・建築後 70 年以上使用する予定のもの

## ③目標耐用年数

鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の建築物の目標耐用年数は次表のとおりとします。なお、木造・軽量鉄骨造の建築物については、適宜定めるものとします。

コンクリート圧縮強度	建築後年数	目標耐用年数
20N/mm <sup>2</sup> 未満	—	60 年
20N/mm <sup>2</sup> 以上	51 年以上	70 年
	30 年以上 50 年以下	
	30 年未満	80 年

## ④工事種類の分類

### 【ケース1】

構造躯体のコンクリート圧縮強度試験結果が 20N/mm<sup>2</sup>未満の施設(棟)

⇒原則として建築後 61 年目から建替に着手する。

### 【ケース2】

構造躯体のコンクリート圧縮強度試験結果が 20N/mm<sup>2</sup>以上であり、建築後 51 年以上経過した施設(棟)

⇒原則として建築後 71 年目から建替に着手する。建替までの間の期間が相当程度ある場合は、劣化状況に応じた必要な改修などを実施する。

### 【ケース3】

構造躯体のコンクリート圧縮強度試験結果が 20N/mm<sup>2</sup>以上であり、建築後 30 年以上かつ 50 年以下の施設(棟)

⇒建築後 51 年目から長寿命化改修、71 年目から建替に着手する。

### 【ケース4】

建築後 30 年未満又は、今後建替を実施する施設(棟)

⇒建築後 21 年目から大規模改修、41 年目から機能向上大規模改修、61 年目から大規模改修、81 年目から建替に着手する。

### 【ケース5】

木造の施設(棟)

⇒原則として建築後 51 年目から建替に着手する。建替までの間の期間が相当程度ある場合は、劣化状況に応じた必要な改修などを実施する。

(2) 実施計画

	施設名・基本情報			再整備内容																			
				年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19			
					2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037			
1 7 21	中央公民館 中央図書館 中央公園体育館			築後年数	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18			
	内容																						
	構造	階数	延床面積	事業費																			
	RC	4	7,338 m <sup>2</sup>	分類	ケース4				工事時期				-				工事種別				-		
	築年		築後経過年数	再整備の方針	・20年経過後に大規模改修、以降、40年、60年経過後に改修を実施し、80年経過後に建替に着手する。																		
2019		R1	2																				
2	菊田公民館			築後年数	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66			
	内容			廃止																			
	構造	階数	延床面積	事業費																			
	RC	3+B1	1,492 m <sup>2</sup>	分類	機能停止(廃止)				工事時期				-				工事種別				-		
	築年		築後経過年数	再整備の方針	・旧耐震基準建築物のため耐用年数を築後60年とし、令和13(2031)年度まで、日常的な維持管理を実施しつつ継続使用する。ただし、安全性の確保が困難になった時点で機能停止(廃止)とする。 ・周辺に代替機能の確保を図る。																		
1971		S46	50																				
3	実花公民館			築後年数	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59			
	内容			設計 設計 工事 工事 工事																			
	構造	階数	延床面積	事業費	122百万円																		
	RC	2	582 m <sup>2</sup>	分類	ケース3				工事時期				令和6年度～10年度				工事種別				長寿命化改修		
	築年		築後経過年数	再整備の方針	・実花小学校が令和6(2024)年度から令和10(2028)年度で長寿命化改修を実施することから、これに合わせて長寿命化改修を実施する予定だが、東習志野地区の生涯学習拠点として総合教育センターとの複合化を検討する。																		
1978		S53	43																				
4	袖ヶ浦公民館			築後年数	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56			
	内容			設計 工事 工事																			
	構造	階数	延床面積	事業費	254百万円																		
	RC	2	1,211 m <sup>2</sup>	分類	ケース3				工事時期				令和13年度～15年度				工事種別				長寿命化改修		
	築年		築後経過年数	再整備の方針	・築後50年経過後の令和14(2032)年度に長寿命化改修に着手する。																		
1981		S56	40																				
5	谷津公民館			築後年数	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55			
	内容			設計 工事 工事																			
	構造	階数	延床面積	事業費	214百万円																		
	RC	2	1,023 m <sup>2</sup>	分類	ケース3				工事時期				令和14年度～16年度				工事種別				長寿命化改修		
	築年		築後経過年数	再整備の方針	・築後50年経過後の令和15(2033)年度に長寿命化改修に着手する。																		
1982		S57	39																				
6 9	新習志野公民館 新習志野図書館			築後年数	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45			
	内容			設計 工事 工事																			
	構造	階数	延床面積	事業費	384百万円																		
	RC	2	1,863 m <sup>2</sup>	分類	ケース4				工事時期				令和14年度～16年度				工事種別				機能向上大規模改修		
	築年		築後経過年数	再整備の方針	・築後40年経過後の令和15(2033)年度に機能向上大規模改修に着手、60年経過後の令和35(2053)年度に大規模改修に着手する。																		
1992		H4	29																				

施設名・基本情報	再整備内容																		
	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19		
		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037		
東習志野図書館 (東習志野コミュニティセンター)	築後年数	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55		
	内容	前倒し実施を検討							設計※	工事※	工事※								
	構造	階数	延床面積	事業費															
	RC	3	411 m <sup>2</sup>	分類	集約複合化		工事時期	令和11年度～13年度 ※早期の前倒し実施を図る。					工事種別	建替 (集約複合化)					
	築年	築後経過年数	再整備の方針	・老朽化の深刻な総合教育センターの建替に併せて、建替(複合化)に着手する。															
1982	S57	39																	
谷津図書館 (谷津コミュニティセンター)	築後年数	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41		
	内容																設計	工事	
	構造	階数	延床面積	事業費															
	RC	2	761 m <sup>2</sup>	分類	ケース4		工事時期	令和18年度～20年度					工事種別	機能向上大規模改修					
	築年	築後経過年数	再整備の方針	・築後40年経過後の令和19(2037)年度に機能向上大規模改修に着手、60年経過後の令和39(2057)年度に大規模改修に着手する。															
1996	H8	25																	
富士吉田青年の家 (宿泊研修棟、体育館)	築後年数	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64		
	内容		設計	工事	工事														
	構造	階数	延床面積	事業費															
	RC、S	2	1,903 m <sup>2</sup>	分類	ケース3		工事時期	令和5年度～7年度					工事種別	長寿命化改修					
	築年	築後経過年数	再整備の方針	・宿泊研修棟が築後50年経過後の令和6(2024)年度に長寿命化改修に着手、70年経過後の令和26(2044)年度に建替に着手する。															
1973	S48	48																	
暁風館	築後年数	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64		
	内容									設計	設計	設計	工事	工事	工事				
	構造	階数	延床面積	事業費															
	RC	2	545 m <sup>2</sup>	分類	ケース1		工事時期	令和12年度～17年度					工事種別	建替					
	築年	築後経過年数	再整備の方針	・築後60年経過後の令和15(2033)年度から建替に着手する。															
1973	S48	48																	
袖ヶ浦体育館	築後年数	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65		
	内容									設計	設計	設計	工事	工事	工事				
	構造	階数	延床面積	事業費															
	RC	2	2,409 m <sup>2</sup>	分類	ケース1		工事時期	令和12年度～17年度					工事種別	建替					
	築年	築後経過年数	再整備の方針	・築後60年経過後の令和15(2033)年度から建替に着手する。															
1972	S47	49																	
東部体育館	築後年数	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43		
	内容														設計	工事	工事		
	構造	階数	延床面積	事業費															
	RC	2	2,912 m <sup>2</sup>	分類	ケース4		工事時期	令和16年度～18年度					工事種別	機能向上大規模改修					
	築年	築後経過年数	再整備の方針	・築後40年経過後の令和17(2035)年度に機能向上大規模改修に着手、60年経過後の令和37(2055)年度に大規模改修に着手する。															
1994	H6	27																	

施設名・基本情報	再整備内容																		
	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19		
		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037		
秋津サッカー場	築後年数	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55		
	内容	前倒し実施を検討										設計※	工事※	工事※					
	構造	階数	延床面積	事業費	1,042百万円														
	RC		3,257 m <sup>2</sup>	分類	ケース3	工事時期	令和14年度～16年度 ※早期の前倒し実施を図る。					工事種別	長寿命化改修						
	築年	S57	築後経過年数	39	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化が深刻なことから、築後40年経過後の令和15(2033)年度に予定されている長寿命化改修(照明設備全面改修含む)の早期の前倒し実施を図る。また、改修時に利便性向上、利用用途拡大を図り、本市の生涯スポーツ推進の象徴となる施設とする。</li> <li>・建築後70年経過後の令和35(2053)年度に建替と、照明器具の改修に着手する。</li> </ul>													
秋津野球場	築後年数	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53		
	内容	前倒し実施を検討										設計※	工事※	工事※					
	構造	階数	延床面積	事業費	1,597百万円														
	RC		3,510 m <sup>2</sup>	分類	ケース3	工事時期	令和14年度～16年度 ※早期の前倒し実施を図る。					工事種別	長寿命化改修						
	築年	S59	築後経過年数	37	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化が深刻なことから、築後40年経過後の令和17(2035)年度に予定されている長寿命化改修の早期の前倒し実施を図る。また、改修時に利便性向上、利用用途拡大を図り、本市の生涯スポーツ推進の象徴となる施設とする。</li> <li>・建築後70年経過後の令和37(2055)年度に建替に着手する。</li> </ul>													
実叡テニスコート (クラブハウス)	築後年数	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57		
	内容										設計	工事							
	構造	階数	延床面積	事業費	32百万円														
	S	1	172 m <sup>2</sup>	分類	ケース3	工事時期	令和12年度～13年度					工事種別	長寿命化改修						
	築年	S55	築後経過年数	41	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・築後50年経過後の令和13(2031)年度に長寿命化改修に着手、70年経過後の令和33(2051)年度に建替に着手する。</li> </ul>													
秋津テニスコート (クラブハウス・照明設備・人工芝)	築後年数	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49		
	内容	芝①	芝②			芝②		芝②		芝②			芝②		芝②		芝②		
	構造	階数	延床面積	事業費	2百万円	3百万円		3百万円	3百万円	3百万円			3百万円	3百万円	3百万円		3百万円		
	RC	1	218 m <sup>2</sup>	分類	ケース3	工事時期	令和20年度～21年度					工事種別	長寿命化改修						
	築年	S63	築後経過年数	33	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・築後50年経過後の令和21(2039)年度に長寿命化改修と照明設備の全面改修に着手、70年経過後の令和41(2059)年度に建替と照明器具の改修に着手する。</li> <li>・人工芝の張替を令和4,5,8,10,12,15,17,19年度に順次実施する。(○内の数字は張替面数)</li> </ul>													
芝園テニスコート・フットサル場 (クラブハウス・照明設備)	築後年数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		
	内容											設計	工事						
	構造	階数	延床面積	事業費	58百万円														
	S	1	93 m <sup>2</sup>	分類	ケース4	工事時期	令和13年度～14年度					工事種別	大規模改修						
	築年	H23	築後経過年数	10	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・築後20年経過後の令和14(2032)年度に大規模改修と照明器具の改修に着手、40年経過後の令和34(2052)年度に機能向上大規模改修と照明設備の全面改修に着手する。</li> </ul>													
芝園テニスコート (人工芝)	築後年数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		
	内容	芝①		芝②					芝②		芝②						芝②		
	構造	階数	延床面積	事業費	2百万円	3百万円			3百万円	3百万円							3百万円		
				分類	—	工事時期	—					工事種別	—						
	築年	H23	築後経過年数	10	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工芝の張替を令和4,6,11,13,18年度に順次実施する。(○内の数字は張替面数)</li> </ul>													



	施設名・基本情報			再整備内容																		
				年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19		
					2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037		
20	芝園フットサル場 (人工芝)			築後年数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		
				内容	芝										芝							
	構造	階数	延床面積	事業費	58百万円											58百万円						
				分類	—			工事時期			—			工事種別			—					
	築年		築後経過年数	再整備の方針	・人工芝の全面張替を令和4(2022)年度、令和14(2032)年度に実施する。																	
	2011	H23	10																			
22	茜浜パークゴルフ場			築後年数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
				内容																		
	構造	階数	延床面積	事業費																		
				分類	ケース5			工事時期			令和38年度～39年度			工事種別			建替					
	築年		築後経過年数	再整備の方針	・築後50年経過後の令和39(2057)に建替に着手する。																	
	2006	H18	15																			
23	袖ヶ浦テニスコート (人工芝)			築後年数	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66		
				内容				芝②		芝②					芝②		芝②					
	構造	階数	延床面積	事業費				3百万円		3百万円					3百万円		3百万円					
				分類	—			工事時期			—			工事種別			—					
	築年		築後経過年数	再整備の方針	・人工芝の張替を令和7,9,14,16年度に順次実施する。(○内の数字は張替面数)																	
	1971	S46	50																			
24	中央公園野球場			築後年数	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58		
				内容																		
	構造	階数	延床面積	事業費																		
				分類	—			工事時期			—			工事種別			—					
	築年		築後経過年数	再整備の方針	・ネット、フェンス等設備の適切な補修を実施する。																	
	1979	S54	42																			
25	中央公園パークゴルフ場			築後年数	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37		
				内容																		
	構造	階数	延床面積	事業費																		
				分類	—			工事時期			—			工事種別			—					
	築年		築後経過年数	再整備の方針	・ネット、フェンス等設備の適切な補修を実施する。																	
	2000	H12	21																			
26	袖ヶ浦少年サッカー場			築後年数	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41		
				内容																		
	構造	階数	延床面積	事業費																		
				分類	—			工事時期			—			工事種別			—					
	築年		築後経過年数	再整備の方針	・ネット、フェンス等設備の適切な補修を実施する。																	
	1996	H8	25																			

	施設名・基本情報			再整備内容																	
				年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	
					2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	
27	秋津公園多目的広場 (照明設備)			築後年数	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	
				内容	設計工事																
	構造	階数	延床面積	事業費	27百万円																
			㎡	分類	—				工事時期	—				工事種別	—						
	築年	築後経過年数		再整備の方針	・平成14(2002)年の照明設備設置から20年経過後の令和6(2024)年度に照明器具の改修に着手し、40年経過後の令和35(2053)年度に照明設備の全面改修に着手する。																
	1981	S56	40																		
28	茜浜近隣公園 (照明設備)			築後年数	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	
				内容	設計工事																
	構造	階数	延床面積	事業費	27百万円																
			㎡	分類	—				工事時期	—				工事種別	—						
	築年	築後経過年数		再整備の方針	・平成18(2006)年の照明設備設置から20年経過後の令和9(2027)年度に照明器具の改修に着手し、40年経過後の令和28(2047)年度に照明設備の全面改修に着手する。																
	1989	H1	32																		

# 生涯学習施設改修整備計画

平成25年10月

習志野市教育委員会

## 1. はじめに

習志野市では、平成 21 年 3 月に所有する公共施設の実態を把握するため、「公共施設マネジメント白書」を発行し、今後近い将来訪れる改修、建替えのために膨大な費用が必要となることを公表しました。

さらに、その後示された財政予測において、既存の公共施設をそのまま維持するために必要な経費を見込めないことも明らかにしました。

教育委員会では、生涯学習部内に生涯学習施設改修整備計画策定委員会を設置し、生涯学習活動の拠点となる公民館などの社会教育施設をはじめ、スポーツ施設及び青少年施設の統廃合を含めた生涯学習施設改修整備計画（以下「本計画」という。）を取りまとめました。

## 2. 生涯学習の目指す姿

習志野市では、市民一人ひとりが生涯にわたって自ら学ぶことができるよう「一市民、一文化・一スポーツ・一ボランティア」を生涯学習推進のスローガンとして掲げております。そして、このスローガンのもと、公民館での学習機会の提供、図書館での情報や資料提供、文化財の保存と活用、芸術・文化活動の推進、スポーツ活動の推進、放課後児童会の充実、青少年健全育成の推進などについて、様々な事業を展開し、成果を上げてきたところです。

しかし、今日では、少子高齢化や情報通信技術の進展、多様化するライフスタイル、更に自治体においては限りある財源の中で持続可能な行政運営を行わなければいけないなど、生涯学習にも時代の変化に対応した取り組みが求められています。具体的には、これまでは行政が主体となり、施設設置や行事等を実施してきましたが、今後は、公共施設にとらわれない事業の創設や住民自らが自立して課題解決できる仕組み作りの推進など、市民・NPO・ボランティア・事業者と行政が連携を図りながら事業を実施する「公民連携」による生涯学習推進が必要と考えております。

この方向性を実現するための生涯学習施設の改修整備方針を「社会教育施設」、「スポーツ施設」、「放課後児童会」に分けて示します。

### 3. 社会教育施設について

#### 【方針】

- 今後 25 年間（平成 26 年度～平成 50 年度）で建て替えの必要がない施設は、施設も機能も現状維持とする。
- 公民館などの集会施設を統廃合する場合は、鉄道や国道などによる交通分断を考慮し、市内を 4 つのエリアに分けて拠点施設を配置する。

（当該施設を中心として半径約 2 km（徒歩 30 分圏）の円内に市内全域が収まるように配置。別添図参照）

「中央エリア」：大久保公民館・市民会館・図書館圏

「東エリア」：東習志野小学校合築施設（CC・図書館）圏

「西エリア」：谷津CC・図書館圏

「南エリア」：新習志野公民館・図書館圏

施設の集約化にあたっては、これまで公民館等で実施してきた事業をさらに充実させ、魅力ある社会教育施設とする。

また、集約に伴って市民活動に制約が生じないように、学校本来の機能を損なうことがない範囲で学校施設と集会施設の複合化等を検討する。

- 廃止する施設は、建物の構造的劣化による物理的耐用年数まで使用する。また、施設維持のための大規模改修は行わず、緊急対応の修繕のみとする。
- 「大久保地区の再編計画<sup>※1</sup>」で集約する施設は、全市的な生涯学習推進の場として生涯学習センターの役割を担うようにする。
- 中央図書館は、千葉県内の公立図書館の平均である人口一人当たり約 3 冊の蔵書を確保するため、市立図書館全体での蔵書冊数として 55 万冊程度確保できるよう、35 万冊程度が収容でき、現状不足している閲覧・学習スペース（パソコンなど最新の情報機器も使用可）や DVD、CD 等の映像・音声資料の視聴スペースを確保し、対面朗読室等のバリアフリー対応の機能を備えた施設として、「大久保地区の再編計画」に組み込んでいく。
- 「大久保地区の再編計画」の詳細については、資産管理室と連携し、地域説明会などでの意見を参考に別途作成する。
- 埋蔵文化財や民具等を保存・展示する等の歴史資料館機能を確保する。

#### 以上の方針が生涯学習活動を推進する上での必須条件とする。

※1 大久保地区の再編計画とは、習志野市公共施設再生専門協議会が発表した『習志野市公共施設再生計画策定に対する提言書』において提言されたもので、複数の施設を複合化・多機能化することにより、事務室やロビーなど共用部分の面積を削減し、建設コストを抑える手法を施設の老朽化が進む京成大久保駅周辺でモデルケースとして実施するという計画のこと。平成 25 年度に資産管理室が「大久保地区公共施設再生基本構想検討委託」を実施予定。

表1 現状の社会教育施設をそのまま維持した場合の経費 (H50年度(2038年)まで)

(金額単位:百万円)

番号	施設名(設置年)	大規模改修費用	建設費用(建替等)	合計
1	菊田公民館(S46)	—	539(H33)	539
2	大久保公民館・市民会館(S41)	—	749(H28)	749
3	大久保図書館(S55)	25(H27)	323(H42)	348
4	屋敷公民館(S52)	—	123(H27)	123
5	生涯学習地区センター ゆうゆう館(S43)	—	328(H30)	328
6	あづまこども会館(S50)	—	97(H37)	97
7	実花公民館(S54)	66(H26)	275(H41)	341
8	東習志野コミュニティ センター・図書館(S57)	59(H29)	529(H44)	588
9	袖ヶ浦公民館(S56)	49(H28)	436(H43)	485
10	谷津公民館(S57)	41(H29)	369(H44)	410
11	新習志野公民館・図書館(H4)	74(H39)	(H54年に実施)	74
12	藤崎図書館(H5)	36(H40)	(H55年に実施)	36
13	谷津コミュニティセン ター・図書館(H8)	75(H28)	(H58年に実施)	150
		75(H43)		
14	市民プラザ大久保(H23)	—	—	—
15	藤崎青年館(S56)	—	49(H31)	49
16	富士吉田青年の家(S48)	—	362(H35)	362
合計	16施設	500	4,179	4,679

金額の後の括弧内は、工事の実施予定年度を表す。(以下、全ての表で同じ。)

大規模改修、建設費用は、『習志野市公共施設再生計画策定に対する提言書』のP12を参考に試算した。

大規模改修の2段書は、築後20年目(上段)、35年目(下段)に実施する工事を表す。

市民プラザ大久保は、建物を市が所有していないことから金額が入っていない。

表2 社会教育施設を再編した場合の経費（H50年度（2038年）まで）

（金額単位：百万円）

番号	施設名（設置年）	大規模改修費用	建設費用（建替等）	合計
1	菊田公民館（S46）	—	H33まで存続	—
2	大久保公民館・市民会館（S41）	—	大久保地区の再編対象施設の集約 1,458 <sup>※2</sup>	1,458
3	大久保図書館（S55）	—		
4	屋敷公民館（S52）	—		
5	生涯学習地区センターゆうゆう館（S43）	—		
6	あづまこども会館（S50）	—		
7	実花公民館（S54）	—	東習志野・実花地区の施設を統合 723 <sup>※3</sup>	723
8	東習志野コミュニティセンター・図書館（S57）	—		
9	袖ヶ浦公民館（S56）	—	H43まで存続	—
10	谷津公民館（S57）	—	H44まで存続	—
11	新習志野公民館・図書館（H4）	74（H39）	（H54年に実施）	74
12	藤崎図書館（H5）	36（H40）	図書館を廃止し、他用途施設へ変更	36
13	谷津コミュニティセンター・図書館（H8）	75（H28）	（H58年に実施）	150
		75（H43）		
14	市民プラザ大久保（H23）	—	—	—
15	藤崎青年館（S56）	—	H31まで存続	—
16	富士吉田青年の家（S48）	—	362（H35）	362
合計	16施設	260	2,543	2,803

※2 大久保地区の再編対象施設 表1の「2」～「6」番の各施設に係る建設費用の9割とした。ただし、この経費は、「2」～「6」番の施設集約経費だけであり、勤労会館の集約分や、生涯学習センター・中央図書館機能を付加し拡大する部分の経費は含まない。なお、「9割」とは、『習志野市公共施設再生計画策定に対する提言書 参考資料』P31で現状面積と複合後の面積の割合が9割であることを準用している。

※3 東習志野・実花地区 表1の「7」、「8」番の各施設に係る建設費用の9割とした。

## 4. スポーツ施設について

### 【方針】

- 今後、新たなスポーツ施設は建設しないが、現袖ヶ浦運動公園内のスポーツ施設については、袖ヶ浦スポーツゾーン構想\*4として改修整備していく。
- 既存施設については十分な改修を行い、今後も継続使用する。(現状維持)ただし、市役所前体育館及びグラウンドは、新庁舎建設時に廃止する。
- 無料施設については有料化を検討するとともに、大学・企業等の民間スポーツ施設の借り受けを推進していく。

表3 スポーツ施設のH50年度までに必要な経費

(金額単位：百万円)

番号	施設名 (設置年)	大規模改修費用	建設費用(建替等)	合計
1	市役所前体育館 (S41)	—	新庁舎建設まで存続	—
2	袖ヶ浦体育館 (S47)	—	964 (H34)	964
3	暁風館 (S48)	—	218 (H35)	218
4	東部体育館 (H6)	117 (H26)	— (H56年に実施)	234
		117 (H41)		
5	中央公園野球場 (S54)	—	—	—
6	秋津野球場 (S59)	141 (H31)	1,405 (H46)	1,546
7	秋津サッカー場 (S57)	131 (H29)	1,303 (H44)	1,434
8	袖ヶ浦少年サッカー場 (H8)	—	—	—
9	芝園テニス・フットサル場 (H23)	—	—	—
10	袖ヶ浦テニスコート (S46)	—	—	—
11	実籾テニスコート (S55)	20 (H27)	69 (H42)	89
12	秋津テニスコート (S63)	9 (H35)	79 (H50)	88
13	中央公園パークゴルフ場 (H12)	—	—	—
14	茜浜パークゴルフ場 (H18)	—	—	—
15	実花水泳プール (S56)	—	—	—
16	市役所前グラウンド (S52)	—	—	—
17	秋津多目的広場 (S56)	—	—	—
18	茜浜近隣公園 (H1)	—	—	—
19	富士吉田体育館 (S55)	75 (H27)	325 (H42)	400
合計	19 施設	610	4,363	4,973

表中の費用は、建築物のみが対象となっている。グラウンド、照明、コート等の付属設備の改修費用は含まない。



中央公園内に位置する勤労会館の体育場は、勤労者の施設であり、生涯学習部が所管する体育施設ではないため表中には掲載していないが、大久保地区のスポーツ振興を図る上で重要な施設であるため、「大久保地区の再編計画」の中でその機能が損なわれないようにしていく。

※4 袖ヶ浦スポーツゾーン構想とは、袖ヶ浦体育館周辺のスポーツ施設（テニスコート、少年サッカー場、運動公園、プールなど）について、進行する老朽化とともに、配置に無駄なスペースが多いなどの課題を解決し、武道場など市内の公共施設にはない新たな機能を追加し、総合的なスポーツゾーンを造る構想のこと。

## 5. 放課後児童会について

### 【方針】

- 小学校に併設または余裕教室を使用している児童会は、今後も継続使用する。
- 学校の敷地内に別棟で建設している放課後児童会専用の施設は、減価償却資産耐用年数ではなく、建物の物理的耐用年数<sup>※5</sup>を基準に建替える。
- 専用施設は、学校の建て替えに合わせて校舎内に組み込むことができれば、廃止する。

### 小学校に併設または余裕教室を使用している児童会

秋津児童会、香澄児童会、屋敷児童会、実籾児童会、実花児童会、  
東習志野児童会、東習志野第二児童会、つだぬま第一児童会、つだぬま第二児童会、  
谷津児童会、向山児童会、袖ヶ浦西児童会、袖ヶ浦東児童会

表 4 専用施設の児童会に係る建替え経費（H50年度まで）と建替え予定年度  
（金額単位：百万円）

番号	施設名（設置年）	建設費用（建替等）
1	大久保児童会（H14）	32（H49）
2	大久保第二児童会（H20）	（H55年に実施）
3	大久保東児童会（H13）	23（H48）
4	藤崎児童会（S58） <sup>※6</sup>	（H60年に実施）
5	（仮称）藤崎第二児童会（H25）	
6	鷺沼児童会（H15）	39（H50）
7	鷺沼第二児童会（H22）	（H57年に実施）
8	谷津南児童会（H3）	20（H38）
合計	8施設	114

建設費用は、平成50年度までに建替等を実施する施設のみ記入している。

※5 建物の物理的耐用年数とは、建物の減価償却資産耐用年数ではなく、建物の構造的な劣化による物理的耐用年数のこと。放課後児童会施設に多く用いられる軽量鉄骨造の場合、減価償却資産耐用年数が22年なのに対し、物理的耐用年数は35年となる。

※6 藤崎児童会は、平成25年度に建替工事を実施。併せて（仮称）藤崎第二児童会として分割する。

## 6. おわりに

本計画は、今後策定される習志野市全体の公共施設再生計画の生涯学習施設部分にその内容を反映していただくよう、市長に申し入れるものです。

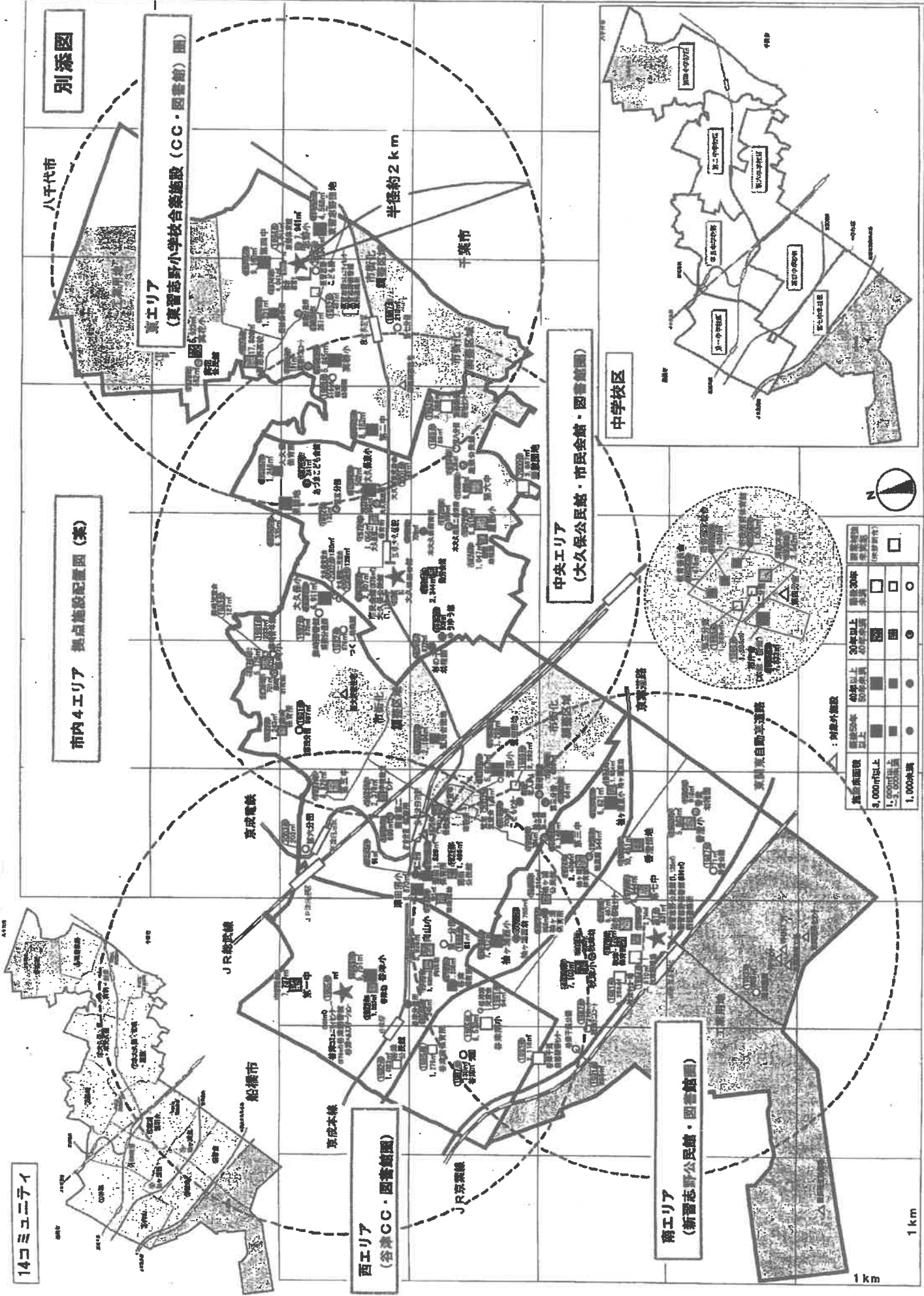
なお、本計画の計画期間は、公共施設再生計画で予定される期間にあわせ、平成26年度から平成50年度までの25年間となっていますが、習志野市次期基本構想の計画期間が平成26年度から平成37年度までの12年間となっていることや社会情勢の大きな変化も考えられることから、平成38年度以降の計画については、大幅な変更も想定しております。

また、今回の計画では、基本的な方針として新規施設は建設しないこととしていますが、今後、新たな施設整備が必要となった場合は、民間活力の導入や県の施設の誘致なども検討します。

14コミュニティ

市内4エリア 拠点施設配置図(案)

別添図



西エリア  
(谷津CC・図書館)

中央エリア  
(大久保公民館・市民会館・図書館)

南エリア  
(新習志野公民館・図書館)

東エリア  
(東習志野小学校合築施設(CC・図書館)案)

中学校区

：別添外施設

施設規模	30年以上 40年未満	30年以上 40年未満	30年以上 40年未満	30年以上 40年未満	30年以上 40年未満
3,000㎡以上	■	■	■	■	■
1,000㎡以上	●	●	●	●	●
1,000未満	○	○	○	○	○

1 km

1 km

議案第12号

秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針の策定について

秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針を別記のように策定する。

令和4年3月30日提出

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

提案理由

秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針を策定するものである。

## 秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針（案）概要版

### （１）策定の目的

誰もがスポーツを楽しむことによって、心身ともに健全になり、健康の維持増進、体力向上を図り、豊かなスポーツライフを実現するための施設とする。

両施設をスポーツ振興の象徴にすると共に、従来の用途以外にも利用用途を広げていくことで、将来にわたって市内外から多くの人を訪れ、交流する施設とする。

### （２）目指すべき秋津公園内スポーツ施設像

「オール習志野で実現する、スポーツが生み出す多世代の交流拠点」

### （３）施設の現状と課題

■野球場=放送設備の故障、観客席の老朽化、温水シャワーの設置（現状、水しか出ない）、散水設備の不具合、防球ネットの老朽化、公認野球場の広さが確保できていない、更衣室の不足

■サッカー場=得点板・時計の老朽化、シャワー室の老朽化、雨漏りの発生、観客席の老朽化、一部設備がバリアフリーに未対応（多機能トイレの非設置等）、スプリンクラーの不具合、トイレの老朽化（洋式化及び授乳室設置の必要性）、足元誘導灯の破損、未利用の諸室の存在

■両施設のグラウンド=天然芝維持のため、利用ニーズがあるにも関わらず、約半年間の養生期間等の利用制限を設けている。

### （４）整備内容

施設の老朽化対策、グラウンドの人工芝化、バックスタンド設置場所確保等

### （５）事業スケジュール（案 / 従来方式の場合）

年度	事業内容
事業化の前年度	・ P F I 導入可能性調査（リスク分担の検討、V F Mの検討）
事業化１年次	・ 設計
事業化２年次以降	・ 施設改修工事、人工芝化工事 ・ 供用開始（工事完了次第）

### （６）想定される事業スキーム

従来方式（公共整備＋指定管理者制度）、P F I方式（P F I＋指定管理者制度）

### （７）再整備の効果

市民利用の拡大、施設の安全性の確保、利便性の向上、財政負担の軽減、地域消費の拡大 他

---

秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備  
基本方針（案）

---

令和4年3月

習志野市教育委員会

# 目次

第1章 方針の概要.....	1
1. 方針策定の目的.....	1
2. 事業の経緯と概要.....	1
3. 方針の位置付け.....	2
第2章 再整備の方針.....	4
1. 目指すべき秋津公園内スポーツ施設像.....	4
2. 施設目標.....	4
3. 整備方針.....	4
4. 事業範囲.....	4
第3章 秋津公園内スポーツ施設の現状と課題.....	5
1. 秋津公園の概要.....	5
2. 各施設の現状と課題.....	6
3. 課題等の整理.....	15
第4章 整備の概要.....	16
1. 各施設の老朽化対策.....	16
2. 秋津野球場グラウンド、秋津サッカー場グラウンドの人工芝化.....	17
3. 各施設の機能向上.....	22
第5章 再整備後のイメージ.....	24
1. 整備後の施設イメージ.....	24
2. 再整備後の運営計画.....	26
3. 費用負担・維持管理費・運営費.....	29
4. 想定される効果.....	30
第6章 事業手法.....	31
1. 事業手法.....	31
2. 事業スキームの検討.....	31
3. PFI手法で想定される事業スキーム.....	33
第7章 事業スケジュール.....	34
1. 従来手法の場合.....	34
2. PFI手法の場合.....	34



## 第1章 方針の概要

### 1. 方針策定の目的

秋津野球場と秋津サッカー場は、施設の老朽化及び稼働率の低さ、多額の維持管理費が課題となっており、安全性と利便性を高める老朽化対策の改修を契機として、これらの課題の解決を目指します。

具体的には、両施設のグラウンドを人工芝化し稼働率の向上と維持管理費の削減を図るとともに、駐車場の有料化を行い施設全体の収益性を高めることで、市民サービスの向上と財政負担の軽減の両立を図ります。

再整備後は、一定規模の大会ができる機能を維持することはもちろん、幼児期、ジュニア期、学生世代、働き盛り世代、子育て世代、高齢者の各世代の人や障がい者など、誰もがスポーツを楽しむことによって、心身ともに健全になり、健康の維持増進、体力向上を図り、豊かなスポーツライフを実現するための施設とします。

また、両施設を習志野市のスポーツ振興の象徴にすると共に、従来の用途以外にも利用用途を広げていくことで、将来にわたって市内外から多くの人々が訪れ、交流する施設とします。

本方針は、事業実施における方針、範囲、スケジュール等についてまとめるものです。

### 2. 事業の経緯と概要

秋津野球場と秋津サッカー場は、習志野市内で市・県レベルの大会を開催できる唯一の施設でありながら、開設から約40年が経過しているため、施設の老朽化が深刻であることとともに、設備が時代のニーズに対応できておらず、市民の利用に課題が生じている状況です。

また、両施設のグラウンドには天然芝が敷設されており、サッカー日本代表が練習会場として利用する等、その質は高く評価されていますが、一方で、維持管理の都合から複数の利用制限を設けているため稼働率※1は、野球場が約20%、サッカー場が約15%と低く、さらに、両施設の天然芝の1年間の維持管理費は、合計約3,000万円(施設の指定管理料の約60%)と高額であることが、利用及び財政面での課題となっています。

令和2年度には、秋津野球場と秋津サッカー場を含む秋津公園の他、その周辺公共施設及び秋津近隣公園予定地を含めた「秋津公園とスポーツ施設等一体的再整備の官民連携事業手法等調査」を実施し、一体的再整備の事業手法を検討しましたが、当調査の結果、周辺の公共施設を加えた再整備及び秋津近隣公園予定地への民間収益施設の設置や独立採算での事業運営の実現可能性については難しいとの結論に至りました。

こうした状況を踏まえ、事業範囲を秋津公園内の象徴であるスポーツ施設等に限定し、本方針を策定することとしました。

なお、国は、スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元することで、スポーツ参画人口の拡大につなげるという好循環を生み出すことを目指すとしており、また、「経営的に自立したスポーツ関連組織」について、プロスポーツや企業との連携等による収益事業の拡大を図り、スポーツによる地域活性化を持続的に実現できる体制を構築するとしています。

※1 ここでの稼働率は、365日から年末年始の閉業日(6日間)を除いた日数を母数として算出しており、雨天等による閉業日は含まれていません。

### 3. 方針の位置付け

習志野市では、習志野市文教住宅都市憲章の理念のもと、平成26年3月に「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」を将来都市像に掲げた習志野市長期計画を策定し、健康・体力をはぐくむスポーツ施設の整備を推進しており、老朽化が進むスポーツ施設について、市民が快適に利用できるよう改修などに取り組んでいます。

本方針は、上記習志野市長期計画を踏まえ策定された各種計画のうち、次の計画に基づき市教育委員会として策定するものです。

#### (1) 公共施設関連計画

##### ● 第2次公共建築物再生計画(令和2年3月改定)

この計画では、秋津野球場は令和16年度、秋津サッカー場は令和14年度に長寿命化改修に着手することとなっているため、次期見直しに合わせて本方針と整合を図ります。

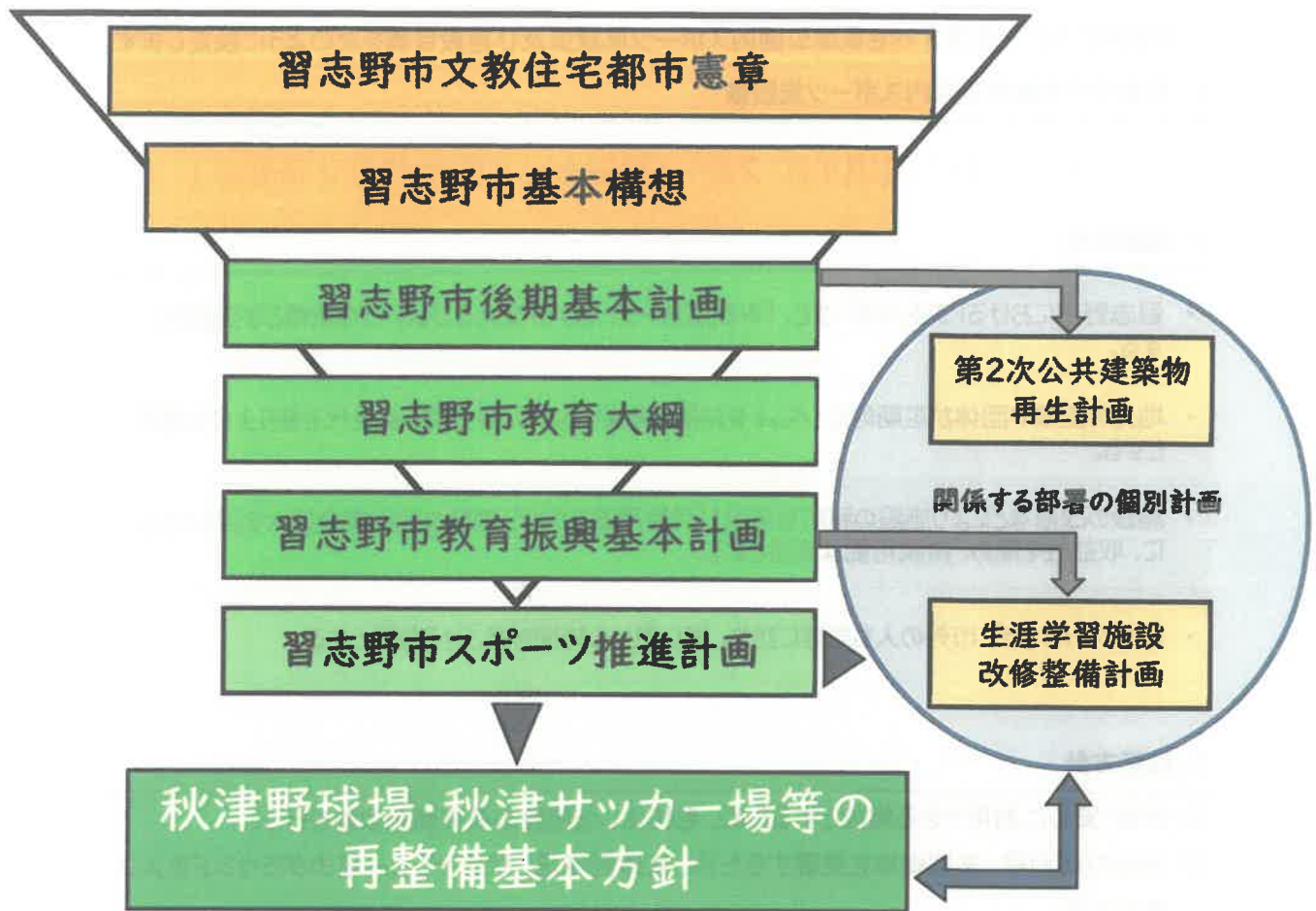
##### ● 生涯学習施設改修整備計画(令和4年3月改定)

この計画では、秋津野球場及び秋津サッカー場は、早期に大規模改修を実施することとなり、当計画との整合を図り、本方針を策定します。

#### (2) スポーツに関連する計画

##### ● 習志野市スポーツ推進計画(令和2年3月改定)

習志野市教育大綱、習志野市教育振興基本計画との整合を図り、令和2年3月に改定した習志野市スポーツ推進計画においては、「生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現」と「スポーツによるまちの活性化」を将来像とし、「する」「みる」「支える」スポーツの推進を柱に掲げています。この中で、誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、身近な場所でスポーツ活動ができる場の整備・確保に努めるとともに、スポーツ施設の補修など、安全で安心して施設が使用できるよう計画的な維持保全に努め、また、公共建築物再生計画に掲載されている施設の改修等について検討するとともに、官民連携による公共施設再生など、調査研究するとしています。



## 第2章 再整備の方針

本事業において目指すべき秋津公園内スポーツ施設像及び施設目標を次のように設定します。

### 1. 目指すべき秋津公園内スポーツ施設像

「オール習志野で実現する、スポーツが生み出す多世代の交流拠点」

### 2. 施設目標

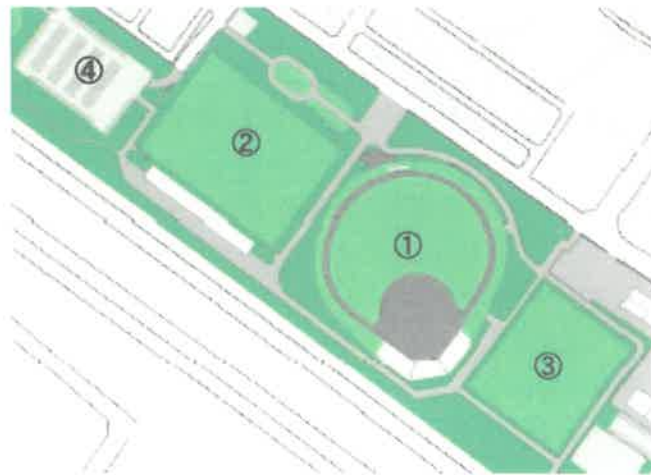
- 習志野市における「する」スポーツと、「みる」スポーツ、そして「支える」スポーツの象徴となる施設とする。
- 地元の企業や団体が定期的にイベントを共催・開催するなど、多分野、多世代で盛り上げる施設とする。
- 施設の改修などにより施設の利用者層及び利用用途を広げ、施設の利用機会拡大を図るとともに、収益性を高め、持続可能な施設とする。
- 市民のみならず、市外の人でも気軽に訪れ、思い思いの時間を過ごせる施設とする。

### 3. 整備方針

- ① 安全・安心に利用できる施設とするため、老朽化した施設の長寿命化改修を行う。
- ② 施設の高効率、高稼働率を実現するため、秋津野球場、秋津サッカー場のグラウンドを人工芝化する。
- ③ 「みる」スポーツ需要に対応するための環境を整える。

### 4. 事業範囲

本整備の事業範囲は、秋津公園内スポーツ施設(①秋津野球場、②秋津サッカー場、③多目的広場)と④駐車場とします。



### 第3章 秋津公園内スポーツ施設の現状と課題

#### 1. 秋津公園の概要

秋津野球場と秋津サッカー場を含む秋津公園は、JR新習志野駅徒歩7分の場所に位置する東西に長い形をした都市公園です。

また、交通公害と工場群による産業公害の防止、生活環境の改善を行い、谷津干潟の保全を図るために設置された緩衝緑地帯の習志野緑地の一部でもあります。

秋津公園の北側(秋津4丁目)は、第一種低層住居専用地域に指定され、戸建て住宅があり、住宅地と秋津公園を隔てる道路は片側一車線となっています。

所在地	習志野市秋津3丁目から5丁目
面積	117,721 平方メートル
所有者	習志野市
区域区分	市街化区域
種別	都市公園
用途地域	第一種低層住居専用地域(建ぺい率 60%、容積率 200%)
防災拠点	一時避難場所・避難所に指定(対象災害:地震・内水氾濫・火災)
施設等	秋津野球場(第一カッター球場)、秋津サッカー場(第一カッターフィールド)、秋津テニスコート、多目的広場、駐車場(中央消防署秋津出張所西側:24 台、サッカー場西側:200 台)等



## 2. 各施設の現状と課題

### (1) 秋津野球場(第一カッター球場)

#### 1) 施設概要

秋津野球場は、市民大会の他に、高校野球千葉県予選大会やプロ野球イースタン・リーグの公式戦の会場として使用されています。

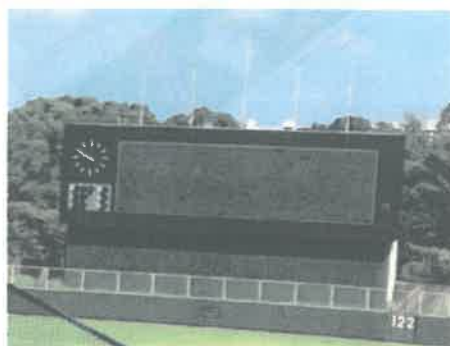
平成 25 年度に、toto助成事業としてスコアボードをLED電光掲示板へとリニューアルしました。

平成 30 年度には、WBSC世界女子ソフトボール選手権大会の会場として使用され、その際に、トイレの洋式化やロッカーの新設を行いました。

開設日	昭和 59 年9月2日
施設概要	グラウンド1面(天然芝)(13,273.578 m <sup>2</sup> ) 両翼 92m、中堅 122m
付属設備	選手更衣室、シャワー室、本部室、記者室、放送室、審判控室、ブルペン、 ダッグアウト、倉庫、事務室、会議室、便所、スコアボード 等
スタンド	収容人数 約 10,000 人 (メインスタンド 1,800 人、芝生席約 8,200 人)
ナイター設備	なし(老朽化により令和3年度中に照明塔6基を撤去)
延床面積	3,287.12 m <sup>2</sup> 、スコアボード 222.49 m <sup>2</sup>
敷地面積	23,933.6 m <sup>2</sup>
命名権	第一カッター興業株式会社(H30 年度～R2 年度、R3 年度～R5 年度)



秋津野球場



平成 25 年度にリニューアルした  
スコアボード(電光掲示板)

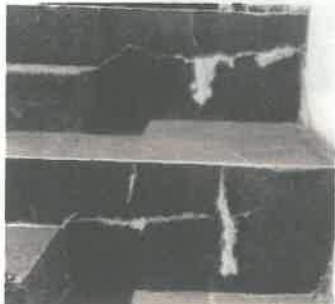
## 2) 秋津野球場の課題

トイレ、ロッカー、スコアボードをリニューアルした一方で、施設供用開始後 37 年が経過し、施設の老朽化が進み、多くの箇所で修繕や大規模な更新が必要となっています。

具体的な課題は、次のとおりです。

### ● 観客席と躯体の老朽化

観客席と躯体には全体的にひびが入っており、破損している部分が複数あります。



スタンド内階段の亀裂



スタンド内階段の破損



保護パーツのとれたベンチ



無数のひびが入った洗い場



滑り止めタイルが剥がれ、破損している  
施設入口



### ● 放送設備の故障

現在、アナウンスマイク等設備の大部分が故障していますが、旧式の設備であり修繕できない状態です。令和元年度には、試合途中に突然使用できなくなる事象が発生しており、みるスポーツに対応しているとは言い難い状態です。

### ● 硬式野球の標準に対応していない両翼(92m)

社団法人日本野球機構による公認野球規則(2016年)では、両翼は 98m 以上とすることが優先的に望まれるとあり、利用者からの拡張要望もあります。

● 使用されていないブルペン

2箇所のブルペン(合計 276 m<sup>2</sup>)は、天井が低いことから、使用されていません。地面が土であることから別用途にも利用できず、空きスペースとなっています。



天井が低く使用されないブルペン  
(秋津野球場)



使用可能なブルペン  
(千葉県営野球場)

● 県内他球場と比較すると狭いダッグアウト(24 m<sup>2</sup>)

高校野球のダッグアウトの人数制限は、監督や記録員を含めて最大 20 名と規定されています。20 名全員がダッグアウトに入ったときの1人当たりの面積は 1.2 m<sup>2</sup>であり、他施設と比較しても狭く、利用者からは拡大希望があります。



秋津野球場のダッグアウト



浦安運動公園野球場のダッグアウト

● 稼働率が低い天然芝のグラウンド

(5)にて詳細に記載します。



## (2)秋津サッカー場(第一カッターフィールド)

### 1)施設概要

秋津サッカー場は、市民大会の他、アメリカンフットボールのXリーグ公式戦等で利用されています。

開設日	昭和 57 年 10 月 1 日
施設概要	サッカーコート1面(110m×75m)
付属設備	鉄筋コンクリート造3階建 研修室(40人)、厨房設備、シャワー室、更衣室、放送室、観覧室、医務室、控室、事務室、便所、ロビー、倉庫、電気室
スタンド	収容人数 約 2,100 人
ナイター設備	照明塔4基
延床面積	3,256.84 m <sup>2</sup>
敷地面積	13,742.6 m <sup>2</sup>
命名権	第一カッター興業株式会社(H30年度～R2年度、R3年度～R5年度)



秋津サッカー場



サッカー試合



Xリーグ試合



ファミリー運動会  
(公財)習志野市スポーツ振興協会事業

## 2) 秋津サッカー場の課題

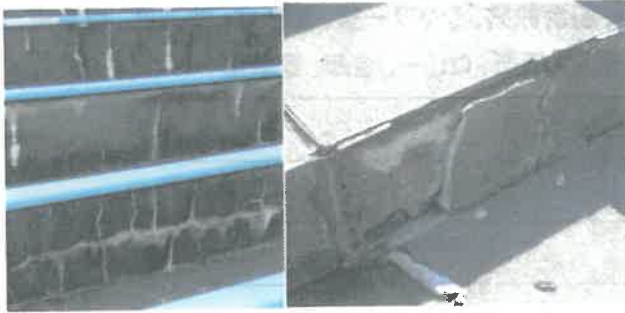
施設供用開始後 39 年が経過し、平成 28 年度には外壁の一部のコンクリート片が落下するなど、施設の多くの箇所で修繕や大規模な更新が必要となっています。

具体的な課題は次のとおりです。

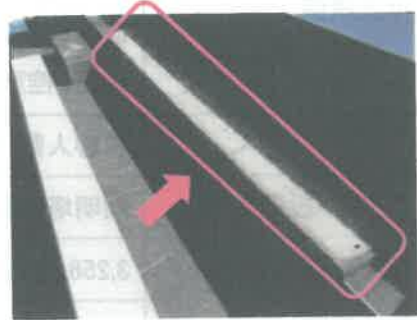
### ● 観客席の老朽化

スタンドは、全体的に亀裂が入っており、破損している部分も複数あります。

令和元年度の台風により一部の座面が剥がれてしまい、危険な状態です。



亀裂や破損



台風によりシートが剥がれた座席

### ● 老朽化した外壁と内壁

平成 28 年度にはコンクリート片が落下し、速やかに補修しました。全体的に老朽化しており、ひび割れもあります。



平成 28 年度に落下した箇所



落下したコンクリート片(横 22cm × 縦 16cm)



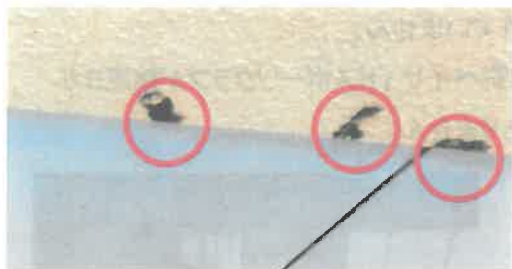
全体的な亀裂



浮いている外壁

● 雨漏りの発生

観客席の排水に不具合が発生しており、雨漏りが発生しています。



雨漏りしている天井

● トイレの老朽化

秋津サッカー場内の全 21 個のトイレの内、洋式トイレは、更衣室内の利用者用に2個と、利用者と来場者兼用の多目的トイレが1個の合計3個のみです。

利用者と来場者共に、トイレが古く使いづらい、トイレの数が足りない、暗いなどの声が多くあり、改修の要望があります。



和式のトイレ



来場者が唯一使用できる洋式トイレ  
(多目的トイレ)

● 時計(サッカー用タイマー)の故障

時計(サッカー用タイマー)は故障しており、サッカー試合時には、一般の壁掛け時計にて代用しています。

これまで、高額なことを理由に買い替えができていませんが、本来は試合に必須の備品であり、サッカー場としての機能の一部を欠いている状態です。

● 使用されていない諸室

宿泊可能な施設として開設したため、付帯施設として、厨房と和室(研修室)があります。現在は、宿泊利用のニーズがないため、厨房は使用されていません。

また、和室は、総合型地域スポーツクラブの習志野ベイサイドスポーツクラブが健康ヨガに利用していますが、それ以外の利用はほとんどありません。



現在では使用されていない厨房



和室(研修室)

● 稼働率が低い天然芝のグラウンド  
(5)にて詳細に記載します。

### (3)多目的広場

#### 1)施設概要

多目的広場は、秋津野球場や秋津サッカー場で大会開催時の練習会場や少年野球大会の会場として利用されています。事前予約が入っていない場合は、自由に使える無料施設です。(照明塔の利用は有料です。)

施設概要	天然芝、照明塔8基
敷地面積	8,522.8 m <sup>2</sup>

#### 2)多目的広場の課題

天然芝が部分的に剝がれており、境目の段差が目立ちます。



部分的に剝がれている芝

※秋津野球場、秋津サッカー場の人工芝化に伴い、現在両施設に敷設されている天然芝を多目的広場へ移設することを検討します。

### (4)駐車場

#### 1)施設概要

場所	サッカー場西側
台数	200台(無料)
利用可能時間	午前8時30分～午後9時

#### 2)駐車場の課題

高校野球やXリーグ公式試合等のイベント開催時には、サッカー場西側駐車場(200台)は、満車となります。近隣に公共の駐車場はなく、駐車場に至る道路が渋滞してしまうことがあります。



秋津野球場、秋津サッカー場で大会同時開催時の駐車場(満車)

(5)天然芝のグラウンド(多額な維持管理と市民利用の制限)

秋津野球場と秋津サッカー場のグラウンドは、共に、天然芝を使用しています。

両施設の天然芝の年間の維持管理費は、野球場、サッカー場合わせて約 3,000 万円であり、施設の保守管理費の約 60%を占めています。

また、天然芝維持のために次の4点を実施しており、これらが施設の利用ニーズがあるにも関わらず、市民の利用を制限する要因となっています。

(i) 約半年間の養生等

当初から予定している養生期間(野球場約3カ月、サッカー場約1カ月)のみでなく、大会前後に整備(部分養生等)を要しているため、実際に天然芝の管理のために使用できない期間は、野球場は約5カ月、サッカー場は約7カ月となっています。

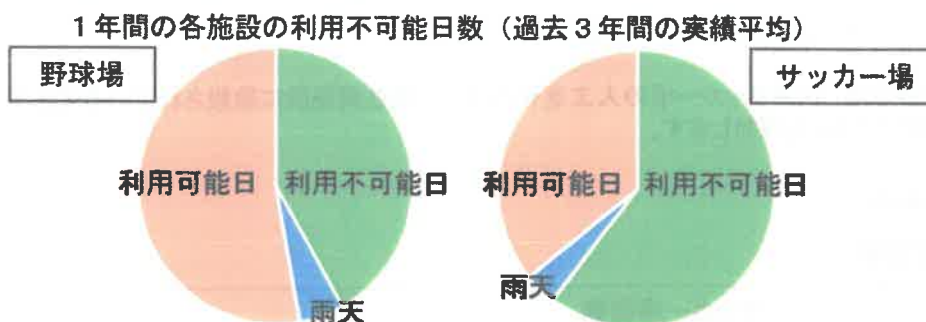
(ii) 雨天時の利用中止

野球場は、外野が天然芝、内野が黒土であることから、雨が降るとグラウンドがぬかるみ、その後晴れたとしても使用することができません。

(iii) 試合形式のみの利用

練習等で高頻度を使用すると天然芝が痛むことから、野球場・サッカー場共に試合形式でしか貸し出しをしていません。

(iv) サッカー場は、1日1試合のみの利用



(参考)利用不可能日数(新型コロナウイルス感染症の影響による利用不可能日を除く)

	年度	利用不可能日数 (養生+整備+年末年始)	利用可能日数	雨天による利用不可能日数 (利用可能日の内数)
野球場	令和元年度	153日	213日	28日
	令和2年度	150日	215日	10日
	令和3年度	156日	209日	20日
	平均	153日	212日	19日
サッカー場	令和元年度	204日	162日	20日
	令和2年度	218日	147日	29日
	令和3年度	222日	143日	4日
	平均	215日	151日	18日

### 3. 課題等の整理

#### (1) 秋津公園全体としての課題

秋津公園内のスポーツ施設の現状は、前節で記載したとおりですが、秋津公園全体の状況は、園路に無数のひびが入っている、段差が生じている、公園入口タイルが剥がれているなど、スポーツ施設と同様に老朽化が著しい状態です。また、園内の植栽については、剪定、消毒といったメンテナンスを毎年実施しているものの、緩衝緑地帯という位置付けから現状以上の剪定は難しく、特に夜間において「暗い」「怖い」といった印象を与えています。

こうした印象は、前述のとおり緩衝緑地帯という位置付けから改善が難しいものとも捉えられますが、夜間にスポーツ施設が稼働していないために、施設の照明が点灯していないことも要因の1つとも考えられます。

については、スポーツ施設の稼働率向上により、安心して夜のウォーキング等ができるよう公園全体への印象を改善することが必要です。

なお、スポーツ施設以外の公園部分については、多世代の交流拠点となるための様々な活用の可能性がある一方、課題もあることから、更なる検討が必要です。

#### (2) スポーツ施設の稼働率の向上と収支の改善

本市のスポーツ施設の予約は、「習志野市スポーツ施設の優先予約及び利用調整に関する基準」に基づき、各種大会等の円滑な実施のために大会等の予約を受け付けた後に、一般予約を受け付けています。

前節に記載のとおり、天然芝の維持には大会前後の整備が必要であることから、一般利用者が利用可能な日数は限られ、実際に、令和3年度中の一般サッカー団体の利用は22日に留まっています。

さらに、近年では時代の変化と共に、市内でもアメリカンフットボールやラグビー等の多種目のスポーツ団体が増加しており、市域が狭くスポーツをする場所が限られていることから秋津サッカー場の利用要望がありますが、十分に対応できていません。

加えて、天然芝は人工芝と比較して、多額の維持管理費を投入しています。

そこで、市民の利用機会拡大及び収益性の向上のため、施設の利便性向上による新規利用者の増加に加え、グラウンドの人工芝化により前述のような多種目での利用要望に対応する必要があります。

#### (3) 近隣住民への配慮と理解

秋津公園は、前述のとおり緩衝緑地帯に位置付けられており、谷津干潟や住宅地に近いため、騒音等に配慮する必要があります。過去に、秋津公園内のスポーツ施設において大会やイベントが開催された際には、度々、応援や鳴り物等への苦情が市に寄せられています。

再整備事業によって秋津公園内のスポーツ施設が地域に愛される施設となるためには、市民の生活が脅かされることのないよう、騒音や衛生については引き続き十分な配慮が必要となります。

## 第4章 整備の概要

秋津野球場・秋津サッカー場等の整備の概要は、「第2章 3. 整備方針」に基づき、次のとおりとします。

施設	項目
野球場	・ 人工芝化(内野・外野)
	・ 外壁・内装改修(ブルペン、ダッグアウト等含む)
	・ 放送設備更新
	・ 電気・空調・衛生消火設備更新
	・ トイレ改修
	・ スタンド座席更新
	・ 両翼拡張
サッカー場	・ 人工芝化
	・ 外壁・内装改修(和室、調理室等含む)
	・ 放送設備更新
	・ トイレ改修
	・ 電気・空調・衛生消火設備更新
	・ 照明改修
	・ スタンド座席更新
	・ バックスタンド設置場所の整備

### 1. 各施設の老朽化対策

野球場とサッカー場の老朽化対策として、利用者と来場者の安全性を確保した施設とするため、次の内容を整備します。

#### (1) 秋津野球場

- ・外壁・内装改修(ブルペン、ダッグアウト等含む)
- ・放送設備更新
- ・電気・空調・衛生消火設備更新
- ・トイレ改修(洗面台の改修等含む)
- ・スタンド座席更新

#### (2) 秋津サッカー場

- ・外壁・内装改修(和室、調理室等含む)
- ・放送設備更新
- ・トイレ改修
- ・電気・空調・衛生消火設備更新
- ・照明改修
- ・スタンド座席更新



## 2. 秋津野球場グラウンド、秋津サッカー場グラウンドの人工芝化

前章に記載したとおり、現在の秋津野球場、秋津サッカー場のグラウンドには、天然芝が敷設されており、その維持管理の都合から、利用ニーズがあるにも関わらず、制限が設けられています。

本市では、平成28年に習志野市立習志野高等学校において人工芝化を実施し、多少の雨天でも左右されずに使用ができ、活動の幅が広がりました。さらに、このグラウンドは、少年サッカークラブや各種地域スポーツ団体への貸出しなど地域スポーツの核としての役割も担っており、一方では鮮やかな人工芝グラウンドで演奏する同校の吹奏楽部の映像が一流アーティストのミュージックビデオに利用されるなど、利用価値の高いグラウンドとなっています。

また、本市の人工芝フットサル場の芝園フットサル場の稼働率は高く、定期的な子ども向けのサッカースクールや、市民総合体育大会サッカー競技の障がい者、シニアの部にて利用されるなど、多くの市民に利用される施設となっています。

秋津野球場、秋津サッカー場のグラウンドにおいても、本格的なチームだけでなく、多種目の利用を含め広く市民に利用していただくため、両施設を人工芝へ張替えます。

なお、両施設の人工芝整備にあたっては、熱中症への配慮、膝や腰への負担の軽減、環境への配慮など多方面から検討を行います。



市立習志野高等学校の人工芝グラウンド



人工芝グラウンドをマーチングに利用

(1)天然芝と人工芝のメリット・デメリットの整理

天然芝と人工芝のメリット・デメリットには、それぞれ以下のようなものがあります。

	天然芝	人工芝
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 葉の蒸散作用等により、表面温度が上がりにくい。</li> <li>• Jリーグ等のトップの試合では人工芝は使用されないため、トップ選手の練習に使用できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 水はけがよく、多少の雨天でも使用できる。</li> <li>• 耐久性に優れており、連続使用が可能。</li> <li>• 一年を通して一定水準の品質が保たれる。</li> <li>• 日常的なメンテナンスが天然芝に比べて大幅に簡易。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 土壌がぬかるみやすく、雨天でのコンディションが悪くなりやすい。</li> <li>• 雑な扱いや連続使用で傷みやすく、利用が大幅に制限される。</li> <li>• 季節により、芝の色や生育状況が変わる。また、年に1ヶ月～2ヶ月程度の養生期間が必要になる。</li> <li>• 品質の維持には、専門的な管理が必要。また、毎日の散水、頻繁な雑草処理や肥料散布等が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 夏場に表面温度が上昇しやすい。</li> <li>• 環境への配慮が必要。</li> </ul>

天然芝は質感・使用感が良いのが特徴ですが、品質の維持のために、現在のように稼働率を犠牲にする必要があります。

人工芝は質感・使用感は天然芝に劣るとされておりますが、雨天や厳しい使用に耐えうるため、稼働率を上げることが可能です。

また、人工芝の構造上、天然芝よりも地盤が固くなってしまいう傾向がありますが、改良とともに既に多くの使用実績があります。

## (2) 秋津サッカー場を取りまく環境変化

これまで、秋津サッカー場は、天然芝の状態の良いこと、都心や成田国際空港からの距離が近いこと、周辺に宿泊施設があること等から、サッカー日本代表やなでしこリーグなどの日本のトップ選手たちに利用されてきました。

令和3年(2021年)に開催された東京2020オリンピックでも、組織委員会が秋津サッカー場を期間中一括で借り上げ、ナイジェリア、アルゼンチン、フランスなど各国代表選手が練習会場として利用しました。

このようなトップ選手が使用してきた付加価値や天然芝の希少性、また、健康面や環境面への影響といった観点から、秋津サッカー場利用者からは、現状の質の良い天然芝維持の要望もあります。

前頁においても「トップ選手の練習に使用できること」を天然芝のメリットとして挙げていますが、令和2年度には千葉市内に日本サッカー協会によって各世代の日本代表チームのトレーニングやメディカルサポート、トップクラスの指導者や審判の育成、国際交流・国際貢献活動の拠点等の機能を有したJFA夢フィールドが整備されたこと、及び、女子プロサッカーリーグのWEリーグ<sup>※2</sup>が設立されたことに伴い、今後、トップ選手による秋津サッカー場の利用は大幅に減少し、併せて付加価値も減少することが見込まれます。

また、健康面や環境面への影響については、各都道府県サッカー協会において各地に人工芝を使用しサッカー場が整備されていることから、高性能なアンダーパットや温度抑制効果のあるチップ等、製品は改善されていると認識しています。

### (参考) 近隣県サッカー協会が整備している人工芝グラウンドの例

開設年度	協会名	グラウンド名
平成26年度	神奈川県サッカー協会	フットボールセンター(かもめパーク)
平成30年度	埼玉県サッカー協会	SFAフットボールセンター (彩の国KAZOヴィレッジ)
令和2年度	千葉県サッカー協会	千葉県フットボールセンター (JFA夢フィールド内)

こうした環境変化を踏まえ、秋津サッカー場が、市域の限られている本市においてより多くの市民の「する」スポーツの場となり、交流拠点となるよう検討しました。

※2 WEリーグ: 令和2年度に設立された女子プロサッカーリーグ。  
これまで女子サッカーは、アマチュアリーグの「なでしこリーグ」のみでしたが、日本初の女子プロサッカーリーグとして「WEリーグ」が設立されました。現在の秋津サッカー場は、「WEリーグ」のスタジアム要件を満たしておらず、また、これまで秋津サッカー場を利用していた「なでしこリーグ」に属するチームは「WEリーグ」に参入したため、令和2年度以降女子のトップ選手による秋津サッカー場の利用は無くなりました。

### (3) 稼働率について

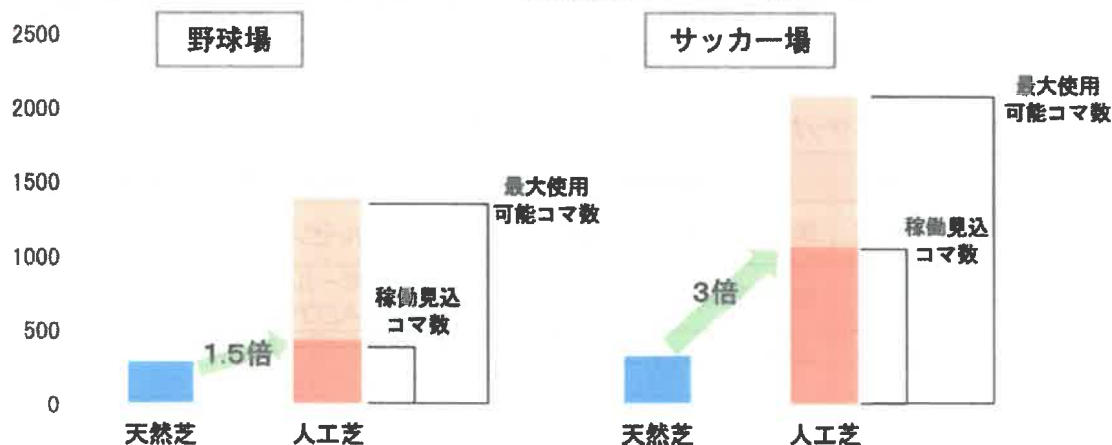
天然芝の管理について秋津野球場、秋津サッカー場ともに、使用者から高い評価をいただいておりますが、この芝の状態を保持するために厳しい利用制限を設けています。結果として、稼働率がかなり低い施設となっています。

人工芝化後は、人工芝の耐久性が高いため、制限を緩和し、様々な競技での使用や連続使用も可能とすることで、大幅な稼働率向上が見込めます。

#### 【改修後に想定する使用方法】

<p><b>秋津野球場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試合形式に限定しない。練習使用も可能。</li> <li>・野球利用を優先するが、外野部分等を使用した多目的な利用も可能。</li> <li>・年末年始以外は、年間を通して使用可能。</li> </ul>
<p><b>秋津サッカー場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試合形式に限定しない。練習使用も可能。</li> <li>・1日1試合に制限しない。</li> <li>・アメフト、ラグビーやホッケー等、多目的な利用も可能。</li> <li>・年末年始以外は、年間を通して使用可能。</li> <li>・フィールド半面ずつ貸し出し可能。</li> </ul>

天然芝と人工芝の最大使用可能コマ数と稼働(見込)コマ数の比較



(参考) 稼働コマ数の比較(単位:コマ<sup>※3</sup>/年)

		野球場	サッカー場
天然芝	稼働コマ数	290	330
	最大可能コマ数	1,388	2,082
人工芝	稼働見込コマ数	448	1,081

※3 本方針における「コマ」は、現在の仕様と同様の「秋津野球場:1コマ3時間」、「秋津サッカー場:1コマ2時間」としています。

#### (4)人工芝の財政的メリット

天然芝と人工芝では、一般的な耐用年数が異なり(天然芝 15 年、人工芝 10 年)、全面張替の期間が異なることから、30 年間の整備費、維持管理費を合わせた総コストを試算し、それぞれの費用対効果を検討するため、1年間及び1コマあたりの費用を算定しました。

各施設の1年間及び1コマあたりの費用比較

(単位:円)

	野球場		サッカー場	
	1年間	1コマ	1年間	1コマ
天然芝	17,443,333	60,149	25,793,333	78,162
人工芝	35,412,898	79,047	24,370,067	22,544

サッカー場は、人工芝化により1日1試合の制限を無くすことから、1コマあたりの費用が下がります。

一方で、野球場は、天然芝の方がより安価となっていますが前頁に記載のとおり人工芝化後は、これまでの利用に加え「外野部分等を使用した多目的な利用も可能」とすることで利用の拡大を見込んでいます。

#### (5)天然芝の活用

秋津野球場に隣接する多目的広場は、天然芝を敷設している無料施設ですが、その芝は、部分的に剝がれており、芝と砂の境目の段差が目立つ状況です。

多目的広場の安全性及び利便性向上のため、人工芝化により不要となる秋津サッカー場の天然芝を多目的広場に移設し、活用することを検討します。

### 3. 各施設の機能向上

#### (1) 秋津野球場の両翼の拡張

現在の秋津野球場は、習志野市野球連盟に次いで、千葉県高校野球連盟が多く利用しており、これにより、市外利用者や市外来場者の確保はもちろん、メディアへの露出機会の確保が可能となっています。

社団法人日本野球機構による公認野球規則(2016年)では、硬式野球場の両翼は98m以上とされており、千葉県内で高校野球の会場となっている(秋津野球場を含む)全13施設のうち、8施設が硬式野球に対応した両翼(98m以上)です。

また、両翼98m未満の5施設のうち、市川市の国府台球場を除く4施設が昭和40年から昭和62年に開設されてから現在に至るまで一度も大規模な改修がなされていないため、今後もこの両翼を維持するかは不明確です。

秋津野球場が現在の両翼を維持した場合、県内他施設と比較して機能が低くなることにつながり、千葉県高校野球連盟を含む市外からの利用者が減少してしまうリスクがあるため、現在の利用状況を維持することを目的とした、両翼拡張が望まれます。

なお、両翼拡張の際には、野球場自体の面積が増大し住宅地への影響が出ることがないように整備します。

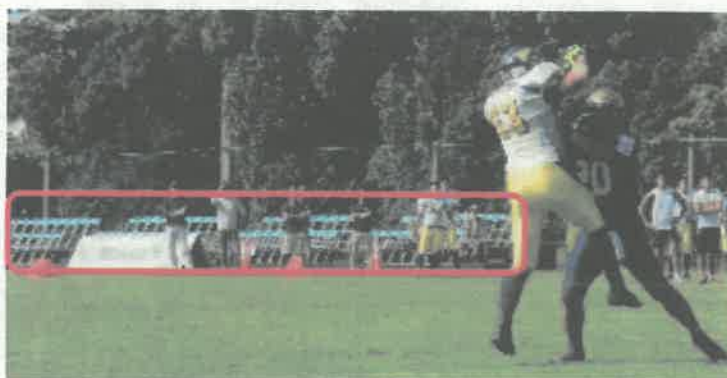
	現状維持	両翼拡張
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>硬式野球でも、ホームランが出やすい。</li><li>高額な改修費が発生しない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>大学野球等、新たな利用者呼び込める可能性がある。</li><li>利用者の要望を実現でき、満足度を高められる。</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>県内他施設が98m以上に改修することで、高校野球の会場として使用されなくなる恐れがある。</li><li>高校野球の会場として使用されなくなると、市外利用者や市外からの来場者が減少する恐れがある。</li><li>高校野球の会場として使用されなくなると、メディアへの露出が無くなり、ネーミングライツの需要が無くなる恐れがある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>改修費が高額となる。</li><li>芝生座席が削られ、収容数が減少する。</li><li>軟式野球、少年野球では、ホームランが出にくい。</li></ul>

## (2) 秋津サッカー場の仮設バックスタンドを設置可能とするスペースの確保

グラウンドを人工芝化し、多目的に利用可能なサッカー場に整備した場合、現在年に1～2試合開催されているアメリカンフットボールのXリーグ公式試合等の興行的利用を増加することができます。

令和元年度のXリーグの観客数は、試合によって1,000人台～4,000人台と幅広いですが、本市を拠点として活動するチーム「オービックシーガルズ」の他施設での試合では、計2試合が現在の秋津サッカー場のメインスタンド収容人数(約2,100人)を超えています。

こうした状況等から、今後、メインスタンドの収容人数を超える集客が見込まれるイベントが開催される可能性があります。頻度は限定的と見られる上、常設のバックスタンドを新設した場合、初期投資だけでなく維持管理費も嵩むため、大型イベント時には、仮設スタンドを設置して臨機応変に対応できるよう、その設置スペースを確保します。



バックスタンドの仮設席(平成 26 年度)

## 第5章 再整備後のイメージ

前章で示した改修・整備が実施された後の施設と運営方法は次のとおりです。

### 1. 整備後の施設イメージ

#### (1) 秋津野球場

- ・グラウンド: 人工芝
- ・規模: 両翼 98m、センター122m
- ・照明塔: なし
- ・スタンド施設: 本部室、放送室、審判控室、事務室、器具庫、トイレ、更衣室 等
- ・スタンド収容人数: 約 1,800 人(メインスタンドのみ)



スタンドイメージ

(出典) 東京都スポーツ文化事業団ホームページ



人工芝球場イメージ

(出典) 駒沢公園ホームページ「駒沢公園イベントカレンダー」



## (2) 秋津サッカー場

- ・グラウンド: 人工芝
- ・規模: サッカーコート1面
- ・照明塔: 4基
- ・スタンド施設: 本部室、放送室、審判控室、事務室、器具庫、トイレ、更衣室 等
- ・スタンド収容人数: 約 2,100 人 (加えて、仮設スタンドの設置を可能にします。)



人工芝フィールドイメージ  
(出典) 富士通スタジアム川崎ホームページ



仮設バックスタンドイメージ  
(千葉県軟式野球場)

### (3)全体像



### (4)各施設の諸室等

#### 1)トイレ、シャワー室



トイレイメージ



シャワー室イメージ

#### 2)その他の諸室等

使用されていない、または、改修要望のある諸室等については、次のような改修が望まれます。

- ・ブルペン(野球場): 囲いを取り外し、野球場周辺の園路と一体化させた舗装とする。
- ・ダッグアウト(野球場): 躯体の柱の位置の都合上、スタンド側への拡張が不可能であるため、グラウンド側に拡張し、拡張部分に屋根を設置する。
- ・厨房、研修室(サッカー場): スタジオ兼会議室の仕様とする。



スタジオ兼会議室イメージ (出典)CAC スポーツクラブホームページ

## 2. 再整備後の運営計画

再整備後の秋津野球場、秋津サッカー場は、現在の利用に加えて、スクールや教室、練習での利用、野球場の雨天後の利用も認め、使用制限を最小限に抑え、野球場、サッカー場、多目的広場、駐車場には多世代の市民が訪れ、交流するよう運営し、これまでの概念にとらわれず、多目的な貸し出しを行います。

具体的には、市内で特に高齢者に人気のあるグラウンドゴルフや、施設の利用要望があるラグビーやラクロス等の利用も認め、更なるスポーツ機会拡大を図ります。

また、平成 30 年度に本市が実施した「スポーツ・運動に関する市民アンケート」における「スポーツをしていない人が今後してみたいスポーツ」として回答の多かったヨガや、ストレッチ等、前述の競技スポーツ以外の身体運動で利用することによって、市民が気軽にスポーツを楽しめる運営を行います。

また、再整備を機に、多種多様な使い方ができる施設であることを広く市民に知っていただけるような施設名称への変更を検討します。

### <参考:現在の主な利用>

高校野球千葉県大会、プロ野球2軍公式戦、習志野市野球連盟・習志野市少年野球連盟が開催する野球大会、習志野市サッカー協会が開催する市民リーグ、市内で活動するアメリカンフットボールチームであるオービックシーガルズのホームゲーム、総合型地域スポーツクラブの活動、習志野市スポーツ振興協会の事業

### (1)開場時間と休場日

#### 1)秋津野球場

開場時間	9時00分～18時00分 (原則として3時間単位)
休場日	年末年始(12月29日から1月3日まで)



野球場でのヨガ

(出典)(公財)浜松市スポーツ協会ホームページ



人工芝を利用したグラウンドゴルフ

(出典)(公財)横浜市スポーツ協会ホームページ

## 2) 秋津サッカー場

開場時間	9時00分～21時00分 (原則として2時間単位)
休場日	年末年始(12月29日から1月3日まで)



子どもへのサッカー体験教室

(出典) 富士通スタジアム川崎ホームページ



サッカー場でのラグビー利用イメージ

(提供) 東京ラグビーフットボールクラブ

## (2) スポーツ利用以外の活用

改修後の施設は、スポーツ以外にまつりやフリーマーケット、マルシェ等を開催し、スポーツに関心がある人だけでなく、誰もが親しみ交流できる施設となるように運営します。



イベント時の出店



スポーツ施設を活用したまつり

各施設の現在使用されていない稽室を会議室として利用できる仕様とすることや、施設の地域限定開放日を設定する等の近隣住民に向けた新たなサービスの拡充を検討し地域住民に親しまれる施設へ生まれ変わると共に、施設の活性化に伴う騒音及び渋滞への対応も強化・徹底します。

また、秋津サッカー場、秋津野球場を含む秋津総合運動公園は、一時避難場所に指定されていることから、防災用品の備蓄機能を設ける等の災害時に避難者が安心できるような機能設置を検討します。

### 3. 費用負担・維持管理費・運営費

---

#### (1) 費用負担の考え方

本市では、秋津野球場、秋津サッカー場のみならず、公共施設の老朽化対策の財源を確保することが全市的な課題となっています。

受益者負担の適正化の観点から、利用料金の値上げによる財源確保を図ることで、安全安心な施設、市民サービスを維持し、さらには市民利用の拡大を図ります。

#### (2) 駐車場の有料化

習志野市公共施設等附設駐車場使用料の適正化指針により、施設利用の公平性の確保と受益者負担の適正化の観点、スポーツ施設運営の持続可能性の観点に基づき、駐車場を有料化します。

#### (3) スポーツ施設及び駐車場の維持管理費・運営費、指定管理料

民間事業者の創意工夫を生かした運営を目指します。本事業では利用料金制を採用し、指定管理者が、利用料金のみを財源として秋津野球場、秋津サッカー場、多目的広場、駐車場を一体的に維持管理運営することを想定し、指定管理料を大幅に削減します。

さらに、各事業年度の収益が予定された基準値を上回った場合に、その程度に応じて指定管理者から市へ金銭を支払うプロフィットシェアを検討します。

サッカー場の整備及び維持管理運営については、県内でも民設民営で行われている事例があり、その場合、一般貸出のみでなく、スクールとしても利用し収益を得ています。本市でも民間事業者の創意工夫により同様の運営にて、指定管理料の大幅削減が可能であると想定しています。

駐車場については、一般的に民設民営で運営されているため、そのノウハウを導入します。

#### (4) 使用料減免

本市のスポーツ施設の使用料減免については、「習志野市スポーツ施設使用料に係る習志野市使用料規則第3条第3号の規定に関する要領」において定めています。

現状、市は指定管理料とは別に、減免に係る利用料を指定管理者へ支払っていますが、再整備後も同様に、指定管理料とは別に減免に係る利用料の補填を行います。

#### 4. 想定される効果

---

本事業の実施に伴い想定される効果は、次のとおりです。

##### (1) するスポーツ人口の増加に伴う医療費抑制

施設の稼働率が上がることで、年間延べ利用者数の約2倍の増加を見込みます。

平成 26 年度にスポーツ庁が実施した「スポーツの経済効果に関する調査研究」ではスポーツによる医療費抑制効果を検証した新潟県見附市において実証実験プログラム開始約3年後の運動継続者の1人当たりの医療費が、約 10 万円/年の削減となったとの結果が出ていること等から、スポーツと医療費の相関関係が認められています。

検証事例が少ないため本市における医療費抑制額の試算は困難ですが、施設の利用機会拡大は、本市においても医療費抑制効果が得られると想定します。

また、同研究では「60 代以上の年齢層が運動の実施により、元気で自立した生活ができること、すなわち健康寿命の延伸が医療費削減や介護保険料の削減には最も効果がある。」と結論付けられています。

##### (2) みるスポーツ人口の増加に伴う施設周辺への経済効果

Xリーグ等の試合回数が増加することで、年間のスポーツイベント観戦者数の約 1.2 倍の増加を見込みます。

平成 26 年度にスポーツ庁が実施した「スポーツの経済効果に関する調査研究」における地域のスポーツイベントの経済効果については、「運営関連支出」、「参加者等消費

支出」の2点が主に計上されており、大会開催前数カ月間から開催中と期間は長くないものの、経済効果が生じていることが分かっています。

本市でもイベント開催時の出店や施設周辺での飲食消費が増えることが見込まれ、一定の経済効果があると想定します。

また、同研究では、経済効果以外にスポーツ大会実施による住民ボランティアや地域事業者からの支援等、社会的効果をもたらしたものが少なからずあることも示されています。

## 第6章 事業手法

### 1. 事業手法

現在の秋津公園内スポーツ施設(秋津野球場、秋津サッカー場、多目的広場)及び駐車場は、指定管理者制度を導入し、民間事業者に維持管理・運営を委託しています。

基準となる、従来手法による公共負担については、公共により改修を実施し、改修前と同様に、指定管理者による維持管理・運営を実施することを想定します。

民間活力の導入について、本方針ではPFI手法を一手法として検討していますが、「習志野市PFI導入指針」に基づき、事業手法を検討します。

### 2. 事業スキームの検討

本事業のスキームについては、前節のとおり「習志野市PFI導入指針」に基づき検討を進め、今後必要に応じてPFI導入可能性調査を実施して絞り込むこととなりますが、現状を踏まえると、次の3つの事業スキームが想定されます。

#### 【スキーム1:公共整備+指定管理】

従来手法の分離分割発注、又はDB手法で設計整備を行った上で、維持管理運営については業務委託又は指定管理者制度を活用する。

#### 【スキーム2:DBO又はPFIと指定管理者制度の併用】

DBOの場合は、業務を担当する複数の企業がJVを組んで参画する。PFI手法の場合は、PFI法に則り、施設整備(又は改修)と維持管理運営を一括して民間事業者に委ねる。いずれも維持管理運営に指定管理者制度を活用すれば、民間事業者が利用料金の徴収や施設の使用許可権限を持つことができる。

#### 【スキーム3:コンセッション方式】

施設に運営権を設定した上でそれをSPCに付与し、施設全体の整備(投資)+施設全体の維持管理運営をまとめ、施設全体の運営(投資、改修、維持管理運営)を民間事業者に委ねる。

以上3つの事業スキームの大まかな流れは次図のとおりです。

## 想定される事業スキームと大まかな流れ



令和2年度に、本事業の目的及び市の留意点から整理した6つの視点（①市の資金調達面、②公園の活性化や賑わいづくり、③地元企業活用の可能性、④民間事業者の応募可能性、⑤市の手続きの煩雑さ、⑥市のコスト削減効果）から、以上の3つの事業スキームの比較検討として、民間事業者とのサウンディング等を行いました。

その結果、公園全体の活性化や賑わいづくりを目的とした設計・整備、民間事業者のノウハウを活用した維持管理運営を期待できる、DBO又はPFI(RO)方式、コンセッション方式に優位性があるが、コンセッション方式は事業者にとってPFI(RO)方式よりも参加のハードルが高くなることから、本事業のスキームとして現時点ではPFI(RO)方式が有力であると考えられるとの結論に至りました。

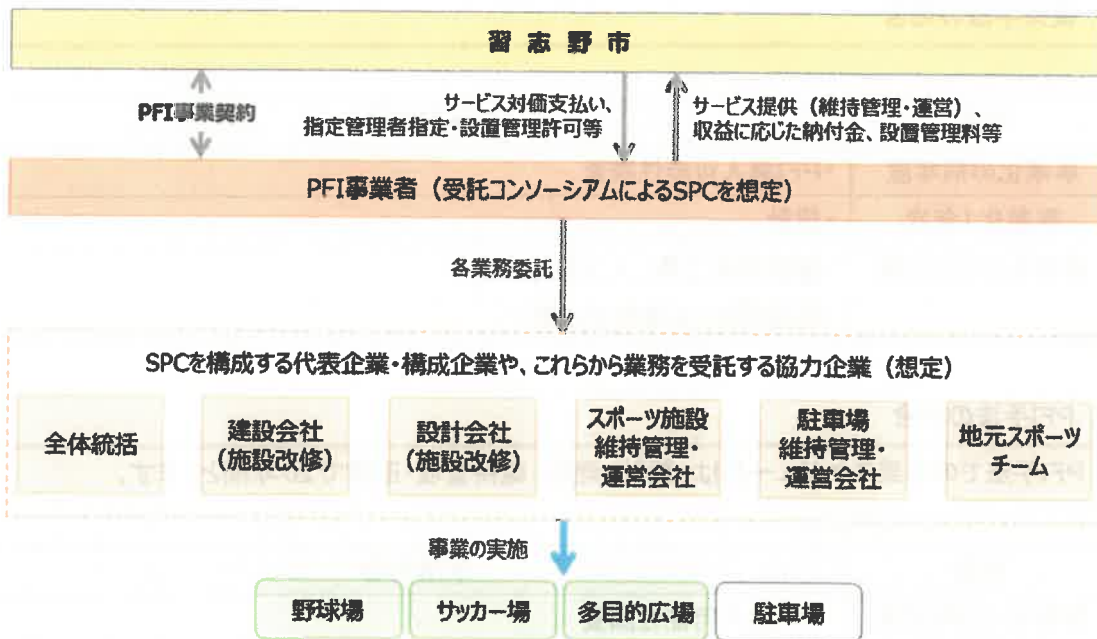


### 3. PFI手法で想定される事業スキーム

PFI手法を主として、収益施設部分に対してはPark-PFI手法を取り入れた場合の、本再整備事業の事業スキームを図示すると次のとおりとなります。

市は施設の整備・改修を行う事業者等からなるコンソーシアム（SPCを想定）とPFI事業契約を締結し、サービス対価として整備（改修）・維持管理運営費を長期割賦払いで支払います。

PFI手法で想定される事業スキーム図



## 第7章 事業スケジュール

PFI手法の導入により、効果的・効率的な財政支出で質の高いサービスの提供が見込める場合には、PFI導入可能性調査※4(リスク分担の検討、VFMの検討)を実施し、事業方式を検討します。

従来手法とPFI手法の各事業方式での事業スケジュールは次のとおりです。

※4 PFI導入可能性調査を実施する前に、従来手法に優位性があると判断した場合にはPFI導入可能性調査は実施しません。

### 1. 従来手法の場合

年度	事業内容
事業化の前年度	・PFI導入可能性調査
事業化1年次	・設計
事業化2年次以降	・施設改修工事、人工芝化工事 ・供用開始(工事完了次第)

### 2. PFI手法の場合

PFI手法での事業スケジュールは、設計、建設、維持管理・運営で20年間とします。

年度	事業内容
事業化の3年度前	・PFI導入可能性調査
事業化の2年度前	・インフォメーションパッケージの作成 ・事業者選定に係る文書の作成
事業化の前年度	・事業者選定
事業化 1年次～20年次	・設計 ・施設改修工事、人工芝化工事 ・供用開始(工事完了次第)



秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針

発行年月:令和4年3月

発行:習志野市教育委員会生涯学習部生涯スポーツ課

所在地:習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話:047(453)7378(直通)

第一カッターフィールド（秋津サッカー場）の天然芝維持を求める陳情

陳情趣旨

秋津サッカー場は、1982年に当時の吉野孝市長が習志野市の子どもからシニアまで  
市民が緑の芝生の上でサッカーを楽しめるようにとの思いをもって建てられた

「聖地」であり習志野市のレガシーである。天然芝の維持はSDGsの推進として

「N014 海の豊かさを守る」「N015 陸の豊かさを守る」環境にやさしいものである。

秋津サッカー場を利用した世界のトップクラスの選手や日本代表の選手からも

最高の芝と絶賛され、習志野市が誇る価値の高いスポーツ施設となっている。

私達は次世代の子ども達が天然芝の上で仲間と共に世界へ羽ばたくことの出来る

夢を育み市民が安心して集う地域コミュニティの場として

秋津サッカー場の天然芝存続を要望します。

以上の理由により、下記の項目について陳情します。

陳情項目

1 秋津公園サッカー場天然芝継続維持

2022年2月15日

住 所 習志野市袖ヶ浦 5-3-11

習志野市サッカー協会

ふりがな 氏 名 会長 片桐正広

電話番号

※ 自署の場合、押印は不要です

習志野市議会議長 清水 大輔 様 あて



令和4年第1回定例会 文教福祉常任委員会  
令和4年3月9日作成 生涯学習部生涯スポーツ課

秋津サッカー場の天然芝と人工芝のコスト比較(30年間)

大項目	中項目	天然芝 (既存利用)						人工芝						差額 金額(円)
		単価(円)	数量	単位	1年当たり 金額	回数	金額(円)	単価(円)	数量	単位	1年当たり 金額	回数	金額(円)	
新設費用	新設費用	0	8,800	m2	0	1	0	0	8,800	m2	1	178,082,000	178,082,000	
維持管理費	通常メンテナンス費	20,000,000	1	式	20,000,000	30	600,000,000	1,144,000	1	式	1,144,000	30	34,320,000	
	部分張替え	5,500	500	m2	2,750,000	28	77,000,000	13,000	500	m2	6,500,000	27	175,500,000	
	全面張替え ・天然芝15年毎 ・人工芝10年毎	5,500	8,800	m2	48,400,000	2	96,800,000	13,000	8,800	m2	114,400,000	3	343,200,000	
	計						773,800,000						553,020,000	
新設工事費用 (円)						0						178,082,000		
維持管理費 (円/30年間)						773,800,000						553,020,000		
合計						773,800,000						731,102,000		
1年あたりの費用 (円)						25,793,333						24,370,067	-1,423,267	
年間稼働コマ数						330						1,081		
一コマあたりの費用 (円)						78,162						22,544	-55,618	

令和4年3月10日付け議事第3-273号依頼分  
 令和4年第1回定例会 文教福祉常任委員会  
 令和4年3月23日作成 生涯学習部生涯スポーツ課

(個人情報削除)

## 秋津公園とスポーツ施設等一体的再整備に関する 町会代表者及び利用団体様ご意見

作成2021/1/12

習志野市サッカー協会

NO	調査項目	意見
1	秋津公園の現在のご利用方法	サッカー協会では、第一カッターフィールド、多目的広場を利用している。 ①第一カッターフィールドは、小学生からシニア、女性(女子、レディース、ミセス(ママさん)サッカー)の大会で利用している。 ②多目的広場は、小学生の大会、小学生からシニア、女性(女子、レディース、ミセス(ママさん)サッカー)の練習に利用している。
2	現在の秋津公園の印象	サッカー協会では、第一カッターフィールド、多目的広場を利用しているが、試合後など皆で休息する場所がなく試合だけする場所になっている。
3	公園内の施設の改修に関するご希望(よいところ、悪いところ等)	全体的には多種多様に皆に愛される施設(安全で、快適に)を希望。 ①サッカー場について、老朽化のため建物、水道設備、観客席、照明、放送電子機器の改修及び人工芝グラウンド化を希望。 ②野球場について、全面人工芝化とマウンドを平らにする機能を備え野球以外の大会が出来る施設を希望。 ③多目的広場について、全面人工芝化で現在使用の方法に加え障害者スポーツなどみんなでふえあえる場所を希望。
4	公園内や「秋津近隣公園予定地(※)」に希望する新たな施設と、その設置場所 ※秋津公園西側に隣接する、現在空地となっているエリア	新たな施設として、谷津干潟まで通じ周遊するサイクルロードを希望。また、秋津地区から新習志野駅まで通勤、通学出来る通路と駐輪場の設置を希望。 秋津近隣公園予定地については、 ①サッカー協会としては少年サッカーコート兼フットサルコートとして子供の普及活動の場。 ②サイクルロードの拠点(レンタサイクル、休憩所)として活用。 など新たな施設を希望。

5	公園や園内スポーツ施設の利用者への希望や注意してほしい点	公園内の喫煙を全面禁煙にして欲しい。また、私たちサッカーでも注意しているが、施設利用団体が園路に集まり道を塞いでいるので注意が必要と思う。
6	公園内で開催してほしい試合やイベント	サッカー協会としては、障害者サッカー、老人ホームの皆さんと楽しむサッカーのイベントを計画したい。また、町会の運動会と秋津地区などの祭り行事の開催も必要と思う。
7	公園へのかかわり方に関するご希望	サッカー協会としては、サッカーの試合をするだけでなく「6」で挙げたイベントのサポートを選手たちで行い色々な人との触れ合いの場としたい。これらを行うことで選手の育成にも繋がると考える。
8	秋津公園とスポーツ施設等一体的再整備における基本方針(案)に関するご意見	習志野市のスポーツ触れ合い拠点として、 ①子供がする、大人が見守る。 ②大人、障害者がする、子供たちや選手がサポートする。 また、災害時の避難支援拠点としての公園の役割も検討していただきたい。 収益を考慮した場合、新習志野駅周辺の有料駐車場、駐輪場(50ccバイク含む)、カフェテリアを設置して収益を図る。
9	その他(自由記載欄)	秋津公園に隣接する新習志野駅は一日1.3万人以上の人利用する。朝の通勤通学時のふれあい橋通りと国道357の香澄交差点では自転車が車道にまで溢れ危険である。夜間も歩道は暗く危険である。秋津公園に歩道、駐輪場、照明を設けることで秋津公園の活性化と駅利用者の安全が図られると考える。



## 別紙4

令和4年3月10日付け議事第3-273号依頼分  
令和4年第1回定例会 文教福祉常任委員会  
令和4年3月23日作成 生涯学習部生涯スポーツ課

(該当部分のみ抜粋)

### 秋津公園とスポーツ施設等一体的再整備の官民連携事業手法等調査業務 ヒアリングメモ

日	時	令和2年9月16日(水) 9:30~11:30
場	所	スポーツクラブ Vita Base 併設カフェ
参加	ヒアリング先	オービックシーガルズ(株)OFC)
	日本経済研究所	(株)日本経済研究所

#### 1. ヒアリング内容

##### (1) 貴団体の現在の利用状況について

- ・ 年1回、サッカー場で公式戦(Xリーグ)をやっている。地元チームということもあり、利用回数を増やしてほしい旨、市に相談をしているところである。天然芝への負担の軽減等の理由から、実現できていない。
- ・ 現在、Xリーグは、試合開催のための場所がないため、川崎の富士通スタジアムに集中している状況。Xリーグとしても、東京、千葉エリアに分散を希望しており、市への相談にはリーグも同行している。
- ・ 開催の準備が大変で、費用も一回に数十万かかる。1回の週末でシーガルズのホームゲームも含め、複数回試合ができればと考えている(土日各2回ずつ、計4回等)。

秋津サッカー場利用実績 (R1～R3)

※R4.3.12以降は予定を計上。

1. 利用可能日数

	利用可能日数 (a)+(b)	実利用日数 (a)	(a)内訳						利用不可能と なった日数 (b)	(b)内訳	
			サッカー	アメフト	ラグビー	かけこ教室、 ファミリー運動会 (スポ振事業)	その他 (撮影等)	コロナ閉場		雨天	
R3	143日	139日	131日	4日	3日	1日	0日	0日	4日	0日	4日
R2	147日	93日	91日	0日	0日	0日	0日	2日	54日	25日	29日
R1	162日	130日	121日	2日	0日	5日	2日	2日	32日	12日	20日
平均	151日	121日	114日	2日	1日	2日	1日	1日	30日	12日	18日

2. 利用不可能日数

	利用不可能日数 ①+②+③	内訳		
		年末年始 ①	整備日 ②	養生日 ③
R3	222日	6日	153日	63日
R2	218日	6日	128日	84日
R1	204日	6日	111日	87日
平均	215日	6日	131日	78日

議案第13号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則を別記のように制定する。

令和4年3月30日提出

習志野市教育委員会  
教育長 小熊 隆

提案理由

療養休暇を取得し、又は休職していた職員が職場復帰する際の支援のため医師の診断により短時間勤務が必要とされた場合において、職務専念義務を免除するため、改正するものである。

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和46年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号」の次に「のいずれか」を加え、同条第1号から第5号までの規定及び第7号中「行なう」を「行う」に改め、同条第9号中「、又はこれに」を「又はこれに」に、「公共的、団体」を「公共的団体」に改め、同条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 療養休暇を取得し、又は休職していた職員について、医師の判断に基づき勤務の軽減措置が必要と認められる場合

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和46年教育委員会規則第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(職務に専念する義務を免除する場合)</p> <p>第2条 職員は、次の各号に該当する場合には、教育長の承認を得てその職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行なう場合</p> <p>(2) 法第46条又は第49条の2第1項の規定により、勤務条件に関する措置の要求又は不利益処分に関する審査請求を行なう場合</p> <p>(3) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第51条及び同法附則第4条の規定に基づき、公務災害補償に関する審査請求を行なう場合</p> <p>(4) 市行政の運営上その地位を兼ねることが必要と認められる団体の役職員の地位を兼ね、その地位に基づく事務を行なう場合</p> <p>(5) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体等から委嘱されて講演又は講義を行なう場合</p> <p>(6) 昇任試験又は選考を受けるため受験者として出頭する場合</p> <p>(7) 職員の勤務条件等に関し、人事委員会又は公平委員会に苦情の相談を行なう場合</p> <p>(8) 略</p>	<p>(職務に専念する義務を免除する場合)</p> <p>第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、教育長の承認を得てその職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合</p> <p>(2) 法第46条又は第49条の2第1項の規定により、勤務条件に関する措置の要求又は不利益処分に関する審査請求を行う場合</p> <p>(3) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第51条及び同法附則第4条の規定に基づき、公務災害補償に関する審査請求を行う場合</p> <p>(4) 市行政の運営上その地位を兼ねることが必要と認められる団体の役職員の地位を兼ね、その地位に基づく事務を行う場合</p> <p>(5) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体等から委嘱されて講演又は講義を行う場合</p> <p>(6) 昇任試験又は選考を受けるため受験者として出頭する場合</p> <p>(7) 職員の勤務条件等に関し、人事委員会又は公平委員会に苦情の相談を行う場合</p> <p>(8) 略</p>

(9) 国若しくは地方公共団体、又はこれに準ずる公共的、団体が主催する体育に関する行事の運営に参画し、又は役員若しくは選手として出席する場合

(10) 略

追加

(11) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認められた場合

(9) 国若しくは地方公共団体、又はこれに準ずる公共的、団体が主催する体育に関する行事の運営に参画し、又は役員若しくは選手として出席する場合

(10) 略

(11) 療養休暇を取得し、又は休職していた職員について、医師の診断に基づき勤務の軽減措置が必要と認められる場合

(12) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認められた場合